

伊藤敏雄（編）

石刻史料と史料批判による魏晉南北朝史研究

平成27（2015）年3月

平成22～26（2010～2014）年度科学研究費補助金（基盤研究(A)）

「石刻史料と史料批判による魏晉南北朝史の基本問題の再検討」

（課題番号 22242022）成果報告書

研究代表者 伊藤敏雄（大阪教育大学・教授）

は し が き

伊 藤 敏 雄

私たちは、平成22（2010）年度に「石刻史料と史料批判による魏晉南北朝史の基本問題の再検討」という研究課題（研究代表者：伊藤敏雄）で、科学研究費補助金基盤研究(A)に採択されて以来、魏晉南北朝史に関する基本問題（貴族制・官僚制・基層社会・民族問題など）の再検討を意図しながら、近年陸続と増加している新出の石刻史料とともに、既出の石刻史料のデータ・ベース化を図りながら、石刻史料及び文献史料の史料批判的研究によって研究を推進してきました。

その研究の一環として墓誌などの石刻史料について、中国で実見・調査を実施し、中国側の御協力を得て、予期した以上の成果を挙げることができ、それらを利用した研究を進めることもできました。但し、実見・調査の成果の中には、中国側の公表を待たないと公表できないものもありました。

そこで、2012年9月16日（日）に海外共同研究者の張銘心氏（中央民族大学）らを招き、本課題研究の中間成果報告会として、国際学術シンポジウム「墓誌を通じた魏晉南北朝史研究の新たな可能性」を開催しました。佐川英治（東京大学）に、本課題研究の海外調査の概要とその成果を整理し、研究の展望を示していただくとともに、張銘心氏に墓誌研究の基本的問題にあたる墓誌の伝播の状況を本格的に呈示していただきました。また、王素氏（故宫博物院、代読）に新出の大唐西市博物館蔵北朝墓誌（当時未刊）のうち9点を紹介していただき、李鴻賓氏（中央民族大学）に同墓誌の「北周是云傭及夫人賀拔定妃墓誌」をもとに是云氏と北魏元氏や賀拔氏との関係を明らかにしていただき、墓誌を用いた魏晉南北朝史研究の可能性を示しました。その成果等をもとに、2013年5月に中間成果報告書『墓誌を通じた魏晉南北朝史研究の新たな可能性』を刊行しました。

以上の成果等を踏まえて研究を継続しながら、2013年8月末には河北省・河南省の鄴地区で石刻史料を実見・調査し、2014年9月15日（日）に最終年度の研究成果報告会として、国際学術シンポジウム「石刻史料から見た魏晉南北朝史——北朝史を中心に——」を開催しました。研究成果の一端として、佐川英治は墓誌を用いて六鎮の乱を見直し、佐藤智水（龍谷大学）は石刻史料をもとに6世紀前半青齊地方における仏教の展開とその特徴を明らかにし、窪添慶文（東洋文庫）は墓誌を用いて北魏後期の官僚の遷転過程を分析し、北魏後期の官僚の遷転がシステムチックであったことを明示しました。また、葉煒氏（北京大学）に新出墓誌を多数含む墨香閣蔵北朝墓誌とその価値を紹介していただく一方、海外共同研究者の朴漢濟氏（ソウル大学校名誉教授）には、石刻史料をもとに魏晉南北朝時代における「胡」の問題について講演いただきました。

このシンポジウムの報告や講演をもととする北朝関係の論考を中心にしながら、川合安

（東北大学）の南朝墓誌に関する研究整理、研究協力者の室山留美子（大阪市立大学都市文化研究センター）の石刻史料の史料批判的研究、永田拓治（阪南大学）の漢晋史研究における文献史料の史料批判的研究の可能性に関する論考を加えて、研究成果報告書を刊行します。

本研究成果報告書は、本研究課題の研究成果の一部ですが、魏晋南北朝史研究と石刻史料研究・史料批判的研究の更なる進展と、魏晋南北朝史の基本問題の再検討に裨益することになれば幸甚です。

目 次

はしがき	伊藤 敏雄	
北魏末の北辺社会と六鎮の乱——楊鈞と墓誌韓買墓誌——	佐川 英治	1
北魏時代の山東石像銘史料の探索と整理	佐藤 智水	2 1
北魏後期の官僚の遷転	窪添 慶文	3 4
略谈墨香阁藏北朝墓志的史料价值	叶 炜	8 3
魏晋南北朝时期石刻资料与“胡”——与《魏书》的叙述作比较——	朴 汉济	9 5
南朝墓誌覚書	川合 安	1 1 5
「考古資料」と「文献史料」のあいだ	室山留美子	1 2 6
漢晋史研究における文献史料の可能性——人物伝を中心に——	永田 拓治	1 4 7

北魏末の北辺社会と六鎮の乱

——楊鈞墓誌と韓買墓誌——

東京大学 佐川英治

はじめに

北朝から隋唐への歴史展開を考えると、北魏を崩壊に導き、関隴集団といわれる人々の活躍に道を開いた六鎮の乱は重要である。このことは関隴集団の名付け親でもある陳寅恪が注意していたことであつたが¹、この事件の歴史的な意義を最初に正面から論じたのは、谷川道雄「北魏末の内乱と城民」である²。この中で谷川氏は六鎮の乱の反乱の主体を「城民」=兵士と規定した。しかし、その後、直江直子の北朝後期為政者の出自に関する議論を受け³、「武川鎮軍閥の形成」では反乱の指導者を豪族と位置づけ、豪族が郷民を指導して起こした反乱と捉え直した⁴。直江氏は再度「北魏の鎮人」においても、鎮民は必ずしも城民ではなく、郷里社会で生業を営む豪族であつたことを確認している⁵。これに対して川本芳昭は、「郷里」といってもそれは史料を残した漢人の見方であつて、実際に反乱集団を結びつけていたのは部族的紐帯ではなかつたかとする疑問を提起している⁶。一方、唐長孺の「試論魏末北鎮鎮民暴動的性質」は、豪族的な鎮民と兵士である城民を区別しながら、反乱の主体は城民であり、鎮民はむしろこれを鎮圧する側に立ったとして、反乱の主要な原因は鎮民の地位低下ではなく、鎮民と城民の間の階級対立にあるとした⁷。これに対して朱大渭「代北豪強酋帥崛起述論」は、六鎮の乱のみを対象に論じたものではないが、北魏末の混乱期における北辺出身の豪族や酋長の活躍を論じた⁸。近年、薛海波「北魏末年鎮民暴動新探」は、反乱の主体を匈奴や高車の酋長とし、反乱の原因は軍鎮の官員となつた豪強

1 万繩楠整理『陳寅恪魏晉南北朝史講演録』第十七篇「六鎮問題」、昭明出版社、1999年、301-326頁。

2 谷川道雄「北魏末の内乱と城民」『増補 隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、1998年。もとは1958年に『史林』41巻5号に掲載。

3 直江直子「北朝後期政權為政者グループの出身について」『名古屋大学東洋史研究報告』5、1978年。

4 谷川道雄「武川鎮軍閥の形成」『増補 隋唐帝国形成史論』、筑摩書房、1998年。もとは1982年に『名古屋大学東洋史報告』8号に掲載。

5 直江直子「北魏の鎮人」『史学雑誌』92-2、1983年

6 川本芳昭「部族解散の理解をめぐって」『魏晉南北朝時代の民族問題』、汲古書院、1998年、173-178頁。

7 唐長孺「試論魏末北鎮鎮民暴動的性質」『山居存稿』中華書局、1989年。もとは黄惠賢との共著で『歴史研究』1964年第1期に掲載。

8 朱大渭「代北豪強酋帥崛起述論」同著『六朝史論』中華書局、1998年。もとは1989年に『文史』第31輯に掲載。

酋帥とそうなれなかった一般の酋長層との内部矛盾にあるとしている⁹。総じて、この反乱が民族問題と深く関わっているという視点は深まりつつあるが、依然として反乱が何らかの格差に対する不満に発したとする見方は変わっていない。

この反乱が北魏全域に広がったことを考えるとき、その背景に広汎な被支配層の不満があったとみるのは当然であり、その性格は分析しなくてはならない。しかし、そうした不満が必ずしも北魏に対する反乱というかたちに結実するかといえば、そうとはいえないのであって、より身近な鎮将に対する反抗や鎮からの逃亡というかたちになって現れたとしてもおかしくはない（実際に『魏書』の中にそのような記述はある）。それにゆえに、この反乱が明確な北魏国家に対する反乱となった理由を追及しようとするれば¹⁰、なぜ破落干拔陵なる人物が523年頃、六鎮のとくにその西部地域で蜂起したのかという問題を当時の北魏の北辺社会の地域性や特殊性においてより具体的に考えてみる必要がある。ただし、それを知るための破落干拔陵に関する史料は、残念ながら『魏書』に散見される寥寥たる記述だけであって全く乏しい。しかし、幸いに近年の墓誌の発見や資料の公刊によって、六鎮の乱の初期に最大の攻防戦の場となった懷朔鎮で破落干拔陵側の包囲軍と戦って亡くなった鎮将の楊鈞と鎮人の韓買の墓誌が世に現れた。本報告ではこの二つの墓誌を手がかりにこの問題を考えてみたい。

一 北魏建義元年（528）楊鈞墓誌¹¹

来歴不明。本世紀初頭に陝西省華陰県より出土。呉綱主編『全唐文補遺・千唐誌齋新藏專輯』（三秦出版社、2006年）、陳輝・薛海洋編『北魏楊鈞墓誌』（河南美術出版社、2008年）、堀井裕之「北魏・楊鈞墓誌」の訳注と考察（『駿台史学』第144号、2012年3月）、胡海帆・湯燕編『北京大学図書館蔵金石拓本菁華1996-2012』（北京大学出版社、2012年12月）。

○史料1 楊鈞墓誌（抄録）

除使持節・都督恒州柔玄懷荒御夷三鎮二道諸軍事・安北將軍・恒州刺史。此寔舊都、粉榆之本。侈同耿亳、富過苑許。地接戎場、人雜夷夏、鳴鏑或聞、胡茄時動。鳥徙風行、昔號難制。公道之以禮、齊之以威。士有百金、戰能三捷。是使莞蒲之盜、解犢捐牛、藜莠之民、獻馬奉糶。復以本號除廷尉卿。取訟連官、受讞方國、寰土用靖、肺石以虛。會茹茹內亂、唐黎播越、綏來觀釁、事委深筭。遂除散騎常侍・假鎮北將軍・撫軍將軍・都督懷朔沃野武川三鎮諸軍事・懷朔鎮大都督。尋授七兵尚書、仍本將軍・北道大行臺。公任揔文武、職兼內外、將昇太階、剋隆鴻範。而運屬橫流、覆舟反噬、鎮堅構逆、遂見攻圖。公親當矢石、嬰城固守。犬羊浸盛、虎豹尚遙、在危在節、處險彌厲。以正光五年八

⁹ 薛海波「北魏末年鎮民暴動新探—以六鎮豪強酋帥為中心—」『文史哲』2011年2期。

¹⁰ 下記の【史料5】(C)の「中国を輕んず」という態度に明瞭に示される。

¹¹ 梶山智史編『北朝隋代墓誌所在総合目録』（明治大学東アジア石刻文物研究所・汲古書院、2013年5月）、N0.447。

月廿九日、遘疾薨於鎮所。天子振悼、群僚悲慟。粵建義元年歲次戊申九月乙卯朔卅日甲申、將歸窆於華山之下。

○史料2 『魏書』卷58 楊播傳附鈞傳

播族弟鈞。祖暉、庫部給事、稍遷洛州刺史。卒、贈弘農公、諡曰簡。父恩、河間太守。鈞頗有幹用、自廷尉正為長水校尉・中壘將軍・洛陽令。出除中山太守、入為司徒左長史。又除徐州・東荊州刺史、還為廷尉卿。拜恒州刺史、轉懷朔鎮將。所居以強濟稱。後為撫軍將軍・七兵尚書・北道行臺。卒、贈使持節・散騎常侍・車騎大將軍・左光祿大夫・華州刺史。

○史料3 『周書』卷22 楊寬傳

父鈞、博學彊識、舉秀才、拜大理平、轉廷尉正。累遷、歷洛陽令・左中郎將・華州大中正・河南尹・廷尉卿・安北將軍・七兵尚書・北道大行臺・恒州刺史・懷朔鎮將、卒於鎮。贈侍中・司空公、追封臨貞縣伯、諡曰恭。(中略)屬鈞出鎮恒州、請從展効、乃改授將軍・高闕戍主。時茹茹既亂、其主阿那瓌來奔、魏帝遣使納之、詔鈞率兵衛送。寬亦從行、以功拜行臺郎中。時北邊賊攻圍鎮城、鈞卒、城民等推寬守禦。尋而城陷、寬乃北走茹茹。後討鎮賊、破之、寬始得還朝。

正光元年(520)正月、柔然の内紛によって国を追われた阿那瓌が洛陽にいたると、朝廷は恒州刺史楊鈞を懷朔鎮將に任じて阿那瓌を国に送り返した〔史料1〕〔史料3〕。尚書左丞の張普惠はわざわざ北魏の国力を費やして柔然の復活を助けることになるに反対するが、朝廷は従わなかった¹²。正光四年(523)四月頃¹³、沃野鎮人破落干拔陵が反乱をおこす。懷朔鎮は破落干拔陵の將衛可孤に一年以上囲まれたが援軍は来なかった。楊鈞は賀拔勝を朝廷から鎮遠將軍・假征北將軍・都督北征諸軍事に任じられた臨淮王彧のもとに派遣して危機を告げさせる¹⁴。賀拔勝は決死の少年十余騎でもって夜に囲みを破って雲中の臨淮王彧のもとへいき、援軍の約束を得て帰る。楊鈞はまた賀拔勝を武川鎮に派遣するが、武川鎮は陥落した。楊鈞が正光五年(524)八月二十九日に亡くなったのちも〔史料1〕、懷朔鎮城民は楊鈞の子の楊寬を推戴して抵抗を続けたが、孝昌元年(525)三月に破落干拔陵の別帥王の也不慮らの攻撃によってついに懷朔鎮は陥落し¹⁵、楊寬は柔然に逃げる〔史料3〕。

¹² 『魏書』卷78 張普惠傳。

¹³ 『資治通鑑』卷149 梁紀5に、「考異曰、魏帝紀「正光五年破落汗拔陵反、詔臨淮王彧討之、五月、彧敗、削官。」按令狐德棻周書賀拔勝傳「衛可孤圍懷朔經年、勝乃告急於彧。」然則拔陵反當在四年。」とある。

¹⁴ 『周書』卷14 賀拔勝傳。

¹⁵ 『魏書』卷9 肅宗紀。なお、標点本は「王也不慮」を人名と読むが、『魏書』卷82 常景傳には「洛周遣其都督王曹紇真・馬叱斤等率衆薊南、以掠人穀、乃遇連雨、賊衆疲勞。」とあり、『資治通鑑』卷151 梁紀7の同条の胡三省注に「時杜洛周・葛榮等作亂、其軍中將領無不加以王爵、曹紇真以都督加王號、故曰都督王。」とあることからすれば、ここは別帥王の也不慮と読み、また『周書』卷15 于謹伝に「西部鐵勒酋長七列河」とあるのを『北史』本伝、『通典』卷156 兵9はともに「也」とすることからすれば、「也」は「七」の訛とみなすべきであろう。

二 北齊天保七年（556）韓買墓誌¹⁶〔写真1〕

2003年晋中市榆次で出土。原石は晋中市榆次区文物管理所で所蔵。太原市三晋文化研究会編『晋陽古刻選』編輯委員会『晋陽古刻選・北朝墓誌』（山西出版・山西人民出版社、2008年1月）。劉沢民主編『三晋石刻大全・晋中市榆次区卷』（山西出版伝媒集団・三晋出版社、2012年12月）に「北齊□買墓誌銘」として収録。

○史料4 韓買墓誌（全文）

□諱買、字買奴、遼東徒何人也。昔招搖降神、序星辰、而作帝、龍魚叶祉、播清明、以御天、道溢含文、事光甄耀。聖烈不窮、貽厥孫子、承家命氏、雄據遼碣、擇木來遊、遂居朔野、世緒彌昌、嘉聲日競。祖冠軍將軍懷朔鎮將、有德有業、被於物談。父車騎大將軍儀同三司朔州史君、立功立事、績書王府。公感雷電之精、受山陵之氣、天表魁傑、骨相英奇、孝友聞於邦國、任卹著於鄉部、器度弘遠、不拘近細。早結蕪庭之志、幼懷康俗之心。加以雅好詩書、尤重干戚、深圖峻概、卓矣難窺。出身殿中將軍・員外司馬督、尋轉軍主。于時、皇猷外闢、國步內康、置戍交河之南、列候天山之北。而獯夷猾夏、密邇亭障、來若驚禽、去同激天。秋風曉渡、已見胡塵之逼、漢月夜圓、便聞鳴鏑之響。公焱勇紛紜、威動開塞、追亡逐北、靜漠空山。以功加寧遠將軍・羽林監。正光之末、數屬屯否、餓隸黥徒、蝟起梟磔、役散驪山之下、盜聚綠林之中、雜種曾渠、遠近相扇、懷朔一鎮、獨在重圍。劉琨處并、匹此非急、馬敦居汧、方茲尚緩。王師赴援、失律相尋、物情崩駭、人懷去就。公心俟本朝、確乎不拔、誠通皎日、氣厲嚴霜。道窮力竭、將餌虎口、壯節雄心、恥見降沒、□天年催、奄隨化往。以魏孝昌元年三月七日卒於朔州、時年卅五。閭巷罷歌、軍府行哭、朝廷哀傷、追加榮命。乃贈使持節燕恒肆三州諸軍事・恒州刺史・太尉公。惟公材力絕人、忠勇貫世、軍謨將略、非亡韓白之流、拔劍據鞍、豈直關張之敵。懸鼓鐘於匈鬲、納山藪於心衿、輕生重義、遺財好士、空負匡時之用、未展濟世之功。而地接窮桑、邑連負夏、積善既徵、高門且驗。是生三虎、剋誕八龍、英傑出於良弓、將相光於堂構、金張掩其貂珥、袁楊愧其公輔。有子如此、何恨幽泉。越以天保七年八月十八日、遷葬於晋陽東北七十里、看山之南。式雕方石、圖美泉門、乃作銘曰。

修々巨海、弈々高山。氣流精躍、鍾美英賢。公侯繼軌、世祿相傳。派流不已、自東徂西。惟公挺生、是稱世德。秉文資武、博見多識。言成世師、行為士則。望雲驥首、憑風矯翼。世途洧剝、關河板蕩。忠勇奮發、釋位同獎。朝野斯賴、邦國終仰。功業未申、但年忽往。哀結冕旒、禮追文物。方即夜臺。壘霧蒼芒、松風蕭瑟。一沈蒿裏、三千見日。

¹⁶ 『北朝隋代墓誌所在綜合目錄』、No.760。

本墓誌の姓氏は不明であるが、『晋陽古刻選』は「韓買、字買奴、遼東徒何人、北齊安德郡王韓軌之父」とする。山西省文物局のHPには全国重点文物保護単位である榆次区什貼村西北の什貼墓群を紹介して、「地表には六基の封土が現存しており、当地の人は“王墓”と呼んでいる。墓葬は黄土高原の丘陵上に散在しており、面積は約8万平方メートルである。史料の記載によれば、古墓中の一つは北齊中書令韓軌の墓である。これらの六基の封土墓とすでに調査された別の一基の無封土墓はみな韓軌の家族墓葬とみなせる。墓葬はみな天井・過洞・斜坡の墓道かなる土洞墓である」¹⁷とある。韓軌は『北齊書』巻15及び『北史』巻58に「太安狄那人」とあり、懷朔鎮の出身者であるが、父の名は記していない。本墓誌はこの墓群の中から出土したものと思われるが、この墓群を韓氏のものとし、韓買を韓軌の父と断定した根拠は不明である。ただし、徒何は三国魏から昌黎郡に属し、昌黎の韓氏には『魏書』巻42韓秀（昌黎人）や『魏書』巻60の韓麒麟（昌黎棘城人）がいる。また同じく『晋陽古刻選』収録の墓誌に、出土地は異なるものの、山西省晋中市祁県白圭村出土の韓裔墓誌があり、「昌黎賓屠人」としている。その父の韓賢については『北齊書』巻19及び『北史』巻53に「廣寧石門人」とある。廣寧郡は北魏末に朔州の桑乾郡を改めて広寧郡とし、并州の界内に僑置した郡であり、石門はその領県である¹⁸。羅新「北齊韓長鸞之家世」は、朔州はもともと懷朔鎮に置かれ、その郡県は并州の界内に僑置されたことから、韓賢は懷朔鎮出身者であるとする¹⁹。また同じく『晋陽古刻選』に昌黎郡龍城縣の人なる韓祖念墓誌があるが、これも六鎮出身の人である可能性が高い。他に遼東の人で懷朔鎮に移った人には可朱渾元もいる²⁰。恐らく後燕滅亡時に多くの遼東遼西地域の人が六鎮に移されたであろう。従って断定する根拠はないものの、遼東徒何を本貫とし、代々懷朔鎮に暮らしたこの墓誌の主が韓氏である可能性は考えられる。本報告ではひとまず『晋陽古刻選』の断定には何らかの根拠があるものとみなし、韓買の墓誌としておく。

韓買は殿中將軍・員外司馬督に起家し、ついで懷朔鎮の軍主に転じた。その後、墓誌には柔然と戦った様子がみえる。となれば、この時、楊鈞の部下であった可能性が高い。この功績によって寧遠將軍・羽林監を加えられた。しかし、正光末に起こった六鎮の乱により懷朔鎮は包圍され、韓買は孝昌元年（525）三月七日に朔州で亡くなる。この場合の朔州とは懷朔鎮のことであり、これが懷朔鎮陥落の日であろう。楊鈞が亡くなって約半年後のことである。

三 破落干拔陵の蜂起

¹⁷ <http://www.sxcr.gov.cn/index.php?m=content&c=index&a=show&catid=53&id=175>

「現存地面六座封土堆、当地人俗称“王墓”。墓葬散布在黄土高原的塬峁之上、面積約8万平方メートル。据史料記載、古墓中其一為北齊中書令韓軌之墓。該六座封土墓和已探明的另1座無封土墓、同為韓軌家族墓葬。墓葬均為帶天井・過洞・斜坡墓道的土洞墓。」

¹⁸ 施和金『北齊地理志』中華書局、2008年6月。

¹⁹ 羅新「北齊韓長鸞之家世」『北京大学學報（哲社版）2006年第1期、2006年。羅氏は韓裔墓誌の「賓屠」は「賓徒」の誤りとする。従うべきであろう。

²⁰ 『北齊書』巻27に「可朱渾元、字道元。自云遼東人、世為渠帥、魏時擁衆内附、曾祖護野肱終於懷朔鎮將、遂家焉。」とある。『北史』巻53もほぼ同じ。

○史料5 『北史』卷16 太武五王伝

及沃野鎮人破六韓拔陵反叛、臨淮王彧討之失利、詔深為北道大都督、受尚書令李崇節度。時東道都督崔暹敗於白道、深等諸軍退還朔州。深上書曰

(A) 邊豎構逆、以成紛梗、其所由來、非一朝也。昔皇始以移防為重、盛簡親賢、擁磨作鎮、配以高門子弟、以死防遏。不但不廢仕宦、至乃偏得復除、當時人物、忻慕為之。及太和在歷、僕射李冲當官任事、涼州土人、悉免厮役、豐沛舊門、仍防邊戍。自非得罪當世、莫肯與之為伍。征鎮驅使為虞候・白直、一生推遷、不過軍主。然其往世房分、留居京者、得上品通官、在鎮者、便為清途所隔。或投彼有北、以御魑魅、多復逃胡鄉。乃峻邊兵之格、鎮人浮遊在外、皆聽流兵捉之。於是少年不得從師、長者不得遊宦。獨為匪人、言者流涕。(B) 自定鼎伊洛、邊任益輕、唯底滯凡才、出為鎮將。轉相模習、專事聚斂。或有諸方姦吏、犯罪配邊、為之指蹤、過弄官府、政以賄立、莫能自改。咸言姦吏為此、無不切齒增怒。(C) 及阿那瓌背恩、縱掠竊奔、命師追之、十五萬衆度沙漠、不日而還。邊人見此援師、便自意輕中國。尚書令臣崇時即申聞、求改鎮為州、將允其願、抑亦先覺、朝廷未許。(D) 而高闕戍主、率下失和、拔陵殺之為逆命、攻城掠地、所見必誅。王師屢北、賊黨日盛。此段之舉、指望銷平。其崔暹隻輪不反、臣崇與臣、逡巡復路。今者相與、還次雲中。馬首是瞻、未便西邁。將士之情、莫不解體。今日所慮、非止西北、將恐諸鎮尋亦如此。天下之事何易可量。

時不納其策。東西部敕勒之叛、朝議更思深言、遣兼黃門侍郎酈道元為大使、欲復鎮為州、以順人望。會六鎮盡叛、不得施行。深後上言「今六鎮俱叛、二部高車亦同惡黨、以疲兵討之、必不制敵。請簡選兵、或留守恒州要處、更為後圖。」

○史料6 永安三年(530)元彧墓誌²¹

自正光之末、艱虞再起、戍卒跋扈、搖蕩疆塞。

○史料7 太昌元年(532)元顥墓誌²²

歲在執徐、榆關大擾、王師每喪、獯獫橫行。仍以徒役苦虐吏之浸、流戍積懷歸之思、緣邊万里、影響群飛。

〔史料5〕は六鎮の乱の背景を分析した同時代史料として大変有名な史料である。従って最も信頼に足る史料ではあるが、同時にそれはあくまで朝廷の側からみた分析であって、必ずしも事件の真相を明らかにしたものとはいえない。ここで広陽王淵は六鎮の乱の原因を分析して、四つの原因を挙げている。(A) 洛陽遷都以後の六鎮の地位の低下とそれに伴う鎮民の地位低下、(B) 鎮将の人選の軽視と凡庸な鎮将の収奪に苦しむ鎮民の怒り、(C) 柔然の阿那瓌に対する追討の失敗とそれによって生じた辺民の中国に対する軽視乃至は軽蔑の感情、(D) 高闕戍主による戍兵の侮辱、である。このうち、反乱の直接の引き金として挙げているのは(D)である。このことに関しては、確かに元彧墓誌及び元顥墓誌も戍卒の反乱と

²¹ 『北朝隋代墓誌所在総合目録』、No.483。

²² 『北朝隋代墓誌所在総合目録』、No.503。

して見方が一致している〔史料6〕〔史料7〕。しかし、韓買墓誌をみると事情はもっと複雑である。「正光之末、數屬屯否、餓隸黥徒、蝟起鼻磔、役散驪山之下、盜聚綠林之中、雜種曾渠、遠近相扇、懷朔一鎮、獨在重圍」とあり、戍卒の逃亡だけでなく、雜種の曾渠が参加することによって広がりを得たことがわかる〔史料4〕。元淵の上表にも「今六鎮俱叛、二部高車亦同惡黨」とあり、兵士の反乱は間もなく高車の民族反乱に広がったことがわかる〔史料5〕。『魏書』卷9 肅宗紀正光五年(524)夏四月条に、「夏四月、高平曾長胡琛反、自稱高平王、攻鎮以應拔陵」とあることもその例証となる。

○史料8 『北齊書』卷27 破六韓常伝

破六韓常、字保年、附化人、匈奴單于之裔也。右谷蠡王潘六奚沒於魏、其子孫以潘六奚為氏、後人訛誤、以為破六韓。世領部落、其父孔雀、世襲曾長。孔雀少驍勇。時宗人拔陵為亂、以孔雀為大都督・司徒・平南王。

○史料9 『周書』卷15 于謹伝

謹兼解諸國語、乃單騎入賊、示以恩信。於是西部鐵勒曾長也列河等、領三萬餘戶並款附、相率南遷。廣陽王欲與謹至折敷嶺迎接之。謹曰「破六汗拔陵兵衆不少、聞也列河等歸附、必來要擊。彼若先據險要、則難與爭鋒。今以也列河等餌之、當競來抄掠、然後設伏以待、必指掌破之。」廣陽然其計。拔陵果來要擊、破也列河於嶺上、部衆皆沒。謹伏兵發、賊遂大敗、悉收得也列河之衆。魏帝嘉之、除積射將軍。

○史料10 『北齊書』卷17 斛律金伝

斛律金、字阿六敦、朔州勅勒部人也。高祖倍侯利、以壯勇有名塞表、道武時率戶內附、賜爵孟都公。祖幡地斤、殿中尚書。父大那瓌、光祿大夫・第一領民曾長。天平中、金貴、贈司空公。金性敦直、善騎射、行兵用匈奴法、望塵識馬步多少、嗅地知軍度遠近。初為軍主、與懷朔鎮將楊鈞送茹茹主阿那瓌還北。王瓌見金射獵、深歎其工。後瓌入寇高陸、金拒擊破之。正光末、破六韓拔陵構逆、金擁衆屬焉、陵假金王號。

○史料11 『周書』卷14 賀拔勝伝

賀拔勝字破胡、神武尖山人也。其先與魏氏同出陰山。有如回者、魏初為大莫弗。祖爾頭、驍勇絕倫、以良家子鎮武川、因家焉。獻文時、茹茹數為寇、北邊患之。爾頭將遊騎深入胡侯、前後以八十數、悉知虜之倚伏。後雖有寇至、不能為害。以功賜爵龍城侯。父度拔、性果毅、為武川軍主。

實際のところ、最初に立ち上がった破落干拔陵も一介の戍卒ではない。破落干拔陵は曾長一族の出身であり〔史料8〕、拔陵の下には西部鉄勒曾長也列河らが参加していた〔史料9〕。反乱の側に立った斛律金や鎮將の側に立った賀拔勝は、いずれもこのような曾長層の出身であつても軍主の地位についていた〔史料10〕〔史料11〕。これらのことかすれば、拔陵もまた軍主クラスであつた可能性が高い。広陽王淵が「一生推遷、不過軍主」というように、軍主の地位は極めて低い〔史料5〕。しかし、通常の郡県とは違って民政組織をもたない六鎮社会における軍主の地位は、必ずしも郡県社会と同じとはいえない。『魏書』卷41 源賀伝附懷伝に引く源懷の上表に、「景明以來、北蕃連年災旱、高原陸野、不任

營殖、唯有水田、少可菑畝。然主將參僚、專擅腴美、瘠土荒疇給百姓、因此困弊、日月滋甚。諸鎮水田、請依地令分給細民、先貧後富、若分付不平、令一人怨訟者、鎮將已下連署之官、各奪一時之祿、四人已上奪祿一周」とあるのは、本来なら郡県の官僚が担うべき役割を鎮將以下の軍官が担っていたことを示す。そのなかで軍主は在地社会を代表する存在であった。このような軍主を担う曾長層が蜂起した結果、六鎮が次々と陥落していったのは、六鎮社会において曾長層が果たす役割がいかに大きかったかを示す。

しかし、六鎮が次々と陥落するなかで、ひとり援軍を待ちながら、一年半以上の長きにわたって籠城を続けたのが懷朔鎮であった。このことは懷朔鎮が六鎮の中でも特殊な性格をもっていたことを示す。以下、六鎮における懷朔鎮の位置について述べる。楊鈞墓誌に「都督懷朔沃野武川三鎮諸軍事・懷朔鎮大都督」とある〔史料1〕。懷朔鎮は六鎮中の西方三鎮を統括する都督府が置かれていた鎮であった〔表3〕。六鎮の乱の起点となった高闕戍もこの懷朔鎮の都督区に含まれたことは疑いない。というのも、『周書』楊寬伝に「屬鈞出鎮恒州、請從展効、乃改授將軍・高闕戍主」とあり、楊鈞が恒州刺史となったとき、その子の楊寬は高闕戍主となっている〔史料3〕。そして楊鈞が懷朔大都督であったときに六鎮の乱は勃発している。その間に楊鈞は一旦廷尉卿となって中央に戻っているから、六鎮の乱勃発時の高闕戍主は楊寬ではなかったであろうが、『魏書』楊鈞伝に「拜恒州刺史、轉懷朔鎮將。所居以強濟稱」とあることからすれば、楊鈞は恒州刺史、懷朔鎮將の時代に北辺社会に対して強い指導力を発揮したようである〔史料2〕²⁸。六鎮の乱が起こったとき、六鎮の西部地域を統括していた鎮將は、実は元淵の言うような凡庸な人物ではなくて、却って有能で野心的な楊鈞であったことに注意する必要がある。

そもそも鎮將に漢人が就くことは稀であり〔表2〕、しかも〔史料1〕に「會茹茹内亂、唐黎播越、綏來觀釁、事委深筭」とあるごとく、楊鈞の懷朔鎮將就任は来降してきた柔然の阿那瓌を処遇するという特殊な任務を帯びていた。さらに、〔史料5〕の(C)にあるごとく、この処遇をめぐる失敗は、辺民に「輕中國」の感情を懐かせることになり、六鎮の乱を導く原因の一つとなった。こうしてみると、北魏末の六鎮の乱は、むしろこの楊鈞の懷朔鎮將就任と深い因縁をもっていたのである。

四 六鎮の変容と懷朔鎮

○史料1 2 『魏書』卷4 上世祖紀上神䴥二年(429) 条

冬十月、振旅凱旋于京師、告於宗廟。列置新民於漠南、東至濡源、西暨五原・陰山、竟三千里。詔司徒平陽王長孫翰・尚書令劉潔・左僕射安原・侍中古弼鎮撫之。

○史料1 3 『魏書』卷103 高車伝

後世祖征蠕蠕、破之而還、至漠南、聞高車東部在已尼陂、人畜甚衆、去官軍千餘里、將遣左僕射安原等討之。司徒長孫翰・尚書令劉潔等諫、世祖不聽、乃遣原等并發新附高

²⁸ 『北齊書』卷25 張亮伝に「亮性質直、勤力強濟、深為高祖・世宗所信、委以腹心之任。」とあり、『隋書』卷43 楊處綱伝に「處綱雖無才藝、而性質直、在官強濟、亦為當時所稱。」とあることからすれば、「強濟」とは行政手腕を発揮することである。

車合萬騎、至于已尼陂、高車諸部望軍而降者數十萬落、獲馬牛羊亦百餘萬、皆徙置漠南千里之地。乘高車、逐水草、畜牧蕃息、數年之後、漸知粒食、歲致獻貢、由是國家馬及牛羊遂至于賤、氈皮委積。高宗時、五部高車合聚祭天、衆至數萬。大會、走馬殺牲、遊逸歌吟忻忻、其俗稱自前世以來無盛於此。會車駕臨幸、莫不忻悅。後高祖召高車之衆隨車駕南討、高車不願南行、遂推袁紇樹者為主、相率北叛、遊踐金陵、都督宇文福追討、大敗而還。又詔平北將軍・江陽王繼為都督討之、繼先遣人慰勞樹者。樹者入蠕蠕、尋悔、相率而降。

○史料 1 4 『魏書』卷 44 孟威傳

時四鎮高車叛投蠕蠕、高祖詔威曉諭禍福、追還逃散、分配為民。

○史料 1 5 『魏書』卷 16 江陽王繼傳

高車酋帥樹者擁部民反叛、詔繼都督北討諸軍事。自懷朔已東悉稟繼節度。(中略)太師高陽王雍・太傅清河王懌・太保廣平王懷及門下八座、奏追論繼太和中慰諭高車、安輯四鎮之勳、增邑一千五百戶。

ここでそもそも六鎮は何か振り返っておこう。六鎮の始まりは、太武帝が柔然に壊滅的な打撃を与えた後、已尼陂(バイカル湖)周辺にいた東部高車の民を漠南に列置し、これを「鎮撫」したことにある〔史料 1 2〕。北魏は毎年柔然が攻めてくる秋から冬の時期にかけて平城から莫大な兵力を送り高車の民を庇護するかわりに、彼らから牛馬の貢納を受けて共存共栄の関係を構築した²⁴。〔史料 1 2〕によれば、はじめ高車を鎮撫させたのは長孫翰・劉潔・安原・古弼の四人であり、また〔史料 1 4〕に「四鎮高車」とあり、〔史料 1 5〕に「慰諭高車、安輯四鎮之勳」とあることからすれば、いわゆる六鎮の中でもこの時特に高車を鎮撫するために置かれたのは四鎮であったと考えられる。また〔史料 1 5〕からその四鎮とは懷朔鎮以東の四鎮であり、すなわち懷朔、武川、撫冥、柔玄、懷荒、禦夷諸鎮中の四鎮であったことがわかる。よって、その四鎮とはいずれも懷柔の意味が込められた懷朔、撫冥、柔玄、懷荒の四鎮であった可能性が高い²⁵。すなわち、本来の懷朔鎮の目的は、他の鎮と並んで高車を始めとする北方遊牧民族を鎮撫して漠南に定着させることにあった。

○史料 1 6 『魏書』卷 9 肅宗紀正光五年(524)八月詔

諸州鎮城人、本充牙爪、服勤征旅、契闊行間、備嘗勞劇。逮顯祖獻文皇帝、自北被南、淮海思乂、便差割強族、分衛方鎮。高祖孝文皇帝、遠遵盤庚、將遷嵩洛、規遏北疆、蕩關南境、選良家曾附、增戍朔垂、戎捍所寄、實惟斯等。

○史料 1 7 『魏書』卷 41 源賀傳附懷傳

懷旋至恒代、案視諸鎮左右要害之地、可以築城置戍之處。皆量其高下、揣其厚薄、及儲糧積仗之宜、犬牙相救之勢、凡表五十八條。表曰「蠕蠕不羈、自古而爾。遊魂鳥集、水草為家、中國患者、皆斯類耳。歷代驅逐、莫之能制。雖北拓榆中、遠臨瀚海、而智臣

²⁴ 拙稿「北魏六鎮史の研究」(科研報告書『大青山一帯の北魏城址の研究』、2013年6月)。

²⁵ 武川鎮は道武帝の時代からあり、沃野鎮と禦夷鎮が六鎮の列に加わったのは洛陽遷都以後である。六鎮の設置についての詳しい経緯は、「北魏六鎮史の研究」を参照されたい。

勇將、力算俱竭、胡人頗遁、中國以疲。于時賢哲、思造化之至理、推生民之習業。量夫中夏粒食邑居之民、蠶衣儒步之士、荒表茹毛飲血之類、鳥宿禽居之徒、親校短長、因宜防制。知城郭之固、暫勞永逸。自皇魏統極、都於平城、威震天下、德籠宇宙。今定鼎成周、去北遙遠。代表諸蕃北固、高車外叛、尋遭旱饑、戎馬甲兵、十分闕八。去歲復鎮陰山、庶事蕩盡、遣尚書郎中韓貞・宋世量等檢行要險、防遏形便。謂準舊鎮東西相望、令形勢相接、築城置戍、分兵要害、勸農積粟、警急之日、隨便翦討。如此則威形增廣、兵勢亦盛。且北方沙漠、夏乏水草、時有小泉、不濟大衆。脫有非意、要待秋冬、因雲而動。若至冬日、冰沙凝厲、遊騎之寇、終不敢攻城、亦不敢越城南出、如此北方無憂矣。」世宗從之。今北鎮諸戍東西九城是也。遷驃騎大將軍。

○史料 18 『太平寰宇記』卷 36 靈州・廢懷遠縣

蘭山澤・六鎮三戍、按陸恭之『風土記』云、正始三年(506)、尚書源思禮(源懷)・侍郎韓貞撫巡蕃塞、以沃野鎮居南、(其)〔與〕蘭山澤・六鎮不齊、源別置三戍。

○史料 19 『玉海』卷 19 元魏六鎮

六鎮並在今馬邑・雲中・單于界。正始中(504-508)、源思禮以跋野(沃野)置鎮居南、與六鎮不齊、更立三戍亦在馬邑等郡界。

○史料 20 『水經注』卷 3 河水條

白道中溪水注之、水發源武川北塞中、其水南流逕武川鎮城、城以景明中(500-503)築、以禦北狄矣。

しかし、こうした鎮の性格は五世紀の後半に大きく変容する。劉宋の晋安王子勛の乱をきっかけとして、献文帝の時代に淮北四州を併合した結果、大量の兵力を南方に振り向けざるをえなくなったからである〔史料 16〕。その結果、源懷によって六鎮にも大改革が施された〔史料 17〕。その大改革とは、第一に、鎮を充実させるための入植がおこなわれたこと〔史料 16〕、第二に、鎮の再配置と城戍の増設によって北緯 41 度附近に一列に並ぶ防衛ラインが築かれたこと〔史料 18〕〔史料 19〕〔表 1〕〔図 1〕²⁶、第三に、鎮に城郭と倉庫が設置され、籠城の設備が整えられたこと〔史料 17〕、そして第四に、都督制が導入され、鎮の組織化が図られたことである〔表 3〕²⁷。この中で懷朔鎮は、沃野、懷朔、武川の西方三鎮を管轄する六鎮中の重鎮へと発展していったのである〔史料 1〕。

五 阿那瓌の投降と楊鈞の懷朔鎮將就任

○史料 21 『魏書』卷 69 袁翻伝

神龜末(520)、遷冠軍將軍・涼州刺史。時蠕蠕主阿那瓌・後主婆羅門、並以國亂來降、朝廷問翻安置之所。翻表曰「(中略)自ト惟洛食、定鼎伊藻、高車・蠕蠕迭相吞噬。始則蠕蠕衰微、高車強盛、蠕蠕則自救靡暇、高車則僻遠西北。及蠕蠕復振、反破高

²⁶ この時、沃野鎮が北に移され、御夷城が御夷鎮に昇格した。「北魏六鎮史の研究」参照。

²⁷ 管見の限り、孝文帝以前に六鎮に都督制がしかれていた事実はない。「北魏六鎮史の研究」参照。

車、主喪民離、不絕如綫。而高車今能終雪其耻、復摧蠕蠕者、正由種類繁多、不可頓滅故也。然鬪此兩敵、即卞莊之算、得使境上無塵數十年中者、抑此之由也。(中略)今蠕蠕雖主奔於上、民散於下、而餘黨實繁、部落猶衆、處處碁布、以望今主耳。高車亦未能一時并兼、盡令率附。(中略)又高車土馬雖衆、主甚愚弱、上不制下、下不奉上、唯以掠盜為資、陵奪為業。河西捍禦強敵、唯涼州·敦煌而已。涼州土廣民希、糧仗素闕、燉煌·酒泉空虛尤甚、若蠕蠕無復堅立、令高車獨擅北垂、則西顧之憂、匪旦伊夕。愚謂蠕蠕二主、皆宜存之、居阿那瓌於東偏、處婆羅門於西裔、分其降民、各有攸屬。那瓌住所、非所經見、其中事勢、不敢輒陳。其婆羅門請修西海故城以安處之。西海郡本屬涼州、今在酒泉直北、張掖西北千二百里、去高車所住金山一千餘里、正是北虜往來之衝要、漢家行軍之舊道、土地沃衍、大宜耕殖。非但今處婆羅門、於事為便、即可永為重戍、鎮防西北。宜遣一良將、加以配衣、仍令監護婆羅門。凡諸州鎮應徙之兵、隨宜割配、且田且戍。雖外為置蠕蠕之舉、內實防高車之策。一二年後、足食足兵、斯固安邊保塞之長計也。」

○史料 2 2 『魏書』卷 103 蠕蠕傳

九月、蠕蠕後主俟置伐來奔懷朔鎮、阿那瓌兄也、列稱規望乞軍、并請阿那瓌。十月、錄尚書事高陽王雍·尚書令李崇·侍中侯剛·尚書左僕射元欽·侍中元叉·侍中安豐王延明·吏部尚書元脩義·尚書李彥·給事黃門侍郎元纂·給事黃門侍郎張烈·給事黃門侍郎盧同等奏曰「竊聞漢立南·北單于、晉有東·西之稱、皆所以相維禦難、為國藩籬。今臣等參議以為懷朔鎮北土名無結山吐若奚泉、敦煌北西海郡即漢晉舊障、二處寬平、原野彌沃。阿那瓌宜置西吐若奚泉、婆羅門宜置西海郡、各令總率部落、收離聚散。其爵號及資給所須、唯恩裁處。彼臣下之官、任其舊俗。阿那瓌所居、既是境外、宜少優遣、以示威刑。請沃野·懷朔·武川鎮各差二百人、令當鎮軍主監率、給其糧仗、送至前所、仍於彼為其造構、功就聽還。諸於北來、在婆羅門前投化者、令州鎮上佐準程給糧、送詣懷朔阿那瓌、鎮與使人量給食廩。在京館者任其去留。阿那瓌草創、先無儲積、請給朔州麻子乾飯二千斛、官駝運送。婆羅門居於西海、既是境內、資衛不得同之。阿那瓌等新造藩屏、宜各遣使持節馳驛先詣慰喻、并委經略。」肅宗從之。

○史料 2 3 『魏書』卷 78 張普惠傳

正光二年(521)、詔遣楊鈞送蠕蠕主阿那瓌還國。普惠謂遣之將貽後患、上疏曰「臣聞乾元以利貞為大、非義則不動、皇王以博施為功、非類則不從。故能始萬物而化天下者也。伏惟陛下叡哲欽明、道光虞舜、八表宅心、九服清晏。蠕蠕相害於朔垂、妖師扇亂於江外、此乃封豕長蛇、不識王度、天將悔其罪、所以奉皇魏。故荼毒之、辛苦之、令知至道之可樂也。宜安民以悅其志、恭己以懷其心。而先自勞擾、艱難下民、興師郊甸之內、遠投荒塞之外、救累世之勁敵、可謂無名之師。諺曰『唯亂門之無過』、愚情未見其可。當是邊將窺竊一時之功、不思兵為凶器、不得已而用之者也。夫白登之役、漢祖親困之。樊噲欲以十萬眾橫行匈奴中、季布以為不可、請斬之。千載以為美。況今旱酷異常、聖慈降膳、乃以萬五千人使楊鈞為將而欲定蠕蠕、忤時而動、其可濟乎。阿那瓌投命皇朝、撫之可也、豈容因疲我兆民以資天喪之虜。昔莊公納子糾、以致乾時之敗、魯僖以邾國、而有懸胛之恥。今蠕蠕時亂、後主繼立、雖云散亡、姦虞難抑。脫有井陘之慮、楊鈞之肉其可食乎。高車·蠕蠕、連兵積年、飢饉相仍、須其自斃、小亡大傷、然後一舉而并之。此

卞氏之高略、所以獲兩虎、不可不圖之。今土山告難、簡書相續、蓋亦無能為也、正與今舉相會、天其或者欲以告戒人、不欲使南北兩疆、並與大眾。脫狂狡構間於其間、而復事連中國、何以寧之。今宰輔專欲好小名、不圖安危大計、此微臣所以寒心者也。那瑰之不還、負何信義。此機之際、北師宜停。臣言不及義、文書所經過、不敢不陳。兵猶火也、不戢將自焚。二虜自滅之形、可以為殷鑒。伏願輯和萬國、以靜四疆、混一之期、坐而自至矣。臣愚昧多違、必無可採、匹夫之智、願以呈獻。」

○史料 2 4 『魏書』卷 103 蠕蠕傳

(正光)三年(522)十二月、阿那瓌上表乞粟以為田種、詔給萬石。四年(523)、阿那瓌衆大飢、入塞寇抄、肅宗詔尚書左丞元孚兼行臺尚書持節喻之。孚見阿那瓌、為其所執、以孚自隨、驅掠良口二千、公私驛馬牛羊數十萬北遁、謝孚放還。詔驃騎大將軍・尚書令李崇等率騎十萬討之、出塞三千餘里、至瀚海、不及而還。俟匿伐至洛陽、肅宗臨西堂、引見之。五年、婆羅門死於洛南之館、詔贈使持節・鎮西將軍・秦州刺史・廣牧公。

○史料 2 5 『魏書』卷 18 太武五王列傳

孚持白虎幡勞阿那瓌於柔玄・懷荒二鎮間。阿那瓌衆號三十萬、陰有異意、遂拘留孚、載以輜車、日給酪一升、肉一段。每集其衆、坐孚東廂、稱為行臺、甚加禮敬。阿那瓌遂南過至舊京、後遣孚等還、因上表謝罪。有司以孚事下廷尉、丞高謙之云孚辱命、處孚流罪。

○史料 2 6 『北史』卷 56 魏蘭根傳

正光末(正しくは正光四年)、尚書令李崇為大都督、討蠕蠕、以蘭根為長史。因說崇曰「緣邊諸鎮、控攝長遠、昔時初置、地廣人稀、或徵發中原強宗子弟、或國之肺腑寄以爪牙。中年以來、有司乖實、號曰府戶、役同廝養、官婚班齒、致失清流。而本宗舊類、各各榮顯、顧瞻彼此、理當憤怨。宜改鎮立州、分置郡縣。凡是府戶、悉免為平人、入仕次第、一準其舊。此計若行、國家庶無北顧之慮。」崇以奏聞、事寢不報。

○史料 2 7 『魏書』卷 103 蠕蠕傳

是歲(524)、沃野鎮人破六韓拔陵反、諸鎮相應。孝昌元年春(525)、阿那瓌率衆討之、詔遣牒云具仁贖雜物勞賜阿那瓌、阿那瓌拜受詔命、勒衆十萬、從武川鎮西向沃野、頻戰克捷。四月、肅宗又遣兼通直散騎常侍・中書舍人馮雋使阿那瓌、宣勞班賜有差。阿那瓌部落既和、士馬稍盛、乃號敕連頭兵豆伐可汗、魏言把攬也。

六鎮の乱はこの懷朔鎮の管轄内で起こった。そこで次に 523 年という時期が上記に述べた懷朔鎮の性格とどのようにかかわるかという問題がある。すでに見たように、柔然の阿那瓌の投降と楊鈞の懷朔鎮將就任とは直接のつながりがある〔史料 1〕〔史料 3〕。当時、アルタイ山脈を拠点とする高車が強勢となっており、柔然はこれに敗れて弱体化していた〔史料 2 1〕。分裂した柔然主の阿那瓌と婆羅門が相繼いで降伏してきたことで、朝廷は阿那瓌を懷朔鎮の北に置き、婆羅門を敦煌に置いて高車に対する藩屏とする策を取る〔史料 2 2〕。このうち、阿那瓌を懷朔鎮の北に安置する使命を担ったのが懷朔鎮將の楊鈞であった。しかし、張普惠が厳しく指弾しているように、これは「累世之勁敵」を救う行為でもあった。しかも「當是邊將窺竊一時之功、不思兵為凶器、不得已而用之者也」とあること

からすれば、楊鈞自身がこの施策に積極的に関わっていたと考えられる〔史料23〕。時あたかも元叉専権の時代であり、楊鈞はこの元叉に取り入ろうとしていた²⁸。つまりは、この時の柔然安置策は、積年の北辺問題を解決することで功名を建てようとする元叉と、その意を受けて出世を果たそうとする楊鈞の野心になるものらしいのである²⁹。ゆえに楊鈞が柔然と緊密な関係をもっていたことは、後に懷朔鎮陥落時に子の楊寬が柔然に逃げていることから明らかである〔史料3〕。

この時、阿那瓌を北に送る役割を担わされたのは、「沃野・懷朔・武川鎮各差二百人、令當鎮軍主監率」とあるように、楊鈞の都督区内の三鎮の軍主であった〔史料22〕。しかも、楊鈞は阿那瓌を統御できず、北辺一体は阿那瓌の蹂躪を受ける〔史料24〕〔史料25〕。そこで李崇が阿那瓌討伐に派遣されるが、功績を挙げられなかった李崇は六鎮に対する郡県制の導入を上表する〔史料26〕。この郡県制導入の目的は、この時の李崇らそして〔史料5〕の元淵、〔史料16〕の肅宗孝明帝の詔の立場は一貫して低い地位に置かれた府戸を解放することにある。しかし、それまで六鎮には軍政系統の行政組織しかなく、しかもその軍政組織の末端は曾長層が占めていたのであるから、そこにおける郡県制の導入は、六鎮社会に対する官僚的支配を強化することになり、むしろそれこそが郡県制導入の主眼であったのではなかろうか。これらのことが曾長にとって北魏、とりわけ鎮將の楊鈞に対する強い憤りに結びついたと想像することは難しくない。事実、高車の曾長の斛律金は、まさに軍主として楊鈞に従って阿那瓌を北に送ったのち、阿那瓌の蹂躪に対して戦い、そして破落干拔陵の反乱軍に加わるのである〔史料10〕。同じような経歴を辿りながら最後まで懷朔鎮に殉じた韓買との違いがどこにあるかは問題であるが、墓誌を見る限り韓買が曾長層であったことを示す記述はなく、あるいは完全なる鎮の城民となっていたことに原因があるかも知れない〔史料4〕。

阿那瓌は朝廷の求めに応じて六鎮の反乱軍を破り、可汗として復活を遂げた〔史料27〕。鎮民は散り散りとなって南下を余儀なくされた。そもそもこれらの諸部族は、太武帝が柔然を漠南から追い払ったあと、柔然に対する藩屏として安置されたものである。柔然が再び彼らの草原に入ってくれば、彼らの權益だけでなく生存すら脅かす存在になりかねないことは彼らには自明のことであつたろう。にもかかわらず、北魏が柔然を漠南に引き入れ、なおかつ制御が及ばないことが明らかになったとき、彼らはもはや自立の道を歩むほかなかった。〔史料5〕に言うところの「輕中國」とはそうした感情であり、それこそまず最初に鎮民をして反乱に立ち上がらせた感情であつたと思われる。

ま と め

²⁸ 『魏書』卷58 楊播伝附昱伝「久之、轉太尉掾、兼中書舍人。靈太后嘗從容謂昱曰、『今帝年幼、朕親萬機、然自薄德化不能感親姻、在外不稱人心、卿有所聞、慎勿諱隱。』昱於是奏揚州刺史李崇五車載貨、恒州刺史楊鈞造銀食器十具、並餉領軍元叉。靈太后召叉夫妻泣而責之。又深恨之。」とある。

²⁹ このことはシンポジウムにおける会田大輔博士のコメントで御示唆を受けた。

本報告の要点は以下のとおりである。

1. 六鎮の乱で主導的な役割を果たしたのは酋長層であり、彼らはまた鎮の軍主層でもあった。
2. 反乱の直接のきっかけは、北魏が柔然を漠南に引き入れたことで、彼らの生存が脅かされたことにある。
3. その施策を積極的に進めたのは懷朔鎮將の楊鈞であり、そのため反乱はまず楊鈞が管轄する六鎮の西部地域で起こった。
4. 六鎮社会の変化は、遠くは劉宋の晋安王子勛の乱に由来し、さらには北アジアにおける高車や柔然の動きとも連動していた。
5. 少なくともその初期において、六鎮の乱は民族反乱としての性格をもった。

表1 北魏北辺城址位置							
番号	城址遺址	位置	標高	規模	地名比定	備考	厳耕望による比定
1	烏拉特后旗那仁宝力格蘇木古城址	40° 53' 36.96"N 106° 36' 57.12"E (城址西南角)	1135	北城、一辺40、南城、南北48×東西64	高闕戍	本報告書の黄論文を参照。	
2	烏拉特前旗根子場古城	41° 8' 48.57"N 108° 47' 55.08"E (城址北城垣)	1033	東西約1500×南北約500～600	沃野鎮	漢沃野県城から漢朔方故城を経て北に移された沃野鎮。	東経108度あたり、北緯41.5度
3	烏拉特前旗增隆昌古城	41° 11' 15.81"N 109° 34' 48.29"E (城址西南角)	1404	南北約315×東西約240	光禄城		
4	包頭市九原区哈德門溝古城	40° 41' 9.37"N 109° 38' 31.15"E (城址南垣)	1116	南北212×東西197	旧懷朔鎮	郭建中「北魏泰常八年長城尋踪」は本遺跡を北魏の五原とみる。懷朔鎮は延和二年(433)まで五原に置かれた。	
5	固陽県白靈淖城忘劫古城	41° 12' 13.97"N 110° 8' 26.51"E (城址東南角)	1555	東西約1300×南北約1100	懷朔鎮	正光四年(523年)に朔州が置かれ、永熙三年(534年)に朔州が内遷して廃される。	東経109度から110度の間、北緯41度のやや北
6	武川県二份子古城	41° 21' 27.51"N 110° 41' 42.57"E (城址西南角)	1637	南北約744×東西690	武川鎮?	武川鎮とされる城址の一つ。	武川県内
7	達茂旗希拉穆仁城忘劫古城	41° 19' 23.81"N 111° 11' 26.04"E (城址西南角)	1603	南北426×東西452	武川鎮?	南北二城から成り、附近には遼金の故城址あり。武川鎮の所在地として有力視される。	
8	大青山郷下南灘古城	?			武川鎮?	三つの台基、城壁は未確認。かつてはここを武川鎮とする説もあったが、今日ではこの立場を取る研究者は少ない。	
9	武川県大青山郷土城梁古城	40° 57' N 111° 29' E (土城梁村所在)	1794	南城、南北110×東西102	軍事城塞	南城と規模の大きな北城からなる。北城の規模は不明。広徳殿の所在地とする説もあり。	
10	四子王旗烏蘭花土城子古城	41° 27' 34.39"N 111° 44' 17.69"E (城址西南角)	1533	一辺900の正方形	撫眞鎮	城中に三つの建築遺址。	東経112.5度くらい、北緯41.5度あたり
11	四子王旗庫倫図郷庫倫図古城	41° 36' 12.52"N 111° 59' 38.62"E (城址西南角)	1603	南北455×東西420	軍事城塞		
12	輝騰錫勒遺址	41° 07' N 112° 36' E	2046		九十九泉	海拔2000メートル、東西約50キロ、南北約20キロの間に遺跡が分布。	
13	察右后旗克里孟古城	41° 33' 55.55"N 112° 50' 16.55"E (城址西南角)	1465	南北700×東西1520	牛川城?	東牆330、西牆700、南牆1508、北牆1520の台形。ここを柔玄鎮とする説もある。	
14	興和県民族団結郷土城子古城	40° 59' 27.09"N 113° 48' 54.76"E (城址東北角)	1257	一辺約500の正方形	長川城	常謙「北魏長川古城遺址考略」による。	
15	河北省尚義県三工地鎮土城子古城	41° 15' 9.57"N 113° 57' 14.60"E (城址西南角)	1382	南北1003×東西1100	柔玄鎮	魏尚如・張智海「北魏柔玄鎮地望考述」による。	興和県の北、約東経114度、北緯41.5度
16	河北省張家口市張北県	41° 9' N 114° 42' E	1393		懷荒鎮		張北県附近、約東経115度のやや西、北緯41度のやや北

17	河北省張家口市沽源縣大紅城子城址	41° 43' 54.03"N 115° 43' 12.94"E (城址西南角)	1404	南北164×東西200	禦夷故城	成一農「太和年間北魏禦夷鎮初探」(『北大史學』第5輯、1998年)による。規模はGoogle earthでの計測。	
18	河北省張家口市赤城縣貓峪村古城址	41° 8' 6.47"N 115° 44' 57.08"E (城址西南角)	1078	南北146×東西161	禦夷鎮	成一農「太和年間北魏禦夷鎮初探」によれば、独石口郷南1里に独石(城?)があり、さらに河に沿って南下し猫峪堡の西南500mのところに古城址があるという。	独石口鎮あるいはその東数十里
19	河北省張家口市赤城縣	40° 54' N 115° 49' E	893		赤城鎮		赤城縣の南数十里

塔拉主編『草原考古学文化研究』をもとに備考に挙げた他の資料を参照しながら作成。経緯度と高度の数字は全てGoogle earthの表示による。城壁の規模のデータは参考までに主な数字を挙げたものであり、全てのデータを反映させているわけではない。

表1から表3および図1は、いずれも拙稿「北魏六鎮史の研究」(『大青山一帯の北魏城址の研究』、2013年6月)より転載。

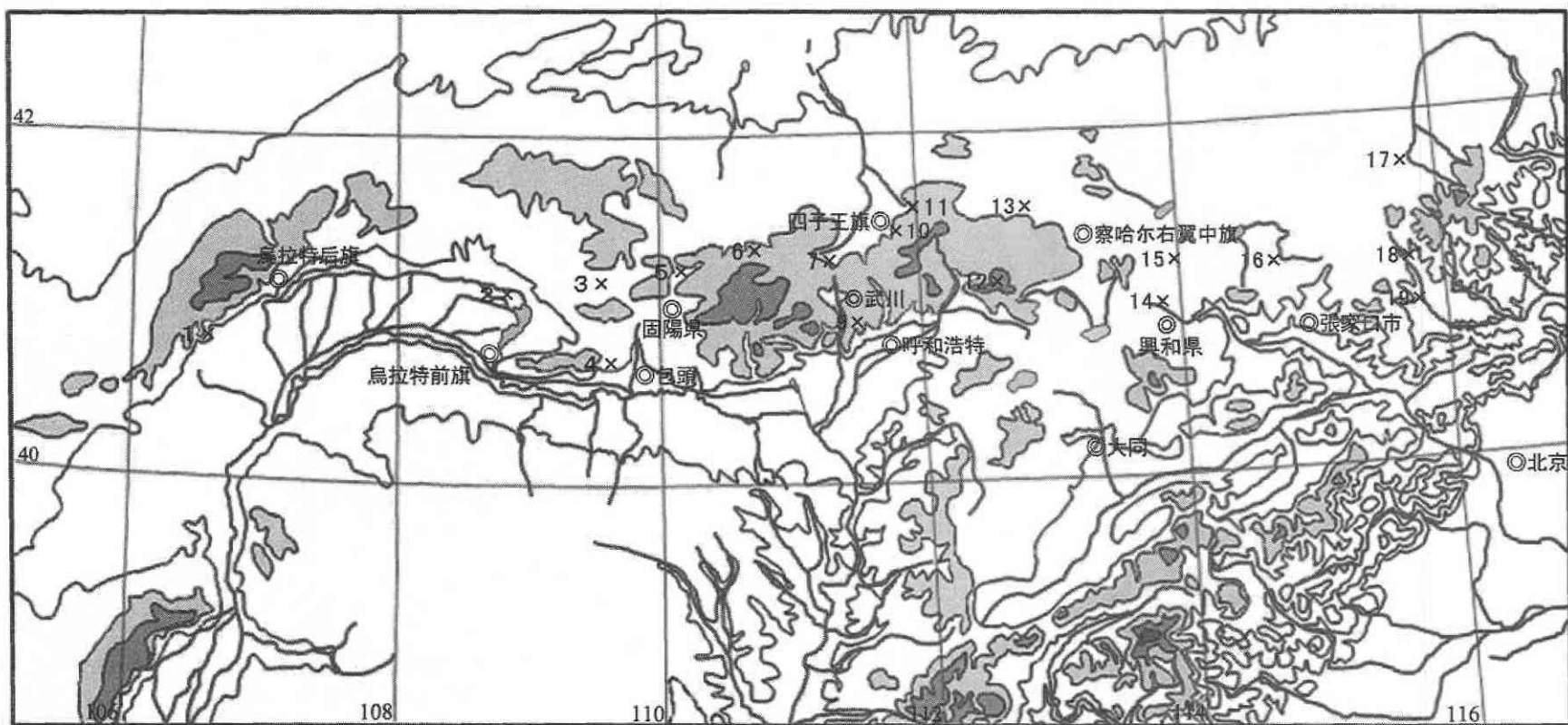


图 1 北魏北边城址位置图 (内蒙古自治区地图制印院『内蒙古自治区集』中国地图出版社、2007年10月、10-11頁をもとに作成)

時代	名	出自	爵位	將軍號	鎮將	出典
獻文帝	元長壽	景穆王子	城陽王	征西大將軍(前從1上、後2)	沃野鎮都大將	魏19/509
孝文帝	元鬱	景穆子孫	濟陰王		沃野鎮都大將	秦晉豫16
孝文帝	馮某	平城			沃野鎮將	安豐311
孝文帝	韓天生	安定安武			平北將軍(前從2上、後3)	沃野鎮將
宣武帝	慕容契	昌黎	定陶男	征虜將軍(前3上、後從3)	沃野鎮將	魏50/1123
宣武帝	于勁	外戚	富昌子	征虜將軍(前3上、後從3)	沃野鎮將	北23/844
宣武帝	于祚	外戚	鉅鹿郡開國公	振威將軍(前4中、後從4)	沃野鎮將	魏31/740
宣武孝明	慕容昇	昌黎		征虜將軍(前3上、後從3)	沃野鎮將	魏50/1123
宣武孝明	孟威	河南洛陽		龍驤將軍(前3上、後從3)	沃野鎮將	魏44/1006

時代	名	出自	爵位	將軍號	鎮將	出典
太武帝	可朱護野肱	遼東			懷朔鎮將	齊27/376
文成帝	慕容某	昌黎		平西將軍(前從2上、後3)	懷朔鎮都大將	秦晉豫16
孝文帝	元天賜	景穆王子	汝陰王	征北大將軍(前從1上、後2)	懷朔鎮大將	北17/639
孝文帝	元鬱	景穆子孫	濟陰王	征東大將軍(前從1上、後2)	懷朔鎮都大將	秦晉豫16
孝文帝	劉天興	定州中山			懷朔鎮將	碑校5/83
孝文帝	元頤	景穆子孫	陽平王	征西大將軍(前從1上、後2)	懷朔鎮大將	北17/630
孝文帝	元萇	平文子孫	艾陵伯		懷朔鎮都大將	北15/548
宣武帝	陸延	代	河南公	安北將軍(前2下、後3)	懷朔鎮大將	魏30/731
宣武帝	元尼須				懷朔鎮將	魏41/926
宣武帝	穆鑣	代			懷朔鎮將	魏27/677
宣武孝明	宇文福	河南洛陽		征北將軍(前從1中、後2)	懷朔鎮將	魏44/1002
宣武?	韓某	遼東徒何		冠軍將軍(後從3)	懷朔鎮將	晉陽75
孝明帝	于昕	代		揚烈將軍(前5上、後5品上)	懷朔鎮將	魏31/747
宣武孝明	鮮于寶業	漁陽			懷朔鎮將	齊41/539
孝明帝	段長	遼西			懷朔鎮將	北6/209
孝明帝	楊鈞	弘農華陰		假鎮北將軍(前從1下、後從2)	懷朔鎮大都督	駿台史學144

時代	名	出自	爵位	將軍號	鎮將	出典
孝文帝	長孫吳兒	代	南康公		武川鎮將	魏26/655
孝文帝	元英	景穆子孫	假魏公	平北將軍(前從2上、後3)	武川鎮都大將	魏19/495
孝文帝	元蘭	烈帝子孫	建陽子		武川鎮將	北15/558
孝文帝	元叱奴	昭成子孫		平北將軍(前從2上、後3)	武川鎮將	魏15/578、碑校4/297
宣武帝	陸延	代	河南公	安南將軍(前2下、後3)	武川鎮將	魏30/731
宣武孝明	苟愷	代	河東公	冠軍將軍(後從3)	武川鎮大將	魏44/994
宣武孝明	宇文永	昌黎棘城		鎮遠將軍(前從1下、後4下)	武川鎮將	秦晉豫23
孝明帝	于昕	代		揚烈將軍(前5上、後5品上)	武川鎮將	魏31/747
孝明帝	斛律謹	太安		龍驤將軍(前3上、後從3)	武川鎮將	齊20/266
孝明帝	侯莫陳少興	朔州武川			武川鎮將	庚子山集946
孝明帝	邢長山	河間鄭		冠軍將軍(後從3)	武川鎮將	碑校9/83
孝明帝	許彪				武川鎮將	地1092

時代	名	出自	爵位	將軍號	鎮將	出典
孝文帝	元繼	道武子孫	江陽王	安北將軍(前2下、後3)	撫冥鎮都大將	魏16/401、碑校6/272
孝文帝	元休	景穆王子	安定王	征北大將軍(前從1上、後2)	撫冥鎮大將	魏19/517
孝文帝	元業		魯郡侯		撫冥鎮將	魏27/663
孝文宣武	元篤	道武子孫			撫冥鎮將	魏16/395

時代	名	出自	爵位	將軍号	鎮將	出典
太武帝	羅斤	代	帶方公	平西將軍(前從2上、後3)	柔玄鎮都大將	魏44/988
太武帝	奚直	河南洛陽		平遠將軍?	柔玄鎮將	魏73/1629
孝文帝	李兜				柔玄鎮都將	魏73/1629
孝文帝	元繼	道武帝孫	江陽王	鎮北將軍(前從1下、後從2)	柔玄鎮大將	魏16/401, 碑校6/272
宣武	豆盧長	昌黎徒何			柔玄鎮將	周19/309
宣武孝明	苟愷	代	河東公	冠軍將軍(後從3下)	柔玄鎮大將	魏44/994
孝明帝	元鸞	平文子孫	晉陽男	龍驤將軍(前3上、後從3)	柔玄鎮大將	碑校7/277

時代	名	出自	爵位	將軍号	鎮將	出典
太武帝	元建	昭成子孫	陳留公	鎮北將軍(前從1下、後從2)	懷荒鎮大將	魏15/382
太武帝	郎孤				懷荒鎮將	魏40/902
太武帝	陸倕	代	建業公	平東將軍(前從2上、後3)	懷荒鎮大將	魏40/902
太武帝	郎孤				懷荒鎮將(再任)	魏40/902
太武帝	元比陵	道武帝孫	荷曼公	安遠將軍(前從3下、後4)	懷荒鎮大將	魏16/395
太武帝	司馬文思	河内温	譙王	征南大將軍(前從1上、後2)	懷荒鎮將	魏37/854
太武帝	于婆	河南洛陽			懷荒鎮將	周15/243
文成帝	李宝	隴西狄道	敦煌公	鎮北將軍(前從1下、後從2)	懷荒鎮將	魏38/885
孝文宣武	元繼	道武帝孫	江陽王	鎮北將軍?(前從1下、後從2)	懷荒鎮大將?	碑校6/272
宣武帝	達奚眷	代			懷荒鎮將	周19/303
宣武帝	萬貳				懷荒鎮將	魏72/1604
宣武帝	王居伏	西河			廻荒鎮將	隋彙3/154
宣武孝明	苟愷	代	河東公	冠軍將軍(後從3)	懷荒鎮大將	魏44/994
孝明帝	于景	代		征虜將軍(前3上、後從3)	懷荒鎮將	魏31/747

時代	名	出自	爵位	將軍号	鎮將	出典
太武帝	趙逸	天水		寧朔將軍(前4上、後從4下)	赤城鎮將	魏52/1145

本表は現在知りうる限りの鎮將を鎮ごとに列挙し、点線で洛陽遷都以前と以後に分けたものである。鎮將の就任時期の時代比定はごく大まかな目安を示すに過ぎず、あくまで洛陽遷都の前と後の趨勢を知るためのものである。以下、出典を示す。正史は全て中華書局の標点本の巻数と頁数である。魏=『魏書』。北=『北史』。齊=『北齊書』。周=『周書』。秦晋豫=趙君平・趙文成編『秦晋豫新出土墓誌蒐佚』(国家図書館出版社、2012年1月)頁数。安豊=賈振林『文化安豊』(大象出版社、2011年)頁数。碑校=毛遠明編『漢魏六朝碑刻校注』(線装書局、2008年12月)冊数/頁数。晋陽=太原市三晋文化研究会・『晋陽古刻選』編集委員会『晋陽古刻選—北魏墓誌卷』(山西出版集團・山西人民出版社、2008年1月)頁数。駿台史学144=堀井裕之「北魏・楊鈞墓誌」の訳注と考察』『駿台史学』第144号、2012年3月。庚子山集=清・倪瑋『庚子山集注』(中華書局、1980年10月)頁数。地=王仲華『北周地理志』(中華書局、1980年)頁数。隋彙=王其禕・周曉薇編『隋代墓誌銘彙考』(線装書局、2007年10月)冊数/頁数。北魏正光元年(520)「叔孫協墓誌」には太和六年に「平北將軍、懷朔鎮將」となったとあるが、偽刻の疑いがあるため除いた。

表3 都督六鎮表

時代	名	都督号	出典
孝文帝	楊播	加征虜將軍、都督北蕃三鎮	碑校4/307
孝文帝	元繼	都督柔玄・撫冥・懷荒三鎮諸軍事、鎮北將軍、柔玄鎮大將	魏16/401
宣武帝	慕容契	都督沃野・薄骨律二鎮諸軍事、沃野鎮將	魏50/1123
宣武帝	慕容契	都督禦夷・懷荒二鎮諸軍事、平城鎮將	魏50/1123
宣武帝	慕容契	都督朔州・沃野・懷朔・武川三鎮三道諸軍事、後將軍、朔州刺史	魏50/1123
宣武帝	陸延	都督沃野・武川・懷朔三鎮諸軍事、安北將軍、懷朔鎮大將	魏30/731
宣武帝	元淑	都督平城・禦夷・懷荒三鎮二道諸軍事、平城鎮將	碑校4/114、西市1/8
宣武帝	楊椿	都督朔州・撫冥・武川・懷朔三鎮三道諸軍事、平北將軍、朔州刺史	魏58/1286
孝明帝	宇文福	都督懷朔・沃野・武川三鎮諸軍事、征北將軍、懷朔鎮將	魏44/1001
孝明帝	元鸞	都督柔玄・懷荒・撫冥三鎮諸軍事、撫軍將軍、柔玄鎮大將	碑校7/277
孝明帝	楊鈞	都督恒州・柔玄・懷荒・禦夷三鎮二道諸軍事、恒州刺史	駿台史学144
孝明帝	楊鈞	都督懷朔・沃野・武川三鎮諸軍事、懷朔鎮大都督	駿台史学144

西市=胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』(北京大学出版社、2012年9月)冊数/頁数

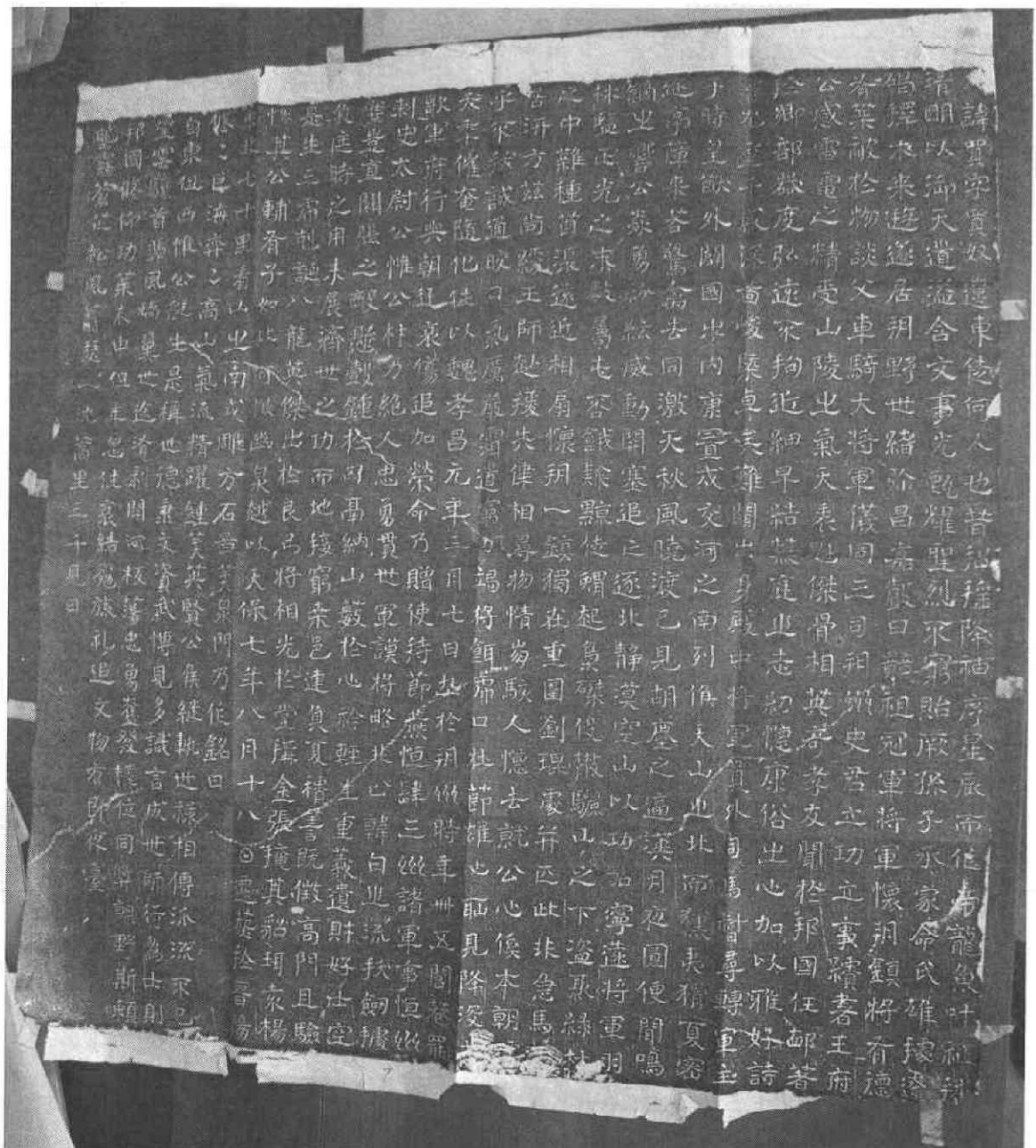


写真1 韓買墓誌 (太原市考古研究所藏拓本)

北魏時代の山東石像銘史料の探索と整理

龍谷大学 佐藤智水

現在の山東省に分布する南北朝時代の石仏は、多くの石窟や摩崖造像を含め、多種多様で膨大な量に達すると思われる。中国仏教の展開の視点からみると、儒家思想の拠点（曲阜・孔廟）をかかえ、また神仙道や泰山信仰などの民間信仰の豊富な山東地方に、どのようにして仏教が展開したのかという課題は、地域史研究と相俟って極めて興味深いテーマである。とりわけ「立誓願文」の慧思の記事や、安道一教団の手になる刻経事業、そして伝統的様式とは異なる薄衣を纏ういわゆる「青州仏像」の出現は、南北朝後期の山東仏教の特性を示すものとして、仏教学・中国史学・美術史学の観点から、従来別々に注目を集めてきた。

本稿では、それらを含む総合的考察の第一段階として、北魏時代に焦点をしばって、特に石像に刻まれた紀年を有する造像記の収集とその内容の基本的整理を行なった。巻末に「北魏時代の山東石仏 紀年造像記一覧」を表示した。銘文数点については、その移録を巻末に添付した（逆頁）。北魏の金銅像については、別稿で銘記内容を整理し解析した。⁽¹⁾

南北朝時代の山東の造像がきわめて盛んだったことは周知のことだが、北魏時代の石像はさして多くなく、そのうち紀年を有する石像銘は、現時点では33点に絞られる。しかも、初出は神亀元年（518）と極めて遅く、この点は、すでに岡田健氏の指摘がある。⁽²⁾

次に、収集した33例の紀年銘造像記について、簡潔に整理しておく。

- I 数量の問題。 神亀元年～北魏末まで17年間に33例とは、かなり少ないが、銘記はあっても紀年を欠くものや、銘を刻まない作例も多数あり、ゆくゆくはこれらを含めた考察の必要がある。
- II 時期的遍在の問題。 太和～熙平の紀年銘を有する金銅像の作例が合わせて14点、惠民県や博興県の龍華寺址から出土しており、熙平年間以前になぜ石像が造られなかったかという疑問が湧く。視点を変えれば、孝明帝の神亀年間以降なぜ石像造営が盛行したのか、という問題と連動する。
- III 地域的遍在の問題。 33点を分析すると、青州の中心部23点、齊州6点、その他2点、不明2点であり、青州の中心部が圧倒的に多い。山東石像盛行の中心地は、青州臨淄付近とみてよい。次に、齊州6点のうち3点は州都歴城県（現・済南市）にある黄石崖石窟の外壁に存する（山東における北魏の仏教石窟は黄石崖のみ）。その他2点の1つは、表のNo.6 王珽之等法義造像で、光州當利県の集団造像である。出土も近くの平度県と伝えられ、北魏造像記の北限と言える。半島の突端地域には石像の作例をみない。もう1つNo.22 劉平周等造像は、当時の徐州の南部郟城に集結していた武官の集団によるもので、山東北魏造像記の南限である。

IV 造像主の問題。 造像主は、個人や家族単位のものゝ集団による造像に分けられる。特徴的なものは集団造像で、法義と自称するもの 11 点 (No.2・6・7・8・12・13・14・16・17・19・31)、邑義 2 点 (No.15・21)、その他 4 点 (No.5・9・11・22)、計 17 点で全体の半分を数える。集団造像を法義と自称するのは、山東以外ではあまり見られない。ただ、邑義と称するものもあり、また北魏全域で多くみられる「合邑」がないのは興味深い。

V 造像主の身分。 個人や家族単位の造像記を見ると、あきらかに豪族や名族と思われる作例が目につく。表No.1 は在地樂安の名家孫氏と清河房氏出身の夫人、No.10 は襄威將軍柏仁令の官職を有する曹氏、No.29 は親族に將軍号や太守を帯びる李氏一族と夫人は在地有力者の蔣氏、No.30 は東清河崔氏を夫とする在地名家賈氏の妻。

これは、集団造像においても顕著である。No.2 は河北の清河から齊州に移住した東清河崔氏と当地の有力者賀氏などの集団、No.5 は清河から青州・齊州に移住した張氏と傅氏の集団、No.6 は光州の在地有力者王氏を軸とする集団、No.11 は現役の官職を有する名家賈氏一族とその夫人張氏、No.22 は現役武官たちによる造像事業である。以上のように、山東の石像銘記から、移住し定着していた名家と在地の有力者との結縁が読み取れる。

VI 移住民の問題。 前項で挙げたNo.2・5・30 にみえるように、永嘉の乱や後燕滅亡時などに河北から山東に逃れてきた移住民の積極的参加がうかがわれる。また、No.24 は揚州丹陽郡から齊都に移住した陳氏の単独石像、No.25 は長安から移った王僧勸が黄石崖の外壁に造像供養をしたことを刻んでいる。山東仏教造像が時間差はあるものの、移住してきた人士によってその一端が担われたことを示している。

VII 女性の積極的参加の問題。 No.5 は移住した名族清河張氏の出身の女性 (張勝男) が、同じく移住した名族の清河傅氏に嫁ぎ、移住先の臨淄で信望を得ながら、地縁や血縁の縁ある他のご婦人たちを勧誘し、夫たちをも巻き込んで取り組んだ造像事業である。稀有の史料と言える。⁽³⁾ No.7 は、女性たち主体で行なった黄石崖の造像である。

また、No.11 は夫の賈智淵が任地に赴いているときに、夫人の張氏が香火同邑の仲間 (多くは女性) と共に行なった造像であり、No.30 は婦人の賈氏が夫崔和の赴任中に自らの信仰を吐露して造像供養を行なっている。青州臨淄における家庭夫人の地位の一端を垣間見る。No.21 は比丘尼 12 人 (比丘 0) が参加する大掛かりな邑義集団による造像で、刻まれた供養者名 130 余人のうち約 7 割が女性で、しかもその名の配列が男女混合という、礼制的観念では理解を越える集団である。この時期の山東における奉仏事業への女性の積極的関与は際立っており、この女性参加の実態は、ジェンダーの問題にとどまらず、そのような事態を可能にした経済的成長という地域史的課題に繋がっていく。

VIII 信仰内容の問題。 ここでは、本尊の尊格を確認しておく。銘記によると「釋迦像」2、「弥勒像」11 で、そのほか「尊像」3、「佛像」1、「靈像」1、「如来石像」1、「天宮像?」1、「石像」4 と刻まれている。注目すべきは、弥勒が突出して多いこと、及び他の地域でみられる「観音像」「多寶像」「無量壽像」「盧舎那像」が皆無ということである。

以上、北魏の山東地方の石像をとりまく環境を、いくつかの切り口にしばって整理を試みた。ただ、山東の仏教造像については、尊像の多様な様式が難問として横たわっている。

像の大小や様式等の相違が、銘記内容といかなる相関関係があるのか、その検討が欠かされていない。今後は、無銘の尊像も視野に入れると共に、仏教を推進した側の僧尼や山東地方の豪族・名族の動向について考察を進めていく所存である。

注

- (1) 拙稿「中国初期金銅仏の銘にみえる祈願— 仏に遇う —」科研報告書『ガンダーラ美術の資料集成とその統合的研究』（研究代表者：宮治昭。2014）。金銅像の分布や銘文内容は石像の展開とは位相を異にしていることもあり、本稿では、折に触れて言及する。
- (2) 岡田健「山東歴城黄石崖造像」（『美術研究』366、1997）。因みに、筆者がこれまで山東制作とみてきた「太和七年、魏光州靈山寺塔下銘」の銘記は、偽刻と判断し削除した（倉本尚徳氏の示唆による）。
- (3) 拙稿「中国における初期の『邑義』について（下）—北魏における女性の集団造像—」（『仏教文化研究所紀要』51号、2012）

表に引用する文献	略称と原典
Siren	Osvard Siren “CHINESE SCULPTURE” 1925
『魯迅』	『魯迅輯校石刻手稿』造像（北京魯迅博物館 1986）
『石佛選粹』	李静杰編著『石佛選粹』（中国世界語出版社 1995）
『臨响造像』	『臨响佛教造像藝術』（科学出版社 2010）〔响→月+句〕
『碑刻造像』	山東文物叢書⑩『碑刻造像』（山東友誼出版社 2002）
『李森著』	李森『青州龍興寺歴史与窖藏佛教造像研究』（山東大学出版社 2012）
『山東省石仏展』	山口県立萩美術館『山東省石仏展』展覽図録（2008）
八瓊室	陸増祥『八瓊室金石補正』
陶斎蔵	端方『陶斎蔵石記』
大村	大村西崖著『支那美術史彫塑篇』（佛書刊行会図像部 1917）
新松原	松原三郎『中国仏教彫刻史論』（吉川弘文館 1995）
北図拓	『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本滙編』（中州古籍出版社 1989）
台北目	中央研究院歴史語言研究所、佛教拓片研讀小組編 『北魏紀年佛教拓本目録』（2002）
碑刻校注	毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』全10冊（2008）
岡田健「黄石崖」	岡田健「山東歴城黄石崖造像」（『美術研究』366号、1997）
拙稿「女性集団」	佐藤智水「中国における初期の『邑義』について（下） —北魏における女性の集団造像—」（『仏教文化研究所紀要』 51号、2012）
京大人文研拓本	京都大学人文科学研究所所蔵拓本、
淑徳大学拓本	淑徳大学書道文化研究所所蔵拓本

北魏時代の山東石仏 紀年造像記一覧

★→奉為皇帝 ☆→爲四恩三有：国王：家国；願皇祚永隆

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1. 像主孫寶愷
清信女佛弟子房令妃
山東省博物館藏
神龜元年3月20日(518) | 尊像
(一光三尊拱手仏立像)
(通高160×幅98cm) | 青州高陽郡安次県人
(山東樂安北翠柳庄出土)
孫寶愷→青州樂安の孫氏? | 「仰資父母。居家眷属、現世安吉
・ ・ ・ 一切群生、同歸彼岸」
妻房令妃→清河の房氏? | Siren PL.159
北図拓IV-52
台北目No.120 |
| 2. 崔勲等法義兄弟
法義主賀神達
故宮博物院藏
神龜2年9月11日(519) | 石像・二侍菩薩
(残台座のみ)
(台座幅80×高38cm) | 齊州東清河郡兪県人
崔鴻・崔鸞・崔鵬(有官者)
東清河崔光の疏族とその法義構成員25人
像主崔勲は錢九千。法義兄弟廿五人は「各錢一百、裁佛金色」 | 「上為皇帝陛下★、三公主司
後為居家眷属、咸同斯福」 | 『石佛選粹』64図
北図拓IV-71
碑刻校注V-No.0560 |
| 3. 宋□(□=貳?)
臨朐県博物館藏
正光元年11月8日(520) | 造象
(一光三尊拱手仏立像)
(通高51×幅31cm) | (青州)
(臨朐県明道寺旧址出土)
青石質 | 「願生西方妙樂国土、值□□□
…無諸□惡、十方□生…」 | 『文物』2002-9
『碑刻造像』p.385
『臨朐造像』No.1 |
| 4. 佛子伊□
正光2年6月5日(521) | 佛像
(一尊拱手仏立像)
(通高59×幅15cm) | (青州)
(青島市収集)柱石状
青石質 | 「上為皇帝★
下為父母兄弟姊妹二十三人、
時々供養、子々孫々、咸同斯福」 | 『文物』1985-1 |
| 5. 清信女張勝男等
(女性主導邑義)
齊国歴史博物館藏
正光3年正月6日(522) | 釋迦牟尼石像
(一尊拱手仏立像)
(通高240×75cm)
女性唯那8人 | 青州齊郡臨淄県
(臨淄鎮出土)
柱石状
東清河の張氏と傅氏の連携 | 「清信士女張勝男、率佰六十餘人…
奉為師僧父母兄弟及一切衆生、
仰資亡者…託生靈津、餐承玄旨」 | 拙稿「女性集団」 |

- | | | | | |
|--|---|---|---|---|
| 6. 王珎之等法義
維那主蘇胡・張碩…
(所蔵不明)
正光3年正月26日(522) | (三尊举手仏坐像)
(拓本 112×107 cm)
供養者 100 余人 | 光州長廣郡當利県
(山東平度縣出土)
柱石状? 比丘尼 21 人名。比丘 4 人。台北目No.149
王珎之は板官(當利本縣令) 俗人はほとんど男性:約 90 人。 | 「(願目記載なし)」 | 北図拓IV-127。
大村 p. 236 : 図 541。 |
| 7. 劉愛女等
法義兄弟姉妹等
(黄石崖石窟)
正光4年7月29日(523) | 石窟像廿四軀
(方形龕:四尊像)
(龕高 30 cm) | (黄石崖石窟の小龕)(齊州)
(山東済南市)
維那主 4 人、供養者 25 人=女性。
近接して「高伏香造釋迦像記」あり | 「(願目記載なし)」
「釋伏宋同正鋤」(僧の名?) | 拙稿「女性集団」
岡田健「黄石崖」 |
| 8. 成買寺主道充等
法義兄弟姉妹
(所在不詳)
正光5年8月11日(524) | 弥勒尊像
(形相不明)
(拓本高 39×92 cm)
(僧侶指導の法義) | 青州高陽郡新城県
(山東臨淄大夫店摩崖?)
道充・施福寺慧興ほか比丘 13 人。男子俗人 71 人(うち成公氏 23) | 「率化彩邑道俗法義兄弟姉妹
一百人一切羣生、咸同福慶」 | 北図拓IV-171
台北目No.169 |
| 9. 慶福寺主. 程通等
兄弟姉妹二百九十五人
(所在不詳)
正光5年8月11日(524) | 弥勒尊像
(三尊举手仏立像)
(高さ・幅不明) | 青州高陽郡新城県
(故樂安地) 柱石状
成買寺道充造像記と同名比丘 2 人(道充・慧静) | 「上爲國王☆、下爲高老父母、下
有孝婦□□九十五人、上有龍頂
之壮奇、一切羣生、咸同福慶」
「巫門、卜門、石匠」 | 京大人文研拓本 |
| 10 柏仁令曹望愔
襄威將軍
ペンシルヴァニア大博蔵
正光6年3月20日(525) | 弥勒下生石像
(残台座:形相不明)
(拓本高 27×66 cm) | 齊州魏郡魏県
(旧在. 山東臨淄縣)
(台座三面に夫妻礼仏線刻) | 「仰爲家國☆己身眷属、永断苦因
常與佛會、七世先亡、神昇淨境
親表内外齊沐法澤、一切等類…」 | 『魯迅』 p. 133
北図拓IV-181
Siren PL. 150 B |
| 11 張寶珠等
香火同邑 | 釋迦牟尼佛
(三尊举手仏立像) | (青州)
(旧在益都古廟)(青州) | 「為七世父母歴劫諸師、兄弟姉妹
所親…香火同邑常與佛會…願 | 新松原図 166 B
「文物」1961-12 |

- | | | | |
|--|--|--|--|
| 山東省博物館藏
正光6年4月19日(525)
夫=賈智淵 → | (通高 229×135 cm)
背面に清信女 20 余人。益都賈氏、妻清河張氏？
□□將軍府幕僚、赴任中。同族=賈智伯(本郡功曹)、 | 弟子等、生々世々、值佛聞法、
永離衆苦、乃至成佛…」
賈智興(…大尉祭酒)、賈智琳(…二郡太守) | 北図拓IV-182 |
| 12 張買等法義十七人
(黄石崖石窟?)
正光6年5月20日(525) | 石像(形相不明)
(拓本高 65×幅 35 cm) | 青州齊郡臨淄県人
「(願目記載なし)」
「清信士佛弟子」以下題名 17 人(そのうち張氏 10 人最多) | 京大人文研拓本⑨
⑨備考：歴城黄石崖 |
| 13 王世和等法義兄弟

博興縣文管所藏
正光6年6月15日(525) | 尊像(柱石状)
(一尊举手仏立像)
(残高 240×70×80 cm) | 青州樂安郡般県
(博興県店子鎮般若寺遺址)

王氏多数。尼道姿あり | 「上為皇帝陛下★百官州牧、又為
過往将来現在父母師僧居家眷属、
復為法界衆生蠕動之類□□□福」
『文物』1958-4
『碑刻造像』p. 387 |
| 14 鹿登等略撰法義
《残石》
孝昌2年3月27日(526) | 石像(断裂)
(形相不明) | (益都県北馬皆庄出)
(拓本高 82×幅 114 cm) | (祈願部分…磨滅甚だし)
供養者線刻、鹿氏多し
北図拓V-21
台北目No.203 |
| 15 帥僧達等邑義卅人
《残石》
孝昌2年6月2日(526) | 弥勒尊像
(断裂：形相不明)
(拓本高 49×44 cm) | 青州齊郡臨淄県人
比丘道就。金色主范□ (帥 3・范 2・張 8 人) | 「上為皇帝陛下★ 師僧父母…
逮及己身、居家眷属、普為
一切无邊衆生 願合家眷属、
常聞正法、值遇諸佛」
『魯迅』p. 147
北図拓IV-31
大村 p. 238 |
| 16 帝主元氏法義卅五人
(黄石崖石窟)
孝昌2年9月8日(526) | 弥勒像
(仏坐像。未完成龕)
(龕高 56×37 cm) | (黄石崖の小龕)(齊州)
(山東済南市)
都維那比丘 1 ; 都維那 3 ; 比丘 2 + 男性法義 11
前半(男性) / 後半(女性) → | 「為四恩三有☆法界衆生、願值弥勒」
『魯迅』p. 143
岡田健「黄石崖」
台北目No.202 |

- | | | | | | |
|----|--|---|---|--|--|
| 17 | 法義六十餘人
像主王敬賓など王氏
博興県文管所蔵
孝昌2年(526) | 弥勒像
(残台座：形相不明)
記名100余(王氏56・比丘1・比丘尼2・女人8) | 青州樂陵郡陽信県
(博興県崇徳村龍華寺出土) | 「為皇帝陛下★七世父母、
一切衆生、普同其願」
「寺主王徳寶：維那2人」 | 筆者調査(2010) |
| 18 | 比丘道休
山東省博物館蔵本尊
石刻藝術博物館蔵台座
孝昌3年2月15日(527) | 弥勒石像
(一尊挙手仏立像)
(通高346cm)
本尊高220cm | (青州)
広饒県楊張寺村. 皆公寺遺址
石灰岩 | 「正月二日奉詔建立皆公寺」
「爲一切衆生」
「比丘僧緒、僧援、惠儁…」 | 『魯迅』p.155
台北目No.210
筆者調査2013年 |
| 19 | 法義兄弟一百餘人
都維那張神龍・王難生、
(黄石崖石窟)
孝昌3年7月10日(527) | 石窟彫刊靈像
(四尊像龕?)
(龕高75×幅85cm)
比丘5：法義男性名7 | 於歴山之陰(齊州)
(山東済南市)
(←法義百余人と合致せず) | 「上為帝主★法界群生師僧父母、
居家眷属咸同福慶、所願如是」 | 北図拓V-65
岡田健「黄石崖」
台北目No.208 |
| 20 | 流泉寺比丘僧慶
孝昌3年7月20日(527) | (残石立像)
(挙手仏立像)
(残高34×幅23cm) | (青州)
(臨朐県明道寺址出土) | 「為亡母未亡妹現存父継母及
利慶身弟等、居家大小、願
生々世々永離三塗、師僧…」 | 『文物』2002-9
『臨朐造像』No.2
筆者調査2010年 |
| 21 | 尼曇密等邑義
(別称：張淡造像碑)
青州市博物館蔵
孝昌3年8月13日(527) | 如来石像
(一光三尊挙手仏立像)
(通高254cm) | 青州齊郡臨淄県
(旧在：広饒県張氏淡村)
(比丘尼12人、比丘0、供養者133の大半90余が女性供養者名) | 「邑義六十人等、合率捨珍、尊□
三寶、…欲洪扇慈風、廣濟群品、
普矜等滋…」 | 『魯迅』p.159
北図拓V-66
『文物』1996-12
筆者調査2011-13 |
| 22 | 劉平周等
(=假宣威將軍統軍)
孝昌3年□月(527) | (尊像不明)
(將軍号の人名羅列：□□別將持節齊州太原郡…)
郟城軍主…統軍劉康奴など劉氏4。燕郡太守房超群など房氏6 | (旧在郟城県署=徐州)
(齊州太原郡→済南市の西南西50km) | (願文部分欠損)
⇒ 赴任先の郟城県での造像。 | 『魯迅』p.149
台北目No.207
淑徳大学拓本 |

- 23 鹿光熊 弥勒尊仏 青州齊郡臨淄県 〔上為皇帝陛下★師僧父母、居家
（一光三尊仏立像） （山東益都） 眷属、一切衆生、咸同斯福〕 『魯迅』 p. 163
孝昌 4 年正月 5 日（528）（拓本通高 52.5 cm） （旧在山東金石保存所） 台北目No.216
- 24 佛弟子陳天寶 造塔三級. 建石像. 光趺 齊都、中練里私宅（青州） 〔所患雲消、有願従心、上及
（台座のみ残） 七世父母、下暨現在眷属、
（拓本高 18×幅 43 cm） （刻字上級） 值佛聞法、朗悟正覺、
武泰元年 4 月 8 日（528） 「揚州丹楊郡溧陽縣」より「齊都」に移住。 輪樂兜率、恒与善會〕 北図拓 V-81
『魯迅』 p. 165。
- 25 長安人王僧歆 尊像 （黄石崖石窟） （齊州） 〔上願皇祚永隆☆歴劫師僧、七世
（山東済南市） 父母、兄弟姉妹、妻子女等、及
（銘記は孝昌 3 年法義兄弟の後に接す） 善友知識、邊地衆生、常生佛國
建義元年 5 月 4 日（528） 清信士佛弟子雍州長安人→ 齊州に移住？ 弥勒出世、龍華三會、願登初首〕 『魯迅』 p. 167
岡田健「黄石崖」
碑刻校注 VI-0752
- 26 比丘□□道勇 弥勒龍華四面尊像 青州齊郡臨淄県楊□寺 〔上為皇帝陛下★復為亡父母七世
（形相不明） 供養者名 = 范遠之 因縁居家眷属、願登果者…、願
建義元年 6 月 15 日（528） 生生世々□□佛會、并為…輪廻…〕 大村 p. 239
旬齋藏七
台北目No.220
- 27 清信女韓小華 弥勒像 （青州市龍興寺址出土） 〔為亡夫・両亡息・己身・息…〕 『山東省石仏展』 No.1
亡夫：樂醜兒 （三尊挙手仏立像） 〔願使過度悪世、後生々尊貴、 『碑刻造像』 p. 390
青州市博物館藏 （高 56×幅 51 cm） 世々侍佛〕 『李森著』 p. 51; 図 21
永安 2 年 2 月 4 日（529）
- 28 帛□道歸夫妻 （三尊挙手仏立像） （臨朐県明道寺旧址出土）（青州） 〔夫妻二人知世非常无以□□…〕 『文物』 2002-9
永安 2 年 2 月 19 日（529）（残高 24 cm） （左半部欠損） 〔上為□□□…亡父母…〕 『臨朐造像』 No.3

- 29 李文遷等一族 天宮像？ 青州樂陵郡陽信縣人 「…家口天宮」「…現身天宮」 北函拓V-130
 (所在不明) (形相不明) (拓本高 73 cm) 「夏侯興…現身天宮」「命過夏侯旦」 八瓊室十六
 像主李文遷・夫人蔣男英 李僧保＝青州刺史彭城王府鎮遠將軍、行樂陵太守、夫人謝氏、次夫人□□。
 永安 2 年 11 月 14 日 (529) 李處真＝振威將軍樂陵太守。
- 30 賈淑姿 石像 (青州龍興寺址出土) 「願永絕女刑、為佛弟子。 『文物』 2000-5
 (一光三尊舉手伛立像) 居家眷屬并及六道、長辭苦海、 『李森著』 函 10
 (通高 54.5 cm) 同獲常樂』 『李森著』 函 112
 永安 3 年 5 月 13 日 (530) 夫：崔和＝安東將軍・銀青光祿大夫・青州大中正。(東清河崔氏＋益都賈氏？＝名門夫妻)
- 31 比丘惠輔等 彌勒尊像二軀 青州齊郡臨淄縣高柳村 「上為皇帝陛下★州郡令長、又為 『魯迅』 p. 175。
 比丘僧□・僧詳・惠彌 (形相不明) (山東省益都石佛庄出土) 七世父母居家眷屬亡過現存、普為 台北目No.228
 法義兄弟姊妹百十人 (拓本高 125×114 cm) 法界倉生、咸同斯福、所願如是。」 北函拓V-194
 比丘 4・尼 7・維那 2 (李槃・李元伯)・女性 3。
 永安 3 年 8 月 9 日 (530) (供養者＝李氏 72、殷 19、鄧 5、羊 3、張 3、宋 3 …)
- 32 諸縣人郊□…姊妹 石像 (半壞) 諸縣人(東莞郡諸縣)＝南青州 「上為亡父□…家眷屬、 『文物』 2002-9
 (一光三尊舉手伛立像) (臨朐縣明道寺址出土=青州) 造…願從心、值……」 『臨朐造像』 No.7
 普泰元年 4 月 24 日 (531) (殘高 28×19 cm)
- 33 比丘尼惠照 彌勒一軀 (下半分欠損) (青州) 「上為皇帝陛下★師僧父母、亡者 『文物』 2000-5
 (一光三尊舉手伛立像) (青州龍興寺址出土) 直生西方無量壽國、現存眷屬、 『李森著』 函 12;22
 太昌元年 9 月 8 日 (532) (殘高 51 cm) 常與善俱、自願己身、生々世々、
 常作淨行沙門、一切衆生、咸同斯慶。」

王膜世	陰想
王天愛	王驥 趙客生
王貳	王景哲
王德寶寺主	王婆羅
張睹宗□	廷寄香
王宗	女□素姜
王文達	女人耿驤？
王蓋	
王興周	

⑧ 供養者名の配列に凹凸があるのは、刻字の現状に従う

(30) 賈淑姿(崔和妻)造像記

北魏永安三年(五三〇)

青州龍興寺遺址出土 青州市博物館藏

一光二尊举手仏立像 通高54.5cm 石灰石

李森著『青州龍興寺歴史与窖藏佛教造像研究』(2012)

【光背背面】

写真＝図112 拓本＝図10 移録＝p.51

大魏永安三年庚戌五月乙亥朔十三日丁亥安東將軍銀青光祿大夫青州大中正崔和妻賈淑姿傾竭賄□敬造石像一軀願永絶女刑為佛弟子居家眷属并及六道長辟苦海同獲常樂

【台座正面】

大魏孝昌二年
 歲次庚午
 青州樂陵
 郡陽信縣法儀
 六十餘人造弥
 勒像一軀為皇
 帝陛下七世
 父母一切衆生
 普同其願
 王和之侍佛
 像主王敬賓
 維那王賜
 維那王貳周
 王伏 王零
 王壞珎
 王見愜
 石主
 王婢
 長世
 王蠻石界？

【台座右側】

比丘僧惠
 比丘尼惠凝？
 比丘尼曇喻
 高僧平
 夏侯副
 張市德
 王虎 王盖世
 王起仙
 王僧育
 王伯仙
 王衆愛？
 王景·
 王承仙
 王仙
 劉憐 李道起
 周僧貴 張承
 王伯達 王承仙
 王羣生
 劉惠明
 劉租

【台座背面】

· · · 王審
 女人口云好
 女人王温姜
 女人王兒女
 女人張思·
 女人王法敬
 (アキ)
 (アキ)
 王僧恩
 王顯然
 榮引
 王叔憐？
 張仙
 王陸
 王景暈
 宋僧超
 王奉叔
 王苟生
 王盖奴

【台座左側】

王貴
 榮養
 王平奴
 王天
 王普慶
 石零業
 周虎
 孫可奴
 王法翫

(13) 王世和等法義造像記

旧在…山東省博興縣店子鎮般若寺村般若寺遺址

北魏正光六年（五二五）

博興縣文管所藏。殘高240cm 幅70cm 厚80cm

「文物」一九五八年第四期 柱石狀 一尊拳手仏立像

『碑刻造像』三八七頁。

筆者調查（二〇一一）

【左側】

大魏正光六年歲次

乙巳六月甲戌朔□

五日戊子青州樂安

□般縣王世和□文

□王□王伏會等法

義兄弟□心敬造尊

像一軀上為

皇帝陛下□官伺牧

又為過□□來現在

父母師僧□家眷屬

復為法界□生蠕動

之□□□□福

(14) 王敬賓等法義六十餘人造像記

山東省博興縣文管所藏 殘造像台座

北魏孝昌二年（五二六）

博興縣龍華寺遺址出土。

筆者調查二〇一〇年

(2) 崔勲等法義造像記

北魏神龜二年(五一九)

故宮博物院藏 殘高45cm 幅56.4cm 厚23cm

李靜杰編著『石佛選粹』圖64 写真(正面) 石灰岩

毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』第五冊三五頁(移錄)

【台座正面】

魏員外散騎常侍中堅將

軍三公郎中中散大夫高

陽王右司徒府右長史

崔鴻 平西府益州

長流參軍盪寇將軍齊

州別駕司徒府城局參軍

東中郎九州二郡賈板墓

使徐州倉曹參軍崔鸞

齊州錄事參軍廣川

太守崔鷗

唯大魏神龜二年歲次巳

亥九月戊□朔十一日辛巳

齊州東清河郡兪縣人崔

勲削減身資造石像一

軀二侍菩薩上為皇帝陛

下三公主司後為居家眷

屬咸同斯福

像主崔勲用錢九千

【台座左側?】

法儀兄弟廿五人各錢一百裁佛金色 陳安生

賀孟奴 馬文智 焦伯奴 史曇貞 臯市 仇猛略

仇僧利 王曇玉 徐敬□ 侯巨當 孫文 徐惠愛

翟敲 魏繼叔 王智通 仇迷 仇強 榮文敬 賀僧德

□主崔勲 法儀主賀神達 史僧度 王冰 王文 展次稍

北魏後期の官僚の遷転

東洋文庫 窪 添 慶 文

はじめに

筆者は拙稿A（以下、前稿とする）⁽¹⁾において、宣武帝以降の北魏における將軍号に関して以下の諸点を明らかにした。

- ・通常の異動の場合は、上位の官品、同一官品であれば上位に置かれる官職、に遷る。
- ・同一官品の官職への異動の場合は、他の官職を同時に与えることにより、昇進という形を確保する。將軍号⁽²⁾がその役割を担うことが多い。
- ・官品が下位、同一官品であれば下位に置かれる官職への就任の場合、他の官職を同時に与えることにより、下落を回避するか、昇進の扱いとすることができる。將軍号がその役割を担うことが多い。
- ・同一官品内に単独、もしくはグループをなす將軍号がそれぞれ別の位置に配置されているのは、同一官品内での昇進を示す目的による。
- ・遷転した後の官職が、將軍号を含む前職より上位にあれば、將軍号は不要である。従って將軍号はもたない。
- ・遷転後も遷転前の將軍号を維持する場合、「將軍如故」「本將軍」と明記されることが多いが、書かれないこともある。
- ・將軍号は軍勲によって得られるが、遷転の必要上与えられることもある。

そしてこの結果を用いる宣武帝以後の官僚の遷転過程の再検討が必要であると述べた。筆者は拙稿Bで北魏後期の官僚の遷転過程を検討したことがあったが、その段階では將軍号の理解に不十分な点があったからである。また拙稿Bの段階と較べると、現在は利用できる墓誌の数が増加している。よってあらためて官僚の遷転過程を検討したい。

対象とする時期を宣武帝初年からと限定するのは、太和前令と太和後令では同一官職でも官品に相違があるからである。また孝文帝末年には宣武帝以降の遷転と同じような事例を見出すことができるのは確かであるが、列伝などでは太和という23年に及ぶ治世のどの時期に当たるかを判断することはなかなか困難である。よって比較的判断がしやすい宣武帝期以降とする。事例数はかなり多く、検討には十分であると考え。

北魏末まで、としたのは、東西魏以降には、都督や侍衛官などに就任する事例が多くなり、北魏後期とは異なる状況が生まれるからであり、また將軍号が乱発され、將軍号と実務の官職との乖離が大きくなるからである。そのような状況は北魏末の内乱の時期には既に見られるようになってきているが、まだ従来の遷転の理解で検討しうる事例の方が多。

孝文帝の改革後、北魏の官僚制度の整備が進み、東魏・北齊の制度を経て、隋唐の官僚制度に影響を与える。その北魏の官僚制度をより精密に解明することは、より正確に隋唐

時代の制度を理解することにつながろう。本稿は、遷転がどう行われたかという、きわめて限定されたテーマの検討を行うが、それはこの時期の官僚制度の実態の解明の基礎ともいべき作業である。また、北魏後期における遷転のあり方の解明は、北朝ひいては隋唐の貴族制の理解にも関わってこよう。

1 遷転表の提示

列伝の官歴にせよ、墓誌の官歴にせよ、官歴のすべてを網羅しているわけでは必ずしもない⁽³⁾。しかし、両者を接合させることにより、すべての官歴ではないかも知れないが、より確度の高い官歴を知ることができるであろう。宣武帝以降北魏末までの遷転が墓誌⁽⁴⁾⁽⁵⁾と列伝の双方に複数回にわたり記載のある事例を取り出して、それを巻末に「宣武帝以降の北魏官僚の遷転過程一覧」として掲げる。複数回としたのは、1度の就任では遷転とは言いがたいからである。墓誌と列伝の食い違いなど、どのように処理するべきか難しい判断を求められる箇所が少なくないが、それらは一つ一つについて注記しておいた。そのすべてが正しい判断であるかどうかには問題が残るにせよ、多数の事例から導かれた結果は一定の方向性を示すであろう。

各人の遷転過程一覧に基づき、就任した官職の官品ごとに、就任した回数を表1として示すことにする。その作成手続きは以下の通りである。

- ・ 将軍号と実務の官職など同時期に複数の官職をもつ場合には、高い方の官品の項に記載する。ただし兼任の官職の場合は、例えそちらの官品が高くても採らない。単独で「長兼某官」とある場合はこの限りではない。「仮」字の付く将軍号は数えない。
- ・ 使者として派遣された場合に帯びる官職（例えば散騎常侍など）も、通常の遷転とは異なる臨時性のものであるので、採らない。
- ・ 当該時期においては8品以下の就任事例はないので、従7品以上を掲載する。正4品以下の場合は上下階の区分があるが、表示しない。各官品の上下階双方に就任した場合は備考欄でそれを示す。
- ・ 正従1品への就任数は表示しない。正1品に将軍号が配置されていないこと、従1品将軍を帯びながら正1品の官職に就任するなど、将軍号は同時に就いた官職の官品より上位にあるという前稿で得た理解に該当しないことがあるからである。
- ・ 網掛けを施した官品はそれより上位の官職への就任がなかったことを示す。正2品の次の欄に網掛けのない事例は、1品への昇進があったことを示す。
- ・ 遷転を示す語のあるごとに1回と認定するが、その語がなくても遷転と判断できるものは回数に加える。備考欄に同じ将軍号や官職のもとに他の官職を帯びた回数を記す。
- ・ 官品が不明の官職就任の事例は、前後の官職の間の欄に☆もしくは[]で示す。なお、官品が不明の場合でも、前後の就官から推測可能な場合はこの限りではない。☆はまた除名や封王のあった時期を示すことにも用いる。
- ・ 「稍遷」など就任官職の省略の可能性を示す語があれば、前後の官職の間に記載する。表1の前半には元氏、後半にはそれ以外の諸氏を記載する。記載順はおおむね没年順

表1 官職就任回数票

番号	姓名	従7	正7	従6	正6	従5	正5	従4	正4	従3	正3	従2	正2	備考
1	元鸞							王	→		2			
2	元詮							王	→	1	4	1		四平3
3	元彦							王		1	1			
4	元遙							→	1	4	3			従3のうち輔国・征虜各1
5	元遙								→	3	1	3		四征大2
6	元暉					→	1	1	1	2	2	2		
7	元諶				1									転じた直閭將軍は官品不明
8	元昭					→	1	1	2	1	1	4	1	正4品は上下各1、従2品は撫軍3
9	元子直							1	1	2	2			正4品は上下各1、従3品は冠軍2
10	元顯魏	1				1	1							
11	元熙	1	1					王		2	※1	4		正3品のうち四安3、※は正4の前の就任
12	元誘	1	稍遷			1	1			1	1			
13	元暉									王		2	1	
14	元乂									1	1	1	1	
15	元寿安	1						→	1	1	1	☆5	2	☆で1官(行州事)、正3のうち前後左右2
16	元融					→	王		1	☆1	4	1	5	☆で2官(仮征虜)、正3のうち四平2、正2のうち四征3
17	元淵			1		1		1	1	2	3	4	4	正4の前に王爵、従3は冠軍と征虜、従2は四鎮4、正2のうち衛2
18	元順			1		超転		1	1		4	3	1	正3のうち四安3、従2のうち護軍2
19	元瞻								→	2	3	2		従3は童驥と征虜、正3のうち四平2、従2のうち撫軍2
20	元暉				1	[2官]			1	4	4			従3のうち冠軍2(別に行州事2)征虜1、正3のうち四平、四安各2
21	元端						1		2	1	2	2		正3は四安2、従2は撫軍・鎮軍
22	元顯				2	1			1	1	1			正6は上下各1
23	元略	1	稍遷	1					1	2	1			従3は冠軍2、正3の前に亡命、帰国、封王
24	元湛	1	1	1				2			3			正3のうち前將軍2
25	元厥	1	☆1				1			1				☆に1官を挟む(官品不明)
26	元子正						1	1	1		王			
27	元欽							→	1	2	3	2	1	
28	元道			→	1				1	1	2			
29	元繼								→	1	2	☆2	1	1
30	元天穆	1					1			1	1	王		正3の時免官により四平と尚書を繰り返す(実質2)
31	元延明							王		3	7	1	6	正3のうち前後左右4、正2のうち衛大將軍4(別に行州事1)
32	元瑱					1	1	1		1	3	2	☆3	光祿卿2、中軍2、車騎3、車騎の間に封王
33	元恭			1	1			1		1	2	2		
34	元厥	2	1	[2官]			王			1	1	1		
35	元爽	2				1		1			1	2		正7は上下、但し上→下
36	元誕					1		1		☆2	1	2		従2の童驥と征虜の間で封王
37	元鸞			→		[2官]		1		1	1	3	3	散騎常侍は数えず、従2は撫軍2、正2は四征2
38	元均							1		3	1			従3は冠軍2と征虜
番号	姓名	従7	正7	従6	正6	従5	正5	従4	正4	従3	正3	従2	正2	備考
41	寇猛					→	1	歴	転	1				
42	司馬悅							→	1	2				従3のうち征虜2
43	楊播									→	4			3品のうち四安3
44	王紹					1	1	1						
45	辛祉							→	2	3	☆2			従4は左軍2、従3は童驥2、征虜。☆で免官
46	崔景暉							→	1	3				従3は童驥2・征虜
47	辛祥					→	☆1	☆1	1					☆はマイナスの遷転。☆は2官(行州事)
48	司馬昞	1	2	1	1			1	1?					正7の1は推定。推定通りだと上下の関係
49	劉道斌			→	1			2	☆		3			従4は広武と広威、☆に郡太守、正3は右將軍3
50	李遵	→	1	☆		1		2	1					従4は中堅2、☆で1官(州官)
51	賈思伯									→	7	8		従3は輔国3・征虜2、正3は左右4、四安4
52	崔鴻	→	1	1	1	☆1	1	1	2		3			☆で1官(官品不明)、正4は上下、正3は前將軍3
53	侯剛				→	1			2	1	3	1	5	正3で右衛2、正2は衛3・車騎2
54	于景	1	1		稍遷		1	2	2					従4は寧朔2
55	寇治			→	1	1	2	1	3	2	1			従4は上下、従3は童驥と征虜各1、正3は前將軍2
56	楊鈞							→	2	☆1	3	3	2	☆で太守、中堅2、童驥2と征虜1、四安2、撫軍2
57	韋瑊				1	[2官]	4	1	1	2				正5は下→上が1、正5上の内の1は格下げ、従3は征虜2
58	宇文延	1	☆1					2	☆					☆に各1官(武官)、従4は建威2
59	宇文善	→1	1	1	1		1	1	1	1	2			正3は後將軍2
60	辛穆			→	1		☆		1	3				☆に1官、従3は童驥2と征虜
61	王誦			1	1	1		1	1		8	1		正3は前後左右5
62	源延伯			1		1				2				従3は童驥と仮冠軍
63	楊暉	→	1	1			1?	1	☆	1	1			☆で1官(官品不明)を履歴
64	王翊			2	1	1		1	2		5	1		正7は上下。正4は鎮遠2、正3のうち四平3
65	爾朱紹							1				3		従2は撫軍3
66	穆紹							→	1	1	1	2	6	正2のうち衛5
67	楊椿							→	1	1+2	3	2	☆2	3
68	楊津					→	1	1	1	1	8	3	4	正3のうち右2、四平5、従2で撫鎮軍3、正2で衛・車騎各2
69	楊昱	→2	1		1	1	1			5	1	2	2	従3は征虜5、従2は撫軍2
70	楊侃				2	1			2	2	2	1	2	正4は鎮遠2、従3は冠軍2、正3は右將軍2
71	楊道			1	累遷	1			1			1		
72	楊逸			1				2	2	2				正5は寧遠2、正3は四平2
73	楊仲宣	1	1		1	2			1	2	2		1	従5は上下。従3は征虜2
74	楊謐			1				1				1	1	
75	乞伏保	→	1		1	1	☆		2	2	3	1		☆は軍官2、正4は顯武2、正3は四平3
76	楊機	1	1	1		6			4		8	2		従5上は伏波4・陵江2、正4は鎮遠4、正3は左2、四安5、正2は衛2
77	傅豎眼							→	2	1	3	3	2	従3は冠軍1と征虜2
78	封延之			1	2			2			1	1	2	従4は中堅2
79	李挺	1	1				1		2	2+1	3	☆1		従2のうち鎮軍2。☆の段階で降格(3品の+1)
80	李憲					→		△	1+2	1?	1+3	2	2	正4→従4(固辞、△印)→正4、正3で除名あり、正2で四征2
81	宇文測	1			1			[2官]	1		[以後西魏]			2官は州官と府官
82	楊儉	1	1						2	1	☆2	2	西魏	正4は上下、正3のうち左2。☆で免官
83	李彬			1				2		1	2	1	2	東魏 正3は衛尉2
84	李養			1		1				1	2			東魏 正3は左2
85	薛脩義	→	1			[軍指揮官]			2	2	東魏			従3の時反乱、降伏あるも旧号を維持、正3は前後左右2

(没年不明の場合は葬年)による。元氏が38まで、元氏以外は41以降とし、容易に弁別できるようにした。

2 正4品以下と従3品以上の遷転に見られる相違

表1を一見すれば明らかなように、正4品以下と従3品以上では同一官品内に属する官職に就任する回数に相違がある。このことを確認しておこう。

従7⁽⁶⁾は11例中10例までが1度の就任だけにとどまる。残る1例は同一官品の下位から上位に遷ったものである。

正7は25例が1度だけの就任にとどまり、4例が2度就任しているが、48と64は正7→正7上と上階に昇進している。34はともに3品將軍の録事參軍であるから、官品は同じである。ただ、府主の將軍号が四平と四安と異なり、後に就いた四安の方が上位であるから、その録事參軍の方が格上という認識はあったかも知れない。35は正7上→正7という遷転で不可解である。伝は、墓誌では2度目の就官とされる正7の秘書郎を起家官としている。何らかの特別な事情があったのかも知れない。ともあれ、この事例は例外扱いとしてよいであろう。なお、58は禁衛武官の直後を経て正7の員外侍郎に異動している。直後の官品が不明であるので、従7、正7いずれの欄を2とすべきか判断ができないので、この就任については検討対象から除外し、上位の正7の欄に☆印を記し、員外侍郎への就任を丸数字で表す。以下、上下の官品の差が1以内で官品不明の官職に就任した場合の扱いはこれに準ずる。

従6は15例が1度にとどまる。78が2度であるが、大將軍の田曹參軍から長流參軍への横滑りで、同一官職扱いに含めてもよいような事例である。70は同一官品ながら、その官品内では上位への異動である。このほか25は従6上の前に騎兵參軍を経ているが、府主の身分が不明であり、官品を判断できないので、この事例は集計からは除外する。

正6は17例までが1度にとどまる。残る22は上階への遷転であり、昇進である。47は従5上からのマイナスの遷転であるが、正6に1度就任したことは間違いない。7は次に遷った官職の官品が不明であるので数えない。

従5は19例が1度にとどまる。2度の就任である73は従5→従5上という上階への異動であるが、76は伏波將軍の時に4度、同格の陵江將軍の時に2度、すべて異なる実務の官職に遷るといふ、珍しい事例である。☆を付した52はこの前に官品不明の官職に就いているので集計からは除外する。

正5は22例が1度にとどまるが、うち10はそれ以上の昇進がなくて終わっているので、集計からは除外すべきだろう。他方、63の相国従事中郎は官品表に見えないのでひとまず集計から除外しておくが、相国が二大二公に準ずるとすればその従事中郎は正5となる。複数の就任は2例ある。72は給事中から正員郎に遷ったのであるが、正員郎は給事中に加えられていた寧遠より下位にある。それを「不受」つまり拒否したのであるが、父の楊津が定州で葛榮に包囲されていることを朝廷に訴えて爾朱榮派遣に結びつけたことによる授官であり、褒賞の意味があるのだから、下位への遷転とは考えにくい。正員郎の時には寧

遠を維持していたと考えられる。次に 57 であるが、司空従事中郎から司徒従事中郎へは上階への遷転で昇進であり、これは他の官品でも見られることである。しかし司徒従事中郎と次に遷った大將軍従事中郎は官品表では同格である。強いて言えば、大將軍が司徒より上位であるからこれも昇格という認識はあったのかも知れない。ともあれ、正 5 上という同じ官品の実務の官職に 2 度も就任するのは、このレベルでは珍しい。また、次の散騎侍郎は官品表では司徒従事中郎より下位に置かれていて、格下げとなる。異例づくめの事例である。

従 4 では 27 例が 1 度にとどまるが、うち 44 と 47 はそれ以上の昇進がなくて終わっているので、集計からは除外すると、25 例となる。49 は一見すると同格であるが、広武將軍と広威將軍は「広」字を共有するが、両將軍の軍級は異なる。昇進である。それ以外のケースについて見ると、55 は上階への昇進であり、24・83 も同一官品ながら後に就いた官職の方が上位にある。これに対して、45、50・54・56・58・78 はいずれも同一の將軍号を保持しつつ別の官職に就いた事例である。77 は行州事への就任で、將軍号を維持していた可能性が高い。

正 4 は 24 例が 1 度にとどまるが、うち 48（清河郡は上郡であろうからその太守就任は正 4 に数えてよいであろう）と 50 はそれ以上の昇進がなくて終わっている。また 64 はもとの官職を帯びたままで王友となったもので、むしろ 1 度の就任に含めるべきであろうから、差し引き 23 例と考えてよいだろう。このほかは 8・9・52・82 が上階への昇進。また 21・53・72・79 は同一官品であるが、上位への昇格となっている。70・75・76 は同じ將軍号を保持したままの実務の官職の異動であるが、このうち 76 は 4 度にのぼる。しかも従 5 の時にも同一の將軍号で複数の官職に就いていたという珍しい事例である。56 は官品を確定できない官職を経ているので、集計数から除外する⁽⁷⁾。11 は同一官品ながら官品表では後に遷った黄門侍郎の方が下位に置かれている。80 は正 4 から従 4 上への異動を固辞し、その結果正 4 の官職を与えられた事例であり、判断が難しいが、事情を勘案して 2 度の同一官品官職就任の事例として扱う⁽⁸⁾。

以上をまとめておこう。正従 5 以下の遷転においては、1 つの官品に属する官職を 1 度の就任でクリアする事例が 89.9% を占め、下階から上階への昇進を含めると、94.1% となる。遷転の機会には上の官品（上の階を含む）を得るのが原則であったと言ってよく、それ以外のケースはごく僅かで、例外と見てよい。従 4 の場合は、1 度で官品をクリアする事例が 71.4% と低下し、正 4 となると、1 度で官品をクリアする事例が 62.9% とさらに低下するが、それでも約 3 分の 2 が 1 度で正 4 および従 4 を突破している。なお、同一官品の上階への異動を含めると、従 4・正 4 とともに 74.3% となる。これに対して従前の將軍号を維持したままで別の実務の官職に異動するなど、同一官品に留まる事例が増えてくるものの、正従 4 品ではなお、1 度でそれを突破するのが通常のあり方であったと言いつても過言かも知れないが、それに近い状況であったことは否めない。

これに対して従 3 以上の場合は、同一官品内の異動が目立つ。従 3 を 1 度で通過する事例は 24 例（1 度の従 3 就任で死去した 3、25、41 と、長兼の扱いが難しい 80 の事例は除く）であるのに対して、2 度以上従 3 品の官職に就く事例が 26 例（除名の前後での同一官

品就任を含む 67 を除く) と拮抗してくる。正 3 の場合になると、1 度での通過が 12 例 (1 度の正 3 就任で死去した 12, 22, 38, 63 の 4 例を除く) であるのに対して、2 度以上正 3 に就任した事例は 45 例と、4 倍近い。従 2 になると 10 (1 度の従 2 就任で死去した 2, 55, 61, 64, 75 の 5 例を除く) 対 21, 正 2 で 7 (1 度の正 2 就任で死去した 8, 18, 71, 73, 74 の 5 例を除く) 対 20 と比率は減少するが、なお 2 度以上の就任がはるかに上回る。従 3 以上の遷転のあり方がそれ以下とは異なっていることは明らかである。

3 正 4 品以下の遷転における上昇幅

表 1 を見れば、正 4 品以下でもすべての官品を経由して遷転するわけではないことがわかる。それは上昇幅を反映するのであろう。ではどのような上昇幅であったのか。

1 回ごとの遷転の官品差を示す表を作成することとし、煩雑になるが、表 1 に付した番号を用いてひとつひとつの遷転がどの官品差にあたるかが判明するようにする。本節では正 4 品以下の遷転を扱い、表 2 を作成する。官品差 0 の場合は、同一官品内の下階から上階への遷転を「下→上」、同一官品同一階ではあるが、官品表でより上位に置かれる官職への遷転を「上昇」、その反対のケースを「下落」、それ以外を「同格」で示す。

表 2 遷転における上昇幅—正 4 品以下

官品差	事例	事例数
マイナス	47,80	2
0	下落 11,35,57	3
	同格 34,45,50,54,56,57,58,64,70,72,75,76,76,76,76,76,76,76,76,77,78,78	22
	上昇 21,24,49,53,69,70,72,79,83	9
	下→上 8,9,22,48,52,55,57,64,73,82	10
1	6,6,8,8,9,9,10,11,12,15,17,18,22,24,24,26,26,32,32,33,34,44,44,48,48,48,50,52,52,52,52,52,54,54,55,55,55,57,57,59,59,59,59,61,61,63,64,64,68,68,69,69,69,70,73,73,75,76,76,77,78,,82	63
2	12,17,17,21,22,35,36,50,59,61,61,64,64,69,72,73,75,76,79,84	20
3	10,14,24,25,33,35,48,49,53,62,71,73,76	13
4	18,23,28,30,70,72,78,79,81	9
5	11,58,74,83	4
6	62,82	2

7		
8	62	1

官品差1が最多で39.9%を占めている。4割が直上の官品に異動しているわけである。ただし上の官品への遷転が基本であるものの、遷転のたびに必ずしも常に官品が上がるわけではない。同じ官品でも下階と上階が区別されていたのであれば、上階への異動は明らかに昇進である。同じ官品で上下階も同じであっても、官品表の下位への異動がほとんどなく、上位への異動がかなり見られることは、それも地位の上昇のひとつであると認識されていたからであろう。これらも幅は大きくはなかったにせよ、上位への異動であると考えてよいであろう。また、將軍号が同じままで異なる官職へ異動する、あるいは同一の府主のもとで異なる曹の参軍事に転じるなどのことは日常的にあり得るのであり、とすれば、官品差1と官品差0（下落のケースを除く）を遷転の基本であったと想定することは可能であろう。併せると67.7%に達する。

しかし、官品差2以上の遷転の事例も3割ほどあったことを表2は示している。64の場合、墓誌は

解褐為秘書郎中・・・俄転員外散騎侍郎、又除襄威將軍、補司空主簿。追申起家之屈、遷為從事中郎、特除中書侍郎、加鎮遠之号、又為清河王友、余官如故。

と記す。正7→正7上→従6上→正6上と官品差1の範囲内で昇進した段階で「起家之屈」つまり、起家官が低すぎたという理由で正5の官を授けられている。従5を跳び越した、つまり官品差2の遷転であった⁽⁹⁾。また次に就任した中書侍郎は従4上であるが、加えられた鎮遠は正4であるから、官品差はやはり2となり、これは「特除」とされている。このように何らかの理由があれば官品差は1ではなく、それ以上になったのである。官品差2は全体の12.7%であり、官品差3は8.2%。

官品差が4以上の事例を見てみると、官品差4の70は雍州で反乱を起こした蕭宝夤に対処するための任命であり、それは叔父楊椿が前の雍州刺史、かつ長安のすぐ東方の弘農華陰を郷里とすることに重きが置かれた故であろう。孝明帝期から孝莊帝期にかけて弘農楊氏、特に楊播兄弟とその子たちは大きな政治的役割を果たす⁽¹⁰⁾。それを反映してであろうが、この時期彼らの官職の上昇幅は大きくなる。72・74はその弘農楊氏の一員である。28は墓誌によれば太和21年(497)と計算される起家で、正3の安西を得るまでの26年間で3官が記載されているだけであり、記載漏れが考えられてよいだろう。30の元天穆も爾朱榮の腹心として并州刺史となるまでの経歴が起家官を含めて2官しか記録されず、永安3年(530)42歳の死去ということから考えると、記録の脱落の可能性が高い。11は従6の給事中のあとに王を襲爵した。王は従4品以上の官に就くのが通例である。よって正4上の太常少卿となった。これは王である故の特例であるが、伝によると「累遷」の語が用いられており、襲爵以前に別官に就任していた可能性もある。

正光4年(523)に六鎮の乱が勃発したあと北魏の政治社会は混乱し、軍功に対する褒賞が多く、また一律に「階」を与える措置が何度も執られた。さらに建義元年(528)の河陰

の変で大量の官僚が命を落としたにより、その後を埋めるための人事が行われる必要があった。この時期には、このような事情による大幅な官品上昇が見られるようになる。62は孝昌3年に24歳で戦死したが、17歳で起家しているから、それは正光元年となる。81も正光中の起家、78は永安3年(530)に従4上の中堅將軍となっている。58も従4の官に就いたのは孝昌年間(525～527)であったし、弘農楊氏ではあるが、楊播の系統ではない。82が正4の官を得たのは建義元年であった。83が従4の官を得たのも孝莊帝即位(528年)の直前である。これらはこの時期特有の事情による大幅な上昇を得た可能性が考えられるのである。

18と23は「稍遷」等の語によって省略した官職の存在の可能性が考えられ、79のみ現在のところ大幅な官品上昇の理由の説明が見つからないが、官品差4以上は、やはりそれなりの理由があったのではないか。

官品差3の事例の中にも、特別の理由が判明する事例がある。14は孝明帝期、靈太后の妹を妻にしていた関係で立身が早かった。33が正光3年(522)の起家であるように、大幅な官品上昇に遭遇している可能性のある事例は他にもあろう。

このように見てくれば、安定している時期においては、官品差1の遷転が基本であり、補正などの事情によって官品差が2となることもあったが、官品差3以上は特別な事情を背後に持っていたと考えてよいのではないか。

マイナスの遷転の事例についてもふれておく。80は正4上の太子中庶子から従4上の尚書左丞に遷った。これは明白な左遷となるからであろう、固辞されて中庶子より上位の驍騎を与えることで左丞就任を実現させようとしたが、驍騎は太子中庶子より下位にある。よって中庶子より上位の吏部郎を長兼させることでバランスをとったのであろう⁽¹¹⁾。47は并州平北司馬(従5上)から行并州事を挟んで郢州竜驤長史(正6上)・帶義陽太守となったが、次には従4上の始蕃王長史となった。降格があってもその次には補償がなされているとも解しうる。マイナスとなる遷転の場合、このような後処理が求められたのである。なお同一官品内での下落のケースであるが、35は正7上の員外侍郎から正7の秘書郎に遷った。伝では秘書郎を起家官としているので、何らかの誤りの可能性がある。

ところで、官品差が1であるという場合、正7と従6を例に取れば、正7→従6、正7→従6上、正7上→従6、正7上→従6上という4ケースを含む。同一階の上下の差を1とした場合、正7→従6は2、正7→従6上は3、正7上→従6は1、正7上→従6上は2の差となる。ひとつの品の内部は上下で2となるから、1と3はそれぞれ1の幅だけ加減されているわけである。官品差0のケースで下→上を区別して示したからには、この差は無視できない。よって表2の官品差1と2の場合について、上記の計算による差がいくつであるか、あらためて検討する必要がある、その結果を示すと以下のようなになる。

まず官品差1の場合であるが、差1が9、差2が42、差3が12となる。それぞれ14.3%、66.7%、19.0%であり、差2が3分の2を占める。しかも、差1のうち、9、52、55、73は官品差0ながら下階→上階という遷転の経歴を別にもつ。つまり2度の遷転によって、通常の差2の上昇を達成したと考えることも可能である。差1、2と較べると3差の事例が61以降、つまり北魏末に多いことも、内乱以前の通常の遷転が差2の上昇で行われていた

ことを裏付けるであろう。官品差2の場合、併せて20の遷転事例のうち、17回までが差4である。これも遷転が差2を基準としていたことを支持するであろう。なお、残る3は差3の事例である。

要するに、正4品以下においては、官品差で言えば差1、上下階の差を1とした場合で2の幅で上昇するのが遷転の基本で、官品差2の上昇の場合も、上下階の差を1とした場合で4の遷転が通常のあり方であった。

4 従3品以上の遷転における上昇幅

同一官品にとどまる事例が多い従3以上の昇進はいかなる形で行われたのか。ここで、同一官品内に將軍号グループがそれぞれ別の位置に配置されているのは、同一官品内での昇進を示す目的による、という前稿の指摘を想起したい。正4品以下でもこの指摘は該当するであろうが、正4品以下では、同一官品にとどまる事例がごく少数であったので、將軍号で昇進であることを示す必要はあまり生じなかつたはずである。従3以上では同一官品にとどまる事例が非常に多くなるので、將軍号で昇進を示す必要が生じると考えられる。『魏書』官氏志所載の太和後令では、正3品に属する官職は、下位から上位へと次のように配置されている。

開国県伯（銀青）光祿大夫 前後左右將軍 左右衛將軍 諸王師 秘書監 上州刺史 河南尹 六卿 四平將軍 列曹尚書 侍中 太子詹事 中書令 太子少保 太子少傅 太子少師 三卿 中護軍 中領軍 四安將軍 吏部尚書

前後左右、四平、四安將軍を境にしてこれらの官職群を分けて、ある將軍号からその直上の將軍号への異動幅を1と仮定してみよう。正4品以下の上下の階に相当する区分として仮定してみるのである。前後左右將軍を例に取れば、四平將軍までは1、四安將軍までは2となる。また直上の將軍号までの間に含まれる官職に就任し、將軍号は帯びなかつた場合も1とする。例えば左將軍・某官（従3品上以下）から秘書監に転じた場合は1の異動幅と考えるわけである。侍中に転じたら2、吏部尚書に転じたら4となる。従2品の官職群は「中軍・鎮軍・撫軍」將軍と四鎮將軍、正2品の場合は四征將軍と衛將軍、そして車騎・驃騎將軍が境界となる⁽¹²⁾。ただし、次のことも仮定に加えなければならない。官品の境界を越える場合を1と計算しないということである。従2品の最下位は「散侯—金紫光祿大夫—中・鎮・撫軍將軍」となっている。正3品の四安將軍から吏部尚書に遷ると幅1の上昇であるが、さらに金紫光祿大夫に遷ってまた幅1の上昇とすると、直上の官、そして直上の官と間隔なく遷っただけで、幅2の上昇となる。上昇幅が狭すぎるのである。よって四安と撫軍の間を幅1と仮定するのである。つまり、従3の竜驤から正2の驃騎まで、將軍号（群）の間隔を幅1とする。

なお、従3品の場合は、征虜、冠軍、輔国、竜驤の各將軍が境界であるとひとまず考えておく。これらの將軍号の間には他の官職が挟まれているからである。ただし、厳密にこれらの將軍を区別すべきかどうか疑問があるが、この問題については後節であらためて考えることとして、ひとまず、表1に示した事例の各異動幅を以上の方式で計算した結果を、

表3として示そう。事例の項目に記す数字は表1の番号である。なお、免官や除名の直後に就任する官職はケースにより異なる扱いを受けているが、特に区別することなく計算し、必要に応じて言及する。ただ、使者として赴く際に帯びる官職（散騎常時など）は臨時性であるので対象外とし、その前後の官職で幅を計算する。また、ある官に就任した後に「加～」として記載される官職（將軍号が多い）は、それによって地位が上昇する場合は1つの事例として数える。

表3 遷転における上昇幅—従3品以上

幅	元 氏		他 氏		計
	事 例	数	事 例	数	
-6		67		1	1
-3					
-2		79		1	1
-1	29,32	2	61,75	2	4
0	2,2,5,5,6,8,8,9,11,11,15,15,16,16,16, 16,16,17,17,17,17,17,18,18,18,19,19, 20,20,20,21,21,22,23,24,27,31,31,31, 31,31,31,31,31,31,31,32,32,32,32,33, 34,37,37,37,38	56	42,43,43,43,45,46,49,49,51,51,51,51, 51,51,51,51,51,51,52,53,53,53,54,55, 55,56,56,57,59,60,61,61,61,62,64,64, 65,65,66,66,66,66,66,67,67,67,67,67, 68,68,68,68,68,68,68,68,69,69,69,69, 69,69,70,70,71,72,73,75,75,76,76,76, 76,76,76,77,78,79,80,82,83,84,85,85	84	140
1	1,4,4,4,4,5,5,6,8,8,8,11,12,15,15,15, 15,15,16,16,17,17,17,17,17,18,18,19, 19,20,20,21,24,27,27,27,27,29,29,29, 31,31,31,31,33,33,35,36,37,38	51	43,45,45,51,53,53,53,55,56,56,59,61, 61,64,64,66,67,67,68,68,68,68,68,69, 69,69,70,73,76,76,77,77,77,77,77,77, 79,80,80,80,82,82,83,84	44	95
2	4,6,6,8,14,14,16,16,16,17,17,18,18,19, 20,21,28,28,29,31,31,31,32,33,36,37	26	51,51,53,53,56,61,64,66,66,67,67,67, 69,70,70,73,75,78,78,79,79,80,83,83	24	50
3	2,5,13,19,27,30,32,36,37,38	10	45,46,53,55,56,60,66,68,69,70,73,74, 75,78	14	24

4	2,5,6,13,14,15,27,32,35,36,37	11	55,63,71,76,79,82,85	7	18
5	6	1			1
6	29,34	2	67,83	2	4
計		159		179	338

最も多いのは、上昇幅 0、つまりそのほとんどが将軍号が「本将軍」や「将軍如故」と記されるか、あるいはもとのままと想定されるケースである。短い期間で他の官職に異動する場合などは、その都度の地位の上昇を避けるという考え方が採られた方式ではないかと想定できるのである。元氏の場合で 35.2%、元氏以外で 46.9%、平均して 41.4%と 4 割強の事例がこれにあたる。次に多いのが上昇幅 1 の事例。元氏で 32.1%、元氏以外で 24.6%、併せて 28.1%である。上昇幅 2 の場合は、元氏で 16.4%、元氏以外で 13.4%、併せて 14.8%であるが、上昇幅 3 となると元氏で 6.3%、元氏以外で 7.8%、併せて 7.1%と 1 割を大きく割り込む。

以上、従 3 品以上の場合、将軍号（群）間の隔たりを 1 と仮定した場合、同じ将軍号を維持したままで他官に遷るケースが最多で、幅 1 上位の地位に遷る事例がそれに次ぎ、幅 2 の上昇の事例を併せると、この 3 つの遷転が基本であったと言ってよいのである。

5 正 4 品以下から従 3 品以上への異動

以上の分析において、正 4 品上以下の官職から従 3 品以上の官職への遷転は採り上げていなかった。正 4 品以下と従 3 品以上では基準とする数値の設定に相違があったからである。本節ではこの問題を扱う。

表 1 の中で、正 4 品上以下から従 3 品以上への昇進事例を抽出してケースごとに分けると、次の表 4 のようになる。

表 4 遷転における上昇幅—正 4 品以下から従 3 品以上へ

官品の変動	官品差	内 訳	数	百分率
正4 上→従3	1	3,6,8,9,12,15,16,17,20,21,27,53,56,68,	14	
正4 →従3	1	4,23,28,42,55,57,60,66,70,73,75,77	12	41.3
正4 上→正3	2	11,18,52,72,79,80,82	7	
正4 →正3	2	61,64,76	3	36.5
従4 上→従3	2	22,32,33,36,37,45,63,83	8	
従4 →従3	2	38,46,54,59,67	5	
従4上→正3	3	24,71,78	3	

従4 →正3	3	35,49	2	12.7
正5上→従3	3	25,30,69	3	
従4 →従2	4	65	1	
従5上→従3	4	14,84	2	6.3
従5 →従3	4	62	1	
正5上→従2	5	74	1	
正4上→従1	5			1.6
正4上→正 1	6	26	1	1.6

官品差1の事例が半ば近く、官品差2を加えると77.8%と8割近くにもなる。これは通常の遷転では1つ上の官品、もしくは2つ上の官品に属する官職に遷るという正4品以下の検討で明らかにした結果と対応している。正4品上以下の官職から従3品以上の官職に就く場合は、官品の幅が基準とされていたと考えてよいようである。

官品差が4以上の事例について見ておこう。14は元義、65は爾朱氏の一員、いずれも他にも大幅な上昇があって、それについては既に言及した。74は、本人の判明する経歴は非常に簡単であって、省略の可能性が考えられるが、前述した弘農楊氏の一員であるので、他の楊氏と同じように大幅な上昇を勝ち取った可能性もある。26は孝荘帝の兄弟で、帝の即位に伴い、一気に官位が上昇した。62は第3節でも触れたが、恐らくは六鎮の乱による混乱に際会しての上昇である。84は太宰主簿となったことから、孝荘帝期か続く前廢帝期であることが判明するが、なぜ大幅な上昇となったかは不明である。伝では征虜の記載がないから、あるいは陵江→中散大夫という上昇幅3の遷転であったかも知れない。いずれにせよ、大幅な官品の上昇を伴う遷転にはそれなりの理由が伴うという、前2節において確認したことが、ここでも当てはまるのである。

ところで正4品までは上下階の間隔を1、従3品以上を將軍号群の間隔を1として数えるという前2節の方式（正4上から上がる場合、竜驤までが1、輔国までが2、冠軍までが3、征虜までが4、散騎常侍までが5、前後左右までも5、四平將軍までが6となる）を適用して計算すると、表4の諸事例はどうなるであろうか。官品差1の26例の場合、幅1が1例、幅2が4例、幅3が5例、幅4が8例、幅5が7例、幅6が2例となる。官品差2以上は省略するが、正4品以下の場合、官品差で言えば差1、上下階の幅を1とした場合で2の幅で上昇するのが遷転の基本で、官品差で2、上下階の幅を1とした場合で4の幅の遷転がそれに次ぎ、従3品以上の場合、上昇する幅は0が最多で1が次ぎ、その次が2、という前2節の検討結果と大いに異なり、上昇幅が大き過ぎることになる。

これは計算方式に問題があるからではないか。実は表3において上昇幅が大きいものには従3品に属する事例が多く含まれている。よって従3品の官職就任事例をあらためて検討してみよう。

従3品に配置される官職を官品表の下位から記すと、

竜驤將軍 中州刺史 輔国將軍 太中大夫 護羌等校尉 冠軍將軍 武衛將軍 太子
左衛率 二大二公長史 征虜將軍 (5官) 四方中郎將 散騎常侍

となっている。正4品上以下から従3品の官職に遷った者が、その次に就いた官職を調べると(同じ將軍号を維持している場合は、その次の官職を採る)、以下ようになる。

竜驤の場合	： 征虜に遷る	6例 (36, 45, 46, 55, 56, 60)
	： 正3に遷る	3例 (37, 83, 85)
輔国の場合	： 散騎常侍に遷る	1例 (27)
	： 正3に遷る	1例 (6)
	： 輔国で終わる	1例 (25)
冠軍の場合	： 征虜に遷る	4例 (17, 20, 38, 77)
	： 正3に遷る	4例 (28, 63, 67, 70)
	： 冠軍で終わる	2例 (3, 9)
武衛の場合	： 征虜に遷る	1例 (54)
	： 正3へ遷る	2例 (32, 53)
	： 武衛で終わる	1例 (39)
征虜の場合	： 正3へ遷る	10例 (12, 16, 29, 30, 59, 51, 68, 69, 73, 84)
	： 散騎常侍に遷る	1例 (31)
	： 征虜で終わる	3例 (42, 57, 81 ⁽¹³⁾)
中郎將の場合	： 正3へ遷る	1例 (33)
	： 降格	1例 (75)
常侍の場合	： 正3へ遷る	7例 (8, 14, 15, 21, 22, 34, 66)

冠軍將軍までは、半数近くが征虜(1例のみ散騎常侍)に遷り、その後正3に遷っている。

何故に將軍号をこのような配置にしたのか。正4品以下の同一官品に複数の將軍号(群)が配置されていたのと同様の措置であろう。將軍号は軍勲に対して与えられるという側面をもっていた。軍勲が官品とは別の原則によって運用されていたことは閻歩克氏の明らかにしたところであるが⁽¹⁴⁾、『魏書』孝莊紀建義元年五月条の詔に

又以舊叙軍勲不過征虜、自今以後、宜依前式、以上餘階、積而爲品。

とあり、軍勲によって与えられる將軍号は征虜までという規定があったことが分かる。征虜までは軍勲に対応するために設けられた將軍号であったから、征虜、冠軍、輔国、竜驤の諸將軍は正4品以下の諸將軍の場合と同様に、従3品において分けて配置されなければならなかったのである。例えば正4品では、鎮遠など遠字を共有する3將軍、建字を共有する3將軍、立字を共有する3將軍、武字を共有する5將軍という、3つの將軍号群が配置されているように、である。そして、従3品將軍号はそれぞれ離れて配置されていても、上で見たように、竜驤から冠軍までと征虜とは明らかに異なる扱いを受けている。竜驤～冠軍は1群として理解すべきではないか。先の計算方式によれば、正4上から冠軍までは

1、征虜までは2とすべきであろう⁽¹⁵⁾。

この判断に基づき、正4品以下から従3品以上に遷った場合の幅を計算し直すこととする。その結果は以下の通りである。なお特別の事情があると考えられる官品差3以上は省略する⁽¹⁶⁾。

(イ) 官品差1の場合

幅1： 8例 (3, 4, 6, 9, 17, 20, 27, 56)

2： 10例 (12, 16, 23, 28, 53, 55, 60, 68, 70, 77)

3： 6例 (8, 15, 21, 42, 57, 73)

4： 2例 (66, 75)

(ロ) 官品差2の場合

幅3： 10例 (18, 36, 37, 45, 52, 63, 79, 80, 82, 83)

4： 8例 (32, 38, 46, 61, 64, 67, 72, 76)

5： 5例 (11, 22, 33, 54, 59)

この結果は、正4品以下の昇進のあり方に準ずるものであると言える。正4品以下から従3品以上に昇進する場合、

- ・官品差1が最多で官品差2がそれに次ぎ、これが基本である。
- ・官品の上下階幅（従3品は冠軍將軍までを下階に相当すると想定する）を1とした場合、官品差1について1～2の上昇が7割に達し、これが通常のあり方であったとしてよい。

ということになる。

6 従3品の將軍号と官職の再検討

前節の検討の結果、表3は、修正の必要が生じる。修正箇所を以下に示す。

修正	事例	内訳
-6→-5	1	67
1→0	1	4
3→1	7	19,36,45,46,55,56,60
3→2	1	27
4→2	2	37,85
5→4	1	6
6→4	1	67
6→5	1	83

これにより表3の集計を部分だけを掲示し、各上昇幅の百分率を示すと次のようになる。

幅	元氏	他氏	計	百分率
-5	0	1	1	0.3
-2	0	1	1	0.3
-1	2	2	4	1.2
0	57	84	141	41.7
1	52	47	99	29.8
2	28	25	53	15.7
3	7	9	16	4.7
4	11	7	18	5.3
5	0	1	1	0.3
6	2	0	2	0.6

上昇幅3以上の割合の減少を指摘できるが、上昇幅0, 1, 2のケースはほぼ変わらない。もとの將軍号を維持する場合を除くと、上昇は將軍号群の間隔を1とした場合、1, 2の幅であったという結論は動かないのである。

つまり、従3以上の遷転においては、上昇幅が0から2までが9割近い。孝明帝の時期には大きな政治的闘争があり、自派の官僚の優遇という状況が広く見られた。また前にも述べたように六鎮の蜂起以後の内乱は、河陰の変における大量の官僚の虐殺をも伴い、失われたポストの補填が必須となり、官僚の昇進速度、幅ともに大きくなる。そのような状況の中でなお上昇幅が2以下に止まる事例が87.6%に達するという事は、官僚の遷転が、能う限りで階梯を踏む形で行われていることを示しているのである。

特に上昇幅が大きい事例について説明しておこう。34の元肅は爾朱榮に協力して王となり、後將軍・広州刺史に任ぜられ、次いで衛將軍・肆州刺史となった。弟が爾朱氏に擁立されて皇帝となるのはこの直後である。爾朱氏との関係がこのような大幅な將軍号の上昇につながったのであろう。67は撫軍・定州刺史の時に除名処分に遭い、マイナス6と大幅に下がった後に輔国・南秦州刺史として復活した。大幅な降等の理由は不明だが、それに対する回復措置と理解できる。79は中書監・兼吏部尚書の時、「解除余官、正位選曹（＝吏部尚書）」との扱いを受けた。たとえ中書監の時に將軍号を保持していたとしても「余官は解除」という措置の対象となったと考えられ、とすればマイナス2の左遷となる。理由は不明。その次に衛將軍となったから、吏部尚書からは5の上昇という形になるのであるが、中書監からだとして上昇幅は2となって通常の遷転の範囲内に収まる。回復措置と通常の遷転が合わさった形での異動であった。また29元継は元乂の父。侍中・領軍から特進・

驃騎に遷ったのはその関係が働いたのであろう。なお、正2品の衛將軍以上は、

四征將軍 衛將軍 車騎將軍 驃騎將軍 尚書令 特進 太子三師 衛大將軍
と、短い間隔で將軍号が配置されている。車騎と驃騎は同格として、それぞれを1の幅として計算した結果を表3にしたが、正2品の昇進の幅がこれでよいのかどうか、問題は残る。実は、幅4とした事例のうち、5、6、13、15、27、32、76は、この正2品の扱いによるのである。とすれば差4の事例は11のみとなり、全体の3.3%にしか過ぎなくなる。

79以外のマイナスの遷転事例にもふれておこう。75は南中郎將から武衛將軍に遷った。これは官品表では左遷となる。しかし同時に南中郎將よりは幅2上位の左衛將軍を兼任しているから、これでバランスを取った可能性がある。次に遷った平南は左衛より上位に置かれている。29は免官から復歸した官職が免官以前より低かった事例。免官から復歸した場合の扱いは、『魏書』卷78張普惠伝に「故事、免官者、三載之後降一階而叙、若才優擢授、不拘此限」という規定があるが、实例は一定してはいない。除名の場合も同じであるが、いずれもこのように下がった地位につけられる場合もあれば、前官と同じ扱いの場合或いは上昇する場合もある⁽¹⁷⁾。67は先にも触れたように前官より大幅に下がった地位に落とされたが、1官を経て除名前の方に復活している。32の光祿卿から平北・相州刺史への遷転、61の度支尚書から平南・光祿大夫・給事黃門侍郎への遷転はいずれも地位の下落であるが、その理由は不明にせよ、次には前者が中軍・大宗正卿、後者が鎮軍・金紫光祿・黃門侍郎という前官より上位に遷っている。

7 遷転の間隔

ところで遷転を問題にする場合、前職とどれだけ年数が隔たっていたかが、併せて問われなければならないだろう。第3節で長い期間に就任記録がないいくつかの事例を挙げ、記載脱落の可能性ありとしたが、逆に短期間に多数の官職を経るケースも少なくない。遷転一覧に記載した中で墓誌や伝に就任した年が明記されている事例を選び、その間にいくつかの官職を経たかを調べ、1官職あたりの在職年を計算して表5を作成してみた。世宗宣武帝即位以後とするが、その直前の太和末年の事例も含めることとする。また六鎮の乱勃発後は汎階が繰り返され、大幅な昇進が行われるので、肅宗孝莊帝即位までに限定する。宣武帝は太和23年(499)4月の即位、孝明帝は延昌4年(515)1月の即位であるので、就任記載に「世宗初」あるいは「世宗即位」とあれば499年、「肅宗初」とあれば515年として処理する。なお、官に就いたまま死去した場合は、没年までの年数を最終官を含めた経歴官数で割って平均在職年とするが、実際は最終官に就いてからの年数があるので、平均在職年はそれより長くなる。故に「+」記号を付す。父母の喪に服する時期や免官や除名の措置を受けている事例は、在職年の計算に不確定要素を与えるので、省いてある。また第3、4、5節で用いた昇進幅が0の回数を、備考欄に示す。昇進幅0を経験しない事例は記載しない。

表5 在官年数

	姓名	経歴	官	平均年数	備考
1	元鸞	世宗初に平東→正始2(505)安北で没	2	3+	
2	元詮	世宗初に冠軍→元愉の反(508)後に左僕射	3	3	1
5	元遙	景明初に平西→延昌3(514)に征南大	5	3	1
6	元暉	世宗初に散騎侍郎→神龜2(519)に左僕射で没	9	2.2+	1
11	元熙	世宗没(515)で太常少卿→神龜1(518)安東	5	0.6	3
13	元懌	世宗初に金紫光祿大夫→延昌1(512)太傅	5	2.6	
21	元端	肅宗初に鴻臚少卿→孝昌3(527)に撫軍	5	2.4	1
24	元湛	永平4年(511)に秘書郎→建義1(528)廷尉少卿没	8	2.1+	1
25	元廩	肅宗初に員外郎→建義1(528)に輔国で没	5	2.6+	
30	元天穆	永平1(508)に員外郎→莊帝即位(528)に太尉	4	5	
31	元延明	肅宗初に刺史→莊帝即位(528)大司馬	19	0.7	10, 不行1
33	元恭	正光3(522)に襄威→永安3(530)に安東	5	1.6	1, 不拜1
42	司馬悦	世宗初に鎮遠→征虜で永平1(508)没	3	3+	1
46	崔景邕	景明4(503)に都督長史→延昌4(515)に征虜	3	4	1 ⁽¹⁸⁾
49	劉道斌	世宗初に謁者僕射→正光4(523)に平東で没	7	2+	3
53	侯剛	世宗初に奉車都尉→正光6(525)に儀同三司	15	1.7	5
63	楊暉	太和23(499)に奉朝請→孝昌2(526)に冠軍	6	4.5	1
68	楊津	延昌末(515)に右→永安初(528)に衛	10	1.3	6
69	楊昱	延昌3(514)に宣威→孝昌初(525)に征虜	3	3	

これらを平均在官年数で分類してみよう。

1年未満	11、31
1年以上～2年未満	33、53、68
2年以上～3年未満	6、13、21、24、25、49
3年以上～4年未満	1、2、5、42、69
4年以上	30、46、63

事例はかなり拡散している。ところで、將軍号が変わらず、実務の官職が変わる場合は、官僚としての地位に変化はないと考えられる。考課が上中であれば昇進するのであるから、地位が上昇しないのは考課の成績が悪いからという可能性はあるが、ほとんどが上中であるという当時の考課の状況⁽¹⁹⁾からすると、そのことはあまり考慮に入れなくてよさそう

である。とすれば、上位の地位に昇進するほどの年数が経過していない、或いは昇進資格が不足しているという可能性を、もちろんそれ以外の可能性もないではないであろうが、考えるべきであろう。よって表5の備考欄の数字を経歴した就任数から差し引いて計算し直すと、次のようになる。

1年以上～2年未満	11、31
2年以上～3年未満	<u>6</u> 、13、 <u>24</u> 、 <u>25</u> 、33、53
3年以上～4年未満	<u>1</u> 、5、21、 <u>49</u> 、68、69
4年以上	2、30、 <u>42</u> 、46、63

これによれば、3年以上を経て上位の地位に昇る事例が6割近くあり、2年以上となると9割となる。下線を付した6例は在任中に死去した事例であるから、在職年数はさらに長かった可能性をもつから、3年以上の割合はもう少し高くなるかも知れない。上位の政治的地位に登るには2年以上かかるのが通常であったことがまず確認されるのであり、時には5年以上を要することもあったことも注目されるのである。

ところで服喪の期間がある故に表5には含めなかった52崔鴻の場合、遷転の年度が比較的多く伝に記載されているので、これをこれまでの検討結果と照合させてみよう。

- ① 景明3(502) 員外郎→給事中→尚書郎→
- ② 永平初(508) 行台鎮南長史→軽車・尚書郎→員外常侍・領郎→
- ③ 延昌3(514) 父の喪→
- ④ 延昌3(514) 員外常侍・領郎→
- ⑤ 延昌4(515) 加中堅、常侍・領郎故如→中散大夫・領郎→
- ⑥ 其年(延昌4) 司徒長史→
- ⑦ 正光1(520) 加前將軍→
- ⑧ 孝昌初(525) 給事黄門侍郎、尋加散騎常侍→
- ⑨ 孝昌1(525) 死去

員外郎から②の長史までは6年であるから1官平均2年となる。③の服喪を挟んで②の員外常侍・領郎は④と同一官であるから、長史から④までは3官として計算できるはずで、平均2年の就任となる。1年未満で終わっている服喪の期間を考慮するとさらに短いことになる。しかし②の長史は10月に起こった予州の城人白早生の反乱に対処する行台の属官であり、12月に乱が平定されると間もなくその任は解かれたとしてよいであろうから、軽車・尚書郎は翌永平2(509)初め頃の就任と想定可能であり、とすれば②～④の軽車および員外常侍の就任期間は平均して3年という考え方が成立する。ここまでは表5に基づく計算と合致する遷転期間である。ところが④⑤は尚書郎の本職は変わらず、従5→従4上→正4と官僚としての地位の上昇が図られたと考えてよいが、その就任期間は併せても1年ほどと非常に短い。これは表5からは読み取れない結果である。そして⑥以後になると状況は一転し、⑦の加官があるまでに5年、それから最終官となった⑧への就任までも5年を要していて、正3の前將軍で10年間を過ごしたことになる。これは長期間に過ぎるという感はあるけれども、先述した、時には5年以上を要することがある、という事例のひとつに数えることができるであろう。

とすれば、宣武帝、孝明帝期の北魏においては、2年以上、そして4年未満程度で上位の官職に遷転するという大まかな状況を認めてよいのではないか⁽¹⁹⁾。ただし、崔鴻の事例で明らかのように、遷転に要する年数にはかなり大きなばらつきがある。考課とそれに伴う叙任が規定のように行われていなかったという事情⁽²⁰⁾も手伝っていたのであろうが、官僚の遷転には個人的な事情や時期的な問題などによる差があったのであろう。

比較的短い期間での遷転に伺える事情の一般を探ってみよう。短い遷転の一般的な要因として指摘できるのは、まず、表5によっても分かるように、同じ將軍号等のもとでそれより下位の官職をいくつか遷るケースである。これは政治的地位という点では変化を生まない。次に六鎮の乱以後、度重なる汎階によって將軍号が乱発されたことが、重要な要因として挙げられよう。これは政治的地位の上昇を伴う。さらに建義元年(528)の河陰の変による多数の官僚の死亡など、政治的な混乱も官僚の遷転を早めたはずである。

他方、個別の事情も少なからず関わっていたことも間違いない。表5からは省いてあるが、8元昭についてはその伝に

世宗時、昭從弟暉親寵用事、稍遷左丞。世宗崩、于忠執政、昭為黃門郎、又曲事之。忠專權擅威、枉陷忠賢、多昭所指導也。靈太后臨朝、為尚書・河南尹。讐而佞戾、理務峭急、所在患之。尋出為雍州刺史、在州貪虐、大為人害。後入為尚書、諂事劉騰、進号征西將軍、卒。

とある。于忠の專權は宣武帝が没した延昌4年(515)1月から9月までと短い、從弟の元暉が孝明帝の初めから神龜2年(519)9月の死去まで尚書僕射として吏部を撰選し、正光1年(520)7月には元乂・劉騰が権力を掌握する。つまり、元昭の短期間での遷転を可能にしたのは人事権をもつ者、権力者との結びつきだったのである。

また11元熙については、その伝に

延昌二年襲封、累遷兼將作大匠、拜太常少卿、給事黃門侍郎、尋轉光祿勳。時領軍于忠執政、熙、忠之嬖也、故歲中驟遷。

と、より明確な証言がある。当権者との姻戚関係が年内の数度の遷転をもたらしたのである。

さらに6元暉であるが、上に引いた元昭の記事に「親寵愛用事」の句があるほかに、暉本人の伝にも

再遷侍中、領右衛將軍、雖無補益、深被親寵。凡在禁中要密之事、暉別奉旨藏之於櫃、唯暉入乃開、其余侍中・黃門莫有知者。

と、宣武帝による親寵ぶりが記される。それにより昇進が早かったのであろう。

他の事例も同様の検討が行えればよいのであるが、それはなかなか困難である。けれどもこれまでの検討をみれば、宣武帝、孝明帝の時期においては、通常、上位の官職への遷転には2年以上、それも多くの場合4年ほどを要したとしてよいのではないか。⁽²¹⁾

おわりに

本稿で確認できたことをまとめると次のようになる。

- a) 正 4 品以下の場合、1 つの官品を 1 度の就任でクリアする。その内実は官品の上下階の隔たりを 1 とした場合、幅 2 の異動である。これが基本で、官品差 2 の遷転（上下階の隔たりでは幅 4）がそれに次ぐが、これは通常とは異なるという認識があった。
- b) 従 3 品以上の場合、同一官品の官職を何度か経ることが非常に多いが、それは同一の將軍号（同一の官職のこともある）を維持しているケースが半ば近い。上位に遷る場合は、將軍号（群）と直近上位の將軍号（群）の隔たりを 1 とした場合で、1 もしくは 2 幅での上昇が基本であった。
- c) 正 4 以下から従 3 以上に遷る場合は官品差 1、2 の上昇が基本であるが、將軍号（群）間の隔たりを 1 とした場合、官品差 1 について通常 1～2 の上昇であった。
- d) これらの上昇幅を超える遷転には特別の事情の存在があった。
- e) 上位へ官職への遷転には通常 2 年以上、それも多くは 4 年ほどを要した。
- f) つまり、従 3 品の壁を突破するまでは官品差 1 または 2 で昇進し、それ以後は將軍号（群）の差を 1 とした場合 1 または 2 の幅で昇進する。これが北魏後期の遷転の基本的なあり方であったと考えられる。

政治社会の状況によってこれに違う事例が多くなるが、しかし、これらが基本のあり方として存在していたことは、システムチックな形で北魏後期の官僚の遷転が行われていたことを示している。一方で、通常より短い間隔で上位の官職に遷転する事例があるとともに、逆に長い事実を経てようやく政治的地位が上昇する事例もあることが明らかとなった。これらの事実は、北魏の官僚制のみならず、貴族制の理解に影響を与えるであろう⁽²²⁾。そのような大きな問題以前にも、従来見解が一致していない「階」について新しい見方を可能にするであろう⁽²³⁾。

墓誌や列伝の記載に欠落がある可能性は否めないし、確実性を欠く遷転判断に立脚しているという批判が起こるであろうことも想定できるが、80 を超える事例から抽出した結果が一定の方向性を示していることも間違いないと考えられることを補足として述べて、ひとまず擱筆したい。

註

- (1) 以下、本稿で言及する拙稿は以下の通りである。
 - A : 「北魏後期における將軍号」（『東洋学報』96-1、2014）
 - B : 「正史と墓誌—北魏墓誌の官歴記載を中心に—」（平成 18-20 年度科学研究費補助金成果報告書・伊藤敏雄編『魏晉南北朝史と石刻史料研究の新展開—魏晉南北朝史像の再構築に向けて—』、2009）
- (2) 外号將軍である。本稿でも將軍号という場合は外号將軍を指す。ただ遷転の過程では内号將軍に就任する場合もあり、それも遷転表に反映させた。
- (3) 拙稿 B 参照。
- (4) 本稿で取り上げる墓誌は梶山智史『北朝隋代墓誌所在総合目録』（明治大学東アジア石刻文物研究所、2013）所掲のものに限定する。同目録は最も豊富に、最近までの墓

- 誌の情報を記載しているからである。ただし、ごく一部であるが筆者未見の墓誌がある。
- (5) 複数の官職を記載してある墓誌には、就任官職群を一括して表記するものがあり、列伝を参照しても、遷転過程を明確に示し得ない場合には、採り上げない。
 - (6) 以下、官品を示す品の字を省略することがある。
 - (7) 中山郡は上郡の可能性が高く、正 4 の官職と思われるが、その前にもっていた従 4 上將軍を維持していた可能性も残る。
 - (8) 太子中庶子 (4 上) から尚書左丞 (従 4 上) への遷転を固辞したので、左丞就任を実現させようとして驍騎 (正 4 上) ・左丞としたが、驍騎も中庶子より下位にある。よって中庶子より上位の吏部郎 (正 4 上) を与えることにしたのであろう。吏部郎は伝によると長兼吏部郎となっているが、兼任よりは正官に近い。
 - (9) 64 王翊については前稿参照。
 - (10) 拙稿「北魏における弘農楊氏」(平成 22-26 年度科学研究費補助金(基盤研究(A) 中間成果報告書、伊藤敏雄編『墓誌を通した魏晉南北朝史研究の新たな可能性』、2013)
 - (11) 伝によれば長兼吏部郎。次の左長史も長兼となっている。なお、表 2, 3 においては長兼した 2 官職は正官に準ずる扱いであったと考えて処理する。それが誤りであったとしても大勢に影響を与える数ではない。
 - (12) 車騎→驃騎という遷転事例が少なからずあるが、官品表に付せられた両將軍の原註に「二將軍加大者、位在都督中外之下」とあるので、同格として扱う。衛將軍と車騎將軍との間には差があると考えべきである。なお、官品表には諸將軍加大者が四征將軍の下にあり、原註によると、四鎮大將軍は衛將軍の下、四征大將軍は衛大將軍の下、衛大將軍は太子太師の上とある。いずれも正 2 品の扱いである。これらは切れ目となる將軍号として機能した可能性もあるが、衛大將軍以外は実例は極めて少ないこともあり、その扱いからは除外しておく。衛大將軍は実例が多いが、正 2 品の最上位となるので、驃騎より 1 上位とすればよく、間隔の計算には支障を来さない。
 - (13) 81 は征虜を得たあと西魏の時期に入る。
 - (14) 『品位と職位—秦漢魏晉南北朝官階制度研究』中華書局、2002
 - (15) 閻步克氏は、既に前註所掲書 459-460 頁に載せる奚康生の軍勲の計算において、征虜・輔国・竜驤の諸將軍を同一群として扱っている。しかし、これらの將軍号は、それぞれの間に他官を挟んで配置されており、同一として扱うにはその根拠を示す必要があったであろう。
 - (16) 22 は中堅將軍で計算した。宗正少卿を採れば数字が異なる。37 も竜驤將軍で計算した。武衛將軍を採れば数字が異なる。また 39 は官品不明の官職からの遷転であるので除外した。
 - (17) 例えば 80 は左將軍・兗州刺史の時除名されたが、次には安西・光祿大夫となった。
 - (18) 元英が義陽を攻める時の都督長史となったのである。元英の義陽攻撃は本紀によると景明 4 年である。崔景邕は景明初に母の喪に服し、喪が終わって都督長史となった。景明 4 年は 3 年の喪があける年に一致する。

- (19) 母老に侍すために官を離れた、さらに除名があったなどの事情で、全時期を通しての検討が難しいので表5から省いた67楊椿の事例を見ると、景明4年(503)に冠軍・行梁州事として官職に復帰し、正始2年(505)には光禄大夫・仮平西將軍として仇池の叛氏を討ち、同年にはさらに光禄大夫の肩書きで武興の楊集起を討っている(肅宗紀)。ともに梁州に在任していたからの任命であろう。そして正始5年(508)に安東・太僕卿となった。足かけ5年の梁州在任であったと考えられる。その間に光禄大夫となっているから、1度の政治的地位の上昇には平均2年半を要したということになる。続いて永平3年(510)に安北・朔州刺史、延昌3年(514)年に撫軍・都官尚書となった。太僕で3年、朔州刺史で4年の在任であるが、西安將軍には7年間とどまったわけである。その後撫軍・定州刺史となって神龜2年(519)には在任していたことが息子の楊昱伝から判明する。昱は正光元年(520)の元叉のクーデターによって済陽内史に出される。椿が弾劾によって除名されるのも、恐らくこのクーデターの時と思われる。とすれば、定州刺史となった時期は判明しないものの、尚書と刺史の時期を合わせて6年となり、従2品の將軍号は6年間維持していたことになる。もっとも、除名から復活後は、六鎮の乱に際会し、官職の変動は激しくなる。
- (20) 考課についての先行研究は数多いが、福島繁次郎『増訂中国南北朝史研究』名著出版、1979、陶新華『北魏孝文帝以後北朝官僚管理制度研究』巴蜀書社、2004、戴衛紅『北魏考課制度研究』中国社会科学院出版社、2010、を挙げておく。
- (21) 散官の考課は4年1考という考え方が行われていた時期があり、太守や県令は6年1考とされたことがあり、長期にわたる刺史就任の事例があり(陶新華前註所掲書第1章参照)、官僚の遷転期間を一律に計算することの問題は承知しているが、政治的身分が上昇するために要する期間をおおまかにでも推定することに意味があると考えたことを付記しておく。
- (22) 例えば、『通典』卷16・選挙4に孝明帝の時、「官人失序」の状態であることについて清河王元懌が行った上表を載せて、孝文帝の時の起家官の定めが守られなくなったことを問題にしている。これは本稿にも関わる重要な記事ではあるが、北魏における貴族制を論ずる際に採り上げることにしたい。
- (23) 「階」については、別稿を準備している。

[補記]

本稿は2014年9月14日の国際学術シンポジウム「石刻史料から見た魏晋南北朝—北朝史を中心に—」における報告を骨子としている。当日、岡部毅史氏による貴重なコメントを頂いたが、註(21)に記したように、現在進めている検討に生かすことにして、謝意を表すのみとすることを了とされたい。

附：宣武帝以降の北魏官僚の遷転過程一覽

凡例

- ・元氏と元氏以外に分け、没年（没年不明の時は葬年）順に並べる。それぞれに番号を付すが、元氏は1～39、元氏以外は40～86である。
- ・皇帝名は廟号で示す。世宗以前に官歴のある場合は省略し、最初に→を記して省略を示す。東魏、西魏以後の官歴も省略し、末尾に→を付してそれを示す。
- ・遷転は→で示し、墓誌もしくは列伝に遷転を示す語があれば〔 〕の中に記入する。官職の後の（ ）内の数字は官品である。
- ・將軍号は紙数の関係で將軍の語を省略する。
- ・王爵を得た者は就官に差が生じるので、それを得た段階で〔王〕と記す。
- ・墓誌を中心に記載し、列伝に記載のある官職は下線を付す。墓誌記載量が少ない場合には列伝を中心に記載し、その旨を註記する。
- ・註記は各事例ごとに加える。
- ・人名の後に列伝（『魏書』の場合は巻数のみ）の所在と、墓誌の所在を記す。墓誌の所在は代表的なものに限定し、略称と頁数を下に記す。略称は以下の通りである。論文の場合は、それぞれの箇所_に註記する。

校： 毛遠明『漢魏六朝碑刻校注』（全10冊、線装書局、2008）

『河北』：石永士等著『河北金石輯録』（河北人民出版社、1993）

『皇家』：天津人民美術出版社編『北魏皇家墓誌二十品』（天津人民美術出版社、2003）

『千唐』：吳鋼主編『全唐文補遺・千唐誌齋新藏專輯』（三秦出版社、2006）

『拾零』：趙君平等編『河洛墓刻拾零』（北京図書館出版社、2007）

『補遺』：韓理洲等編『全北魏東魏西魏文補遺』（三秦出版社、2010）

『聖殿』：鄭州市華夏文化芸術博物館編『聖殿裏拾来的文明』（文物出版社、2011）

『安豊』：賈振林編著『文化安豊』（大象出版社、2011）

『秦晋』：趙君平・趙文成編『秦晋予新出墓誌蒐佚』（国家図書館出版社、2012）

『七朝』：齊運通編『洛陽新獲七朝墓誌』（中華書局、2012）

『北大』：北京大学図書館金石組編『1996—2012 北京大学図書館新藏金石拓本菁華』（北京大学出版社、2012）

1 元鸞（19下、校4-51）

〔王〕→〔除〕平東（3）・青州刺史→〔転〕安北（3）・定州刺史

2 元詮（20、校4-213）

〔王〕→〔除〕冠軍（従3）・涼州刺史→〔進号〕平西（3）→平南・都督南討諸軍事→〔除〕平北・定州刺史→〔除〕侍中（3）・尚書左僕射（従2）（a）

註a：伝によれば「尋除侍中、兼以首告之功、除尚書左僕射」とある。京兆王元愉の反乱に対する功績が勘案されての大幅昇進であった。侍中となったのと同様の可能性が高い。

3 元彦 (a) (19 下、校 4-314)

[王] → [授] 驍騎 (4 上) → [遷為] 冠軍 (従 3) ・ 幽州刺史 (b)

註 a : 伝では景略を諱とするが、墓誌は彦が諱で景略は字。なお伝では世彦が字となっている。

註 b : 伝では幽州とするが、贈官が予州刺史であることを考えれば幽州が正しい。

4 元萇 (14、『拾零』 23)

→ 鎮遠 (4) ・ 撫冥鎮都大将 → 輔国 (従 3) ・ 都督南征 → 太中大夫 (従 3) ・ 兼太常卿 (3)
→ 散騎常侍 (従 3) ・ 北巡大使 → 征虜 (従 3) ・ 恒州刺史 → [為] 北中郎将 (従 3) ・ 帶河
内太守 → 河南尹 (3) → 侍中 (3) ・ 度支尚書 (3) → 散騎常侍 ・ 安西 (3) ・ 雍州刺史 (3)
(a)

註 a : 全体として一括表記であるが、間に句が入ることにより北巡大使、河内太守で切れることは
確実である。残りの弁別が難しいが、輔国 < 太中大夫 < 征虜 < 北中郎将 という序列であるから、それ
に依拠した遷転として、このように分けた。なお、北魏では使節の時に帯びる散騎常侍は兼任で
あることが多いので、北巡大使の時に帯びた散騎常侍も同じであろう。

5 元遥 (19 上、校 4-350)

→ 平西 (3) ・ 涇州刺史 → [為] 七兵尚書 (3) → [遷] 中領軍 (3) → [拜] 鎮東 (従 2) ・
冀州刺史 (3) → [除] 護軍 (従 2) ・ 加右光祿大夫 (2) (a) → 征南大 (2) ・ 都督南征諸
軍事 → [除] 征北大 ・ 都督北征諸軍事

註 a : 伝では左光祿大夫、領護軍の後に冀州刺史就任を記すが、校勘記は『高氏小史』などから採
った際の誤りであるとする。

6 元暉 (15、校 5-46)

→ 散騎 (侍郎) (5 上) → 中書侍郎 (従 4 上) → [為] 給事黄門侍郎 (4 上) → 河南尹 (3)
・ 加輔国 (従 3) (a) → [転] 侍中 (3) ・ 領右衛 (3) → [転] 吏部尚書 (3) ・ 加散騎常
侍 (従 3) → [為] 鎮東 (従 2) ・ 冀州刺史 → [為] 尚書右僕射 (従 2) ・ 撰吏部選事 (b)
→ [遷] 左光祿大夫 (2) 、尚書僕射 ・ 常侍悉如故 → [転] 侍中 ・ 衛大 (2) ・ 尚書左僕射

註 a : 伝では「世宗即位、拜尚書主客郎、巡省風俗、還奏事称旨、為給事黄門侍郎」とあるが、正 6
の尚書郎から黄門郎への遷転は幅が大に過ぎるし、墓誌では尚書郎・太子洗馬になった後、世宗の
即位とされている。伝には誤りがあると考えられ、墓誌に従う。また墓誌には「世宗踐阼、頻遷散
騎中書郎給事黄門侍郎加輔国將軍河南尹」とある。句読が難しいが、「散騎」の用例を墓誌から探
ると、于纂 (『彙』 200) の父の官が散騎であった。これは散騎常侍もしくは散騎侍郎の省略であ
ろう。また元仙 (『彙』 133) は太和中に起家して散騎となり、太子舍人 (前令で 5 中、後令で従
6) に転じている。これに該当する散騎は後令には見当たらない。よって散騎中書郎は散騎侍郎と
従 4 上の中書侍郎のことと考えられる。次が黄門侍郎で、これは伝に記載がある。次に従 3 品將軍
号が加えられ、3 品の河南尹に転じたのである。この場合、將軍号の方が低いことになるが、地方
長官の場合は將軍号が低いことはよくある。或いは武昌王元鑿の伝 (巻 16) に「加冠軍將軍、守
河南尹」とあることから考えて「守河南尹」であった可能性もある。いずれにせよ 4 上 → 従 3 とい

う遷転と考えておく。

註b：伝では尚書左僕射となっている。その後の官歴は記さない。墓誌には後にも左僕射になっているが、伝では冀州刺史の後に「徵拜」とあるので、冀州刺史→僕射となる。

7 元護 (21 上、校 5-90)

[歴] 羽林監 (6) → 直閣將軍

8 元昭 (15、校 5-253)

→ [除] 員外常侍 (5 上) → 尚書右丞 (従 4) ・ 兼宗正少卿 (4 上) → [遷] 尚書左丞 (従 4 上)、加平遠 (4) (a) → 以本官兼散騎常侍・北箱行台、巡省州鎮 → [除] 給事黃門侍郎 (4 上) → 司徒左長史 (従 3) ・ 散騎常侍 (従 3) → 御史中尉 (従 3) ・ 平南 (3) → 侍中 (3) ・ 撫軍 (従 2) ・ 領崇訓太僕 (b) → [除] 度支尚書 (3) ・ 本將軍・河南尹 (3) → [為] 散騎常侍 (従 3) ・ 本將軍・雍州刺史 (3) → [為] 鎮西 (従 2) ・ 七兵尚書 (3) → [除] 散騎常侍・征南 (2) ・ 殿中尚書

註a：墓誌では員外散騎常侍から加平遠將軍(4)まで一括表記となっているが、右丞と左丞が同一時の就任ということとはあり得ないから、3回の遷転に分けうる。なお、昭は尚書殿中郎であったとき、太和23年の齊郡王元簡の死に際して停廢の処分を受けた。よってその後に記される員外常侍からを世宗期と見なす。

註b：墓誌は給事黃門侍郎から領崇訓太僕までを一括表記する。將軍号と散騎常侍を除く職事の官を順次経歴したと考えると、上記のような分け方になる。

9 元子直 (21 下、校 5-282)

[起家] 散騎侍郎 (5 上) → [転] 中書侍郎 (従 4 上) → [遷] 通直常侍 (4) → [転] 給事黃門侍郎 (4 上) → 加冠軍 (従 3)、仍居門下 → [除] 本 (=冠軍) ・梁州刺史

10 元顛魏 (19 下、校 5-339)

[初為] 員外郎 (7 上) → [除] 給事中 (従 6 上)、加伏波 (従 5 上) → [転] 司徒掾 (従 5 上)、加寧遠 (5 上)

11 元熙 (19 下、校 5-351)

[起家] 秘書郎 (7) → [遷] 給事中 (従 6 上) → [王襲爵] → [拜] 將作大匠 (従 3) (a) → [徙] 太常少卿 (4 上) → [俄遷] 黃門侍郎 (4 上) (b) → [転] 光祿勳 (3)、黃門郎如故 → [拜] 安西 (3) ・ 東秦州刺史 (c) → [為] 秘書監 (3) ・ 安西 (d) → [拜] 安東・相州刺史 (e)

註a：將作大匠は世宗の山陵造營のための臨時の就任である。伝では「兼」とする。

註b：伝では太常少卿と黃門侍郎を併せて「拜」と記す。太常少卿の方が官品は同じでも上位にある。

「俄」の語が付せられているので、何らかの事情の存在が考えられる。

註c：伝は將軍号を平西とするが、同じ3品でも光祿勳より下位にあるので、昇進にならない。安西

は光禄勳より上位にある。墓誌が正しいであろう。

註 d : 墓誌は將軍号を記さないが、秘書監は安西より下位にあるので、伝の「進号安西將軍、秘書監」が示すように、安西を維持したのでであろう。

註 e : 伝は「本將軍」とする。但し相州刺史であれば安東のはずである。

12 元誘 (19 下、校 5-354)

員外郎 (7 上) → [稍遷] 通直郎 (従 5 上) (a) → [除] 太子中舍人 (5 上) → [遷] 太子中庶子 (4 上) → [転] 征虜 (従 3) ・ 衛尉少卿 (4 上) (b) → [授] 左 (3) ・ 南秦州刺史

註 a : 墓誌は通直郎から記載を始めるが起家官としては高過ぎ、伝の記載が正しいと思われる。拙稿「北魏の宗室」(『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、2003 所収) 参照。

註 b : 伝では通直郎以下少卿まで並列になっており、墓誌には征虜が記載されていない。征虜が、太子中庶子、衛尉少卿の孰れに加えられたのか、判断が難しいが、少卿は中庶子より下位にあり、よって征虜が加えられたと考える。

13 元懌 (卷 22、校 5-357)

[王] → [拜] 侍中 (3) ・ 金紫光禄大夫 (従 2) → [遷] 尚書僕射 (従 2) → [転] 特進 (2) ・ 左光禄大夫 (2) → 侍中 ・ 司空 (1) ・ 太子太師 (2) (a) → [進] 司徒 (1) ・ 侍中如故 → [登] 太傅 (1) ・ 領太尉公 (1)

註 a : 世宗紀延昌元年条には光禄大夫から司空になったとあるから、墓誌の記載を分割した。

14 元乂 (16、校 6-18)

[初除] 員外郎 (7 上) (a) → [転] 通直郎 (従 5 上) → [遷] 散騎常侍 (従 3) ・ 光禄少卿 (4 上) ・ 領嘗食典御 → [転] 光禄卿 (3) (b) → [転] 侍中 (3) ・ 領軍 (従 2) ・ 領左右 (c) → [尋加] 衛 (2) → [授] 驃騎大 (従 1) ・ 儀同三司 (従 1) ・ 尚書令 (2) ・ 侍中 ・ 領左右如故 → [除名]

註 a : 墓誌では散騎侍郎とし、次に通直に転ずるとする。とすれば、この散騎侍郎は員外でなくてはならない。

註 b : 墓誌では少卿を記さず、光禄少卿を光禄勳としている。少卿から正卿へ転じ、他の官職はそのままであったと考えてよい。

註 c : 伝は侍中に遷り余官はもとのまま領軍を加えられたという。

15 元寿安 (19 上、校 6-42) (a)

→ [転] 揚州任城王 (鎮南) 開府司馬 (従 4 上) → [為] 司空長史 (4 上) → [入補] 散騎常侍 (従 3) → [出] 行相州事 → [除] 左 (3) ・ 齊州刺史 → [授] 右 (3) ・ 秦州刺史 → [加] 平西 (3) → [為] 太常卿 (3) → [遷] 安南 (3) ・ 都官尚書 (3) → [授] 殿中尚書、加撫軍 (従 2) → [遷] 鎮東 (従 2) ・ 吏部尚書 (3) → [転] 衛大 (2)、加散騎常侍、尚書如故 → [授] 假驃騎大 (従 1) ・ 兼尚書右僕射 ・ 行秦州事 ・ 西道行台、本官如故 → 散騎常

侍・衛大・雍州刺史→以本官、加開府儀同三司・秦州都督・兼尚書左僕射・西道行台・
行秦州事

註 a：伝では墓誌が字とする脩義を諱とし、寿安を字とする。通直郎（従 5 上）で起家した時が世
宗期の可能性があるが、ここでは確実な司馬から記しておく。

16 元融（19 下、校 6-94）

→〔王〕→〔除〕驍騎（4 上）→假征虜（従 3）、〔為〕別將→行揚州事→〔除〕征虜・并
州刺史（3）→〔拜〕宗正卿（3）→以本官行瀛州事（不行）→〔為〕散騎常侍（従 3）・
平東（3）・青州刺史（3）→以本將軍〔除〕秘書監（3）→長兼中護軍（3）→加撫軍（従 2）
・領河南尹（3）、護軍故如→〔遷〕征東（2）、護軍・尹如故→〔官爵削除〕→（復王封）
本將軍・征胡都督→〔加〕散騎常侍（従 3）・本將軍・左光祿大夫（2）→〔除〕衛（2）
→〔遷〕車騎（2）・領左將軍（a）

註 a：伝は前驅左軍都督とする。これが正規の名称であろう。

17 元淵（18、『七朝』23）

〔初為〕給事中（従 6 上）→〔転〕通直郎（従 5 上）→〔為〕中書侍郎（従 4 上）→〔王〕
→〔為〕給事黃門侍郎（4 上）→〔増号〕冠軍（従 3）・前驅伐蜀→〔授〕征虜（従 3）・
肆州刺史→〔為〕河南尹（3）・兼都官尚書→〔除〕平南（3）・秘書監（3）→〔為〕安北
（3）・恒州刺史→〔遷〕鎮南（従 2）・衛尉卿（3）→〔転〕光祿勳（3）→〔除〕殿中尚
書（3）→以本將軍都督北征諸軍事（a）→〔増〕侍中（3）、〔進号〕征北、除吏部尚書
・兼右僕射北道行台、即為大都督→〔授〕侍中・衛（2）・定州刺史（b）→〔為〕吏部
尚書（3）、侍中・將軍如故→〔転〕車騎（2）、余官如故→〔授〕驃騎大（従 1）・儀同
三司（従 1）・兼僕射東北道行台、領前軍、余官仍本（c）

註 a：「本將軍」とあるから、光祿勳・殿中尚書の時にも鎮南を保持していたことになる。

註 b：伝では侍中・右衛となっている。侍中は帯びていたであろうが、右衛は衛の誤りであろう。

註 c：伝では儀同三司・大都督となっている。

18 元順（19 中、校 6-164）

〔起家〕給事中（従 6 上）→〔超転〕中書侍郎（従 4 上）→〔遷〕太常少卿（4 上）→〔喪〕
→〔除〕銀青光祿大夫（3）・領給事黃門侍郎（4 上）（a）→〔為〕安北（3）・恒州刺史
（b）→〔転為〕安東・齊州刺史→〔為〕黃門郎（c）→以本官〔除〕護軍（従 2）・加散
騎常侍（従 3）→〔遷〕侍中（3）、護軍如故→〔為〕中軍（従 2）・吏部尚書（3）・兼右
僕射（従 2）→掌選如故、加征南（2）・右光祿大夫（2）→〔転〕兼左僕射（d）

註 a：墓誌では中書侍郎以下を「歴遷」と一括表記するが、伝によって遷転を確認できる。

註 b：伝は平北とするが、それでは光祿大夫の下位になるので、墓誌が正しい。

註 c：元乂と対立して地方に出されていたが、元乂失脚により都に復帰した。黄門郎だけでは形式的
にはかなりの左遷となりかねないから、安東を維持したままと考えられる。

註 d：伝は黄門郎復帰の後を、兼殿中尚書→侍中→護軍・太常卿→吏部尚書・兼右僕射→征南・右光

祿大夫→兼左僕射と記す。正3の太常卿が墓誌に見えないが、護軍將軍は従2であるから、遷転上は問題は生じない。

19 元瞻 (19 中、校 6-173)

→竜驤 (従3)・光州刺史 (a) →加征虜 (従3) →〔為〕左 (3)・散騎常侍 (従3) →平南 (3)・行兗州事→〔拜〕平東・兗州刺史→〔授〕撫軍 (従2)・行雍州事→以金紫光祿大夫 (従2) 〔加〕散騎常侍、撫軍如故

註 a : 墓誌では「初為歩兵校尉」とあり、伝では「高祖時、自口大夫稍遷宗正少卿」とあり、起家官が一致しない。その後は員外散騎常侍、前軍、顯武、宗正少卿と昇進した。建義元年に51歳で死去しているから、世宗の初めは22歳。いつから世宗の時期になるのか、判断が難しいが、伝に従って宗正少卿までは高祖時としておく。

20 元譚 (21 上、校 6-177)

〔初為〕羽林監 (6) →〔遷〕高陽太守→〔除〕直閣將軍→〔転〕太僕少卿 (4 上) →宗正少卿 (4 上)・〔加〕冠軍 (従3) (a) →仮左 (3)・行徐州事→〔転〕光祿少卿 (4 上) →行南兗州事 (b) →〔除〕征虜 (従3)・涇州刺史 (不行) →〔遷〕平南 (3)・武衛 (従3)・銀青光祿大夫 (3) →仮安北・幽州大都督 (c) →〔授〕司徒左長史 (従3)、銀青如故、仍平南之号→〔除〕安西 (3)・唐州刺史→〔改授〕秦州刺史、仍本号

註 a : 墓誌では「転太僕卿、冠軍將軍、宗正卿」とし、正光4年(523)に葬られた妻司馬氏の墓誌(校 5-196)にも大宗正卿とするが、伝の「歴太僕・宗正少卿、加冠軍將軍」の方が正確であると考え。次の光祿卿も伝の光祿少卿が正確であろう。「加」は伝による。

註 b : 行徐州事、行南兗州事の時は正規の將軍号冠軍を保持していたであろう。

註 c : 墓誌は「遷」から幽州大都督までを一括して記している。伝によれば武衛就任の後に杜洛周を討伐しており、大都督とはこの時のことを指すから、分けるべきである。

21 元端 (21 上、校 6-193)

〔起家〕散騎侍郎 (5 上) →〔為〕通直常侍 (4)・鴻臚少卿 (4 上) →〔除〕太常少卿 (4 上)・常侍如故 (a) →〔遷〕散騎常侍 (従3) (b) →〔為〕安東 (3)・青州刺史 (3) →〔為〕度支・都官二曹尚書 (3) (c) →〔除為〕撫軍 (従2)・兗州刺史→〔遷〕散騎常侍・鎮軍 (従2)・金紫光祿大夫 (従2) (d)

註 a : 墓誌は太常卿(3)とする。太常少卿元端の記事は『魏書』礼志などに散見する。なお、太常少卿は鴻臚少卿より上位に置かれる。

註 b : 墓誌は「除太常(少)卿、(通直)常侍如故、・・・又遷散騎常侍・安東將軍・都督青州諸軍事・青州刺史」とするが、伝は「累遷・・・散騎常侍、出為安東將軍・青州刺史」とある。散騎常侍を維持したまま刺史として赴任したと解釈しておく。

註 c : 列曹尚書は安東の下位にあり、安東を維持したと考えられる。

註 d : 青州刺史以後の官歴は墓誌と伝で大きく異なる。伝では撫軍・金紫光祿大夫・東南道大使、次に鎮軍・兗州刺史となり、都官尚書で没したという。度支尚書就任の記載はない。大使となったの

梁軍の侵攻に対処するためであり、そのまま刺史となったことを伝は記す。墓誌も兗州刺史として梁軍に対処して活躍したことを詳細に記す。しかし、元端の活躍を裏付ける記載は『魏書』などに見られない。ここでは墓誌の記載に従っておく。なお、遷転上からいえば、尚書の時に墓誌では安東を帯びていたが、伝の場合だと鎮軍を帯びていたかの違いが生じる。

22 元讞 (21 上、校 6-196)

[為]羽林監 (6) → [転] 司徒主簿 (6 上) → [遷] 通直散騎侍郎 (従 5 上) (a) → [除] 中堅 (従 4 上) ・宗正 (少) 卿 (4 上) (b) → [辟] 散騎常侍 (従 3) → [加] 左 (3) ・太中大夫 (従 3) 、常侍如故

註 a : 伝では正員郎つまり散騎侍郎 (5 上) となっている。これでも昇進過程としては問題にはならない。

註 b : 墓誌では卿とあるが、次の昇進が散騎常侍であることから考えると、3 品の宗正卿ではなく、宗正少卿が正規の任命であって、それを卿と表現したということであろう。ただし、そのように考えても、將軍号が低い。この点については前稿で触れている。

23 元略 (19 下、校 6-205)

員外郎 (7 上) → [稍遷] 羽林監 (6) → 通直常侍 (4) (a) → [転] 給事黄門侍郎 (4 上) 、加冠軍 (従 3) → [黜] 懷朔鎮副将 (b) → (梁に亡命→帰国) → [義陽王] 、[除] 侍中 (3) → [封] 東平王、[拜] 左光禄大夫 (2) ・儀同三司 (従 1) 、領左衛 (3) 、加車騎大 (従 1) 、侍中 (3) 如故 (c) → [遷] 驃騎大 (従 1) ・儀同三司 (従 1) ・領国士祭酒 (従 3) → [陟] 尚書令 (2) (d)

註 a : 墓誌では員外常侍 (5 上) で釈褐と記すが、伝では員外郎を初見官とする。皇子の孫であるが、始蕃王の第 4 子である人物の起家官としては高すぎるので、伝の伝えるところが正しいであろう。拙稿「北魏の宗室」(『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、2003) 参照。また墓誌では次が通直常侍 (4) となっているが、伝に「自員外郎、稍遷羽林監・通直散騎常侍・冠軍將軍・給事黄門侍郎」とあるので、羽林監を挟んだと考えられる。伝の「稍遷」の語は複数の官職にかかっているが、このような書き方は他にもあり、40 元爽は伝には「稍遷給事黄門侍郎、金紫光禄大夫」とあるが、墓誌によれば「除給事黄門侍郎、・・・除散騎常侍・征東將軍・金紫光禄大夫」となっている。なお、羽林監と通直常侍を同時任命と考えると、あまりにも官品差の大きい官職を同時に受けたことになり、その可能性は低いと考える。

註 b : 墓誌には元义によって左遷された鎮副将は省かれている。將軍号は維持した可能性がある。

註 c : 墓誌は義陽王を記さず、侍中を次の任官の時に合わせて記す。ここは伝に従う。伝ではさらに左光禄大夫 (従 2)) ・儀同三司も与えられていて、これは本紀で確認できる。

註 d : 伝では大將軍となっているが、校勘記も言うようにこれは驃騎大であろう。儀同三司も維持していたことは、河陰の変における死をこの官で記していることでわかる。

24 元湛 (19 下、校 6-209)

[起家] 秘書著作郎 (7) → [除] 司空任城王騎兵參軍 (従 6) → [補] 尚書左士郎 (6) →

〔遷〕左軍(従4上)→〔除〕中書侍郎(従4上)→〔勅〕兼吏部郎(4上)→〔遷〕前(3)
・通直常侍(4)→〔除〕廷尉少卿(4上)(a)→〔拜〕(廷尉)正卿(3)
註a: 廷尉少卿の時には前將軍を維持したと考えられる。

25 元廠(19下、校6-212)

〔為〕員外郎(7上)→〔為〕騎兵參軍(?)→復本任、加襄威(従6上)→〔遷〕員外常侍(5上)→〔遷〕輔国(従3)・通直常侍(4)

26 元子正(21下、校6-225)

→〔除〕散騎侍郎(5上)(不拜)→〔改〕中書(侍郎)(従4上)→〔轉〕太常少卿(4上)→〔王〕、〔除〕侍中(3)・驃騎大(従1)・司徒公(1)・領尚書令

27 元欽(19上、校6-238)

→〔除〕司徒右長史(4上)→〔為〕輔国(従3)・吏部郎中(4上)→〔授〕散騎常侍(従3)・黃門侍郎(4上)→〔除〕大鴻臚(3)→〔授〕度支尚書(3)→〔轉〕大宗正卿(3)・七兵尚書(3)→〔加〕撫軍(従2)、仍尚書→〔母の喪〕→〔除〕鎮南(従2)・金紫光祿大夫(従2)→〔遷〕衛大(2)・中書監(従2)→〔除〕尚書右僕射(従2)、加車騎大(従1)・儀同三司(従1)→〔授〕宗師・侍中・尚書左僕射・驃騎大(従1)、仍儀同→〔為〕大將軍・二道都督→〔除〕司州牧(従2)、仍驃騎・儀同三司→〔授〕侍中(3)・特進(2)・左光祿大夫(2)(a)→〔除〕侍中・司空(1)
註a: 病氣が理由である。

28 元植(16、校6-261)

→〔除〕宣威(6上)・給事中(従6上)(a)→〔為〕鎮遠(4)・司徒掾(従5上)→〔除〕冠軍(従3)・太僕少卿(4上)→〔除〕右(3)・東秦州刺史→〔授〕安西(3)・北華州刺史(b)
註a: 太和21年に太尉參軍事となっていて、その次の任官である。
註b: 伝では安西・東秦州刺史。

29 元繼(16、校6-272)(a)

→〔除〕征虜(従3)・青州刺史(3)(b)→〔轉〕平北(3)・恒州刺史→〔為〕度支尚書(3)→〔免官〕爵→〔為〕平東→(王爵に復帰)〔復〕(度支)尚書(3)(c)→〔除〕侍中(3)・領軍(従2)→〔除〕特進(2)・驃騎(2)、侍中・領軍如故→〔加〕侍中・驃騎大(従1)・儀同三司、特進・領軍如故→〔遷〕司空公(1)、侍中如故→〔轉〕司徒公(1)、仍加侍中→〔轉〕太保(1)、侍中如故→〔轉〕太傅(1)、侍中如故→〔除〕侍中・太師(1)・大將軍(1)・録尚書事・大都督→〔轉〕太尉公(1)、侍中・太師・録尚書・都督如故→〔廢〕→〔為〕太師・司州牧
註a: 墓誌は官歴を一括表記している。点線を附してそれを示す。遷転は伝の記載による。

註b：高祖の時に安北・鎮北將軍を経歴している。

註c：四平より尚書は上位にあるので、尚書の時は將軍号を持たなかったと考えられる。その後免官があったので、四平→尚書という過程をやり直したのである。従って実質的な遷転は四平→尚書の1度である。

30 元天穆（14、校6-324）

〔起家〕員外散騎侍郎（7上）→〔除〕員外散騎常侍（5上）・嘗食典御→領太尉掾（従5上）→充西北道行台〔除〕征虜（従3）・并州刺史→〔加〕安北（3）、仮撫軍（従2）兼尚書行台→〔王〕〔除〕太尉公（1）→〔仍除〕侍中（3）・兼領軍（従2）・驃騎大（従1）・京畿大都督→東北道諸軍事、（京畿）大都督・本官如故→〔加〕録尚書事、本官如故→〔除〕世襲并州刺史、本官・王如故（a）→〔為〕行台・大都督→〔遷〕太宰（1）

註a：この箇所、伝では「録尚書事・開府・世襲并州刺史」と記し、孝莊紀では「為大將軍・開府・世襲并州刺史」とする。伝は別々の任官をまとめて記したのであるが、本紀の大將軍（1）はどのような意味があるのであろうか。州刺史として必要な將軍号が大將軍であるということであろう。太尉より上位に置かれている故に、その次に太宰に任命する際に本紀は「大將軍元天穆」と表記している。

31 元延明（卷20、校6-372）

〔王〕→〔起家〕太中大夫（従3）→〔除〕征虜（従3）・予州刺史（従3）→〔加〕散騎常侍（従3）→〔除〕左（3）・徐州刺史→〔除〕右（3）・雍州刺史（不行）→〔拜〕廷尉卿（3）、將軍如故（a）→〔除〕前（3）・給事黃門侍郎（4上）→〔除〕秘書監（3）・平南（3）、仍黃門→中書令（3）、仍黃門（b）→〔除〕侍中（3）・安南（3）→〔除〕鎮南（従2）、仍侍中→〔除〕衛（2）、仍侍中、領國子祭酒（従3）→以本官兼尚書右僕射（従2）→〔除〕衛大（2）・東道僕射大行台、本官如故→以本大行台本官、行徐州事→〔除〕本將軍・徐州刺史、侍中・大行台僕射如故→〔除〕本將軍・雍州刺史→〔除〕徐州刺史、仍侍中・本將軍→〔加〕驃騎大（従1）・儀同三司（従1）→〔除〕侍中・驃騎大・開府儀同三司・領國子祭酒・兼尚書令（2）→〔除〕大司馬（1）

註a：廷尉卿とすると將軍号が低いので廷尉少卿の可能性が高い。このことについては前稿参照。

註b：秘書監より并仍黃門まで一括表記となっている。「并」とあるから、秘書監と中書令は同時就任ではなく、兩職の時にいずれも黃門であったのである。とすれば平南はどちらに付くか。前後左右<秘書監<四平<中書令の順序である。秘書監は前將軍より上位であるから、平南を加え、中書令は平南より上位であるから、平南は省かれたと考えたい。

32 元頊（21上、校6-377）

〔起家〕通直侍郎（従5上）、加朱衣直閣→〔轉〕正員郎（=散騎侍郎）（5上）→〔移〕中書侍郎（従4上）→〔遷〕武衛（従3）→〔徙〕光祿卿（3）（a）→〔轉〕給事黃門侍郎（4上）、仍（光祿）卿→〔遷〕平北（3）・相州刺史（3）（b）→〔為〕中軍（従2）・大宗正卿（3）→仍本將軍〔授〕給事黃門侍郎（4上）→〔遷〕侍中（3）・車騎（2）・左光

祿大夫 (2) (c) → [封王] → [転] 中書監 (従2) ・本將軍 → [復] 侍中 (3) ・尚書左僕射 (従2) (c) → [拜] 車騎大 (従1) 、加侍中 (d)

註 a : 伝では光祿少卿 (4上) となっているが、武衛の下位になるので、正卿と考える。

註 b : ここでは格下げとなっている。故に次には大幅な上昇となったと考える。前稿参照。

註 c : 伝では侍中・車騎、封王となっているが、本紀では黄門郎から王となったとある。侍中車騎は封王に伴う任官である。なお、伝には左光祿大夫任官は中書監就任の時となっている。

註 c : 車騎を維持していたと考えられる。

註 d : 墓誌には車騎大、侍中の記載なし。

33 元恭 (a) (19下、校6-399)

[除] 揚州別駕、加襄威 (従6上) → [為] 司徒主簿 (6上) → [俄遷] 中書侍郎 (従4上) → [授] 北中郎将 (従3) → [除] 左 (3) ・東徐州刺史 (不拜) → [除] 安東 (3) ・大司農 (3) → [除] 中軍 (従2) ・東荊州刺史 (b) → [除] 鎮西 (従2) ・兼尚書左僕射 (従2) 西北道大行台 ・晋州刺史 (c)

註 a : 字は顯恭。伝では諱を顯恭、字を懷忠としている。

註 b : 伝では荊州刺史であるが、本紀では東荊州。

註 c : 墓誌では將軍号と刺史を欠いている。

34 元肅 (19下、校7-45)

[起家] 兗州平東府録事参軍 (7上) (a) → [転] 徐州安東府録事参軍 (7上) → [特除] 給事中 (従6上) → [補] 直寝 → [遷] 直閣將軍 (b) → [王] → [除] 散騎常侍 (従3) → [除] 後 (3) ・広州刺史、→ [除] 衛 (2) ・肆州刺史 ・常侍故如 → [除] 侍中 (3) ・太師 (1) ・録尚書事 → (c) [除] 驃騎大 (従1) ・東南道大行台 ・青州刺史 (不行) → [除] 太師

註 a : 伝では員外散騎侍郎 (7上) で起家したとする。

註 b : 墓誌では直閣とのみ記すが、本紀では直閣將軍から王に封ぜられたとあるので、それに従う。

註 c : 墓誌は前後を一括表記するが、伝により分割する。なお墓誌は將軍号不記。

35 元爽 (16、校7-68)

[起家] 員外郎 (7上) (a) → [遷] 秘書郎 (7) → 尚書起部郎 (6) ・加輕車 (従5) (b) → [転] 寧朔 (従4) 、郎中仍本 → [除] 給事黄門侍郎 (4上) ・加平東 (3) → [除] 散騎常侍 (従3) ・征東 (2) ・金紫光祿大夫 (従2) ・領直長 → [遷] 衛 (2) ・領左右、余故如

註 a : 伝では次の秘書郎を起家官としている。

註 b : 墓誌の「遷秘書郎・尚書起部郎、加輕車將軍」は分割して理解するべきであろう。

36 元誕 (21上、校7-163)

[起家] 通直侍郎 (従5上) → [遷] 中書侍郎 (従4上) → [遷] 通直常侍 (4) 、加竜驤 (従

3) → [王] → [加]征虜 (従3) → [遷] 平東 (3) ・給事黄門侍郎 (4上) ・加散騎常侍 (従3) → [遷] 征東 (2) 、黄門 ・常侍如故 → [遷] 衛 (2) ・侍中 (3) → (東魏)

37 元鷲 (14, 校 7-277)

→ [転] 直寝 → [拜] 直閣將軍 (a) → [拜] 左軍 (従4上) 、直閣如故 → [除] 竜驤 (従3) ・武衛 (従3) (b) → [除] 散騎常侍 (従3) ・巡撫六鎮大使 → [除] 銀青光祿大夫 (3) 、武衛如故 → [除] 金紫光祿大夫 (従2) → [除] 撫軍 (従2) ・柔玄鎮大將 → [除] 北中郎將 (従3) 、將軍如故 → [除] 征北 (2) ・護軍 (従2) ・領左衛 (3) → 以本官 [除] 領軍 (従2) ・京畿都督 (c) → 除衛 (2) 、本官如故 → [拜] 車騎大 (従1) ・儀同三司 (従1) ・中軍大都督 ・改封華山王 、護軍 ・領軍如故 → [除] 散騎常侍 ・驃騎大 (従1) 、儀同三司 ・王 ・余官如故 → [除] 本將軍 ・加開府 ・徐州刺史 ・侍中 、王如故 → (東魏)

註 a : 「拜直閣將軍如故」とあるが、將軍号の記載はこの前にない。何らかの誤りがあると考えられる。

註 b : 同じ従3であるが、武衛の方が外号將軍の竜驤より上位にある。

註 c : 伝では畿部都督。この京畿は洛陽を中心とする地域である。

38 元均 (16, 校 7-382)

→ [為] 関右大使 (a) → [拜] 員外常侍 (5上) ・寧朔 (従4) → [転] 冠軍 (従3) → [為] 関中大都督 (b) → [除] 征虜 (従3) ・通直常侍 (4) → [加] 散騎常侍 (従3) ・安東 (3) (c)

註 a : 永安2年(529)に52歳で没している。「弱冠」の年と記載される前に員外郎に就任しているが、これは太和期となる。

註 b : 冠軍を維持していたと考えられる。

註 c : 伝では平東となっている。これでも散騎常侍よりは上位であるが、孝荘帝即位に際しての功績を評価されての任命であるので、安東が正しいであろう。

41 寇猛 (93, 校 4-68) (a)

→ [為] 歩兵校尉 (5) ・千牛備身 → [歴転至] 武衛 (従3) ・燕州大中正

註 a : 墓誌は標題に官歴を記す。一括表記であるが、伝と照合すれば、官歴が判明する。

42 司馬悦 (37, 校 4-155)

→ [除] 鎮遠 (4) ・予州刺史 → [為] 征虜 (従3) ・郢州刺史 → [為] 征虜 (a) ・予州刺史

註 a : 伝では本將軍。

43 楊播 (58, 校 4-307)

→ 兼侍中 (3) 、大使 → [転] 左衛 (3) 、本官 (= 平北 (3) ・太府卿 (3)) 如故 → [為] 安北 (3) ・并州刺史 (固辞) → [為] 安西 ・華州刺史 → [授] 安北 ・定州刺史 → [除名]

44 王紹 (63、校 4-286)

[起家] 太子洗馬 (従 5 上) (a) → [転] 員外常侍 (5 上) → [遷] 中書侍郎 (従 4 上)

註 a : 宗室以外の起家官としては高すぎる。特例か。

45 羊祉 (89、校 4-317)

→ [為] 左軍 (従 4 上) ・ 将作都将 (a) → [為] 梁州軍司 (b) → 兼給事黄門侍郎 (4 上)
→ 竜驤 (従 3) ・ 益州刺史 → [為] 梁秦二州刺史、將軍如故 → [転] 征虜 (従 3) → [免官]
→ [徵] 仮平南 (3) ・ 光祿大夫 (3) → [加] 平北 (c)

註 a : 墓誌には将作都将の記載はない。

註 b : 墓誌は梁州軍司とは明示しないが、武興の氏を討ったとあるから梁州と分かる。次の兼官の時とともに左軍を維持したと考えられる。

註 c : 墓誌では平南に「仮」字はない。しかし没後の詔では「新除平北將軍」とあるので、平南の時
には仮であって、その後正規の四平將軍になったと考えてよい。詔によれば、死の段階では光祿大
夫であったことが確認できる。

46 崔景邕 (57、校 4-361)

→ [母の喪] → [為] 左中郎将 (従 4) ・ 大都督府長史 (5 上) (a) → [授] 竜驤 (従 3)
・ 太府少卿 (4 上) → [除] 營州刺史、將軍如故 → [為] 征虜 (従 3) ・ 太中大夫 (従 3)

註 a : 中山王元英の都督府である。

47 辛祥 (45、校 5-63)

→ [転] 并州平北府司馬 (従 5 上) (a) → 行并州事 → [遷] 郢州竜驤府長史 (6 上) ・ 帶
義陽太守 → 行郢州事 → [遷] 華州安定王征虜府長史 (従 4 上) (b)

註 a : この前には并州府属となっているが、府主元丕の経歴から高祖期であると考えられる。なお、
墓誌には平北司馬の記載はない。

註 b : 安定王元休の爵を継いだ元燮が征虜・華州刺史となっている。始蕃王の長史であるので、従 4
上となる。その前の郢州竜驤府長史の官品が格下げとなっていたので、この任官で補った可能性が
ある。前稿参照。

48 司馬昞 (37、校 5-96)

[為] 奉朝請 (従 7) → 牧王主簿 (7?) → 員外郎 (7 上) → 給事中 (従 6 上) (a) → 竜驤府
上佐 (6 上) (b) → [遷] 揚州車騎府長史 (従 4 上) (c) ・ 帶梁郡太守 → [授] 清河太
守 (4 か)

註 a : 以上を墓誌は一括表記しているが、兼任を示す表現もなく、このように昇進したと考えてよ
いと思われる。牧王主簿は、王であった州刺史の主簿の意であろう。始蕃王、二蕃王の主簿であ
れば正 7 に当たる。

註 b : 竜驤將軍の長史・司馬は正 6 品上である。

註 c : 伝では驃騎府長史 (従 4 上)。妻孟敬訓は延昌 3 年に死去したが、彼女の墓誌によると、その

時晒は揚州長史であった。その段階での揚州刺史は李崇ということになるが、彼は車騎將軍であった。驃騎と車騎は同じ官品であり、いずれにしても長史の官品は変わらない。墓誌は車騎大とするが、車騎が正しいと考える。

49 劉道斌 (79、『河北』214)

→〔除〕謁者僕射 (6上) →〔轉〕歩兵校尉 (5)・広武 (従4)・領中書舍人 (6) (a) →
〔加〕広威 (従4)・行河北郡事 →〔除〕武邑太守 →〔除〕右 (3)・太中大夫 (従3) →〔遷〕本將軍・恒農太守 →〔授〕右・岐州刺史

註a：墓誌は謁者から中書舍人まで一括表記。

50 李遵 (39、校5-324)

→〔除〕員外郎 (7上) (a) →〔轉〕相州治中 (b) →〔除〕相州別駕 →〔拜〕奉車都尉
(従5上) →〔出 補〕冀州征北大將軍府長史 (従4上)、加中壘 (従4上) →〔除〕冀州
安東府上僚 (c) →〔遷〕司空司馬 (4上)

註a：高陽王雍の法曹行參軍となっているが、遷都後のことで、さらに服喪を経ている。故にこの官職からを世宗期と判断する。

註b：伝では別駕の前に相州治中となつたとある。員外侍郎就任を記さないが、員外郎より下位とは考えられず、ここに置いた。

註c：長史もしくは司馬であろう。従5上であるが、中壘を維持したと考えられる。

51 賈思伯 (72、校5-370) (a)

→〔除〕輔国 (従3) →〔為〕任城王軍司 →〔為〕河内太守 (不拜) →〔改授〕鴻臚少卿
(4上) (b) →〔母の喪〕 →〔除〕滎陽太守 →〔授〕征虜 (従3)・南青州刺史 →〔父の喪〕 →〔除〕征虜・光祿少卿 (4上) (c) →〔遷〕右 (3)・兗州刺史 →〔徵〕給事黄門侍郎
(4上) (d) →〔免〕 →〔轉〕右 (3)・涼州刺史 (未拜) →〔轉〕太尉長史 (従3) (d) →〔遷〕安東 (3)・廷尉卿 (3) →〔轉〕衛尉卿 (3) →〔遷〕太常卿 (3)・兼度支尚書 (3) →〔轉〕殿中尚書 (3) (e)

註a：神龜2年に兗州刺史としての治績を頌えられた碑もあり、校5-18に載せられている。

註b：輔国を維持したと考えられる。前後の太守の時も同じ。本墓誌は維持した場合の將軍号は1例を除き記載していない。

註c：墓誌には光祿少卿、將軍号ともに不記載。ここは碑の記載を採用した。伝は少卿・將軍号ともに記載。

註d：右將軍を維持したであろう。後の太尉長史も同じ。

註e：伝では正都官(尚書)となっている。衛尉・太常卿・殿中尚書の時は安東を維持したであろう。

52 崔鴻 (67、校6-30) (a)

→〔遷〕員外郎 (7上)・兼尚書虞曹郎中 (6) →〔遷〕給事中 (従6上)・兼(尚書)祠部郎 →〔轉〕尚書都兵郎中 (6) →〔為〕行台鎮南長史 (b) →〔徙〕尚書三公郎中 (6)

・加輕車 (従 5) → [遷] 員外常侍 (5 上) ・領郎中 → [父の喪] → [復] 本官 → [加] 中堅 (従 4 上) 、常侍・領郎如故 → [遷] 中散大夫 (4) ・高陽王友 (5 上) 、領郎 → [為] 司徒右長史 (4 上) → [加] 前 (3) → [拜] 給事黃門侍郎 (4 上) → [尋加] 散騎常侍 (従 3) (c)

註 a : 墓誌よりも伝の方が記載内容が豊富である。よって伝の記載を中心とする。墓誌は点線で示す官職しか記載していない。

註 b : この時の行台刑轡は仮鎮南將軍であった。正規の 2 品將軍ではない。従って長史も正規の 5 品上ではなかった可能性が高い。

註 c : 子の崔子元 (『魏書』67) の上奏文に「臣亡考故散騎常侍・給事黃門侍郎・前將軍・齊州大中正鴻」とある。前は黃門侍郎の時にも保持されていたのである。なお前は正光 5 年、黃門侍郎は孝昌元年の授与。

53 侯剛 (93, 校 6-36) (a)

→① [除] 奉車都尉 (従 5 上) →② 右中郎將 (従 4) ・領刀劍左右・加游擊 (4 上) →③ 城門校尉 (4 上) (b) →④ [遷] 武衛 (従 3) ・通直常侍 (4 下) 、仍領 (管食) 典御 (c) →⑤ [進] 右衛 (3) →⑥ 以本官 (=右衛) 領太子中庶子 (4 上) →⑦ [除] 衛尉卿 (3) ・散騎常侍 (従 3) →⑧ [為] 侍中 (3) ・撫軍 (従 2) →⑨ [遷] 衛 (2) ・侍中 (d) →⑩ [除] 左衛 (3) 、余官如故 →⑪ [解] 管食) 典御 →⑫ [加] 散騎常侍 (e) →⑬ [遷] 車騎 (2) ・御史中尉 (従 3) 、常侍・衛尉如故 (f) →⑭ [為] 侍中・左衛、還領尚食典御 (g) →⑮ [加] 車騎大 (従 1) ・領左右 →⑯ [加] 儀同三司 (従 1) →⑰ [拜] 御史中尉、余官如故 →⑱ [拜] 領軍 (従 2) 、加侍中、車騎・儀同・中尉如故 →⑲ 本將軍・冀州刺史、儀同如故 →⑳ 征虜 (h)

註 a : 説明の便宜のため、遷官ごとに丸数字を付す。

註 b : ②③は墓誌には不記載。伝は①②③を「稍遷」として一括するが、墓誌により明らかに①は別時の任命である。また城門校尉は加官である游擊より同じ 4 上でも上位にあるから、③は②からの昇進と考える。

註 c : 伝には通直常侍の前に「加」字がある。典御は墓誌には不記載であるが、太和年間からこの官職を維持し続けている。

註 d : 墓誌は⑧⑨を一括表記するが、伝により⑨はその後の任命として扱う。⑨は撫軍から遷ったのであり、加官である。

註 e : ⑩⑪⑫は墓誌には不記載。⑩の後、侯剛は罪に問われ、30 年近く続けて任ぜられてきた管食典御の職を解かれた。散騎常侍を加えられたのは、侍中も解かれていたためであろうか。

註 f : 衛尉は⑦で就任して以後、ずっとその職を維持してきていたということであろう。なお、墓誌では常侍・衛尉のことは⑦で記してここでは不記載。

註 g : 墓誌は侍中・左衛就任を「復入居常伯、還領禁戒」と記す。典御のことは不記載。なお、⑭の時、車騎は保持していたと考えられる。

註 h : 政変による左遷である。

54 于景 (31、校 6-55)

司州主簿 (従 7) → [解褐] 積射 (7 上) ・直後 → (父死去) → [復起] 歩兵校尉 (5) ・
領治書侍御史 (6 上) → [除] 寧朔 (従 4) ・直寝・恒州大中正 → [為] 寧朔、薄骨律・高
平 2 鎮將 → [為] 武衛 (従 3) → [黜為] 征虜 (従 3) ・懷荒鎮將 (a)

註 a : 武衛より征虜の方が上位である。この黜は、中央の武官から鎮に出されたことを表現している
のであろう。権臣元義の排除を企てたことに対する措置である。

55 寇治 (42、校 6-65)

→ [徙] 洛陽令 (従 5) (a) → [転] 歩兵校尉 (5) → [授] 建威 (従 4) ・魯陽太守 → [父
の喪] → [起] 前軍 (従 4 上) (b) → [遷] 鎮遠 (4) ・東荊州刺史 → [拜] 竜驤 (従 3)
→ [授] 征虜 (従 3) → [免官] → [除] 将作大匠 (従 3) → [除] 前 (3) ・東荊州刺史
→ [母の喪] → [除] 前・河州刺史 → [免官] → [遷] 兼廷尉 (3) ・兼度支尚書 (3) (c)
→ [遷] 鎮南 (従 2) ・金紫光禄大夫 (従 2) ・行台尚書

註 a : 19 歳で州主簿となっているが、これは太和 12 年と計算される。積褐の官も中散であるから、
太和年間。その後冠軍長史、太子翼軍校尉、洛陽令を歴任するが、いつから世宗期に入るのか判
然としない。ただ、「帝郷」と洛陽を表現しているので、就任が遷都後であることは確かである。
もっとも世宗期であるかどうかはやはり判断できないが、その後の遷転と年数を考慮して、洛陽
令から世宗期と考えておく。なお太子翊軍校尉は太和後令では従 5 だが洛陽令より上位に置かれ
ている。ただし太和中令では上下関係が異なっていた可能性はある。

註 b : 墓誌は正 3 品の前將軍とするが、その後の將軍号授与をみれば、前將軍はありえない。前軍の
誤りであろう。

註 c : 墓誌には「兼」字はない。ただ、河州刺史の時、反乱に際会し、また城民に貪状を訴えられ、
赦によって免れはしたが、次の廷尉への任官には「久之」とある。墓誌は忌諱して触れていないが、
伝の記載が真実を伝えている可能性が高い。もっとも前將軍は奪われていた可能性がある。

56 楊鈞 (58、『周書』22、『千唐』440 (a))

→ [転] 中壘 (従 4 上) ・洛陽令 (従 5) (b) → 行河南尹 (c) → [除] 中山太守 (d) →
[除] 司空長史 (4 上) (e) → [除] 徐州刺史 (f) → 竜驤 (従 3) ・東荊州刺史 (g) →
[除] 征虜 (従 3) ・廷尉少卿 (4 上) → [除] 平北 (3) ・齊州刺史 → [母の喪] → [除] 安
北 (3) ・恒州刺史 → 以本号 [除] 廷尉卿 (3) → [除] 撫軍 (従 2) ・懷朔鎮大都督 (h)
→ [授] 撫軍・七兵尚書 (3) ・北道大行台

註 a : 『魏書』巻 58 の伝、『周書』巻 22 の伝、墓誌でかなり相違がある。堀井宏之「『北魏・楊鈞
墓誌』の訳注と考察」(『駿台史学』144、2012) が略年譜を作成しているので、それを参照しつ
つ、筆者の判断を加える。なお『周書』にもある記載は斜体字とした。

註 b : 伝に「為長水校尉、中壘將軍、洛陽令」とある。墓誌には長水校尉と中壘は不記載。長水校尉
は太和後令では正 5。この官を経ての洛陽令任命であるかどうか不明であるが、同時であるとして
も、洛陽令とともに中壘より官品は低い。中壘を帯びていたはずである。

註 c : 『周書』では河南尹の前に左中郎将 (従 4) を記す。行河南尹と同時の就任の可能性はある。

その場合でも中壘は維持したであろう。

註 d : 伝のみの記載。中壘を維持していたら従 4、維持せず上郡であれば正 4、いずれの可能性も考えられる。

註 e : 伝では中山太守と徐州刺史の間に司徒左長史を記す。墓誌にはない。司空長史→司徒左長史の可能性はあるが、司徒左長史は従 3 で、後の竜驤の授与とは整合性に欠ける。伝のみの司徒左長史は司空長史の誤りであると判断する。

註 f : 伝のみの記載。

註 g : 伝では東荊州、墓誌では荊州となっている。これはいずれとも決定しがたい。上州である徐州の後に上州ではない荊州、東荊州刺史就任ということがまず問題となる。可能性はないわけではないが、恐らく徐州は東徐州の誤りであろう。東徐州の時の將軍号の記載はない。司空長史からの異動であるから、それより上位の將軍号となると、4 上にはないから従 3 品將軍となるはずで、その最下位は竜驤である。つまり東徐州・(東) 荊州刺史の双方で將軍号は竜驤であったと考えられる。

註 h : 伝は鎮将。

57 韋彧 (45, 校 6-77)

→ [為] 太尉騎兵參軍 (従 6) (a) → [為] 雍州治中 → [転] 別駕 → [父の喪] → [扨] 司空中郎 (5) → [俄] 司徒中郎 (5 上) ・ 領司徒掾 (従 5 上) → [為] 大將軍中郎 (5 上) → [扨] 散騎侍郎 (5 上) (b) → 兼太常卿 (3) → 司徒諮議參軍 (従 4 上) → 平遠 (4) ・ 東予州刺史 → [詔] 大將軍征西府長史 (従 3) 、 [除] 通直散騎常侍 (4) ・ 征虜 (従 3) (c) → 本官 ・ 兼七兵尚書 (3) ・ 西道行台

註 a : 墓誌によれば広陽王元嘉が奏して騎兵參軍となっている。元嘉が太尉となった記録はないので、この太尉は別人。或いは太尉が誤りか。次の雍州治中は任城王元澄が刺史の時の就任であるが、澄は世宗時に雍州刺史となった。騎兵參軍を好まず官を去って、その後治中に就いていることから、騎兵參軍任命は世宗期であったと考える。

註 b : 同一官品であるが、散騎侍郎は大將軍從事中郎より下位に置かれていて、格下げである。故に太常卿を兼任で与えられた。前稿参照。

註 c : 墓誌では散騎常侍となっているが、伝では「遇大將軍京兆王繼西征、請為長史、扨通直散常侍」となっており、長史となった段階で通直散騎常侍を与えられていると判断でき、従 3 の最上位の散騎常侍ではなく、4 品の通直常侍を帯びたと考えられる。

58 宇文延 (44, 『聖殿』 75)

[积褐] 奉朝請 (従 7) → [為] 直後 → [遷] 員外侍郎 (7 上) (a) → [父の喪] → [復本任] → [授] 建威 (従 4) 西道別將 → [特除] 員外常侍 (5 上) (b) → [遷] 直寝

註 a : 伝は員外常侍に誤る。

註 b : 建威は維持していたであろう。

59 宇文善 (44, 『聖殿』 74)

→ [転] 強弩 (従 7 上) → 威烈 (7 上) (a) → [遷] 司空士曹參軍 (従 6) → [転] (司空)

功曹參軍 (6上) → [遷] (司空) 掾 (従5)、加寧遠 (5上) → [除] 寧朔 (従4) ・三門都將、仍領府掾 → [父の喪] → [除] 征虜 (従3) ・中散大夫 (4) → [遷] 後 (3) ・太中大夫 (従3) → [為] 北道都督 (b)

註 a : 墓誌には「散騎、頻転武騎・強弩將軍・威烈將軍」とある。散騎と武騎常侍は太和前令には見えるが、後令にはない。強弩以下を世宗期以後と考えておく。

註 b : 伝には平南 (3) ・光祿大夫 (3) となったことを記すが墓誌には記載がない。北道都督の時に帯びた可能性があるが、ここでは墓誌に従い、北道都督の時は後將軍を維持していたとしておく。

60 辛穆 (45, 『七朝』 24)

→ [転] 東荊州竜驤長史 (6上) ・帶西義陽太守 (a) → [除] 汝陽太守 → [遷] 中散大夫 (4) → [尋加] 竜驤 (従3) → [除] 平原相 (b) → [拜] 征虜 (従3) ・太中大夫 (3)

註 a : 太和 11 年に秀才に挙げられている。いつから世宗期に入るか明言がないが、北魏が南齊から義陽を奪ったのが正始元年 (504) であるので、その前後の就任であると考え、ここからを世宗期とする。

註 b : 郡太守の官品は上郡でも正 4。よって竜驤を保持していると考えられる。

61 王誦 (63, 校 6-215)

[解褐] 員外郎 (7上) → 司徒主簿 (6上) → [転] 司徒属 (従5上) → [遷] 司空諮議 (従4) → 通直常侍 (4) ・領汝南王友 (5上) (a) → [為] 司徒諮議 (従4上) ・加前 (3) (b) → [除] 光祿大夫 (3) ・司徒諮議如故 (c) → [解] 司徒諮議、領散騎常侍 (従3) → 以本官行幽州事 → [除] 左 (3) ・幽州刺史 → [為] 秘書監 (3) (d) ・兼度支尚書 (3) → [正除] 度支尚書 (3) → [為] 平南 (3) ・光祿大夫 ・給事黄門侍郎 (4上) (e) → [遷] 鎮軍 (従2) ・金紫光祿大夫 (従2)、黄門如故

註 a : 伝では「自員外郎・司徒主簿転司徒属・司空諮議・通直常侍・領汝南王友」とあり、後半は明らかに遷転を含む履歴を一括表記している。前半も 2 官を一括表記した可能性が高い。墓誌でも前半は「解褐員外郎・司徒主簿、転～」とあって、2 官を同時に受けたかの如き書き方になっているが、起家官が官品の異なる 2 官である事例はほとんどない。また正 6 の起家も高すぎる。2 度の就任を併せて書いたと考えてよいだろう。また、墓誌の「遷司空諮議・通直常侍・領汝南王友」も、司空諮議 → 通直常侍・領汝南王友であった可能性が高い。

註 b : 伝は前軍 (従 4 上) とあるが、司徒諮議より下位にあるので、加える意味がない。前が正しいであろう。

註 c : 司徒諮議のみ「故如」とあるので、前將軍は省かれた可能性も考えられるが、左將軍に転ずるまで、前將軍を維持したとしておく。

註 d : 伝は長兼秘書監とする。その場合は左將軍を維持していた可能性がある。

註 e : 尚書 → 平南は格下げである。前註 c を含め前稿参照。

62 源延伯 (41, 七朝 28)

[初為] 司空參軍事 (7) → [拜] 威遠 (従5) ・西征統軍 → [授] 竜驤 (従3) ・行夏州事

→ [除] 諫議大夫 (従4) ・ 仮冠軍 (従3) (a) ・ 北討都督

註a：墓誌は仮字なし。伝に従う。竜驤が正規の將軍号で仮に冠軍を与えられたのである。

63 楊暉 (58、校7-39)

→ [辟] 司徒西閣祭酒 (7上) (a) → [転] 司空外兵参軍 (従6) → [為] 相国従事中郎
(5か) → [除] 直閣將軍 ・ 散騎侍郎 (5上) ・ 加中堅 (従4上) → [転] 嘗食典御 ・ 兼武衛
→ [除] 冠軍 (従3) ・ 通直常侍 (4) → [除] 安南 (3) ・ 武衛 (従3) ・ 加散騎常侍

註a：太和末に奉朝請で起家した。その次の官職から世宗期と考えておく。

64 王翊 (63、校6-258)

[解褐] 秘書郎 (7) → [転] 員外侍郎 (7上) → [除] 襄威 (従6上) → [補] 司空主簿 (6上) (a) → [遷] (司空) 従事中郎 (5) (b) → [特除] 中書侍郎 (従4上) ・ 加鎮遠 (4) → [為] 清河王友 (5上) 、余官如故 → [除] 左 (3) ・ 濟州刺史 → 加平東 (3) → 行定州 → [除] 平南 ・ 散騎常侍 (従3) → [転] 安南 (3) ・ 銀青光祿大夫 (3) ・ 加散騎常侍 → [除] 鎮南 (従2) ・ 金紫光祿大夫 (従2) ・ 領国子祭酒、常侍故如

註a：襄威に除せられて司空主簿に転じたという可能性と、襄威・司空主簿に除せられた可能性とが考えられるが、前者であると考えておく。前稿参照。

註b：墓誌によれば「追申起家之屈」つまり起家官が低すぎたという理由づけがなされている。

65 爾朱紹 (75、校6-281) (a)

[起家] 寧朔 (従4) ・ 歩兵校尉 (5) → [遷] 撫軍 (従2) ・ 金紫光祿大夫 (従2) 、 [即除] 散騎常侍 (従3) ・ 左衛 (3) → [授] 侍中 (3) → [転拜] 御史中丞 (従3) (b)

註a：字は承世。伝では爾朱世承となっている。

註b：伝では加侍中領御史中丞となっている。侍中の時とともに撫軍・金紫光祿は維持したのであるう。

66 穆紹 (27、校6-339)

→ [除] 通直常侍 (4) ・ 高陽王友 (5上) → [父の喪] → [転] 散騎常侍 (従3) ・ 領主衣都統 → [授] 秘書監 (3) → [遷] 侍中 (3) ・ 金紫光祿大夫 (従2) (a) → 以本官 (=侍中) 加撫軍 (従2) ・ 光祿卿 (3) (未拜) → [除] 衛 (2) ・ 中書監 (従2) (b) → [授] 衛 (2) ・ 太常卿 (3) 、侍中如故 → [授] 衛 ・ 冀州刺史 → [固辞、免官] → [復即] 本号 (=衛) ・ 中書令 (3) (不拜) → [仍除] 殿中尚書 (3) (c) → [母の喪] → [除] 衛大 (2) ・ 左光祿大夫 (2) 、加散騎常侍 (従3) (d) → [授] 侍中 ・ 車騎大 (従1) ・ 儀同三司 (従1) (e) → 以本号 (=車騎大) [為] 定州刺史 ・ 開府儀同三司 (不行) → [遷除] 前任 (=侍中・車騎大) 、加特進 (従1) → [拜] 尚書令 (2) ・ 司空 (1) → (元顥政權の) 兗州刺史 → [除] 驃騎大 (従1) ・ 開府儀同三司 ・ 青州刺史

註a：秘書監以下を伝では「遷秘書監・侍中・金紫光祿大夫・光祿卿、又遷衛將軍・太常卿」と省略して記しているが、この中の金紫光祿大夫 (従2) が墓誌に見えない。侍中の時に加えられた可能

性を考えておきたい。

註b：次の任官が「侍中故如」とあるから、この時も侍中であつた。

註c：衛將軍を維持している。なお、伝ではこの前に七兵尚書(3)就任を記す。その可能性はある。衛將軍を維持しているから遷転上の問題はない。

註d：伝では衛大・左光祿大夫・中書監となっている。実は墓誌で衛・中書監となっている箇所は伝には記載がなく、中書監がここに記されている。その可能性もあるが、墓誌の記載に従っておく。どちらにしても遷転上の問題はない。

註e：伝によると、先に侍中になり特進を加えられ、その後に儀同三司・領左右となっている。車騎大は刺史に任ぜられた時に初めて見える。特進は衛大將軍より下位に位置するから、その加官は実際にあつたとしてもおかしくはないが、後述する侍中任官時の特進加官が間違つてここに付されたのではないか。墓誌の記載に従っておく。

67 楊椿(58, 王慶衛(a))

→〔降為〕寧朔(従4)・梁州刺史(b)→〔母老による解還〕→冠軍將軍(従3)・都督西征諸軍事・行梁州刺史(c)→兼征虜、時節招慰→〔拜〕光祿大夫(3)・仮平西(3)・督征討諸軍事(d)→〔為〕別將→〔入〕太僕卿(3)・加安東(3)(e)→〔除〕安北(3)・朔州刺史(f)→加撫軍(従2)・〔入除〕都官尚書(3)→以本將軍〔除〕定州刺史→〔除名〕→〔除〕輔国(従3)・南秦州刺史→〔転授〕岐州刺史→〔除〕撫軍・衛尉卿(g)→〔転〕左衛(3)・領右衛(h)→征西(2)・兼尚書僕射(従2)(不行)→〔加〕衛(2)→〔除〕本將軍・雍州刺史→〔進号〕車騎大(従1)・侍中・開府儀同三司→以本官加侍中兼尚書右僕射〔為〕行台→〔除〕本將軍・開府儀同三司・雍州刺史・討蜀大都督→〔除〕司徒公(1)→〔拜〕太保(1)・侍中(3)

註a：王慶衛(「新見北魏《楊椿墓誌》考」(『出土文献研究』8, 2007))。遷転については同論文参照。

註b：墓誌は將軍号を記さない。その前には冠軍・濟州刺史であつたが、免官された。そのため降格されたのである。

註c：墓誌は平西・梁州刺史。本紀景明4年条は行梁州事のみ。

註d：墓誌は銀青光祿大夫とのみ。本紀正始2年条は「詔光祿大夫楊椿仮平西將軍、率衆以討之」とある。

註e：墓誌は安東を記載しない。以上、墓誌と伝では食い違いが大きい。それはもっぱら墓誌の將軍号の扱いによる。寧朔に降る前の將軍号は冠軍(従3)であつた。その後免官になったが、不名誉であるので、墓誌には記さない。復活した段階で將軍号が下がる。免官を記さなかったから降格の理由がなくなるので、墓誌は梁州刺史だけを記す。こうするとその前の冠軍を維持したままであると読む者は理解するので不名誉にはならない。母老による離職の後に復歸した際の將軍号冠軍は免官前と同じなので、これも書けない。冠軍より上位の平西は、次に仮されるので、虚偽にはならない。よつて梁州刺史の際の將軍号は平西と墓誌は記したのである。c, dで示したようにこの時の椿の官職は本紀によって確認できるが、伝に一致する。次の太僕も場合は安東としても何の問題もないのに墓誌は記載しない。この理由は不明である。

註 f : 伝は平西となっているが、これは明らかに誤りである。

註 g : 除名以後ここまで、再度墓誌は將軍号について糊塗行為を行う。除名処分を受けたことと、従 2 の撫軍から従 3 品將軍に降されたことを墓誌は記さない。したがって衛尉になったときに加えられた撫軍も書かない。それより上位の將軍に任命されて初めて將軍号を墓誌は記す。

註 h : 撫軍を維持していたと考えられる。

68 楊津 (58、王慶衛・王煊 (a))

→ [遷] 長水校尉 (5) 、仍直閣→ [拜] 左中郎將 (従 4) (b) → [遷] 驍騎 (4 上) 、仍直閣→ [除] 征虜 (従 3) ・岐州刺史→ [母の喪]→ [起] 右 (3) ・華州刺史→ [除] 北中郎將 (従 3) ・帶河内太守 (c) → [転] 平北 (3) ・肆州刺史→ [転] 并州刺史、將軍如故→ [拜] 右衛 (3) → [加] 散騎常侍 (従 3) → 以本官行定州事 (d) → [加] 安北 (3) ・北道大都督・右衛→ [転] 左衛・加撫軍 (従 2) → [除] 衛尉卿 (3) 、征官如故→ [加] 鎮軍 (従 2) ・討虜都督・兼吏部尚書・北道行台→ [加] 衛 (2) (e) → 本將軍・荊州刺史・加散騎常侍 (不行) → 兼吏部尚書 (3) → [除] 車騎 (2) ・左光祿大夫 (2) ・仍吏部→ [為] 中軍大都督・兼鎮軍將軍 (3) → [為] 司空 (1) ・加侍中 (3) → [為] 驃騎大 (従 1) ・兼尚書令・并州刺史・北道大行台、侍中・司空如故

註 a : 王慶衛・王煊「新見北魏《楊津墓誌》考」(『碑林集刊』14、2009)。伝の方が詳細なので、伝によって遷転過程を記し、墓誌に記載のあるものには点線を付す。

註 b : 墓誌は「加驍騎將軍、尋除左中郎將」となっている。長水校尉→左中郎將→驍騎と身分が上昇し、その間一貫して直閣であったとする伝の記載に従う。なお、左中郎將となったのは、景明 2 年 (501) の咸陽王元禧の謀反事件の後である。

註 c : 右將軍を維持していたと考えられる。

註 d : ここまで四平を維持していたと考えられる。

註 e : 行定州事以下衛までは定州城に入って葛榮らの包圍攻撃を防いだ時の官職の変化である。墓誌では安北・行定州刺史→撫軍・左衛→衛尉卿→鎮軍・定州刺史→衛とやや簡略化している。墓誌では正規の刺史になったとあり、その可能性はある。ただし楊津の身分は鎮軍で示されているので、特にこだわらないでおく。

69 楊昱 (58、校 7-7)

[起家] 広平王左常侍 (従 7) → [為] 太学博士 (従 7) (a) → [転] 員外郎 (7 上) → 領太子詹事丞・加宣威 (6 上) ・給事中 (従 6 上) (b) → [辟] 太尉掾 (従 5 上) ・帶中書舍人 (6) → [除] 揚烈 (5 上) ・濟陰内史→ [除] 征虜 (従 3) ・中書侍郎 (従 4 上) → [遷] 給事黄門侍郎 (4 上) → [免官] (c) → [除] 征虜・涇州刺史→ [徵] 吏部郎中 (4 上) → [転] 武衛 (従 3) → [転] 北中郎將 (従 3) ・加安東 (3) ・銀青光祿大夫 (3) (d) → [除] 撫軍 (従 2) ・度支尚書 (3) (e) → [除] 散騎常侍 (従 3) ・徐州刺史 (3) → [除] 征東 (2) ・右光祿大夫 (2) ・南道大都督 (f) → [除名]→ [遷] 車騎 (2) ・兼右僕射・東南道行台 (g)

註 a : 16 歳であるから太和 17 年 (493) のこととなるが、皇子常侍に起家したと墓誌は記す。この

皇子は伝によれば広平王元懐であり、彼は本紀の記載では太和 21 年の封王。墓誌の年齢記載に誤りがあることになる。正始年間に広平王の国官であったことは伝で確認できる。故に世宗期の任官に含めた。なお、太学博士は王国常侍より上位に置かれる。

註 b：伝では「以本官帶詹事丞」となっていて、員外郎が本官であったようである。員外郎ではあまりに官位が低いので、宣威・給事中を加官したのであろう。

註 c：免官の記載は墓誌にはない。なお、黄門郎の時は征虜を保持していたであろう。また、復帰後の征虜は吏部郎中、武衛の時にも保持されていたと考えられる。

註 d：武衛から光祿大夫まで墓誌は一括して記載するが、伝を参照して分割する。なお、武衛までは征虜を維持していたと考えられる。

註 e：墓誌は度支尚書に続けて鎮軍・七兵尚書を記す。しかし孝莊帝紀を見ると北海王元顥が梁国を占領したのに対して撫軍・前徐州刺史の昱が鎮東・東南道大都督として派遣されたとあり、徐州刺史の時は撫軍であったはずである。この時に鎮軍というのは納得しがたい。伝では度支尚書の前に兼七兵尚書・都督として雍州を防禦しており、その時の記載がここに入った可能性がある。とすれば鎮軍は仮の授与であらう。

註 f：伝には鎮東（従 2）・東南道都督という記事がこの前にある。これは前註の本紀と同じである。しかし北海王の梁国接近に対して派遣された昱の官職は伝では征東・右光祿大夫・南道大都督である。恐らく先に記された東南道都督は誤りであろう。ただ、征東か鎮東かについては、2 箇所に記載がある鎮東を採用することにする。なお、対応する墓誌は右光祿大夫・河南尹(3)。

註 g：この墓誌は伝との相違が目立つ。特に將軍号がそうである。まず征虜。武衛は征虜の下位に位置するので、武衛在任中まで、中書侍郎の時に加えられた征虜を維持していたと想定される。墓誌はこの間、將軍号（といっても征虜の 1 号のみであるが）を書かない。不名誉のことは記載を避ける傾向が墓誌にはあることを考えると、書けば免官処分に関係することになる將軍号は省いて、それを除けば順調な昇進の形となる書き方を選んだのではないか。撫軍以降の將軍号の食い違いであるが、墓誌と列伝それぞれの内部での將軍号の序列、官職の序列には問題ない。従って伝と墓誌のどちらが正しいか判断は留保せざるを得ないが、墓誌不記載の征東以外は、墓誌の記載に従った。

70 楊侃 (58, 校 7-16) (a)

[積褐] 太尉騎兵參軍 (従 6 上) → [為] 揚州撫軍大録事參軍 (従 6 上) (b) → [除] 車騎大將軍雍州録事參軍 (6 上)、帶長安令 → [除] 鎮遠 (4)・諫議大夫 (従 4)・行台左丞 (従 4 上) → [除] 通直散騎常侍 (4) (c) → [除] 冠軍 (従 3)・東雍州刺史 → [除] 中散大夫 (4)、為都督、鎮潼關 (d) → [除] 右 (3)・岐州刺史 → 行北中郎將 → [除] 鎮軍 (従 2)・度支尚書 (3) (e)・兼給事黃門侍郎 (4 上) → 正黃門侍郎・加征東 (2)・金紫光祿大夫 (従 2) → 兼尚書僕射・關右慰勞大使 → [除] 侍中 (3)、加衛 (2)・右光祿大夫 (2)

註 a：墓誌は伝より官職記述量が少なく、かつ数次の履歴した官職をまとめて記すことが多いので伝によって官歴を記し、墓誌に記載あるものは点線で示す。

註 b：墓誌では撫軍録事參軍 (従 6) となっているが、この時の雍州刺史は長孫稚であり、稚の伝によれば彼はこの時撫軍大將軍であった。正 2 品將軍の録事參軍は従 6 上であり、太尉騎兵參軍と同

一官品ながら上位に置かれている。

註c：諫議大夫を通直常侍に改めたのであり、行台左丞は変わらず。鎮遠を維持していたと考えられる。

註d：冠軍を維持していたと考えられる。この任命は墓誌には不記載。

註e：墓誌は度支尚書以下を一括記載し、かつ征東不記載。伝により分割した。

71 楊遁 (58, 校 7-19)

[釈褐] 鎮西府主簿 (7) → [累遷] 尚書郎 (6) (a) → [除] 尚書左丞 (従4上) → [為] 平南 (3) ・ 光祿大夫 (3)、仍左丞 (b) → 兼黃門郎 (4上)、參行省事 → [遷] 征東 (2) ・ 金紫光祿大夫 (従2)

註a：墓誌は「転」とあるが、伝の「累遷」に従う。

註b：伝には平南の記載なし。墓誌には「除尚書左丞・平南將軍・銀青光祿大夫」とあるが、伝によれば「除尚書左丞、又為光祿大夫、仍左丞」とするから、平南・光祿大夫は後に加えられたものである。なお、6品から従4上への昇進は、北海王顥の入洛に際して山東で活動した功績によると考えられる。

72 楊逸 (58、窪添 (a))

[釈褐] 員外郎 (7上) → [除] 給事中 (従6上)、加寧遠 (5上) → 正員郎 (5上) (不受) (b) → [特除] 給事黃門侍郎 (4上) ・ 領中書舍人 (6) (c) → [除] 吏部郎中 (4上) → [除] 平西 (3) ・ 南秦州刺史、加散騎常侍 (従3) (不行) → [改除] 平東 ・ 光州刺史

註a：窪添慶文「北魏における弘農楊氏」(伊藤敏雄編『墓誌を通じた魏晉南北朝史研究の新たな可能性』(科学研究費補助金中間成果報告書、2013)参照。

註b：正員郎つまり散騎侍郎は同じ正5上でも寧遠の下位にある。寧遠を維持したまま、給事中から散騎侍郎に転じるという措置を拒否したのである。

註c：孝荘帝が河陽に在る時、いち早く駆けつけた故の特除である。

73 楊仲宣 (58、校 7-12)

[解褐] 奉朝請 (従7) → [転] 員外郎 (7上) → 太尉記室參軍 (6上) → 太尉掾 (従5) → [除] 中書舍人 (6) ・ 通直郎 (従5上) → [加] 鎮遠 (4) (a) → [除] 征虜 (従3) ・ 中書侍郎 (従4上) → [遷] 通直常侍 (4) (b) → [遷] 平西 (3) ・ 正平太守 ・ 散騎常侍 (従3) (c) → [加] 安西 (3) ・ 銀青光祿大夫 (3) (d) → [転] 征東 (2) ・ 金紫光祿大夫 (従2)

註a：墓誌は員外郎から太尉記室までを一括して記すが、従7→7上→6上→従5と上昇したと考える。続いて墓誌は、「尋去台翼、入司帝言、除中書舍人・通直郎」と記す。台翼は太尉の属官を指す。入司帝言は言うまでもなく中書舍人である。従5から6に遷ることになるので、従5上の通直郎を与えられたのであろう。ここまでは伝では「自奉朝請稍遷太尉掾・中書舍人・通直散騎侍郎、加鎮遠將軍」と記すから、中書舍人に鎮遠をも加えられた可能性があるが、従5から4品の官品の差は大きく、特別の事情も記されていないので、一度の授与と見るよりは、鎮遠は暫く時間を経て

の加官と考えたい。

註b：伝にはあるが、墓誌には記載がない。正4の通直常侍に遷ったのであり、従3の征虜は維持されていなかった。

註c：墓誌は平西・正平・常侍・安西・銀青を一括記載するが、伝を参照して分割した。ただし平西・正平太守→平西・散騎常侍という遷転の可能性もある。

註d：伝では太守として有能である故に安西を加えられたとしている。その後都に戻った日に一族とともに殺害されたとし、征東・金紫のことは記載がない。都に徴される段階での任命の可能性あり。

74 楊謚 (58, 校 7-22) (a)

[釈褐]太尉行参軍 (従7上) → [転] 寧遠 (5上) ・ 員外常侍 (5上) → [遷] 鎮軍 (従2) ・ 金紫光禄大夫 (従2) → [転] 衛 (2)

註a：伝では諱が謚、字遵智であるが、墓誌によると諱、字ともに遵智である。

75 乞伏保 (86, 校 7-50) (a)

→ [遷] 給事中 (従6上) (b) → [転] 威遠 (従5) ・ 羽林監 (6) → [拜] 歩兵校尉 (5) → 仮寧朔 (従4) ・ 統軍 → 仮振武 (従4) ・ 都將 → [除] 顯武 (4) ・ 左中郎將 (従4) → [遷] 鄯善鎮將、將軍如故 → [母の喪] → [起] 南中郎將 (従3) (c) → [拜] 武衛 (従3) ・ 兼左衛 (3) (d) → [除] 平南 (3) ・ 銀青光禄大夫 (3) ・ 太府卿 (3) → [為] 大鴻臚卿 (3) (e) → 行広州事 → [除] 鎮南 (従2) ・ 襄州刺史

註a：『魏書』孝義伝に見える乞伏宝と履歴した官職が一致するので、同一人物であると思われる。

註b：太和時期から任官しており、いつから世宗期なのか判断が難しいので、明確に太和期であることが判明する事例からを記す。

註c：伝では長兼となっている。その可能性はある。

註d：同じ近衛の將軍で上位の左衛を兼ねる故に中郎將よりは上位に位置づけられた可能性が考えられる。ただし武衛の時には上位の南中郎將を維持していた可能性もある。前稿参照。

註e：太府卿と大鴻臚は同格であるから、平南を維持したであろう。次の行州事の際にも維持したと考えられる。

76 楊機 (77, 校 7-132) (a)

→ [解褐] 奉朝請 (従7) (b) → [為] 京兆王国中尉 (7上) → [転] 給事中 (従6上) → [遷] 伏波 (従5上) ・ 廷尉評 (6) → 行河陰県事 → [為] 荊州平南長史 (従5上) ・ 行荊州事 → [為] 涇州平西府長史 (従5上) (c) → [拜] 陵江 (従5上) ・ 河陰令 → [転] 洛陽令 (従5) ・ 仍本將軍 → [遷] 鎮遠 (4) (d) ・ 司州治中 (従6) → [転] (司州) 別駕 (従4上) → 兼尚書左丞・南道行台 → [除] 中散大夫 (4) ・ [復為] 別駕 (e) → [除] 左 (3) ・ 清河内史 → [改授] 河北太守 (f) → [拜] 平南 (3) ・ 光禄大夫 (3) ・ 兼廷尉卿 (3) → [除] 安南 (3) ・ 司州別駕 → [拜] 安南 ・ 銀青光禄大夫 (3) ・ 河南尹 (g) → [転] 廷尉卿 (3) → [徙] 衛尉卿 (3) ・ 將軍如故 (h) → [除] 安西 ・ 華州刺史 → [入] 衛 (2) ・ 右光禄大夫 (2) → [除] 度支尚書 (3)

- 註 a : 墓誌より伝の方が詳細である。よって官歴は伝により記述し、墓誌に見えるものは点線で示す。
- 註 b : この前に河南尹功曹となっているが、これは高祖期である。
- 註 c : 平西長史は伏波の下位に位置する。2度の長史は伏波を維持していたと考えられる。
- 註 d : 伝は鎮軍とするが誤りである。
- 註 e : 中散大夫は鎮遠の下位にある。ここまで鎮遠を維持していたと考えられる。
- 註 f : 左將軍を維持していたと考えられる。
- 註 g : 伝はこの箇所を「行河南尹」とのみ記す。
- 註 h : この表現からすれば、廷尉の時も將軍号は元のままであったはずである。

77 傅豎眼 (70, 『補遺』344) (a)

→ [為] 建武 (従4) (b) → 行南兗州刺史 → [転] 昭武 (4) ・ 益州刺史 → [進号] 冠軍 (従3) → [除] 征虜 (従3) ・ 太中大夫 (従3) → [為] 鎮南軍司 (c) → [為] 右 (3) ・ 益州刺史 → [加] 散騎常侍 (従3) ・ 平西 (3) ・ 西征都督 (d) → [転] 安西 (3) ・ 岐州刺史、常侍故如 → [授] 撫軍 (従2) ・ 梁州刺史 (e) → [加] 鎮西 (従2) ・ 西道大冪台撫吏部尚書、刺史故如

註 a : 墓誌は磨滅して判読できない箇所が多い。よって伝を中心として記載し、墓誌に見られる箇所に下線 (点線) を施す。

註 b : その前に「常為統軍、東西征伐」とある。揚州の賊討伐に際してこの將軍を得たのである。なお東西に討伐した時の官である左中郎将 (従4) は後令では建武の上位にある。太和前令・中令では不明。

註 c : 軍司の時には征虜を維持していたと考えられる。

註 d : 墓誌では「除平西將軍・益州刺史」とある。益州刺史は変わらず、將軍号以下が加えられたのである。なお、この時安西將軍を「仮」されてもいる。

註 e : 墓誌では「撫」とのあるが、撫軍の誤りであろう。伝では「転梁州刺史、常侍・將軍如故」とあり、次には仮鎮軍 (従2) ・ 都督3州諸軍事とある。撫軍就任の記載はない。また次の鎮西以下の記載もない。卷101 獠伝に梁州刺史傅豎眼が行台であったことが記載されているので、『補遺』の「大冪台」は「大行台」とすべきだろう。「撫」は或いは「兼」の可能性もある。撫軍は鎮軍と同格であるから、梁州刺史に任命されたとき、どちらの可能性もあるが、ひとまず撫軍であるとし、また次に鎮西に進んだと考えておく。

78 封延之 (32, 『北齊書』21、校7-281)

州主簿 → [起家] 員外郎 (7上) → [為] 大將軍田曹參軍 (従6上) → [転] 長流事 → 假征虜・行渤海郡事 → [除] 中堅 (従4上) ・ 散騎侍郎 (5上) → [為] 大行台右丞 (従4か) (a) → [除] 平南 (3) ・ 濟州刺史 → [加] 中軍 (従2) → [除] 征東 (2) ・ 大丞相司馬 → [除] 衛大 (2) ・ 左光祿大夫 (2) 、司馬如故 → (東魏)

註 a : 伝では大行台左光祿大夫。校勘記は大行台左丞かと疑っている。右丞は従4であるから、この時には中堅を維持したと考えられる。

79 李挺 (39, 校 7-303) (a)

[積褐] 奉朝請 (従 7) → [転] 司徒祭酒 (7 上) → (司徒) 從事中郎 (5 上) (b) → [拜] 驍騎 (4 上) ・ 中書侍郎 (従 4 上) → [遷] 太常少卿 (4 上) → [除] 前 (3) ・ 荊州刺史 → [拜] 大司農卿 (3) → [授] 鎮軍 (従 2) ・ 行相州事 → [拜] 散騎常侍 (従 3) ・ 領殿中尚書 (3) → [転] 中書監 (従 2) ・ 兼吏部尚書 (c) → 「解除余任、正位選曹 (= 吏部尚書 (3))」 (d) → [遷] 衛 (2) ・ 右光祿大夫 (2) → [授] 散騎常侍 ・ 驃騎大 (従 1) ・ 左光祿大夫 ・ 儀同三司 (従 1) ・ 兼尚書左僕射 → (東魏)

註 a : 伝は字の神僞で記載している。

註 b : 墓誌・伝ともに転として 2 官を並べるが、同じ司徒府の官であるから同時の就官ではない。

註 c : 墓誌は散騎常侍以下を並列するが、伝により分割する。常侍の時は鎮軍を維持していたであろう。

註 d : この墓誌の記載に従えば、官品上は降格となる。ただし李挺は孝荘帝の外戚の中の「望」として尊重され、この段階では爾朱榮との関係もよく、左遷の理由は見当たらない。吏部尚書となったことが重要であったからこの表現をとったと考えられ、降格とはならない措置が同時にとられた可能性がある。前稿参照。なお伝では挺が恐れて解官を求め、衛・右光祿大夫となったとし、吏部尚書のみとなったことを記さない。

80 李憲 (36, 校 7-217)

→ [為] 太子中庶子 (4 上) (a) → [為] 尚書左丞 (従 4 上) (固辞) → [除] 驍騎 (4 上) ・ 尚書左丞 (従 4 上) (未拜) → [除] 長兼吏部郎中 (4 上) (b) → [転] 長兼司徒左長史 (従 3) → [遷] 守河南尹 (3) → [除] 左 (3) ・ 兗州刺史 → [除名] → [拜] 銀青光祿大夫 (3) → [加] 安西 (3) ・ 以本官行雍州事 → [為] 撫軍 (従 2) ・ 七兵尚書 (3) → [転] 鎮東 (従 2) → [為] 征東 (2) ・ 東討都督 (c) → [除] 征東 ・ 揚州刺史 ・ 淮南大都督

註 a : 太和 15, 6 年に散騎侍郎として南斉使者を接待しており、その後、趙郡内史、吏部郎中の時母の死に会う。その後に太子中庶子となった。世宗期に入るかどうか明確ではないが、この時からを記すこととする。なお、太和後令では吏部郎は太子中庶子と同じ官品だが、吏部郎の方が上位にある。しかし、太和前令では太子中庶子が正 3 中であるのに対し、吏部郎は従 4 上である。

註 b : 尚書左丞のみでは左遷となる。固辞されて驍騎を与えることで左丞就任を実現させようとしたが、驍騎も太子中庶子より下位にある。よって中庶子より上位の吏部郎を与える（伝によれば長兼吏部郎、それに従う）ことにしたのであろう。吏部郎は太子中庶子より上位であるから、長兼であっても受け入れたのであろうか。伝によれば次の左長史も長兼となっていて、次に河南尹に遷ったとする。墓誌では「守」の語を明記していて、河南尹は次の左將軍の上位に位置することを併せ考えて「守」の記載を採用する。長兼・守は正位の官職ではないが、正位に準ずる扱いではあったようだ。前稿参照。

註 c : 伝では仮鎮東・徐州都督となっている。墓誌は明確にふたつに分けているので、それに従う。

81 宇文測 (『周書』 27、『秦晋』 42)

[起家]司空行参軍(従7上)(a)→[拜]伏波(従5上)・羽林監(6)・領殿中侍御史(従8上)→[除]南兗州別駕→[転]洛州長史→[拜]征虜(従3)(b)・司徒右長史(4上)→(西魏)

註a：正光中起家と墓誌は明言する。一方、伝では奉朝請(従7)で起家とする。

註b：伝は安東(3)とする。

82 楊儉(58, 『千唐』442)

[起拜]奉朝請(従7)・領侍御史(8)→[転]員外郎(7上)、領任如初→[遷]鎮遠(4)・頓丘太守(a)→[為]黃門侍郎(4上)→[除]太府少卿(4上)→[加]左(3)→[免官]→以本將軍・潁州刺史→[尋加]散騎常侍(従3)・平南(3)(不行)(b)→[除]征南(2)・金紫光祿大夫(従2)→[除]衛(2)(c)・北雍州刺史→[除]侍中・驃騎大(従1)(d)→(西魏)

註a：伝では寧遠(5上)となっている。どちらの可能性もある。

註b：墓誌は免官の事実を書かないと同時に左、平南の將軍号も記載していない。ただし散騎常侍は記す。

註c：伝は本將軍(=征南)と記す。

註d：この後孝武帝に従い宇文泰のもとに走る。

83 李彬(『北史』100、『安豊』189)

[积褐]司空参軍事(7)→[除]中書侍郎(従4上)→[除]大將軍諮議参軍(従4上)→[遷]竜驤(従3)・通直常侍(4)→[除]衛尉卿(3)→[仍除]散騎常侍(従3)(a)→[加]撫軍(従2)→[遷]征南(2)・金紫光祿大夫(従2)→[仍転]車騎(2)・左光祿大夫(2)(b)

註a：衛尉のまま散騎常侍が与えられたのであろう。墓誌はこの後に句を挟んでから撫軍加官のことを記すので、別時のこととして扱う。

註b：葬年が武定2年(544)なので、終わりの頃の就官は東魏時期の可能性はある。

84 李騫(36, 梶山(a))

大將軍法曹参軍(従6上)→太宰主簿(6上?)・加陵江(従5上)(b)→[転]中散大夫(4)・征虜(従3)(c)→左(3)・太中大夫(従3)・開府長史→[遷]中書舍人(6)、加通直常侍(4)(d)→(東魏)(e)

註a：梶山智史「稀見北朝墓誌輯録」(『東アジア石刻研究』5、2013)

註b：墓誌は太宰主簿で起家したとする。伝は国子学生となったあと、「歴大將軍法曹参軍・太宰府主簿」と記す。従5品の將軍号をもった起家官は、起家官が高くなる傾向が現れている時期であってもかなり高きに過ぎ、伝の記載を採用する。

註c：墓誌は中散大夫以下、東魏興和3年(541)の梁への遣使以前までを一括表記する。伝を勘案して以下のように分割する。

註d：左將軍を維持していたと考えられる。

註 e : 次は墓誌では中軍將軍・散騎常侍、伝では「尋加散騎常侍・鎮南將軍（從 2）・尚書左丞（從 4 上）」となっている。いずれにせよ、その次が梁へ使節となるから、この就官は東魏に入ってから可能性が高いと考え、除外する。

85 薛脩義（『北齊書』 20, 『安豊』 235）（a）

→ [転] 徐州墨曹參軍 (7) (b) → 統軍 → 西道別將 → 大都督 → [除] 竜驤 (從 3) ・ 竜門鎮將 → [反乱、降伏] → [為] 4 郡大都督 (c) → [為] 右 (3) ・ 陝州刺史 → [為] 後 (3) ・ 南汾州刺史 (d) → (東魏)

註 a : 『安豊』は「脩」字を「循」と誤読している。

註 b : この前に司州牧威陽王元禧の法曹從事となっているが、これは太和年間である。徐州參軍の時の刺史は始蕃王である北海王元顥であり、その將軍号は撫軍である。始蕃王と從 2 品將軍の列曹參軍事は同じ官品である。

註 c : 次に右將軍を得ているから、この時は竜驤～征虜の將軍号を持っていたであろう。

註 d : 墓誌は陝州刺史を記さず、「右將軍・南□□刺史」となっている。右將軍と後將軍は同格であるので、□□には汾州が入るであろう。

南朝墓誌覚書

東北大学 川 合 安

はじめに

本報告は、現在知られる南朝の墓誌について、考古学的発掘によって出土したものを中心に、墓誌のつくられた年代順に取り上げて、その概略と録文、研究の現況などを覚書として記述したものである。なお、陶宗儀『古刻叢鈔』に録文を載せるもの、拓本のみ存在するもの、磨滅して文字がほとんど判読できないものなどについても付記して参考に供することとした。

一 出土南朝墓誌

1、謝櫟墓誌：永初2年（421）

南京市雨花台区鉄心橋郷大定坊司家山の6号墓で出土し、南京市博物館・雨花区文化局「南京南郊六朝謝櫟墓」（『文物』1998年5期）で報告された。筆者は、この墓誌について「六朝『謝氏家族墓誌』について」（『古代文化』54巻2号、2002年）、「東晋の墓誌」（平成14年度東北大学教育研究共同プロジェクト成果報告書『『歴史資源』として捉える歴史資料の多角的研究』2003年所収）で取り上げた。その後、張学鋒「南京司家山出土謝氏墓誌研究—東晋流寓政府的挽歌」（初出2004年、『漢唐考古与歴史研究』生活・読書・新知三聯書店、2013年所収）が、拙稿で示した墓誌の録文の誤りについて指摘しており、修正すべき点がいくつかある。加えて、羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』（中華書局、2005年）〔以下、『疏証』〕や毛遠明『漢魏六朝碑刻校注』（線装書局、2008年）〔以下、『校注』〕に、この墓誌が収録されたこともあり、これらを参照して、ここに改めて録文を示すことにした⁽¹⁾。墓誌は、6枚の磚（いずれも縦33cm×横17cm）に刻まれているので、番号を付して録文を示す。

【1】宋故海陵太守散騎常侍謝府君之墓／誌／永初二年太歳辛酉夏五月戊申朔廿／七日甲戌、豫州陳郡陽夏縣都郷吉遷／里謝櫟字景攻卒、即以其年七月丁未／朔十七日癸亥安厝丹楊郡江寧縣頼／郷石泉里中。櫟祖父諱奕、字無奕、使持／節都督司豫幽并五州揚州之淮南府？⁽²⁾／

【2】淮南歷陽廬江安豊堂邑五郡／諸軍事・鎮西將軍・豫州刺史、襲〔封萬〕壽子。／祖母陳留阮氏、諱容、字元容。〔父諱〕攸、字／叔度、散騎侍郎、早亡。母潁川〔庾氏〕諱女／淑。長伯寄奴、次伯探遠、并早〔亡〕。〔次〕伯諱／淵、字仲度、義興太守、襲封萬〔壽子〕、夫人／琅邪王氏。叔諱靖、字季度、散〔騎常〕侍、太／常卿、常樂縣侯、夫人潁川庾〔氏〕。叔諱／

- 【3】 豁、字安度、早亡。次叔諱玄、字幼度、散騎／常侍・使持節都督會稽五郡諸軍事・車／騎將軍・會稽內史・康樂縣開國公、諡曰／獻武、前夫人太山羊氏、後夫人譙國桓／氏。次叔諱康、字超度、出繼從叔衛將軍／尚、襲封咸亭侯、早亡。長姑諱[道] 韞、字令姜、／適琅邪王凝之、江州刺史。次姑道榮、適／順陽范少連、太子洗馬。次姑道榮、適高／
- 【4】 平邨道胤、散騎侍郎・東安縣開國伯。次／姑道輝、適譙國桓石氏、使持節西中郎／將・荊州刺史。長姊令芬、適同郡袁文子、／散騎侍郎。次姊令和、適太原王萬年、上／虞令。次姊令範、適潁川陳茂先、廣陵郡／開國公。妹令愛、適琅邪王□之。弟璵、字／景琳、早亡、夫人河東衛氏。次弟球、字景／璋、輔國參軍、夫人琅邪王氏。長子寧、字／
- 【5】 元眞、駙馬都尉・奉朝請、妻王、即櫟第二姊之長女。次子道休、早夭。次子奉、字□／眞、出繼弟璵、妻袁、即櫟夫人從弟松子／永康令之女。次子雅、字景眞、妻同郡殷／氏、東陽太守仲文之次女。次子簡、字德／眞、妻琅邪王氏、太尉諮議參軍續之之／女。女不名。／櫟夫人同郡袁氏、諱琬。夫人祖諱勛、字／
- 【6】 敬宗、太尉掾。父諱邵、字穎叔、中書侍郎。／琬外祖諱翼、字稚恭、使持節征西將軍・／荊州刺史。／櫟本襲次叔玄東興之爵、封豫寧縣開／國伯。大宋革命、諸國并皆削除、惟從祖／太傅文靖公安廬陵公降爲柴桑侯、玄／復苻堅之難、功封康樂縣開國公、餘／諸侯爵南康・建昌并皆除國。

※ [] 内は墓誌には無いが、『文物』の報告等を参考に補った文字（以下の録文の場合も同じ）。

窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」（伊藤敏雄編『魏晉南北朝史と石刻史料研究の新展開—魏晉南北朝史像の再構築に向けて—』平成 18～20 年度科学研究費補助金成果報告書別冊、2009 年所収）⁽³⁾ は、この墓誌が「表題があるが銘辞をもたない」、南朝墓誌に 1 例のみみられる形式であることを述べたうえで、「宋のごく初期の事例だが、この墓誌は磚 6 枚で構成されるという形態上の異例さもさることながら、表題の次に卒日を記し、本籍、姓名、葬日、葬地、最後に家系と並べる書き方は、表題の点を除けば、やはり磚誌である東晋の謝温墓誌とほとんど同じである。この型も東晋の墓誌の流れの上に生まれたことが推測される」（12 頁）と指摘する。

2、宋乞墓誌：元嘉 2 年（425）

南京市雨花台区鉄心橋鎮の工事現場の堆土で発見され、南京市博物館斯仁「江蘇南京市中華門外鉄心橋出土南朝劉宋墓誌」（『考古』1998 年 8 期）で報告された。『疏証』、『校注』にも収録されている。磚に刻まれた 3 点の墓誌であり、番号を付してそれぞれの録文を示す。【1】は、縦 34 cm×横 16. 6 cm。【2】は、縦 33. 7 cm×横 16. 4 cm。【3】は、縦 33 cm×横 16. 4 cm。

- 【1】 亡祖父儉、本郡功曹史・關中侯。／亡父遠、本郡主簿・河内郡河陽縣左尉。／楊州丹 [楊] 建康都郷中黄里、領豫州陳郡陽夏縣／都郷扶樂里宋乞、妻丁、丹楊建康丁騰女。／息女草、適丹楊黄千秋。息伯宗、本郡良吏。／息駟、本郡功曹史・征虜府

参軍・濮陽令。／元嘉二年太歲乙丑八月十三日於江寧石泉里建。／

【2】亡祖父儉、本郡功曹史・關中侯。／亡父遠、本郡主簿・河内郡河陽縣右尉。／楊州丹楊建康都鄉中黃里、領豫〔州〕陳郡陽夏縣／都鄉扶樂里宋乞、字兆懷、泰元中亡。／息女草、適丹楊黃千秋。息伯宗、本郡良吏。／息駟、本郡功曹史・征虜府参軍・濮陽令。／元嘉二年太歲乙丑八月十三日於江寧泉里建作。／

【3】亡祖父儉、郡功曹史・關中侯。／亡父遠、郡主簿・河内郡河陽縣右尉。□□黃氏。／楊州丹楊建康都鄉中黃里、領豫陳郡陽夏縣都鄉／扶樂里宋乞、妻丁、丹楊建康丁騰女。／息女草、適丹楊黃千秋。息伯宗、本郡良。／息駟、本郡功曹史・征虜府参軍・濮陽令。／元嘉二年八月十三日於江寧石泉里建□□冢一所。／〔側面〕伯宗妻、丹楊王氏、駟妻、丹楊陳氏。

窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」(前掲)は、これらの墓誌には表題も銘辞もなく、東晋の墓誌と同じ型式であることを指摘する(12頁)。

『考古』の報告では、この3点を宋乞墓誌とする(『校注』も3点すべてを「宋乞墓誌」と題して収録)が、『疏証』は、【1】を宋乞の妻丁氏の墓誌と考え、「楊州丹〔楊〕建康都鄉中黃里領豫州陳郡陽夏縣都鄉扶樂里宋乞妻丁」と続けて読むべきであるとする。また、【2】が宋乞墓誌で、【3】が夫婦合葬墓の正式の墓誌であると考え、窪添氏の前掲論文も『疏証』に拠る(28～29頁注21)。なお、朱智武「東晋南朝墓誌若干問題探析」(『南京農業大学学報』(社会科学版)7巻3期、2007年)は、3点の墓誌を「一誌多方」(一つの墓誌が多く作られる)現象の例として取り上げ、従って宋乞墓誌が3点作られたと考え、3点になった原因を刻字した人が三度試みても完全な刻文ができなかった結果とする見解を提示している(98頁)。

3、劉懷民墓誌：大明8年(464)

山東益都で出土したというが、出土した時期や具体的な出土地点は不詳。趙萬里『漢魏南北朝墓誌集釋』〔以下、『集釋』〕、『北京図書館藏中国歴代石刻拓本匯編』(中州古籍出版社、1989年)〔以下、『北図』〕、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、1992年)〔以下、『彙編』〕、『校注』に収録されている。縦49cm×横52.5cm。

宋故建威將軍・齊北海二郡太守・笠／鄉侯・東陽城主劉府君墓誌銘／苕苕玄緒、灼灼飛英、分光漢室、端祿／宋庭。曾是天從、凝睿窮靈。高沉兩剋、／方圓雙清。眩紫皇極、剖金連城。野獸／朝浮、家犬夕寧。淮棠不翦、澗鴉改聲。／履淑違微、潛照長冥。鄭琴再寢、吳涕／重零。銘慟幽石、丹淚濡纓。／君諱懷民、青州平原郡平原縣都鄉／吉遷里。春秋五十三、大明七年十月／乙未薨。粵八年正月甲申葬於華山／之陽朝。／夫人長樂潘氏、父詢、字士彥、給事中。／君所經位、□□條如左。／本州別駕、勃海清河太守、除散騎侍／郎・建威將軍・盱眙太守。／

表題の次に銘辞が書かれるという類例のない書き方で、墓誌の定型化途上の状況を示す。窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」(前掲)は、「劉懷民墓誌が表題に「墓誌銘」と刻していることの意味は大きい」とし、宋の元嘉年間(424～453)以後の銘辞をもった墓誌の流行の一端を担ったと指摘する(13頁)。

劉懷民の子、善明は、『南齊書』卷 28 に立伝されており、そこには、

劉善明、平原人。鎮北將軍懷珍族弟也。父懷民、宋世爲齊北海二郡太守。元嘉末、青州飢荒、人相食、善明家有積粟、躬食饘粥、開倉以救鄉里、多獲全濟、百姓呼其家田爲續命田。……年四十、刺史劉道隆辟爲治中從事。父懷民謂善明曰、「我已知汝立身、復欲見汝立官也。」善明應辟。

とある。

4、明曇喜墓誌：元徽 2 年（474）

南京太平門外堯農果木場で出土し、南京市文物管理委員会「南京太平門外劉宋明曇喜墓」（『考古』1976 年 1 期）で報告された。『彙編』、『校注』に収録されている。縦 65 cm×横 48 cm。

宋故員外散騎侍郎明府君墓誌銘／祖儼、州別駕、東海太守。夫人清河崔氏、父暹、度支尚書。／父歆之、州別駕、撫軍武陵王行叅軍・槍梧太守。／夫人平原劉氏、父奉伯、北海太守。後夫人平原杜氏、父融。／伯恬之、齊郡太守。／夫人清河崔氏、父丕、州治中。後夫人勃海封氏、父儻。／第三叔善蓋、州秀才・奉朝請。／夫人清河崔氏、父模、員外郎。／第四叔休之、員外郎・東安東莞二郡太守。／夫人清河崔氏、父眺、右將軍・冀州刺史。／長兄寧民、早卒。夫人平原劉氏、父季略、濟北太守。／第二兄敬民、給事中寧朔將軍・齊郡太守。／夫人清河崔氏、父凝之、州治中。／第三兄曇登、員外常侍。夫人清河崔氏、父景真、員外郎。／第四兄曇欣、積射將軍。夫人清河崔氏、父勳之、通直郎。／君諱曇喜、字永源、平原兩人也。載葉聯芳、懋茲鴻丘。晉徐／州刺史褒七世孫、槍梧府君歆之第五子也。君天情凝澈、／風韻標秀、性盡沖清、行必嚴損。學窮經史、思流淵岳。少擯／簪縉、取逸琴書。非皎非晦、聲逃邦宇。州辟不應、徵奉朝請。／歷寧朔將軍・員外郎・帶武原令。位頒郎戟、志釣楊馮。運其／坎凜、頗爾慷慨。值巨猾滔褻、鋒流紫闥。君義烈見危、身介／妖鏞、槩深結纒、痛嗟朝野。春秋卅、元徽二年五月廿六日／丙申、越冬十一月廿四日辛卯窆于臨沂縣弋壁山。啓奠／有期、幽窆長即、蘭釭已蕪、青松無極。仰嗚芳塵、俯銘泉側。／其辭曰／斯文未墜、道散羣流。惟茲胄彦、映軌鴻丘。佇豔潤微、皓詠／凝幽。測靈哉照、發譽騰伍。未見其止、日茂其猷。巨沴于紀、／侈侵陵口。金飛輦路、玉碎宸口。霜酸精則、氣慟人遊。鏞塵／玄窆、志揚言留。夫人平原劉氏、父乘民、冠軍將軍・冀／州刺史。後夫人略陽垣氏、父闡、樂安太守。／

窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」（前掲）によれば、表題の次に家系記事が置かれる点で、定型化した墓誌とは異なる書式である（12 頁）。

この墓誌については、『考古』の報告のほか、張敏「劉宋『明曇喜墓誌銘』考略」（『東南文化』1993 年 2 期）があり、また、陸帥・胡阿祥「『明曇喜墓誌』所見南朝境內的「青齊土民」（『東岳論叢』35 卷 3 期、2014 年）がこの墓誌を取り上げて、宋齊時期の青齊土族や青齊地域社会について考察している。録文中の「位頒郎戟」の郎戟について、『考古』の報告では、『宋書』百官志にみえる「執戟郎」を指すとし（51 頁）、張敏「考略」（192 頁）や『校注』も見解を同じくするが、陸帥・胡阿祥論文は、『宋書』百官志に「執戟郎」とい

う官職はみえないことを指摘したうえで、当時の文献の「執戟」の用例に検討を加え、「執戟」とは、散騎侍郎・中書侍郎・黄門侍郎などの侍従官を指し、明曇禧の場合は、員外散騎侍郎になったことを指すことを明らかにした（51頁）。

5、劉岱墓誌：永明5年（487）

江蘇省句容県で出土し、鎮江市博物館「劉岱墓誌簡述」（『文物』1977年6期）で報告された。『彙編』、『校注』に収録されている。縦65cm×横55cm。

齊故監餘杭縣劉府君墓志銘／高祖撫、字士安、彭城内史。／夫人同郡孫荀公、後夫人高密孫女寇。／曾祖爽、字子明、山陰令。夫人下邳趙淑媛。／祖仲道、字仲道、餘姚令。夫人高平檀敬容。／父粹之、字季和、大中大夫。夫人彭城曹慧姬。／南徐州東莞郡莒縣都郷長貴里劉岱、字子喬。君齠／年岐嶷、弱歲明通、孝敬篤友、基性自然、識量淹濟、道／韻非假。山陰令淬太守事左遷、尚書札、白衣監餘杭／縣。春秋五十有四、以永明五年太歲丁卯夏五月乙酉朔十六日庚子遘疾、終于縣廡。粵其年秋九月癸未朔廿四日丙午、始創墳塋于揚州丹楊郡句容縣／南郷廩里龍窟山北。記親銘德、藏之墓右。／悠悠海岳、綿綿靈緒、或秦或梁、乍韋乍杜。淵懿繼芳、世盛龜組。德方被今、道迺流古。積善空言、仁壽茫昧。／清風日往、英猷長晦。奠設徒陳、泉門幽曖。敢書景行、／敬遺千載。／夫人樂安博昌任女暉、春秋五十有三。以永明元年／太歲癸亥夏五月己酉朔十三日辛酉終。／父文季、祖仲章。一女、二庶男。／女玉女、適河東裴闔。／長男希文、婦東海王茂暎、父沉之、祖萬喜。／少男希武。／

窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」（前掲）によれば、表題の次に家系記事が置かれ、4の明曇禧墓誌と同様、定型化した墓誌とは異なる書式である（12頁）。

上の録文の「山陰令淬太守事左遷」については、『南齊書』卷26王敬則伝に次のような関連記事があり、會稽太守王敬則の事に連座して左遷されたことをいう。

（永明）三年、進號征東將軍。宋廣州刺史王翼之子妾路氏、剛暴、數殺婢、翼之子法明告（使持節・都督會稽東陽新安臨海永嘉五郡軍事・會稽太守）敬則、敬則付山陰獄殺之、路氏家訴、爲有司所奏、山陰令劉岱坐棄市刑。敬則入朝、上謂敬則曰、「人命至重、是誰下意殺之。都不啓聞。」敬則曰、「是臣愚意。臣知何者科法、見背後有節、便言應得殺人。」劉岱亦引罪、上乃赦之。敬則免官、以公領郡。

この左遷についての「尚書札、白衣監餘杭縣」の「札」という公文書については、中村圭爾「兩晋南朝墓誌と公文書」（前掲伊藤敏雄編『魏晋南北朝史と石刻史料研究の新展開』2009年所収）に詳細な考察がある（68～69頁）

また、この墓誌の家系記事については、中村圭爾「『劉岱墓志銘』考—南朝における婚姻と社会階層—」（『東洋学報』61巻3・4号、1980年、『六朝貴族制研究』風間書房、1987年に「婚姻からみた階層と官僚身分」と改題して収録）があり、劉岱墓誌の家系記事から、琅邪の王氏などの名門貴族と通婚範囲を異にする寒門の家族群の存在を明らかにしている。

6、王宝玉墓誌：永明6年（488）

『文物』、『考古』等に報告はなく、『校注』等にも収録されないが、『南京博物院珍藏系列古代銘刻書法』（天津人民美術出版社、2003年）に、図版・解説・録文を載せ、1990年代、南京煉油廠付近で出土し、縦46cm×横47cmという。

齊故冠軍將軍東陽太守蕭府君側室夫人王氏墓誌／銘／夫人姓王、字寶玉、吳郡嘉興縣曇溪里人也。建光宜英、／有自來矣。夫人温朗明淑、神華玉麗、清規素範、夙炳芬／馨。以建元元年納于蕭氏、恭雅恬懿、剋隆美訓、享年□／永。以永明六年四月庚戌朔九日戊午、卒于建節里中、／春秋廿有八。粵閏十月丁丑朔六日壬午□、窆於臨沂縣之黃鶴山。寂帳□陰、虛□長霧、秘迹徒留、芳徽□樹。／銘文大司馬參軍事東海鮑行鄉造／潛寶有耀、懷德有憐、幽閑之懿、播聞宣音、薰詩潤禮、越玉慕金、沖約規行、清和佩心。陂途易永、夷數難常、中春／掩縵、半露摧芳、方冥方古、孰云不傷、追昭軌烈、式讚泉／房。息昂年六。

窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」（前掲）は、この墓誌が、「表題の次に姓、字、本籍という、後に定型化する書き方をしている」（12頁）ことに注意しつつも、同時期の5、劉岱墓誌は書き方が異なっていることから、「宋、南齊の墓誌は定型化の完成には至っておらず、定型化の過程にあるという中村圭爾氏の判断は支持できる」（13頁）と指摘する。中村氏の判断とは、「東晋南朝の碑・墓誌について」（初出1988年、『六朝江南地域史研究』汲古書院、2006年所収）に示された見解（399頁）をいう。定型化という観点からは、「銘文大司馬參軍事東海鮑行鄉造」と、墓誌銘の撰文者の官職と姓名を刻している点も重要であろう。

また、この墓誌については、邵磊「南齊『王宝玉墓誌』考釈—兼論南朝墓誌的体例」（初出2003年、『冶山存稿』鳳凰出版社、2004年所収）があり、次のように指摘する。まず、王宝玉については、史籍に記載がないが、墓誌によって吳郡嘉興県の人であることがわかる。この嘉興の王氏については、『吳志』孫策伝注所引『吳録』から、後漢末、孫策の江東進出にかかわる政治闘争のなかで合浦太守王晟を代表とする嘉興の王氏一族が族誅されたことが知られる。墓誌の表題によれば、王宝玉は、「齊故冠軍將軍東陽太守蕭府君側室夫人」である。「蕭府君」とは、蕭崇之（蕭順之の弟、梁の武帝の叔父）であり、冠軍將軍・東陽太守となったが、永明4年（486）、唐寓之の乱で戦死した（『南齊書』卷44沈文季伝）。蕭崇之の妻は毛氏であった（『梁書』卷24蕭景伝）が、本墓誌によれば、正室の毛氏のほかに、王宝玉を側室としていたことがわかる。

7、蕭融墓誌：天監元年（502）

8の王慕韶墓誌とともに、南京太平門外棲霞区甘家巷で出土し、南京市博物館阮国林「南京梁桂陽王蕭融夫婦合葬墓」（『文物』1981年12期）で報告された。『彙編』、『校注』に収録されている。縦60cm×横60cm。

〔桂陽王〕墓誌銘序／〔王諱〕融、字幼達、蘭陵郡蘭陵縣都郷中都里人、（下闕）／□□文皇帝之第五子也。王雅亮通明、器識韶潤、清情秀氣、峨然自高、峻／□□衿、宵焉未聞。佩觸琬玦、則風流引領、勝冠鳳起、則縉冕屬目。齊永明／元年、大司馬豫章王府僚〔簡〕重、引爲行參軍、署法曹。隆昌元年、轉車騎都／陽王行參軍。建

武元年、□□初關、妙選時英、除太子舍人、頃轉冠軍鎮軍／車騎三府參軍、署外□。又爲車騎江夏王主簿、頃之、除太子洗馬、不拜。元／昆丞相長沙王、至德高勳、居中作宰。而凶昏在運、君子道消、惡直醜正、嫁／茲濫酷。王春秋卅、永元三年十二月十二日、奄從門禍。中興二年、追贈給／事黃門侍郎。皇上神武撥亂、大造生民。冤恥既雪、哀榮甫備。有詔、／亡弟齊故給事黃門侍郎融、風標秀特、器體淹弘。朕繼天紹命、君臨萬寓、／祚啓郇滕、感興魯衛、事往運來、永懷傷切。可贈散騎常侍・撫軍將軍・桂陽／郡王。天監元年、太歲壬午、十一月乙卯一日窆於弋壁山、禮也。懼金石有／朽、陵谷不居、敢撰遺行、式銘泉室。梁故散騎常侍・撫軍大將軍・桂陽王／融諡簡王墓誌銘。□□長兼尚書吏部郎中臣任昉奉敕撰。於昭帝／緒、擅美前王、綠圖丹記、金簡玉筐。龔黎在運、業茂姬昌。蟬聯寫丹、清／越而長。顯允初筮、邁道宣哲。藝單漆書、學窮繡稅。友于惟孝、閑言無際。鄒／釋異家、龍趙分藝、有一於此、無競惟烈。信在關金、清由源□。齊嗣猖峻、惟／昏作孽。望□高翔、臨河永逝。如何不吊、報施冥滅。聖武定鼎、地居魯／衛。沛易且傳、楚詩將說。桐珪誰戲、甘棠何憩。式畱盛軌、宣美來裔。／

羅宗真『古代江南の考古学—倭の五王時代の江南世界—』（中村圭爾・室山留美子訳、白帝社、2005年）は、この蕭融と8の王慕韶と夫妻の墓誌を唐代の墓誌と比較すると、共通する点が多く、ただ、誌蓋のない点が唐の墓誌と異なる点を指摘し、南朝の梁代には基本的な定型があったとする見解を提示している（166頁）。

羅宗真前掲書でも「撰文者の姓名と官職があること」を唐の墓誌との共通点の一つに挙げているように、「□□長兼尚書吏部郎中臣任昉奉敕撰」とあり、6の王宝玉墓誌とも共通する。また、本墓誌には、「亡弟齊故給事黃門侍郎融、風標秀特、器體淹弘。朕繼天紹命、君臨萬寓、祚啓郇滕、感興魯衛、事往運來、永懷傷切。可贈散騎常侍・撫軍將軍・桂陽郡王。」という詔が引用されているが、これについては、中村圭爾「両晋南朝墓誌と公文書」（前掲）で考察されている（65～66頁）。

蕭融は、蕭順之の第五子で、梁の武帝の弟だが、南齊末、東昏侯（在位498～501）によって、武帝の長兄の蕭懿とともに殺害された。『梁書』巻23 桂陽嗣王象伝に付伝があり、『南史』巻51 梁宗室伝上に立伝されるが、その記述はきわめて簡略であるので、本墓誌は、8の王慕韶墓誌とともに、史書の記述を補う点が多い。

8、王慕韶墓誌：天監13年（514）

7の蕭融墓誌とともに出土した。縦49cm×横64.4cm。

梁桂陽國太妃墓誌銘。吏部尚書領國子祭酒王羊造。／太妃姓王、諱慕韶、南徐州琅邪郡臨沂縣都郷南仁里人也。／周儲命氏、世載厥德。清源華幹、派別綿昌。祖深、新安太守。父／僧聰、黃門郎。冠冕承業、映遵前軌。太妃識備幽閑、體含貞粹。／履四德之淳範、播七行之高風。皇基積祉、本枝克盛。岐／陽之功載遠、隆姬之祚在焉。禽幣思賢、允歸卿揆。既霄燭有／行、降禮中饋。親理澁漠、躬事組紉。處不踰闕、行必待傳。閭儀觀則、娣列承風。齊季昏虐、時惟交喪。蘭玉俱摧、人綱已絕。太／妃援鏡貶良、鴻鵠興辭。揄深恭姜、慟均杞室。我皇啓聖御／天、應符受命。瞻

言唐衛、利建維城。簡王無嗣、以宣武王第九／子象繼世、承封爲桂陽王。天監三年十二月策命拜桂陽王／太妃。文曰、於戲、維爾令德克昭、靜恭靡忒、式儀蕃序、允樹芳／徽。是故遵以朝序、用申彝服。往欽哉。其茂然烈、可不慎歟。太／妃禮秩愈重、身志彌約。奉上謙恭、率下冲素。傍無薰飾饒、服有／皂纁。茲撫均愛、弘斯教範。雖斷機貽訓、平反有悅、無以加焉。／報施空云、暉塵儻謝。天監十三年、十月丙子朔、廿日乙未薨。／春秋卅二。有詔曰、桂陽國太妃奄至墓隕、追痛切割、今便／臨哭、喪事所須、隨由備辦。鴻臚持節監護喪事。粵其年十一／月丙午朔、十日乙卯附窆弋辟里弋辟山。年序云邁、陵谷徂／遷、俾茲不朽、茂列是鑄。其辭曰、悠哉洪緒、基□□□。奄／藹世猷、蟬聯餘慶。亦誕徽音、稟茲淑行。藏圖踐言、□史成□。／婦德載宣、女師以鏡。言歸王室、作嬪君子。聲穆□□、譽流□／沚。運屬屯夷、義冠終始。帝曰周親、維翰斯俟。門寓嗣□、／顯茲錫履。輜駟式耀、寵服有章。母儀蕃國、化絹蘭房。夙攀淪芳。靜枝標慕、停引哀傷。祖行撤奠、緋柳在庭。寒原／眇然、松嶂葱青。輟驂夕壟、罷吹晨局。留芳昭代、永勒沉冥。／息男象、字世翼、襲封桂陽王、年十七。天監十二年、閏三月十／二日、詔除寧遠將軍丹陽尹。／妃張氏寶和、年十九。亡祖父安之、揚州主簿。／亡父弘策、車騎將軍洮陽愨侯。／息恪、年二。

この墓誌には、天監三年(504)十二月に王慕韶を桂陽王太妃を任命したときの策の文が、「於戲、維爾令德克昭、靜恭靡忒、式儀蕃序、允樹芳徽。是故遵以朝序、用申彝服。往欽哉。其茂然烈、可不慎歟。」と引用されているが、これについても中村圭爾「兩晋南朝墓誌と公文書」(前掲)で考察されている(70~71頁)。また、夫の墓誌と同様、「吏部尚書領國子祭酒王羊造」と、撰文者の官職、姓名が刻されている。

9、程虔墓誌：太清3年(549)

湖北省の襄陽で出土し、『集釋』、『彙編』、『校注』に収録されている。縦56.8cm×横31.2cm。

梁故威猛將軍・諮議參軍・益昌縣開國男・宋新／巴晉源三郡太守程虔、字子猷、陰時六十八。扶／業承基、辯和意續、素品積孱。安定南陽白土人／也。少烈、才過崇謀。自敢駟率六戎、鎮翼鬪虎。馨／馨甘風。歌示之國寶、四隣嚮僕、万化美同。是故／忠誠、三王獻聞、天子授印、爵班三品、食邑封侯。／邽之婚□夢世、馨保金存。捨身恭造、乘願？正道。／詔表之神道。／太歲己巳丁亥朔、二月廿八日甲寅營訖事。／

10、衛和墓誌：太建2年(570)

出土地不明。『北叢』、『彙編』、『校注』に収録されている。縦35cm×横33cm。

陳故衛將軍墓誌銘并序。／君諱和、衛姓、平陵人也。其先僻讐／來南沙、遂家焉。君少孤、耽歎、有／(脅)〔箝〕力、抱風木之悲、懷馬革之志。／侯景竄跡□入海。君預毀港上／船、不得渡、遂被擒。司徒王僧辯知／之、召爲前鋒將軍。會高祖与僧／辯不睦、知有變、稱病歸里、耕鑿以終。／年四十二、于太建二年歲次庚寅十一月

／葬于河陽邨引鳳池上。銘曰、／蒼天不吊、斬與壽考。黄土母情、／長埋忠孝。樹
茲碩德、終焉食口。／

二 その他の南朝墓誌

11、謝濤墓誌：大明7年（463）

陶宗儀『古刻叢鈔』に録文を載せる。謝濤の本籍について、「揚州丹陽郡秣陵縣西鄉顯安里領豫州陳〔郡〕陽夏縣都鄉吉遷里」と書かれており、2の宋乞墓誌と同様の書き方をしている。謝濤は元嘉18年（441）に死去しているが、大明7年、夫人の王氏（琅邪）が死去したのを機にこの墓誌が作られたようである。

12、劉襲墓誌：泰始6年（470）

陶宗儀『古刻叢鈔』に録文を載せる。劉襲は、宋の武帝劉裕の弟道鄰の孫。「道鄰」は、『宋書』や『南史』では「道憐」に作るが、顔師古『匡謬正俗』巻5によれば、顔師古の家に所蔵される『宋高祖集』では、「道鄰」となっており、史書が誤りであるという。このことについては、中華書局標点本『宋書』『南史』の長沙景王道憐伝の校勘記に指摘されている。

この墓誌には、家系の記事が多いため、中村圭爾『六朝貴族制研究』（前掲）第三篇補章「墓誌銘よりみた南朝の婚姻関係」で取り上げられている。特にこの墓誌を取り上げた邵磊「劉宋臨澧忠侯『劉襲墓誌』疏証」（邵磊前掲『冶山存稿』所収）もある。

13、張雅兒墓誌：元徽元年（473）

陶宗儀『古刻叢鈔』に録文を載せる。張雅兒は、宋の「臨澧侯湘東太守」張濟の第三女という。張濟の夫人は丘氏といい、これは呉興の丘氏と考えられるから、張氏も丘氏と同じく呉姓の呉郡の張氏であろう。

14、呂超墓誌：永明11年（493）

『集釋』、『校注』に収録。『校注』では、『集釋』に収録されていることに、言及しない。『集釋』によれば、縦37.5cm×横49cm。1916年、紹興で出土。文字は磨滅して読めないところが多い。

15、蕭敷墓誌：普通元年（520）

16、蕭敷妻王氏墓誌：普通元年（520）

蕭敷夫妻の墓誌は、原石が失われ、宋代の拓本を残す（上海博物館蔵）のみである。『彙編』、『校注』に収録されている。拓本によって文字を読むことはできるが、もとの墓誌での改行箇所は不明。この墓誌については、羅宗真「梁蕭敷墓誌の有關問題」（初出1986年、羅宗真『探索歴史的真相—江蘇地区考古・歴史論文集—』江蘇古籍出版社、2002年および南京博物院編『羅宗真文集・歴史考古卷』文物出版社、2013年所収）があり、葬地の考証

などを行っている。

夫妻の墓誌は、ともに「尚書右僕射・太子詹事徐勉奉勅撰」と刻されている。

蕭敷は、蕭順之の第二子で、梁の武帝の次兄で、南齊の建武四年（497）に死去したが、妻の王氏の死去の際に墓誌が作られた。蕭敷については、『梁書』巻23 永陽嗣王伯游伝に付伝があり、『南史』巻51 梁宗室伝上に立伝されるが、その記述はきわめて簡略であるので、7、8の蕭融夫妻の墓誌と同様、史書の記述を補う点が多い。

17、輔国將軍墓誌：普通二年（521）

南京中央門外燕子磯付近で発見された南朝殘墓で出土し、南京市文物保管委員會「南京郊区兩座南朝墓清理簡報」（『文物』1980年2期）で報告された。縦100cm×横80cm。文字は読めなくなっているところがあり、墓主の姓名は不詳で、わずかに「輔国將軍」、「普通二年八月七日窆于琅邪臨沂」などが判読できる。家系記事も読めるので、中村圭爾『六朝貴族制研究』（前掲）第三篇補章「墓誌銘よりみた南朝の婚姻關係」で取り上げられている。

18、蕭偉？墓誌：中大通5年（533）？

南京堯化門で出土し、南京博物院「南京堯化門南朝梁墓發掘簡報」（『文物』1981年12期）で報告。墓誌は三つ出ており、その一つは縦106cm×横83cmで、112文字ほどが判読できる。墓主については判読できないため、『彙編』では、「殘墓誌」として収録する。『文物』の報告では、墓の規模等、いくつかの条件を考慮したうえで、墓前の「神道石柱碑」に、「梁故侍中中撫」などの文字が見えることから、梁の宗室のなかで「侍中・中撫軍」になったことのある蕭偉（蕭順之の第八子、梁の武帝の弟、『梁書』巻22 太祖五王・南平王偉伝）の可能性が最も高いと考えている。

19、蕭象墓誌：大同二年（536）？

南京煉油廠建設中に発見された南朝墓から出土し、南京博物院「梁朝桂陽王蕭象墓」（『文物』1990年8期）で報告された。縦73cm×横63cmで、600字ほど判読できるというが、録文全体は公表されておらず、『校注』等にも収録されていない。判読可能な部分に、墓主の経歴が記載され、それが『梁書』巻23 桂陽嗣王象伝の記載と一致するため、蕭象の墓誌であることは確かである。蕭象は梁の武帝の長兄蕭懿の第九子だが、子のなかった蕭懿（7、8の蕭融夫妻墓誌を参照）の桂陽王を継承した。

20、黃法氍墓誌：太建八年（576）

南京市雨花区西善橋鎮で出土し、南京市博物館「南京西善橋南朝墓」（『文物』1993年第11期）で報告された。縦65cm×横75cm。文字は読めないところが多く、墓主の姓名の部分もみえないが、判読できる部分が、『陳書』巻11 黃法氍伝の記述と合致するので、黃法氍墓誌と判明した。この墓誌は、『疏証』、『校注』に収録されるほか、王素「陳黃法氍墓誌校証」（『文物』1993年第11期、『漢唐歷史與出土文獻』故宮出版社、2011年所収）もある。

この墓誌には、「左民尚書江總制。太子率更令 [大著作] 東宮舍人顧野王 [撰]。冠軍長史謝衆書」と、墓誌銘作成にかかわった三名が記されている点が注目される。『疏証』によると、志文を作成したのが江總、銘辞を作成したのが顧野王、書写したのが謝衆である。

おわりに

以上、南朝墓誌について、現在筆者が把握している情報を、覚書風に整理してみた。本
当の覚書であり、新知見があるわけではないが、今後、研究を進めていくうえで役立つ
ところが少しでもあれば幸いである。こうして整理してみると、南朝期の墓誌でも、劉宋初
期の1、謝櫟墓誌や、2、宋乞墓誌は、まだ東晋的な墓誌といえるのではないだろうか。
その後、劉宋後半以降は、銘辞が記されるのが主流となり、6の王宝玉墓誌に、撰文者の
官職・姓名が書かれるようになり、梁以後には、唐の墓誌に近い型式になってゆく流れが
読みとれるようである。しかし、もとより南朝の墓誌の事例は少なく、また梁代の墓誌は
宗室のものが多いいということもあるので、早急に結論を出すのは困難である。

注

- (1) 朱智武「東晋南朝墓誌研究綜述与理論思考」(『中国史研究動態』2011年6期)は、拙稿「東晋の墓誌」を取り上げ、「如以劉宋謝櫟墓誌來討論東晋墓誌的內容格式、自然不妥」と指摘するが、この墓誌は、謝温墓誌〔義熙2年(406)〕や謝球墓誌〔義熙3年(407)〕など他の陳郡の謝氏の東晋末の墓誌と関連して取り上げる必要があると考えて、東晋の墓誌に含めて考察したのである。本文に後述するように、この墓誌は、内容や形式の面で、特に東晋の墓誌と異なる特色を有するわけではないので、東晋の墓誌に含めて考察することに不都合はないと考える。なお、朱智武氏は、「將張鎮墓誌判定為『張鎮夫人郭氏墓誌』、顯然有誤」とも指摘するが、所謂「張鎮墓誌」をみると、「晋故散騎常侍建威將軍蒼梧吳二郡太守奉車都尉興道縣德侯吳國吳張鎮字義遠之郭夫人」という書き出しで文面がはじまっているので、夫人の墓誌と考えたのである。墓誌の内容からいっても、張鎮の墓誌とは考え難いので、この第二の指摘にも従えない。
- (2) 『文物』では「府」と釈読、拙稿もそれに従っていた。張学鋒論文は、「郡」、『疏証』、『校注』は、「歴」。
- (3) この論文は、『立正史学』105号(2009年)にも掲載されているが、「紙幅の関係で記述量を最小限に抑えた」ものであるため、引用は、科研費報告書による。

「考古資料」と「文献史料」のあいだ

大阪市立大学都市文化研究センター

室山 留美子

はじめに

周知のように、趙萬里『漢魏南北朝墓誌集釈』（北京・科学出版社、1956年。以下、集釈）、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津・天津古籍出版社、1992年。以下、彙編）による墓誌集成以降、大陸では新出墓誌史料が加速的に収集整理され、良質な墓誌集成が相次いで刊行されている。魏晉南北朝期であれば、拓本・釈文を完備し、現在も刊行が続く『新中国出土墓誌』（文物出版社）シリーズや、釈文・考釈を附した羅新・葉煒編『新出魏晉南北朝墓志疏証』（中華書局、2005年。以下、疏証）、拓本・釈文・考釈・校注を附した毛遠明校注『漢魏南北朝墓誌校注 全10冊』（線装書局、2009年。以下、校注）などがある。なかでも『校注』は、造像銘や碑刻も含み、そのすべてに明瞭な拓本写真と忠実に再現した異体字による釈文が完備されており、原石や原拓本を直接調査することが日常的に不可能な海外研究者にとっては、至極便利である¹。

さらに各博物館・研究所内には、未整理・未公開の墓誌が大量に存在すると聞く。筆者の現在の研究対象は北朝であるが、当該時期は文献史料の残存状態が脆弱であり、また異民族政権であるにも関わらず、現存する史料が漢民族の文字に限られているため、これら北朝墓誌の存在は、それが正史と同様に漢民族の言語によるものであっても、史料²の量的拡大という面で大きな意義がある。

このような動きに伴い、これまで以上に墓誌研究も活発である。近年の日本における公的な助成を受ける研究のなかで、中国古代中世史の多くが、刻字資料・石刻史料を何らかの形でその研究対象に含めていることが、それを如実に示している。しかし、新史料の蓄積と研究環境が充実するにつれて、解決しなければならない課題も明確になりつつあるように思われる。その一つは、個人が収蔵していた墓誌・拓本や伝世品についての真贋問題である。墓葬からの出土が確定できない墓誌の場合、その真偽は経験豊富な専門家の判断に任せるしか方法はない。すなわち利用可能と確認できる墓誌が、増大する新出墓誌群と、直ちに比例せず、一定期間の調査ののち、明確な外形的証拠・史的根拠のある

¹ しかし、校注には拓本のない史料については収録されず、また多少の未収録墓誌もあるため、注意が必要である。また筆者は、本科研における墓誌釈文照合作業において、校注・彙編・疏証の釈文の違いが非常に多いことを知った。したがって本稿の墓誌釈文は、拓本との照合から判断すると、より精度が高いと思われる校注の釈文で統一してある。

² 本稿では、「史料」は文献資料・文字史料を指し、「資料」は非文献資料・非文字資料を指す。

場合を除き、結果的には不明もしくは、真贋の濃淡をつけるに止まらざるを得ない墓誌も多い。

そのほかに、墓誌の史料性格の位置づけの問題がある。歴史研究において文献史料を使用する場合、歴史学の基本的な作業である史料批判（内的批判・外的批判）³を行い、まずその文献の性格をはっきりさせる。しかし、対象が墓誌となった場合、多くは史料批判の段階か、あるいは正史と墓誌の記事の照合と補完・訂正に留まり、墓誌という史料が総体としてどのような性格であるのか、ということまでは、とりたてて意識されてこなかったように思う。もちろん、急速に増え続ける新出墓誌を読みこなしていくことは急務かつ優先されるべき重要な基礎的作業であり、そのように読み込まれた墓誌の記事の一つ一つが、そしてそれらが蓄積した集合体が、将来的にこれ以上の飛躍的な増加が見込めない文献史料を補充するうえで、大きな存在になっていくことは、十分に理解している。そして、膨大な墓誌の情報量と新出墓誌補充のスピードに圧倒されながらも、個別墓誌の検証やデータ化、集積と緻密な分析作業は、着実な成果を挙げている。

しかし、墓誌について文献史料と同等に厳密な史料批判を行い、その史料性格を俯瞰的に把握しようとする鋭利な試みを、それぞれが自覚しないままに個々の研究に利用し続けていけば、それが墓誌を中心に据えた研究にしても、持論を補強するための補助的な利用であっても、そこから抽出された歴史理解は、結果的に無秩序でバラバラなものになってしまうのではないかと、という危惧を筆者は持つのである。もちろん、これまでの個々の墓誌研究において、このような問題意識は確かに存在している⁴。また、木簡学や出土文書の分野では、より徹底的な蒐集と、緻密な史料批判を経た鋭利な解析により、高度な研究が長年蓄積されてきたことは贅言を要しない。しかし、それらが総体となって、現在の中国史学界共通の課題と認識され、所謂「史資料学」という形に結実していくような力強い動きというものまでには、表出していない。そこで、本稿では、墓誌の史料性という点に主眼を置き、いくつかの墓誌を取り上げて具体的に検証してみたいと思う。

しかしながら、本稿は、いまだ初歩的な検証と考察に留まるものである。また、本来であれば、中国史研究における独自の「史資料論」に沿って考えるべ

³今井登志喜『歴史学研究法』東京大学出版会、1953年。

⁴趙超『古代墓志通論』紫禁城出版社、2003年、趙振華『洛陽古代銘刻文獻研究』三秦出版社、2009年、毛遠明『碑刻文獻學通論』中華書局、2009年、林登順『北朝墓誌文研究』麗文文化事業股份有限公司、2009年、伊藤敏雄編『魏晉南北朝史と石刻史料研究の新展開—魏晉南北朝史像の再構築に向けて—』2009年2月、平成18年～20年度科学研究費補助金基盤研究（B）「出土史料による魏晉南北朝史像の再構築」成果報告書別冊）、呂建中・胡戟主編『大唐西市博物館藏墓志研究統一』陝西師範大學出版總社有限公司、2013年、李鴻賓主編『中古墓志胡漢問題研究』黃河出版傳媒集團・寧夏人民出版社、2013年、明治大學東アジア石刻文物研究所による『東アジア石刻研究』の発刊をはじめとする一連の取り組み、など。

きだが、墓誌について総合的にまとめられた「史料論」は、今までほとんど見られない。そのため、本稿では、かつて「学界における暗い谷間」⁵と称された「史資料学」の深化を意欲的に進め、その経過と成果をまとめ続けている日本史研究を参考にしている部分が多い。このように、本稿は多くの欠点と課題を残すのだが、これからの墓誌研究の可能性を探ろうとする試みの一つとして、今後の議論の俎上に載せていただければ幸いである。

一 墓誌の史料性

1. 墓誌史料の分類

墓誌とはどのような史料なのかを考えるために、歴史研究における史資料の分類をみておきたい。日本史学において最も常識的・通俗的・平均的な分類法は、1.文字によって記された文献史料、2.物として遺存してきた遺物史料、3.風俗・習慣・伝説・民話として伝承してきた民俗史料、である。1はさらに、文書・記録・編著に小分類され、それぞれが古文書学、古記録学、文献学・書誌学、2が考古学、3が民俗学の専門分野となる⁶。そのほかの史資料の性格分類では、史資料は、自然・自然物となんらかの人為が加わっているものにとまらずは大別され、後者を「もの」としてあるものと、人間による表象としてあるものに分別し、さらにその後者を、形の有無で区別する。この形のあるものに属する碑文や典籍・文書類が「文字史料」で、これらが所謂「文献史料」であり、絵画や彫刻などの画像・図像資料は「準文献史料」である⁷。また考古学では、存在形態による考古資料の分類が基本であり、1.本来の機能で使われていないもの、2.本来の機能をなお担っているもの、に分別できるが、そのほかに形質や機能による分類も必要である⁸。このほかにも様々な分類法が存在する⁹。

今井登志喜氏は、いろいろな標準から行われた分類は¹⁰、実際上の必要からであって、史料を蒐集し整理保存する場合には実用的価値があるが、方法論的にはこのような常識的分類ではなく、「更に内的に鋭利な分類が研究の作業の必要に基いて立てられる」という¹¹。また福井憲彦氏が指摘するように、現在ま

⁵石井進『『史料論』まえがき』『日本歴史 別巻2 日本史研究の方法』岩波書店、1976年。

⁶前掲石井進『『史料論』まえがき』。同「文書史料論」(網野善彦・石井進・谷口一夫編『帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集 中世資料論の現在と課題 —考古学と中世史研究4—』名著出版、1995年)。

⁷福井憲彦『歴史学入門』岩波書店、2006年。詳細な史資料分類は同書「図2-1 史資料の性格分類」図参照。

⁸小野山節「2 資料論」(『岩波講座日本考古学1 研究の方法』岩波書店、1985年)。

⁹そのほかの分類法は、ベルンハイム(E. Bernheim)の基礎的な分類法を始め、今井登志喜「史料学」(今井氏前掲書)に詳しい。

¹⁰「例えば、時間に基く分類、場所に基く分類、史料の内容の性質による分類(政治史料、経済史料、宗教史料、芸術史料等)、史料の外的性質による分類(文献的史料、遺物遺蹟等の物的史料、口碑伝説制度風俗習慣の無形史料等)」今井氏前掲書、21-22頁。

¹¹今井氏前掲書、21-22頁。

すまず史資料の種類は多様化し、歴史学の問いや研究方法も変化しており、どこに基準を置くかによって、史資料の性格分類は変化する¹²。すなわち、史資料のどの面にウエイトを置くかによって、問題設定や研究方法によって、項目や基準はその都度変化するため、境界は曖昧となり、どのような分類も不完全である。これは今井氏の言うように、史料として使用されるものの史料的性質は必ずしも単一ではなく、あるときは陳述的に、あるときは遺物的に用いられるのであるから、書簡・公文書・碑銘など外形的性質によって区別されている事物に、史料として使用される要素の方法を当てはめることに無理があるのだが、遺物と陳述という分類は史料の実物を分ける原理ではなく、適切には史料のもつ性質、それに基づくその取り扱いの態度だからである（傍点筆者）¹³。

墓誌は、第一に地下から出土する遺物（考古資料）である。第二に、出土文献史料である。まずは、この二重性を十分に意識しておく必要がある。そしてこの二重性は、墓誌の史料的性格を考える上で重要な点であると考えられる。なぜなら、「文献史料」と「考古資料」では、その性格が根本的に異なるため、対象とする史資料に対して行うアプローチが違ふ。そもそも文献史学と考古学研究は、各々独立した学問であり、学問としての発生も成立過程も異なる。この点について、朱淵清氏による指摘は的確である。すなわち、実物資料（考古資料）を用いて伝来文献を検証することは、それぞれが異なった性格を有しているため、極めて複雑かつ困難な作業である。出土した実物資料はそれだけでは何も語らないため、まず実物資料自体を解釈する必要があるのだが、そうした解釈の出発点並びに拠り所は屢々伝来文献であるから、循環論に陥る。それ故に、この方法論（ここでは王国維の二重証拠法を指す）は歴史研究の方法に極めて前途有望でありながら、非常に荒削りな構想であり、史料に即してより精緻に、より限定した形で適用することにより、最終的に他の方法論と同等に、誰もが扱うことのできる歴史研究の具体的な方法とされなければならない¹⁴。すなわち墓誌という史料（資料）を考えるとき、このような考古学と歴史学（文献史学）との協同と融合という難題¹⁵は、絶えず意識せねばならないのである。

¹² 福井氏前掲書。

¹³ 今井氏前掲書、28頁。

¹⁴ 朱淵清（高木智見訳）『中国出土文献の世界——新発見と学術の歴史——』創文社、2006年。

¹⁵ かつて上原専祿氏は、歴史学と考古学の結合は、その可能性が存在するにもかかわらず、それぞれの学問の成立過程の隔たりや、歴史学研究の「文字的資料的中心主義」が打破され、考古学研究側の「歴史学化」が進行しない限り、楽観できない、と主張した（『歴史学と考古学』『歴史学研究』大明堂、1958年、初出1956年）。だが、従来の伝統的な文献歴史学では史資料として認定されず、いわば歴史学研究の「補助学科」としてみられていた民俗学・考古学・美術学・建築学などの史資料について、歴史研究の直接対象とし、人間の生活を総体として捉える必要のあることは、日本における「戦後歴史学」の限界が認知されて以降、すでに研究者の共通認識となりつつある。最近では、文献史学と考古学・民俗学の整合を特化的に意図した共同研究が行われている。近年の日本史研究では、人文系、自然科学系を超えた3分野以上の学融合を目指す総合史料学の創成も試みられている（網野善彦「序章 史料学発展のために」〔『日本中世史料学の課題——系図・偽文書・文書』

さらに、第二の出土文献史料という点においても、そのなかで厳密に細かく分類される。爾来出土文献史料は「金石史料」と呼ばれるが、「金石史料」を扱う金石学の史料の種類は、甲骨、竹簡、陶文、璽印など多くなる傾向にある。だが一般の書物との違いは、文字が書かれている物体（媒体）が史料の性格を大きく左右し、それを離れては史料が成り立たないような史料が、広義の金石史料である¹⁶。このように素材による物理的分類も重要であるが、その機能性に注目するなら、例えば朱淵清氏は、出土刻字資料を、1.所有者・名称・単位などを表すための実用的な標識や記号の類、2.原始的文書・檔案の類（朝廷・地方の文書、帳簿・日常の書信、曆譜、喪葬に関する祈禱の記録、遺言書、遺策を含む）、3.思想を記憶し知識を伝え、文化を蓄積するもの（書籍類）、の3つに分類している¹⁷。また、上記の朱氏の分類では2にあたる木簡（竹簡）を対象を絞った場合、大庭脩氏は、発掘される場所からみて、1.フィールドの木簡、2.墓葬の木簡、に分類する¹⁸。このように出土刻字資料は、種々の機能面に分類でき、そして必ずしも墓内に埋葬することを前提とはしないが、墓誌は、墓の内部に埋葬されることを成立条件とする。さらに、木簡・文書類は、その残存のあり方について、1.廃棄されようとしたもの、2.廃棄されながら再利用のために伝来したもの、3.通常の経緯で選択・保存されて伝わったもの、とに分類できる¹⁹。この「廃棄」という視点は、吐魯番文書群では特に注意すべき区別であり、それによって史料の性格が大きく変わる²⁰。

翻って墓誌を考えてみれば、墓誌は、ある人物の死を契機として作られるのであり、墓誌文の元となる文書（行状など）、あるいは後代の書籍に銘文が採録される場合は別として、誌石の廃棄や再利用は、合葬や改葬などで起こりうるか、古代墓誌を再利用するか、という場合を除き、原則的に誌石は墓に埋納されて完結する。すなわち墓誌（誌石）は、墓内に永久に保管され続け、基本的

弘文堂、1996年、国立歴史民俗博物館編『新しい史料学を求めて』吉川弘文館、1997年、前川要編『中世総合資料学の提唱 中世考古学の現状と課題』新人物往来社、2003年、同『中世総合資料学の可能性 新しい学問体系の構築に向けて』新人物往来社、2004年）。このように、異なる特質を持つ史料・資料を基礎とし、異なる方法を持つ諸学の協力が決して容易ではないことが、日本において史料学・資料学の確立と発展が強く要請された背景にある。そのほか、台湾での考古学・文献学整合の試みとして、臧新華編輯『中央研究院歴史語言研究所會議論文集之四 中國考古學與歷史學之整合研究 上下』（中央研究院歴史語言研究所、1997年）がある。

¹⁶湯淺達郎「2 金石学・考古学」（井上進・浅原達郎・大沢顕浩「史資料を読むために」礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』名古屋大学出版会、2006年）は、金石学史料を扱う上でのごく基本的な姿勢として、「上策・中策・下策」の三策を挙げており、参照されたい。ほかに、中国史研究の対象史料が所謂「書籍（史籍）」中心であることの特異性については、井上進「目録学—読書の門径」（同書）に詳しい。

¹⁷朱淵清氏前掲書。

¹⁸大庭脩編『木簡 古代からのメッセージ』大修館書店、1998年。

¹⁹泉雅博「能登と北前舟交易—「上時国家文書」の整理作業の中から」（『歴史と民俗』10、平凡社、1993年）。

²⁰吐魯番文書内の保存と廃棄の区別と史資料的考察は、拙稿「吐魯番北涼文書の作成、保存、再利用、廃棄、埋納過程に関する一考察」（大阪市立大学都市文化研究センター『都市文化研究』11号、2009年3月）。

に後代の人為的な発掘・発見によって現代に伝わる。ゆえに、このような墓内にある墓誌と地上にある墓碑とは、区別しなければならない。このように、誌石自体は墓葬内で完結するという明解な固定的位置づけを持つのであるが、ではその機能面はといえば、単純に分類し得えず、文書類のように分類できる段階にはない。確かに死者を悼む目的があるのだが、墓誌の役割がそれだけに留まるのかは、慎重に判断すべきである。墓誌がこのような機能面での分類が俄にできないことは、つまり「墓誌が造られた目的は何か」「墓誌とは何であるか」という根本的な問いであり、その問いこそが、いわば墓誌研究の主軸にあると思われる。

2. 墓誌の史料限界

以上に述べた墓誌の二重性は、墓誌の歴史史料としての限界性も示している。

考古資料的限界としては、次の数点があげられる。まず、考古資料はそのままでは何も語らず、寡黙である。また、墓葬の新発見と発掘調査のほとんどは、行政による土地開発と密接に関わるという物理的な選択をうける。このことは、墓誌発見地点が偏在すること、現存墓誌（分子）に対してその全体数（分母）が無限に不明であり続けることだけでなく、原石の保存・管理体制や膨大な発掘報告書作成の問題²¹をも併発する。原石は大陸各地に分散して所蔵されており²²、原石から情報を得て総体を把握することを物理的に困難にしている。拓本は、刻字と画像部分であり、無地の側面・背面はほとんど見ることはできず、墓誌を立体的に把握することは難しい。さらに、近年出土の墓誌以外は、ほとんどが伝世品、出土地不明、出土地点は文献で確認できるが詳細不明であり、均質な情報と、資料としての確実な信頼性を得ることが困難である。

文献史料の限界は、正史も墓誌も、その時代全体からみれば、それぞれが断片的な情報であり、そして多くの墓誌は基本的には「墓誌銘」であることにある。すなわちそれは、死者に対して大なり小なり何らかの作為性が介在する恐れが多分にある。ほとんどの誌主は文献史料上に無名であるから、それを確認する術を持たない。そこで墓誌と正史の記事の差異が問題となってくる。さらに、同時代史料である墓誌と後の時代の正史、誌主のための作為性のある墓誌と国史目的の作為性を持つ公的な正史、という対比が、この限界性をより複雑にしている。

このように、墓誌が考古資料・文献史料という二重性を持ち、文字史料（陳

²¹ 膨大な発掘史料の山、情報の洪水のただ中にある考古学研究者は、多方面への要求に応えるために、一定の均質的な情報を発掘報告書に織り込む努力を行うが、それは定型化と形骸化を招き、取捨選択されて記載された情報以外、圧倒的な数の資料と雑多な情報が、発掘当事者以外には永遠に葬られる結果となっていることが指摘されている(小野正敏「中世の考古資料」『岩波講座日本通史 別巻3 史料論』岩波書店、1995年)。

²² 梶山智史編『明治大学東洋史資料叢刊 11 北朝隋代墓誌所在目録』、汲古書院、2013年。

述)と考古資料(遺物)それぞれの限界があることは、十分に認識しておかねばならない。しかしこれらの限界性は、研究にとって大きな壁であるにしても、そこから可能性を生み出す場合もある。考古資料の場合、それらは実像の資料であり、何らかの二次的フィルターを通さず一次的な存在(同時代史料)であるということ、量的に将来も増え続けいろいろな分野の資料の蓄積が可能であり、研究者が調査技術と分析技術(方法論や能力)さえ用意できれば、そこから無限の情報を汲み出せる²³。例えば、誌石の成分分析による分布状況から生産地と実際の埋葬地点の移動が追えるならば、古代中国社会において重要視される「帰葬」の実態がみえてくるかも知れない。

このように、史資料の歴史学的有用性や特質を捉えて、歴史史料として再生させるためには、その史資料としての限界を明確にしておくことがまず不可欠であり、そこからその史資料的性格を認識していくことが必要であると考えられる。

では、文献史料の限界性はどうか。特に正史と墓誌の差異と作為性について、そこから何らかの可能性を生み出すことは可能だろうか。差異については、はじめに述べたように、墓誌を正史記事の補訂・正誤判断の材料として扱うか、あるいはどちらかの記事が真偽であるという解釈を選択し、とりたてて意識されてこなかった。この差異と作為性という点について、かつて筆者は考察したことがある²⁴。以下、墓誌の史料批判を考えていくための具体的な例として、墓誌の製作時期と、政治的背景を基点として、数例の北魏墓誌を取り上げて簡単に述べておきたい。

二 墓誌の製作時期

1. 追贈と改葬

官僚が死亡した場合、朝廷から贈官がなされるが、それは次の二つに分けられる。一つは、官僚が死亡した場合に議を経て与えられる通常の贈官(A)と、様々な理由からそのときは身分に応じた贈官を受けられなかったり、贈官そのものがなかったが、のちに事情が変化して改めて与えられたり、あるいは一度贈官をうけた上にさらに高い位の贈官を受けるような場合(B)である。『魏書』では、(A)の場合、「贈」「追贈」という語句を使用し、(B)の場合は「追贈」「追崇」「後贈」「重贈」「進贈」という語句が見られる。このうち「重」「復」「進」という場合は、以前に一度受けた贈官に新たに贈官(通常はより高いラ

²³ 小野正敏「館・屋敷の空間構造をめぐって —寡黙な考古資料と語り合う試み—」(『帝京大学山梨文化財研究所シンポジウム報告集 中世資料論の現在と課題 —考古学と中世史研究4—』名著出版、1995年。拙稿「北朝隋唐墓の人頭・獣面獣身像の考察 —歴史的・地域的分析—」(『大阪市立大学東洋史論叢』13、2003年)。

²⁴ 拙稿「北魏墓誌の「史料」的性格について —追贈と改葬を手がかりに—」(明治大学東アジア石刻文物研究所編『中国仏教社会の基層構造の研究』汲古書院、近刊予定)、「出土刻字資料研究における新しい可能性に向けて —北魏墓誌を中心に—」(『中国史学』13、2010年)。

ンク)を追加する。(B)の場合は、封爵や賜諡についても「追封」「追諡」「改諡」などの事例がある。

本章の考察で中心となるのは、(B)である。ここではこれを表現するに、便宜上「追贈」という語句を用い、(A)の場合を「贈」としておきたい。(A)の場合にも使用されている2つの用語を、このように使用することによって、語句上の混乱を招く恐れがあることは十分承知しているが、現在のところ他に分別する的確な用語が得られないため、以上の用語を以て一時的な区別とした。

そもそも「贈」や諡には一定の基準があり²⁵、贈られる州の上下ランクをめぐって官僚等が策略を練った記事もあり²⁶、それらの決定にあたっては政治的な背景や権力グループの存在が反映される。「追贈」の場合は、いったん下された社会的評価を改変するのであるから、尚更である。このような追贈が行われる背景を具体的にみれば、様々な契機や理由があり、それらはおおまかに次の2つに分けられる。

一つは、朝廷に君臨する政権グループが交替した時と、政権を牛耳る立場であった特定の外戚や恩倖等が失脚したり誅殺されたりした時に多く見られる。具体的な例であれば、孝文帝崩御後の宣武帝・靈太后期(景明・延昌・孝昌年間)であり、河陰の変後の爾朱氏専横時(太昌年間)、その爾朱氏を撲滅した時期(永安年間)である。このような時期に行われる追贈の目的は、主として死亡者本人の名誉回復であり、ひいては政権交代によって引き起こされた不安定な政治的情況を收拾し、人心を慰撫せんとするがための、朝廷の思惑である²⁷。また、死亡した官僚の縁故者らの訴えによるものもある。或いはまた、ある人物が皇帝の庇護を受けて政治的権力を握ったり、一族の女性が皇后となったり寵愛を賜ったりした場合、当事者の父母諸兄など一族の者が引き立てられるが、彼らがその時既に死亡している場合は、遑って追贈される。これは皇帝自らが判断することもあり、周囲の官僚が進言したり、本人自身から皇帝に請求し許可を受けたりする場合もある。この追贈には、本籍地への改葬を伴うものが多く、そのほとんどが恩倖や外戚であり、そして『魏書』を記した魏収によってその出自が仮託であることを明らかにされたり、疑問視されたりしているような類の氏族である。二つめは、臨終を迎えた官僚が、違令によって「贈」「諡」請求を拒絶し、子孫等は遺言を遵守したが、後に追贈される例である。

追贈されたことによって、当事者(死亡者や縁故者)は、多くは改葬される。

²⁵ 窪添慶文「北朝における贈官をめぐって」(『魏晉南北朝官僚制研究』汲古書院、2003年所収)。

²⁶ 初、世宗欲贈冀州、黃門甄深以[邢]巒前會劾己、乃云 瀛州巒之本邦、人情所欲、乃從之、及甄為詔、乃云優贈車騎將軍・瀛州刺史、議者笑甄淺薄、諡曰文定(卷65邢巒傳)。

²⁷ 二十日、洛中草草、猶自不安、死生相怨、人懷異慮、貴室豪家、并宅競竄、貧夫賤士、襁負爭逃、濫死者普加褒贈、三品以上贈三公、五品以上贈令僕、七品以上贈州牧、白民贈郡鎮、於是稍安(『洛陽伽藍記』卷1城内永寧寺)。

誅殺や遭害、あるいは爵位を追奪された者に対する追贈の場合、本来のあるべき身分や追贈された身分相応の禮によって埋葬がやり直される。元愉・元憚(『魏書』卷 22、以下『魏書』は卷数のみ記す)、裴植(卷 71)、杜道備(卷 83 上)や、河陰の変での犠牲者²⁸、弘農楊氏一族(卷 58)を初めとする爾朱氏誅殺後の追贈者、李延寔(卷 83 下)、元天穆(卷 14)など、多数の追贈と改葬が確認できる。さらに追贈と改葬が本籍地を対象としてなされた具体例を列举すると、外戚では、高宗の乳母常氏一族の常亥・常澄(卷 83 上)、高肇の父高颺と兄高琨(卷 83 下)、恩倖では趙脩の父趙惠安・趙邕の祖父趙嶽(卷 93)、閹官の孫小の父孫瓚(卷 94)がある。このほかに、追贈後の二度の改葬例(恩倖の王叡・卷 93)があり、また改葬は不明だが、立碑した例がある(寇謙之の父脩之・卷 42)。

以上のように、追贈時には改葬を多く伴う。ただし、追贈の理由やその時期だけでなく、それぞれの墓主と朝廷との諸事情も関係するから、追贈されれば必ず改葬があるというわけではない。だが、改葬の一つの契機に追贈があることは確かである。そして、この追贈による改葬時には、新しい墓誌が作製された可能性がある。すなわちこれは、これまでに蒐集・公表された墓誌群のなかに、追贈・改葬時に作られた墓誌があるということ、つまり本稿で言うところの「贈」を受けた死亡者の墓誌と、「追贈」者の墓誌が混在していることである。追贈の墓誌が存在していること自体は、既に周知のことであるが、果たして通常の「贈」である墓誌と「追贈」の墓誌の区別は、格別意識されてきただろうか。先に述べたように、「追贈」は「贈」よりも時間的に遅く行われるのであり、また追贈される事情というのは、その時の政治状況と密接に関わる。とすると、「贈」と「追贈」という 2 つの性格をもつそれぞれの墓誌を、単純に墓誌史料として同一に扱えず、慎重に判断していかななくてはならない。

このような問題をより深く自覚するために、次に具体例を挙げて、墓誌の製作時期について検証したい。

2. 諸例

(1) 元簡墓誌²⁹

元簡墓誌は、贈官の記載が無く、さらに後半部分が欠けているため正確な情報が掴めないが、洛陽遷都直後の墓誌として重要である。

【誌蓋】闕

【銘文】太保齊郡王姓元，諱簡，字叔亮，司州河南郡洛陽縣都郷洛陽里人，

高宗之叔子，皇帝之第五叔也，惟王稟旻融度，資造流仁，澄神守質，志性

²⁸ 窪添慶文「河陰の変小考」(窪添氏前掲書所収)。

²⁹ 校注 366「元簡墓誌」：1926 年 洛陽城西北高溝村瀝水西出土 石 73×33(残欠) cm

寛雅，冥慶舛和，端宿墜罔，以太和廿三年歲在己卯正月戊寅朔廿六日癸卯，春秋卅，寢疾，薨于第，諡曰順王，其年三月甲午即窆于河南洛陽之北芒，迺鑿石銘，式述徽蹤（下殘欠）

墓誌の埋葬年には「其年」とあることから、趙萬里氏は死亡年と同じ太和 23 (499) 年の 3 月 18 日と比定した³⁰。だが、卷 20 文成五王齊郡王簡伝には、次のような記事がある。

二十三年薨…諡曰靈王、世宗時、改諡曰順

この記事によれば、元簡は世宗時に「順」と諡を改められており、墓誌にみえる「順王」はつまり世宗時の記事となり、この墓誌が太和 23 年のものではない可能性がある。趙萬里氏はこの点について、墓誌には死亡時と埋葬年が僅差にして、諡が順王とあるから、『魏書』に見える「靈」の諡はなかったことが明らかであり、そもそも「靈」という不名誉な諡が元簡に贈られる理由も見あたらない、とする。

ここでもう一度、「其年」という語句と、『魏書』にある改諡と墓誌の諡について、先に記した「追贈」という視点からみてみたい。まず墓誌記載の年月日を見てみると、陳垣『二十史朔閏表』（中華書局、1962 年）によれば、確かに太和 23 年の 3 月であれば、甲午は 18 日となる。しかし、3 月甲午は太和 23 年 3 月以外にも、世宗期には数年確認でき（景明 3 年 3 月 6 日、正始 2 年 3 月 29 日、正始 5 年 3 月 11 日、永平 2 年 3 月 17 日、永平 3 年 3 月 22 日）、日付だけから考えると、この墓誌が世宗時のものである可能性が全くないわけではない。そしていま、伝をみてみると、

齊郡王簡、字叔亮、太和五年封…妻常氏、燕郡公常喜女也、文明太妃以賜簡、（中略）子祐、襲、字伯授、母常氏、高祖以納不以禮、不許其為妃、世宗以母從子貴、詔特拜為齊國太妃

とある。常氏の父は燕郡公常喜で、前述した常英の弟であるが、文明太妃が元簡に賜った時に「以納不以禮」であったが、子の元祐が顯貴となったことによって³¹、常氏が齊國太妃となったことがわかる。これまで述べた追贈の過程を考えると、一族の誰かが顯貴となった時に、その周辺の親族がともに再評価されることは常であったから、このとき、つまり世宗時に元簡の改諡が行われた可能性は十分ある。「太妃齊郡順王常妃誌銘」と記された墓誌蓋が洛陽から、しかも元簡と同時に出土しており³²、常氏はそこご妃として元簡と合葬されたのだろう。つまり、この元簡墓誌は孝文帝期ではなく、次の宣武帝期に作製された可能性が全くないわけではない。

³⁰ 『集釈』卷 4 北魏宗室下「元簡墓誌」。

³¹ 元祐は元簡の世子として爵を継いだのち、正始 2 (505) 年に◇（馬+龍）驥將軍通直散騎常侍、永平 5 (512) 年に特節督涇州諸軍事征虜將軍涇州刺史となり、神龜 2 (519) 年正月に洛陽で死亡し、2 月に「北芒」に埋葬される（「元祐墓誌」校注 550）。

³² 集釈卷 4、彙編 37 頁。

要するに、元簡墓誌の例をもって言えることは、墓誌と史書における記述の矛盾は、追贈（この場合は改諡）という視点からみると、墓誌自体の製作時期がいつか、ということに深く関わるのである。またこれは、墓誌に記載されている埋葬時期と墓誌の製作時期が、果たしてほぼ同時期であるのか、あるいは「其年」という記事が指す年が、先に記されている死亡年と単純に一致するのか³³、という基本的な問題をも提示しているように思う。

(2) その他の墓誌

元簡墓誌の例は、墓誌の製作時期を考えるに良い例であったが、そのほかの例については、同様に追贈と改葬を手がかりして、いくつか簡単に検証しておきたい³⁴。

元緒墓誌³⁵（校注 430）は、赴任地で死亡した元緒が都洛陽に遷葬されるまでの経緯が、時系列に記されるという特徴的な墓誌である。正始 4（507）年 2 月 8 日に「中堂」で死亡し、「遷柩於東都」（4 月 27 日）、「達京殯於第之朝堂」「詔遂贈本官」（5 月 27 日）、「葬於洛陽城之西北、祔塋於高祖孝文陵之東」（10 月 30 日）と記され、これをみるに、元緒の遷葬の場合は、都に柩が着き殯を行った時点で贈官されているから、それは遺体の運搬中に朝廷内での議を経て決定されたのだろう。元誘（「元誘墓誌」³⁶校注 683）は、正光元年（520）9 月 3 日に「冀州」で死亡したのち、孝昌元年（525）11 月 20 日に埋葬されるが、墓誌には「詔追贈使持節車騎大將軍儀同三司都督秦雍二州諸軍事雍州刺史都昌縣侯、諡曰恭惠公、禮也」とあり、この贈官は巻 19 下にある、元誘への「追贈」「後贈」「追封」のすべてを網羅している。ということは、この墓誌はすべての追贈が為された後に造られたものである。このほかに、元熙墓誌（校注 682）、元纂墓誌（校注 686）、元詳墓誌（校注 434）など多数の墓誌が、追贈後に墓誌が作製されたことが確認できる。

以上の墓誌は追贈後に十分な時間をとって墓誌を製作し、埋葬が行われた例であるが、そのような経過を踏むことができなかつた墓誌が数例ある。「元端墓誌」（校注 638）は、「贈」と「追贈」が記されている墓誌の一つであるが、墓誌文内に「使持節儀同三司都督相州諸軍事車騎大將軍相州刺史」とあり、墓誌末尾に埋葬年と同じ日付である「維大魏建義元年歲次戊申七月丙辰朔十七日壬申」とある。しかしその末尾日付の直前に、「又追贈司空公諡曰文」と刻す。拓本を見るに、追贈と諡は予定外の追加的位置にあることは明らかで、「贈」の内

³³ 墓誌記載の「其年」については、高橋継男氏によって、それが前記述の紀年を指すのかが疑問視されている（高橋継男・玉野卓也・竹内洋介「唐〈楊漢公墓誌〉考釈（下）」『東洋大学アジア文化研究所研究年報 2006 年』41、2007 年 2 月）。

³⁴ 詳細については、前掲拙稿「北魏墓誌の「史料」的性格について ―追贈と改葬を手がかりに」を参照されたい。

³⁵ 校注 430 元緒墓誌：1919 年洛陽城北安駕溝西南出土 石 66×68cm 蓋欠

³⁶ 校注 683 元誘墓誌：1923 年洛陽城北安駕溝村北出土 石 77.3×77.3cm 蓋欠

容を前提に製作していた墓誌が完成する直前に、あるいは埋葬目前に追贈があったことが予想できる。

また、追贈が反映されていない墓誌もある。高猛（「高猛墓誌」校注 638、巻 83 下、『中原文物』1996-1）は、初めの埋葬時に「贈」を受け、その後の「複贈」が史書に確認出来るが、それは墓誌に反映されていない。つまりこの墓誌は 1 回目の贈官時に製作されたものであることがわかる³⁷。

3. 小結

以上数例を挙げて墓誌の製作時期について検証したが、追贈ということの一つの手がかりにすれば、墓誌の正確な製作時期を判明できる可能性があることがわかる。追贈・改葬墓誌であるならば、大幅に埋葬年と死亡年の開きが大きいことは自明のことであり、そうでない墓誌についても本稿に挙げた墓誌数例からわかるように、緻密な検証作業が必要である³⁸。また墓誌の形態的分類を行う際にも、こうした細かな製作時期のズレが蓄積されていくのであって、厳密な製作時期を確定していくことは、必要不可欠な作業である。そして、墓誌と正史の記述の差異は、このような製作時期のズレに起因する可能性がある。

また、追贈と改葬はそのときの政治的背景を色濃く反映した結果であり、すなわちそれは墓誌制作時点の評価や、その背景のなかで墓誌が造られたということであって、『魏書』の記述と異なることも予想される。次章において、この点について検証する。

三 墓誌製作の政治的背景

1. 北魏後期の政治状況

前章において、墓誌の製作時期の問題を検討したが、そこで墓誌の製作時期には、その時の政治的評価が色濃く反映している可能性があった。これを検証するにあたり、北魏後期の宣武帝・孝明帝期の墓誌を取り上げたい。

宣武帝期は魏收が「尚書令高肇以外戚権寵、専決朝事、又咸陽王禧等並有讞故、宗室大臣、相見疏薄、而王畿民庶、勞弊益甚」（巻 72 陽尼伝）というように、北魏政権が急速に衰退していく諸原因の端緒を發した時期として捉えられる。また孝明帝期も、「自靈太后預政、淫風稍行、及元叉擅權、公為姦穢、自此

³⁷ このほかに贈官や諡の通達が間に合わず、当該部分を空欄にしたまま埋葬されている墓誌（「席盛墓誌」校注 617、「王紹墓誌」校注 508 など）、正面に刻された合葬の期日よりあとに墓誌が完成したことを背面の刻字から確認できる墓誌（元淑合葬墓誌、校注 439・『文物』1989 年第 8 期）などがある。

³⁸ すなわち、東賢司「卒年・葬年から見る墓誌制作の過程 —魏晋南北朝時代の墓誌銘の文末記録に注目して—」（浦野俊則主編『望岳室古文字書法論集』2006 年）、同「北魏墓誌の作製に関わる二人の人物」（『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、2008 年）のように、死亡年と埋葬年の間隔を計算して、墓誌や墓をつくるために必要であった日数を換算するという単純作業は、事実と反している。

素族名家、遂多乱雑、法官不加糾治、婚宦無貶於世、有識咸以歎息矣」(卷 56 鄭義伝) と、その社会的風紀の乱れがもはや極限に向かっていることが指摘される。正史に依れば、孝文帝の崩御直後からすでに、朝廷内では宗室・外戚・恩倖らによる政治的抗争が激化しており、その結果、政治を掌握するグループは、宣武帝・孝明帝治世の約 30 年間に極めて短い間隔で幾度も交替している。この時期に該当する北魏墓誌が多いこと、そのほとんどが官僚のものであることから、ここではこの宣武帝・孝明帝期の墓誌を対象として、墓誌の製作時期と政治的情況をみていきたい。

まずは、宣武帝・孝明帝期の政治的抗争の大まかな政治状況をみていくが、誌面の都合上、ここでは簡潔に概略を述べるに留める³⁹。

宣武帝期の政治的抗争グループは、六輔を含む元氏宗族、外戚于氏、外戚高氏に大きく分けることができる。これらそれぞれの軸に、恩倖や宦官、さらには名望とされる漢人氏族も加わって構成される。

六輔輔政期(太和 23 年 4 月～景明 2 年 1 月)は、若き皇太子の補佐として六輔(広陽王元嘉、咸陽王元禧、北海王元詳、任城王元澄、漢人の王肅・宋弁)と元勰に後事が託されるが、宋弁は孝文帝崩御前に死亡し(卷 63)、王肅は外地に出されて南朝との戦闘に従事し(卷 63、景明 2 年死亡)、帰第した元澄の代わりに元勰が入って元氏宗室の四王制となる。孝文帝を長陵に埋葬した翌月には、数年前に逝去した皇后高氏(高肇の妹)を文昭皇后と追尊して終寧陵に改葬したことで、宣武帝の亡祖父母(文昭皇后の父母)である高氏一族も追贈され、帝はこの時初めて高肇・高猛(高肇の甥)・高顯(高肇の弟)と対面する。3 名は同時に封爵され、以後高肇は宣武帝の親任を得たと『魏書』にはあるが、高肇が本格的に政権を左右する勢力を持つのはもう少し後のことで、このときは六輔(のち元氏四王)及び宣武帝の外戚于氏、そして趙脩ら数名の恩倖の専横期であった。

宣武帝親政期(景明 2 年 1 月～延昌 4 年 1 月)は、当初は于後の外戚于烈・于忠であったが、于后と幼子の急死により後ろ盾を失い、元氏宗室は元禧のように反旗を翻すも失敗し、ついに外戚高肇による専横が絶頂を迎える。恩倖の活動も単独で、あるいはそれらグループを渡り歩く官僚らとともに、ある時は結託し、ある時は妬みや背反などから造反を繰り返す。しかし、延昌 4 年(515)正月、俄に宣武帝が崩御し、唯一生存していた皇子翊が立つと(孝明帝)、高肇は于忠らの手によって暗殺される。その 9 月には幼年の孝明帝の補佐として、胡太后が聴政を開始する。

ここでは次に取り上げる墓誌の関係から、つぎの孝明帝期(延昌 4 年 2 月～

³⁹ 北魏後期の政権闘争の詳細については、谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」(『増補隋唐帝国形成史論』筑摩書房、1998 年所収)、窪添慶文「北魏後期の政争と意志決定」(窪添氏前掲書所収)、張金龍『北魏政治史研究』甘肅教育出版社、1996 年、前掲拙稿「出土刻字資料研究における新しい可能性に向けて —北魏墓誌を中心に—」を参照されたい。

孝昌4年3月)における権力闘争の過程は説明を割愛するが、孝明帝期は、于忠肅横期(延昌4年1月~9月)、胡太后臨政期(延昌4年9月~正光元年7月)、元叉・劉騰專横・胡太后幽閉期(正光元年7月~孝昌元年4月)、胡太后再臨期(孝昌年間まで)の4つに分別できる。

このように政治権力を掌握するグループと反勢力は決して固定したものではなく、おおまかに区別することは可能であっても、その内部で複雑に細分化された血縁的、あるいは利害関係があり、かつ事象によっては敵対勢力と癒着し、内部においても造反を繰り返すことにも注意しなければならない。また外戚は皇妃・皇太子の生存と彼女らに対する皇帝からの寵愛の厚薄に左右され、恩倖はその成り立ち自体が皇帝との直接的関係に依拠するために、政権グループの交替に関係なくとも、皇帝の態度如何によって突然にその立場を失う場合がある。その一方で、弾劾を逃れながら、時の権力者を渡り歩いて生き残る高聰・劉廙(巻68、55)などの官僚もいる。このように政治な抗争を繰り広げるグループは、その内部構造も複雑であり、単純に勢力関係を規定することはできないのであるが、注意すべきは、このような政権抗争の結果、北魏後期では短期間で政権を掌握するグループが交替しつづけていることである。

政権グループが交替したとき、新しく権力を握った者によって、それまでの権力掌握グループは、直接的には誅殺や罷免・左遷(外地任務)という形で排除される。またそれは生者だけでなく死者も対象となる(劉騰・巻94)。逆に、反政権グループ掌握時に誅殺された者については、贈官・諡などを改めて与えて改葬し、生存している子孫には襲爵させ良き官位を与える(郭祚・裴植・韋儻、元寿興、奚康生など。順に巻45、64、15、73)。

また、前章で述べたように、ある人物が顕貴となった時には、逝去した祖先に遡って追贈・追封・賜諡される。このように政権グループの交代は、現在の各々の立場が逆転するだけでなく、死者に対する評価をも覆す。

我々が現在目にする北魏墓誌の大半は、そのような政治的抗争が頻発する宣武帝期以降の紀年をもつ墓誌である。これら誌主は、どの政権グループに属し、いつどのような最期を迎え、いかなる評価を与えられたのか。その評価には、墓誌が製作された時点で政権を掌握しているグループによる意図が反映されている可能性がある。

そこで次に、墓誌製作に政治的影響が関わっているのかどうかを、いくつかの墓誌をとりあげて具体的に検証してみたい。ただし、誌面の都合から代表的な数例の墓誌を取りあげる。

2. 諸例

(1) 元珍墓誌⁴⁰

⁴⁰校注 550 元珍墓誌：1920年洛陽城北北陳莊村南陵出土 石 71.5×66.6 cm。蓋欠

元珍は巻 21 下によれば、高肇に曲事し宣武帝の寵愛を得、元勰の殺害を実行した人物である。だが 1 片が 70 センチを超える大きな墓誌には、彼の身体的美点から「太和中、選入武騎侍郎」から始まる官歴と許多の戦功を記し、実に墓誌の大半に渡り美德を連ねる。毛遠明氏は『魏書』に記された元珍の姿と比べ、墓誌はほとんど虚飾であると指摘する（『校注』）。しかし、元珍の死亡と埋葬期を見れば、

以延昌三年、歳次甲午五月戊申朔、廿二日己巳寢疾不豫、薨于篤恭里第…
追贈侍中・使持節・驃騎大將軍・冀州刺史、諡曰〈空格〉。公以其年十一月
丙午朔、四日己酉窆于河南東垣之長陵

とあり、高肇が実権を握る時期であることがわかる。先にみたように、高肇の失脚と暗殺は、延昌 4 (515) 年の宣武帝の死によって突然もたらされたのであるから、元珍の延昌 3 (514) 年 11 月の埋葬は、高肇専擅の絶頂期内である。元珍は高肇からすれば、元勰を除いた功労者であり、そのような待遇の中で、死亡から埋葬までの約 5 ヶ月の間に贈官が決定し、この墓誌が造られたと考えてよい。つまりこれは、誌主が所属するグループが政権掌握時に製作された墓誌である。とすれば、『魏書』に記される元珍とは異なったその時の政権からの評価が、墓誌製作の背景にあったはずである。

諡が空欄であるのは、埋葬（填刻）までにその決定が間に合わなかったと考えられるが、遅延の理由は不明である。後で触れるように、表向きに発表された元勰の死因は事故であったが、殺害の真相はほとんど明確な事実であったから、諡の議論がすぐに解決しなかったのかもしれないが、それについて直接に指し示す史料はなく、不明である。

次に取り上げる元勰・元詳墓誌は、元珍の場合とは反対に、反所属グループの政権掌握時に製作された墓誌である。

(2) 元勰墓誌・元詳墓誌⁴¹

墓誌をみるまえに、誅殺された場合、どのような状態であるかをみておきたい。『南齊書』巻 57 魏虜伝には、「虜法、謀反者不得葬、棄尸北芒」とある。このような者には、おそらくは遺体のある場所に何かしらの目印は施されたであろうが、墓誌は用意されない可能性が高いと思われる。宣武帝期に謀反を企てて誅殺された元愔は、

遂賜死私第…同謀誅斬者数十人、潜愧愔於北邙。絶其諸子族籍。愔之諸女、
微給資産奴婢、自餘家財、悉以分賚高肇・趙脩二家（巻 21 上）

とあるし、元愉は「殮以小棺瘞之、諸子至洛、皆赦之（巻 22）」という。また謀反に協力した官僚の多くは誅殺され、その家族も死を賜るか、北邙に遷され

⁴¹校注 435 元勰墓誌：1919 年洛陽城北張羊村西一里出土 石 63×60 cm 蓋欠

校注 434 元詳墓誌：1920 年洛陽城北十八里後海資村北平塚出土 石 69×49 蓋欠

ている⁴²。そのご、「[元]通（愷の長子）弟翼…後會赦、詣闕上書、求葬其父、頗年泣請、世宗不許（卷 21 上）」とあり、また元脩義が孝明帝初に、「表陳庶人愷・庶人愉等、請宥前愆、賜葬陵域」と請うも胡太后に許可されず（卷 19 上）、正光中に初めて赦されて王禮を以て改葬されている（「後靈太后令愉之四子皆附屬籍、追封愉臨洮王、子寶月襲。乃改葬父母、追服三年」、「詔曰…頃者、咸陽・京兆王…兩門諸子、並可聽附屬籍、後復愷王爵、葬以王禮」卷 21 上）。このように、誅殺された場合は、朝廷からの許可を得なければ改葬はできず、また爵を追復され王禮を以て葬ることは、爵位をつぐ子孫にとって重要なことであった。

さて、元勰の最期は卷 21 下に詳しい。宣武帝の同意があったかは不明だが、高肇の企みによって事前に計画され、酒宴のあとに、元珍率いる武士らに強いられて毒酒をあおった。だが、表向きの死因は、

向晨、以褥裏屍、輿從屏門而出、載屍歸第、云王因飲而薨
とされており、事故死として宣武帝はすぐに哀悼の意を示し、

世宗為舉哀於東堂、給東園第一秘器、朝服一襲、賻錢八十萬、布二千匹、蠟五百斤、大鴻臚護喪事（同伝）

追崇假黃鉞・使持節・都督中外諸軍事・司徒公・侍中・太師、王如故。給鑾輅九旒、虎賁班劍百人、前後部羽葆鼓吹、輜輶車…諡曰武宣王（同伝）とした。だが、墓誌をみると永平元年（508）9月19日に死亡してから、11月6日には「長陵北山」に葬られており、約1ヶ月半の間に早急に事が進められたことがわかる。

北海王元詳は、宣武帝と同じ高太后の子であり、かつては弟として帝の寵愛を受けていた（卷 21 上）。だが高肇によって「云[元]詳[茹]皓等謀為逆乱」（同卷）と讒言せられ、宣武帝は茹皓・劉胄・常季賢等には死を賜う。しかし元詳には、

可免為庶人、別營坊館、如法禁衛、限以終身（卷 21 上）

という決定を下し、監禁する館を洛陽縣の東北隅に造り元詳を徙したものの、元詳はそこで暴死した（正始元年）。高肇の関与が有るともいわれる元詳の死だが、あくまでも表向きには、それは誅殺ではなく事故死であり、すぐさま宣武帝は詔して、「明便舉哀、可敕備辦喪還南宅、諸王皇宗、悉令奔赴。給東園秘器、賻物之數一依廣陵故事」という決定を下している。しかし、

詳貪淫之失、雖聞遠近、而死之日、罪無定名、遠近歎怪之。停殯五載とあり、埋葬されたのは元勰と同日の永平元年（508）11月6日のことである（同伝）。その直前の永平元年10月に、

詔曰…、便可追復王封、…諡曰平王（同卷）

という詔が出されており、これはおそらく元勰への贈官・諡の決定と、ほとん

⁴² 卷 39 李寶伝。

ど時を同じくして発表されていると思われる。

これら二誌は、書者は別であるが書法は来源を一にする酷似のものと指摘されており⁴³、元勰・元詳の葬儀と埋葬は、贈官と諡の決定を受けて同時に進められていたと考えられる。だが、元詳墓誌は、その埋葬場所が2字分の空間に「長陵北山」と4文字が小さく刻されており、しかも墓誌最後部には余白がなく、字からしてもこの4文字は明らかに後刻で、贈官や諡が決定されてはいても、実際の葬地は墓誌の刻字までには決定していなかったことがわかる。

ではなぜ、元勰は早急に、元詳はこの時に王禮を以て正式に埋葬されたのか。これまで宗族の元愷・元愉や恩倖への誅殺がありはしたが、元氏のなかでも歴代の皇帝より最も厚い親任があり、かつ人望もある元勰をも排除できたという高肇の力は、内外にこれまでにないほどの強い衝撃をもたらした。この事件以後、宗族である任城王元澄は、

數為肇所讒、懼不自全、乃終日酣飲、所為如狂、朝廷機要無所関豫とあり、胡注によればそのきっかけは「懲彭城王勰之禍也」という（『通鑑』巻148 梁紀4）。だが同時に、内外により強い反発を決定づけたことも事実であり、
勰既有大功於國、無罪見害、百姓冤女、行路士女、流涕而言曰、高令公枉殺如此賢王、在朝貴賤、莫不喪氣（巻21下）

という状況であったから、王朝側はあくまでも元勰を事故死として、正式に禮を以て埋葬する必要があったのではないか。加えて元詳の時も、人びとの疑惑は大きかったから（前掲）、この機会に追贈・賜諡し、両者を共に正式に埋葬する施政者側の対応を印象づけることで、人びとの懐柔を謀ろうとしたのではないか。そうであるならば、二誌主の『魏書』に見られる事跡に対して、二誌があまりにも簡略な文言であるのは（元勰については、その官歴は、墓誌に、「仕歴侍中以下至太師、十七除官」とあるのみで、前掲の元珍墓誌とは対象的である）、やはり墓誌の製作時期が、反勢力である高肇の権勢最高潮期にあること、しかもあくまでも事故死として処理され、その旨が公式に発表されたうえで葬られたことが関係していると思われる。

所属グループ政権掌握時に製作された墓誌は、元珍のほかに北族の高猛墓誌が、反所属グループの政権掌握時に製作された墓誌は、元勰・元詳のほかに、元叉墓誌がある。あるいは本稿では省略したが、政権交代後に追贈を受けて製作された墓誌には、楊播墓誌、元憚墓誌、元熙墓誌、元誘墓誌、元纂墓誌、元暉墓誌がある⁴⁴。

3. 小結

⁴³ 澤田雅弘「北魏墓誌の書者と刻者について ―元勰墓誌と元詳墓誌―」（大東文化大学書道研究所『大東 書道研究』14、2007年10月）。

⁴⁴ 詳細は、前掲拙稿「出土刻字資料研究における新しい可能性に向けて ―北魏墓誌を中心に―」。

以上、数例の墓誌をあげて、その政治的背景から製作状況を考察した。一つ一つの墓誌の製作時期、誌主とその時の政権との関係、政権側の葬儀・追贈に対する思惑が、その製作状況に深く関わっているという可能性が、少なくともこれらの墓誌には認められたように思う。つまりそれは、個々の墓誌の製作目的が、そのときの政治事情によって異なってくるのではないか、ということである。とすれば、北魏墓誌が『魏書』や正史を正誤・補充する手だてとして有効であることに異論はないが、それはどちらが正しく、どちらが間違っているかという問題に留まるものではなく、どちらもその時の政治状況を反映している可能性もあることを、まず史料の性格として強く意識しておくことが必要だろう。

むろん、すべての北魏墓誌がそうであるとは言えないが、これまで検証してきたように、少なくとも本稿であげた数例の墓誌については、墓誌が造られた時点での政治的権力の影響を受けており、政治的な要素が墓誌製作に関わっていることは指摘できる。現在史料として使われる数百を超える北魏墓誌は、ほとんどが『魏書』に詳細な伝があったり、死亡時期の状況が判明する人物ではないが、しかし、本稿で取り上げたような状況の墓誌である可能性が全くないともいいきれない。例えば、死亡年と埋葬年が極端に離れていたり、それが政権交代時を跨ぐような墓誌などは、少し注意を要するだろう。また、諡の符合しない墓誌や空白にされている誌主については、たんに通達がそれまでに間に合わないこともあったろうが、史書に散見する諡の議論⁴⁵と関係するのかもしれない。本稿で述べてきたような、その墓誌が製作された時期によって、政権交代による評価の逆転が附されているのかどうかということに留意することは、墓誌の史料性を考える上で、またその内容を見ていく上で、非常に重要で、かつ慎重に注意すべき姿勢であると思われる。これら数例の墓誌は、故人への追憶という面以上に、政治的な産物でもある面がより強く意識されるものであったし、同時に、墓誌よりも時期的には後につくられた史伝のなかに描かれた人物像・人物評価は、どのような意味を持つのかという検証作業も必要である⁴⁶。

お わ り に

⁴⁵ 于忠は、胡太后臨政中の神龜元年（518）に死亡し、東園秘器・朝服一具・衣一襲・錢二十万・布五百匹・蠟三百斤を賜り、侍中・司空公を贈られた（本伝）。ただし、その諡については于忠の悪い面を捉えた太常少卿元端案の「武醜公」と、良き面を強調した太常卿元脩義案の「武敬公」が紛糾し、結果的に胡太后によって元脩義案が採用された。

⁴⁶ 近年の成果として、史書と墓誌に描かれた人物像を詳細に検証したものに、会田大輔「『宇文述墓誌』と『隋書』宇文述伝 ―墓誌と正史の宇文述像をめぐって―」（『駿台史学』137、2009年9月）がある。

本稿では、墓誌の史料性に主眼を置き、墓誌が史料としてもつ二重性を考え、それぞれの限界性を明示し、特にその文献史料面での限界性から、墓誌と正史の記述の差異と作為性について考察してきた。具体的には、墓誌の製作時期と政治的背景を一つの手がかりとすることで、その墓誌の限界性は、この時期の社会のどの部分を語っているのか、という可能性へと転換され得ることの予測を示したが、はじめに述べたように、本稿は初歩的な考察に留まるものである。そこでこのほかに、北朝期墓誌における新しい墓誌研究の可能性を開くと思われる最近の重要な成果を、いくつか挙げておきたい。窪添慶文氏は、墓誌の形態と定型化、銘辞の分析から、北魏墓誌は南朝の影響を受けて、遷都後短い期間に定型化したことを示した⁴⁷。

徐沖氏による墓誌製作過程の研究は、誌石の余白、界格など外形的検証から墓誌の製作時期と刻字過程を、あるいは文献史料から墓誌文起草の過程（行状）を求めている⁴⁸。澤田雅弘氏は、北魏墓誌は通常は複数名の分担で刻されており、職人の担当部分や技術的な面でも、秩序が見られない場合があることなどを、刻法から証明し、墓誌製作工房の具体的な様相を追求している⁴⁹。いずれも、墓誌そのものの史料性格を考察する手だてとして捉えることができ、注目に値する。また、墓誌の形態そのものの分析から墓葬文化の伝播を考察した研究⁵⁰も、今後の新出墓誌の増加に伴いますますその精度を増していくであろう。

ここで墓誌研究の新しい試みとして、澤田氏の偽刻墓誌研究をあげておきたい。これまでの墓誌研究において、墓誌の真贋を見極める目的は、ほとんどが「この墓誌を利用してよいか」「記述は真実か」という点にあり、いったん偽刻と判明された墓誌は、研究対象から速やかに排除されてきた。澤田氏は、これを偽刻墓誌の様態を表す重要な「史料」として捉え直し、数点の偽刻墓誌に跨る同手の偽刻者を特定し、偽造時期と周辺組織の存在、完成までの具体的な製作手順の解明を試みた⁵¹。澤田氏のこれら一連の研究は、たとえ偽造品であっ

⁴⁷ 窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」（『立正史学』105、2009年）、「北魏墓誌の銘辞」（『立正大学文学部論叢』133、2011年3月）。

⁴⁸ 徐沖「北魏墓誌の生産過程与洛陽社会的日常政治——以洛陽出土北魏墓誌中的“異刻”現象為中心」（『復旦学報（社会科学版）』2011年2月、余欣編『中古時代的礼儀・宗教与制度』上海古籍出版社、2012年所収）。

⁴⁹ 澤田雅弘前掲論文、同「北魏墓誌の鑄刻について」（『大東書道研究』7、1999年）、「東魏墓誌の刻について——李挺墓誌・劉幼妃墓誌・元季聡墓誌——」（『大東書道研究』17、2009年）。

⁵⁰ 張銘心「十六国時期碑型墓志源流考」（『文史』2008年2月）、宋馨「関隴地区対北朝墓志形成的影響」（中国魏晋南北朝史学会・山西大学歴史文化学院編『中国魏晋南北朝史学会第十届年会暨国際學術検討会論文集』山西出版伝媒集団・北岳文芸出版社、2012年）。

⁵¹ 澤田雅弘「偽刻墓誌考——（北魏）張君夫人李淑真墓誌・（陳）到仲举墓誌——」（『書学文化』10、2008年）、「東魏墓誌の刻について——李挺墓誌・劉幼妃墓誌・元季聡墓誌——」（『大東書道研究』17、2009年）、「偽刻家Xの形影——同手の偽刻北魏洛陽墓誌群——」（『書学書道史研究』15、2005年）、「偽刻北魏墓誌考——朱奇墓誌・段峻德墓誌・李頤墓誌・陳厥墓誌・高珪墓誌——」（『隋代墓誌の刻について——張盈墓誌と夫人蕭氏墓誌——』（『大東書道研究』16、2008年）。

ても研究者の視角によっては重要な史料になり得ることを示し⁵²、さらに他の偽刻墓誌判別への途を開くものである。

そもそも史資料について、「一級資料」「二級資料」などの等級付けが、歴史学の間いの多様化や史資料の幅の拡大に伴い、もはやそれ自体が意味を持たず、そのように初めから史資料の価値を否定・差別することが、却って歴史研究の幅を限定的・排他的にする障碍であると考えられる⁵³。本稿で若干の分析をしたように、墓誌と正史の差異と作為性を史料の優劣の問題に収束するのではなく、そこからこそ、多様な歴史像が構成できる可能性があると思われる。かつて中国の文物が日本に紹介され始めた 20 世紀初期から半ばに、日本では、文物と文献学双方から古代中国を叙述しようとした濱田耕作（考古学）・小林太市郎氏（美術史）らの研究があった。当時の考古資料のほとんどが伝世品で出自がわからず、また考古資料の総体が極少であったという制約があり、現在からみれば、その結論は恣意的に文献史料と結びつけた結果となり、致命的な誤解が多くあることは事実である⁵⁴。それにしても、それらが紡ぎ出す古代中国の世界が魅力的であるのは、文献史料と考古資料の融合により、それぞれだけでは描ききれない当時の人びとが息づく世界を叙述できる可能性を見せてくれているからだろう。だが現代では考古資料の増大により、このような作業を研究者が一人で行うことは、ほとんど不可能である⁵⁵。しかしながら、はじめに述べたように、墓誌の蒐集・整理と、良質な墓誌集成の刊行、鋭利な分析による個別の墓誌研究の蓄積によって、墓誌そのものの史料性を求める条件は、確実に揃いつつあると思われる。

⁵²偽作・偽文書は、偽刻墓誌の場合と同様に、贗物であれば研究対象から排除されてきたが、その利用意義を強調したものに、網野善彦「偽文書の成立と効用」（『日本中世の非農民と天皇』岩波書店、1984年）、弓削達「Ⅱ史料論」（『歴史学入門』東京大学出版会、1986年）、網野善彦「第2部 偽文書」（『日本中世史学の課題 -系図・偽文書・文書』弘文堂、1996年、佐藤弘夫「本覚論・未来記・日本紀 -方法としての偽書」（『国文学 解釈と教材の研究』44・8、1999年）などがある。但し中国の偽刻墓誌の多くは、おそらくは現実的な営利目的による製作であろうことから、上記の偽作・偽文書の歴史学における利用意義とは峻別する必要がある。また近年は、墓誌そのものが盗掘に遭っていることが報告されており（陝西省考古研究院「陝西潼關稅村隋代壁画墓線刻石棺」『考古与文物』2008年第3期）、これからも新しい偽刻墓誌（拓本）が量産されることが予測され、古偽刻墓誌と新偽刻墓誌が併存するなど、この問題はより複雑化・深刻化しつつある。

⁵³ 注 52 参照。

⁵⁴ 拙稿「魍魎と祖明 -いわゆる鎮墓獣の名称をめぐる-」（『大阪市立大学東洋史論叢』15、2006年）。なお、濱田耕作氏はその著書『通論考古学』（大證閣、1922年）において、文献史料の扱いを参考にして、遺物を、第一等遺物：考古学者自ら発掘し、発掘地点、共存遺物の明なるもの、第二等遺物：発掘地明確なるも、他の状態不明なるもの、第三等遺物：発見地不明なるも、真物たること疑いなきもの、等外遺物：真偽不明なるもの、という等級をつけ、研究には一等・二等の遺物を資料として、三等は参考にすべきであり、これらの区別を考慮せずに研究を進めると、その結果は科学的性質を失うことを強調している。しかし中国由来の文物については、当時の状況ではこのような等級付けによる取捨選択は非常に困難であったと思われる。

⁵⁵ 狭川真一編『墓と葬送の中世』高志書院、2007年は、日本中世の「遺棄葬」という同一の事象について、各分野（考古学、文書学、絵画、文化人類学など）の得意とする専門的方法からそれぞれ分析・考察した具体的な試みとして注目できる。

だがその一方でいま、こうして出土刻字史料が急速に増大することにより、新たな問題も生まれつつある。これまで本稿で述べたように、出土刻字史料はまさに“「考古資料」と「文献史料」のあいだ”にあり、双方のもつ本来の資料の可能性と限界を見極めながら利用することが必要であるが、その基本的な大前提として、それらを全てとは言わずとも大半を入手し、総体的に把握しなければならない。しかし、すでにそれは、量的にも資金的にも、研究者一個人で継続して行うことはほとんど現実的には不可能である。仮に恵まれた環境にある研究者が史料を網羅的に整理し考察したとしても、それはあくまでもその特定の整理者によって変成された結果である。つまり、昨今の急激な墓誌史料の膨張は、歴史学における墓誌研究の発展と飛躍を約束するようであり、実は徐々にその可能性を狭めているともいえる。筆者が考えるに、この状況に対処するためには、やはり資史料の一元化を目的として整理・公開するためのセンターとなる資史料提供施設の存在が求められ、それら原資史料を用いて様々な方面から議論し考察するような共同研究を継続して行っていくことが、学界における共通の課題となるのではないだろうか。このような期待を込め、拙い内容ではあるが、ここで本稿を終えたい。

[付記] 本稿は、「第5回中国中古史青年学者聯誼会」（於首都師範大学、2011年8月）における発表「試論北魏墓志史料の特性」をもとに改訂したものである。

漢晋史研究における文献史料の可能性

——人物伝を中心に——

阪南大学 永田拓治

はじめに

中国では古くから種々の文字記録が残されてきた。なかでも『史記』・『漢書』といった王朝史をはじめとする、多くの「史」書が編纂されてきた。かかる「史」書を通時代的に生み出してきた中国において、魏晋期は「史」の発展の画期と位置づけられ、「史」が当該時代の歴史的性格をうかがううえで重要であると考えられている。

ただ、古来より中国では連綿と「史」書が編纂されており、なにも魏晋社会のみに特徴的な現象とはいえない。ではなぜ「史」が魏晋期を特徴づける歴史的性格として認識されているのであろうか。

魏晋期が「史」発展の画期と位置づけられるゆえんはどこにあるかという点、その第一にあげられるのは、書目分類における「史」部の独立であるといえる。周知のとおり、『漢書』藝文志で「史」は、六藝略春秋に属しており、書目分類の一角とはみなされていなかった。これが魏晋期に至り、「史」部が成立するわけであるが、その詳細については、『隋書』経籍志の序から概観しておきたい。

魏氏代漢、采掇遺亡、藏在祕書中・外三閣。魏祕書郎鄭默、始制中經、祕書監荀勗、又因中經、更著新簿、分爲四部、總括羣書。一曰甲部、紀六藝及小學等書。二曰乙部、有古諸子家・近世子家・兵書・兵家・術數。三曰丙部、有史記・舊事・皇覽簿・雜事。四曰丁部、有詩賦・圖讖・汲冢書。大凡四部合二萬九千九百四十五卷。

と、祕書監の荀勗が魏の祕書郎鄭默が記した『中經』により『新簿』を著したとある¹。ここで注目すべきは、『新簿』が四部で構成され、丙部に「史記、舊事、皇覽簿、雜事」といった『漢書』藝文志では六藝略春秋に属していた書物が配されているという点である²。また同志序には、

¹ 『文選』卷四六序下、王文憲集序に引く王隱『晋書』には、

荀勗、字公曾。領祕書監、與中書令張華依劉向別錄整理錯亂、又得汲冢竹書、身自撰次、以爲中經。とあり、王隱は荀勗の著した書を『中經』としている。また、鄭默の著したとされる『中經』については、阮孝緒『七錄』序、古今書最には引かれておらず、その詳細は不明である。

² 戸川芳郎氏（「四部分類と史籍」『東方学』八四、一九九二年）は、魏晋書目の史部の創設について「丙部に史記や旧事が属しているからといって、この「晋中經簿」の部立てが史部の開宗であるとは断定できない」と指摘する。

惠・懷之亂、京華蕩覆、渠閣文籍、靡有子遺。東晉之初、漸更鳩聚。著作郎李充、以（荀）勗舊簿校之、其見存者、但有三千一十四卷。充遂總沒衆篇之名、但以甲乙爲次。自爾因循、無所變革。

と、西晋末の混乱で書籍は失われ、東晋期に著作郎であった李充が荀勗の『新簿』により対校したところ、29,945 卷のうち 3,014 卷のみが確認できたとある³。李充はそれを『新簿』と同じく四部とし、篇名を省き、単に甲部・乙部として順序づけた。これについては、『文選』卷四六序下、王文憲集序に引く臧榮緒『晋書』に、「五經爲甲部。史記爲乙部。諸子爲丙部。詩賦爲丁部。」と、五經を甲部に、史記を乙部に、諸子を丙部にしたとある。ここから、東晋の李充により荀勗『新簿』の乙部と丙部が入れ替えられ、現在の四部分類と同様に經史子集の順序が確立することとなる。

このように魏晋期に、書目分類に「史」部が立てられ、經部につぐ地位が与えられたことをもって、魏晋期に「史」が発展してきたことの根拠とすることは共通する認識であるといえる。しかし、この「史」部の独立については、「史」書の増加にともない經部から析出されたとする見解と、その独立を当該社会の史的变化を反映するもの、ととらえる二つの考え方がある。

「史」書の増加にその原因をもとめるものとしては、古くは梁の阮孝緒がその書『七録』の序（『広弘明集』卷三）で、「史」書の増加により史部が析出されたとの考えを示している。これは内藤湖南⁴・武内義雄⁵・倉石武四郎氏⁶らにもみられる意識である。

これに対して、戸川芳郎氏は「書籍の類別のうえでの、史部の經部からのこの独立は、「六略」から「四部」へと展開する背景にあらわれた漢魏期文化の大きい史的变化を反映する」⁷と、そこに後漢から魏にかけての歴史的变化をみいだす。また、井上進氏は、この戸川氏の指摘をふまえ、「魏晋の際、史書が本格的に増加しはじめたその時に、すぐ新たな四部分類が登場したという事実は、単に史書の量的な増加からだけでは説明しきれない」⁸と述べている。

これについては、西晋末の混乱で書籍が失われ、東晋期には、荀勗『新簿』の約十分の一しか残っていなかったにもかかわらず、李充が四部分類を採用し、かつ乙部と丙部を入れ替えていることから、戸川・井上両氏が指摘するように、史部の析出は「史」書の増加というよりは、「史」に対する意識の変化であると考えられる。

³李充の書目編纂について姚名達（『中国目録学年表』商務印書館、一九四〇年）は、穆帝の永和年間（345-356年）と推定している。

⁴「支那目録学」（『内藤湖南全集』一二、筑摩書房、一九七〇年）参照。

⁵『支那学研究法』（岩波書店、一九四九年）参照。

⁶『目録学』（東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター刊行会、一九七三年）参照。

⁷戸川前掲論文参照。

⁸「四部分類の成立」（『名古屋大学文学部研究論集』五十周年記念論集、史学四五、一九九九年）参照。

では、ここでいう「史」書とはどのような書物を指すのであろうか。そこで、まず魏晋期の「史」書をうかがううえで最も重要な史料となる『隋書』卷三三経籍志史部（以下、『隋書』経籍志史部）をみておきたい。『隋書』経籍志史部には、古くは先秦期から唐初に至るまでに編纂された「史」書が、他の分類（とくに経・集部）に比べて多く収載されている。史部は、正史・古史・雑史・霸史・起居注・旧事・職官・儀注・刑法・雑伝・地理・譜系・簿録の13に分類され、計817部・13,264巻（実数812部・13,220巻）が収められている。その内訳を収載部数の多いものから見てみると、雑伝217部・1,286巻が群を抜いて多く、つぎに地理139部・1,432巻、72部・917巻の雑史と続く。王朝史たる正史は、67部3,083巻、古史には34部666巻の収載が確認できる。

従来、『隋書』経籍志史部に収載されている「史」書の多くが魏晋期に編まれているという状況から、この時代が「史」書を、なかでも、「雑伝」に収載された書籍を生み出すに適した歴史的特質をそなえた時代であると考えられてきた⁹。

そこで『隋書』経籍志史部雑伝に分類された書物をみてみると、「耆旧伝」「先賢伝」・「家伝」・「類伝」（高士伝・孝子伝・逸民伝・列女伝等）・「仏道類伝」（高僧伝・列仙伝・神仙伝等）・「志怪書」（「搜神記」・「靈鬼志」等）など¹⁰が収載されている。ただ、これら雑伝

⁹ 遼耀東「魏晋史学的時代特質」（『魏晋史学及其他』東大図書公司、一九九八年）参照。

¹⁰ 『隋書』経籍志史部雑伝に収載されている書物の分類について、古く『通志』藝文略「伝記」では、耆旧・高隱・孝友・忠烈・名士・交遊・列伝・家伝・列女・科第・名号・冥異・祥異の十三種に区分する。また、重沢俊郎氏（「文献目録を通して見た六朝の歴史意識」（『東洋史研究』一八—一、一九五九年）は、①地域別有名人を対象とした記録、②別伝・家伝、③同一の性格をもつ伝を集めたもの、④列異・搜神記の四分類に、小林昇氏（初出『早稲田大学大学院文学研究科紀要』七、一九七三年。のち同著『中国・日本における歴史観と隱逸思想』早稲田大学出版部、一九八三年、所収）は、①先賢・耆旧・高士・列女②別伝・家伝③列仙・道士・高僧④列異・搜神記の四つに分類している。そのほか、佐野誠子氏（「雑伝書としての志怪書」（『日本中国学会報』五四、二〇〇二年）は、耆旧・高隱・孝友・忠節・名士・雑伝・家伝・童子・交遊・列女・僧侶・神仙・鬼神の13種に分類する。また、遼耀東氏（『隋書・経籍志・史部』及其「雑伝類」的分析（『魏晋史学的思想与社会基礎』東大図書公司、二〇〇〇年）は、『三国志』裴注・『世説新語』劉注や類書によって『隋書』経籍志を補って以下のように分類している。

分類	郡書	家史	類伝	別伝	仏道	志怪	合計
隋志	36	28	63	6	38	36	207
輯補	15	39	24	205	3		286
合計	51	67	87	211	41	36	493

このように、各人によって分類の仕方が異なることがわかる。ただ、ここで注目したいのは、重沢・小林・遼氏が、隋志史部雑伝には収載されていない「別伝」を補っていることである。なお、「別伝」が隋志に収載されなかった理由について小林氏は、「別伝の人物が殆ど全て正史の列伝に含まれているとともに、別伝が片片たる小冊子に過ぎなかったから」と推測している。

に収載されている書物はすべて散佚しており、完本としての伝来は確認できず、『三国志』裴松之注（以下、裴注）・『後漢書』李賢等注・『世説新語』劉孝標注（以下、劉注）や、『藝文類聚』・『北堂書鈔』・『初学記』・『太平御覽』といった類書に佚文を残すにすぎない。そこからその編纂者、編纂時期が明らかなものをうかがうに、「耆旧伝」「先賢伝」・「家伝」は後漢から東晋期にかけて集中的に編纂が行われたことがわかる。また、「類伝」は後漢から南北朝にかけての広範な時期に¹¹、「仏道書」・「志怪書」¹²は魏晋以降に編纂が盛んとなったと思われる。

ここから看取されることは、その編纂時期が「魏晋」ではなく「漢晋」（後漢三国両晋期）であったということである。この魏晋期を特徴付けるとされる「史」書が後漢期、すでに編纂されていたという事実は重要であると考えられる。

つぎに『隋書』経籍志史部雑伝に収載されている書物の特徴であるが、志怪書をのぞいては、人物を対象とした「伝」であることが指摘できる。この人物伝は、『史記』・『漢書』といった紀伝体を構成する列伝と同様に故人の事蹟を記したものであり、その体裁も列伝とかわるところはない。ただ、列伝と大きく異なる点は、王朝史に繋がらない人物伝である、という点である。なお、本稿で用いる人物伝について定義しておきたい。本稿では、人物伝を、漢晋期に簇出した王朝史と関わらない（王朝史に含まれない）、故人の事蹟を対象とした伝とする。

本稿では、漢晋期に集中的に編纂が行われた人物伝が、当該時代の歴史的な性格を反映するものであるとの予測のもと、その史料的可能性にせまりたい。

一 人物伝研究の現状と課題

1、人物伝研究と「雑伝書」研究

『三国志』裴注・『世説新語』劉注などの史注や『藝文類聚』・『初学記』・『北堂書鈔』・『太平御覽』といった類書には、多くの人物伝が残されている。これまでも『隋書』経籍志史部雑伝に収載された人物伝の多くが魏晋期に編纂されたという点に着目し、かかる人物伝を研究対象として魏晋期の歴史的な性格にせまるという研究手法が多くみられた。

これらの研究は大きく二つに分類できる。一つは、『隋書』経籍志史部雑伝に収載されている人物伝を「雑伝書」としてその全体から考察を加えるもの、いま一つは、個別の人

¹¹高士伝・逸民伝・孝子伝は西晋以降にその編纂が盛んになったと思われる。なお、「類伝」編纂者の特徴として、王朝史の編纂者が多いことが指摘できる。加えて、習鑿齒・孫盛・袁宏・徐広・王韶之と編年体の王朝史を編んだ者が多いことも興味深い。「高士伝」・「逸民伝」については、松浦崇氏「逸民伝・高士伝を通して見た隠逸思想の展開（上）」『福岡大学 人文論叢』二〇-二、一九八八年）参照。

¹²『隋書』経籍志史部雑伝に収載されている志怪書に注目したものとしては、劉苑如「雑伝体志怪与士伝的關係」（『中国文哲研究集刊』八）、一九九六年、佐野前掲論文があげられる。

物伝に考察を加えるものである。

前者として、遼耀東氏¹³と胡宝国氏¹⁴の業績があげられる¹⁵。遼耀東氏は、魏晋期に独自の社会と思想の変遷が、両漢、および隋唐とは異なる独自の魏晋史学を形成したとし、なかでも「雑伝書」（本稿でいう人物伝）が魏晋史学の特色であると指摘する。

そこで氏は、魏晋史学を特徴づけるとする「雑伝書」について、二つの視角から考察している。一つは、両漢期に権威的であった経学が衰退し、玄学思想が盛んになることで個人の意識が覚醒し、史学家の人物評論に新しい標準が生まれたと思想面から考察している。いま一つは、門閥を重視する社会的風潮のなかで、世家大族が中心となって史学の発展を促進したと政治・社会の側面から分析を加えている。そして、このような思想・政治・社会の状況を背景として「雑伝書」が生み出されたとし、かかる「雑伝書」の素材となったのが、後漢後期より流行をみた人物評であったとする。この人物評は、世族大族がその担い手となり、同等の郡望家族の構成員同士が、互いを比較評価することで、門閥社会内部での婚姻関係、家柄の不同の区分が進み、閉塞的な社会を形成する。これにより、ある家族の郡望・家学・家風・婚姻関係が家族の高下（家格の高下）を構成する重要な要素となり、魏晋期の雑伝中にみえる「家史」・「家伝」・「世録」などが形成されていったと述べる。

また、この種の人物評の形式は、本来両漢の地方察挙における郷里での評議が基礎となっていることから、そこには地域差が存在すると指摘する。この地域差は、後漢末の混乱、後漢の崩壊、群雄の割拠という時代の局面が生みだされたことにより、先鋭化し、魏晋雑伝中で地域を主体とした「耆旧伝」「先賢伝」などの人物伝が形成されたとする。

以上のように、遼耀東氏は、漢晋期に流行した「家伝」・「耆旧伝」「先賢伝」といった「雑伝書」の担い手を世族大族にもとめ、その役割をかれらがより排他的な社会（門閥社会）を構築する手段であったと結論づける。

この『隋書』経籍志史部雑伝に収載される人物伝と門閥社会の関係について、宮川尚志氏¹⁶は、「六朝史学は貴族の史学」であったとし、「史学の存立は貴族の手中にあり、貴族の関心する所が多く史書に反映している。即ち家門の名誉と栄貴とを宣伝し誇示するため

¹³遼耀東「魏晋別伝の時代性格」（『魏晋史学的思想与社会基礎』（東大図書公司、二〇〇〇年）参照。

¹⁴胡宝国「雑伝与人物品評」（『漢唐間史学的發展』商務印書館、二〇〇三年）参照。

¹⁵ そのほか、小林昇「魏晋時代の伝記と史官」（初出、一九七三年。のち『中国・日本における歴史観と隠逸思想』早稲田大学出版部、一九八三年所収）、仇鹿鳴「略談魏晋的雑伝」（『史学史研究』一、二〇〇六年）がある。

¹⁶宮川尚志「六朝時代の史学」（『東洋史研究』五-六、一九四〇年）参照。なお、人物伝の流行の背景に門閥社会の存在を見いだすものとしては、錢穆「略論魏晋南北朝學術文化与当時門第之關係」（『中国學術思想史論叢』東大図書公司、一九八五年）、周一良「魏晋南北朝史学發展的特質」（『魏晋南北朝史論集』北京大学出版社、一九九七年）、邱敏『六朝史学』南京出版社、二〇〇三年、第四章「六朝史書（下）」第一節雑伝譜系）などがあげられる。

に譜学・家伝の類が多く作られ、また家門の血統の一つ一つの環である個人の性行に関する記述として伝記・逸話集（世説新語の如き）の類が編述されたと、その担い手は貴族であり、伝記の編纂に家門の血統を飾る役割を見いだしている。また、人物伝について、「貴顕なる地位にある個人及びその属する家門に対する関心がつよいこと。（中略）これは耆旧伝や某々別伝の形で著されるものについていう。そしてこの場合の関心はむしろ個人の属する家族に向けられているので、家伝や譜系の類が作られた事情は当時の門閥崇尚の風潮と伴うものであることという迄もない」と、「耆旧伝」「先賢伝」・「家伝」・「別伝」といった人物伝の編纂が個人の事蹟を重視したというよりもむしろ、その個人の背後にある家門にあったことを端的に指摘している。

この貴族の手によって行われた人物伝の作成が、当該社会のなかでどのように機能、すなわち貴族制社会を構築維持するためにどのように機能していたかについて、渡邊義浩氏は、「家柄と通婚圏に価値を置く貴族は、史書を利用したそれらの偽造に対して史料批判を行うことで、家柄により表現される貴族の自律的秩序を維持しようとした。「史」は貴族の自律的秩序を守るための文化的価値となった」¹⁷と、貴族が新興する勢力の記す人物伝をはじめとする「史」書に史料批判を加えることで排他的な社会を維持（自律的秩序の維持）していたとの見解を示している。

ここからうかがえることは、魏晋期に発展を遂げた「史」書の一形態として人物伝は、世族大族（貴族）を担い手として、かれらが生きる社会、すなわち門閥を重視する社会のなかでかれらの政治的社会的地位を維持する手段として位置づけられているということである。

しかし、このような考え方に対し、胡宝国氏は、『隋書』経籍志史部雜伝に収載されている「郡書」（本論でいうところの「耆旧伝」「先賢伝」）・「家伝」・「高士伝」・「別伝」から「雜伝書」に分析を加える。そこでは、その編纂時期が後漢末から東晋期であることを指摘し、門閥観念が強固となる南朝劉宋期において人物伝が激減するという事実から、「雜伝書」の流行と門閥を重視する社会の関係を否定する。そして、これまではともに門閥社会を維持する手段とされてきた「郡書」と「家伝」とを区別し、大族を輩出しない地域では「郡書」が、多くの大族を輩出する地域では「家伝」が、それぞれ対抗する目的をもって編纂されたと指摘する。すなわち、胡氏は「雜伝書」を門閥社会成立前夜の社会的状況から生み出されたものと考えていることがわかる。

また、劉宋期にその編纂が激減したことについて、後漢後期に皇帝権力の弱体化により流行した人物評が、南朝にはいり徐々に皇帝権力の強化とともに、国家に収斂されたこと、および、家柄の確定により個人の事蹟よりも、家柄の高下を重視する社会が台頭してきたことにもとめる。

¹⁷渡邊義浩氏（「史」の自立—魏晋期における別伝の盛行を中心として—『史学雑誌』一一二—四、二〇〇三年）参照。

以上、『隋書』経籍志史部雜伝に収載されている人物伝全体から考察を加えた先行研究をみてきた。そこでは、魏晋期における「史」の発展を特徴づける「史」書の一形態としての「雜伝書」（人物伝）について、世族大族を担い手として、門閥社会成立過程および成立後の社会で、新興勢力をおさえ、排他的な社会を維持する手段と位置づけるこれまでの見解と、門閥社会成立前夜に流行し、門閥社会の成立を期に衰退したとみる胡宝国氏の見解について概括を加えた。

2、人物伝研究における「別伝」の位相

つぎに、各人物伝を対象とした先行研究についてみておきたい。ここでは人物伝のなかでもとくに「別伝」に注目して整理を行いたい。なぜなら、「別伝」については、これまで各人物伝の素材という視点から言及がなされており、各人物伝に考察を加えるうえで、この「別伝」の位置づけを明確にしておく必要があると考えるからである。

漢晋期社会における「別伝」の重要性に注視した専論としては、矢野主税氏の「別伝の研究」があげられる¹⁸。矢野氏は、「別伝」について、一家・一門によって作られたものではなく、世評をもとにして外部から眺めた人物論であったとする。その製作時期については、立伝対象者の死後であったことを前提とし、伝主と近い時代あるいは同時代の人が直接資料に基づいて編纂したものと、後世の人が間接資料にもとづいて編纂したものの二つにわけられるとする。

また、「別伝」の作者の多くが不明であることについては、一家・一門ではなく「当時社会上に流布していた人物評を基として書かれたという性格—勿論その編纂にあたっては種々の資料をその家に求めたかも知れないが—によって、それら別伝はある個人の作というよりも、当時の社会の作というべきものであったからではあるまいか。換言すれば、別伝とは門閥社会の、その人物に対する評価であったと考えられるのである」とし、矢野氏は、門閥社会の存在を前提として流行したこの「別伝」が、同じく門閥社会のなかで流行した「家伝」編纂の材料となった可能性を指摘する。ただ、門閥社会の評価であるとの結論には曖昧さが残る。

これに対し、遼耀東氏は、「別伝」とは魏晋期に流行した叙述形式であり、その作者は著名な文筆の士で、作者と伝者の関係の多くは血縁、あるいは婚姻関係にあり、互いに立伝が行われたもので、これは魏晋時期の特殊な社会構造である門閥制度と密接に関わるものであるとする。そしてこの「別伝」が、同じく世族大族の手によって編まれた「家伝」・「耆旧伝」「先賢伝」の素材となったとする。

以上より、矢野・遼耀東氏はともに「別伝」流行の背景に門閥社会の存在をあげる¹⁹。た

¹⁸矢野主税「六朝門閥の社会的政治的考察」(『長大史学』六、一九六一年)、「別伝の研究」(『長崎大学教養(育)学部社会科学論叢』一六、一九六七年)参照。

¹⁹「別伝」の流行と門閥社会との関わりに言及するものに、李传印『魏晋南北朝时期史学与政治的关系』

だ、その作者を著名な文筆家で、伝主と作者の関係は血縁ないしは婚姻関係にあるとする遼耀東氏²⁰に対し、矢野氏は、その作者は一家・一門ではない、世評に基づいた外部からの人物評であったとする点において異なる。

「別伝」の作者について遼耀東氏は、211種の「別伝」²¹をあげ、そのうち作者が明らかでない27種、23名をもとに考察を加えている。渡邊義浩氏は、遼耀東氏の見解を受け、「魏晋期に固有の史書である「別伝」も、(中略)個人のため、家のため、その記述は偏向を持ち歪曲された歴史が描かれた。「名士」やその後進である貴族は、九品中正の状を有利にするための手段として、或いは政争の具として史書を濫造したのである」と、「別伝」がみずからの立場を有利にするために編まれた偏向の多い史書²²であると、その役割をより明確に示している。ただ、作者と伝主の関係がわかるものは、わずか13組にすぎず、これらの事例から「別伝」の作者の傾向を特定することは難しいと考える。

つぎに、矢野氏が指摘する「世評」に基づいた外部からの人物評であるとの指摘に検討を加えたいのであるが、矢野氏の述べるようにその作者の多くは不明であり、分析を加えるにもその手がかりが少ない。そこで、「別伝」の編纂をべつ々の角度から考察した例をみてみたい。それは「別伝」の編纂と史官の関係に注目したものである。

船木勝馬氏は、『宋書』百官志の「晉制、著作佐郎始めて職に到るに、必ず名臣傳を撰す。(晉制、著作佐郎始到職、必撰名臣傳。)」という記事に注目し、これを著作佐郎に任じる際の資格試験的なものであると解釈し、魏晋期に個人の伝記が多く編まれたのは、こ

(華中科技大学出版社、二〇〇四年、)仇鹿鳴『略談魏晉的雜傳』、『史学史研究』二〇〇六年第一期)等がある。

²⁰渡邊氏(前掲論文)は、遼耀東氏の見解を支持し、「縁故者の伝主を描く別伝は、その家に有利な史書を著すことにより、門地の社会的評価を上昇させることを目指したものであると考える。伝主を描くことは、単に伝主だけでなく、その一族の名声の上昇にとって有利なことだったのであろう。」と述べる。

²¹「別伝」の時代ごと・書物ごとの編纂数については、遼耀東氏(「魏晉別伝的性格」前掲書)が、『三国志』裴注・『世説新語』劉注、『太平御覧』・『北堂書鈔』・『藝文類聚』・『初学記』に収録されている「別伝」を収集し、戦国1名、前漢5名、三国52名、西晋46名、東晋95名の合計211名の「別伝」をあげている。なお氏は、『後漢書』注・『文選』注・『水経注』などにも若干の「別伝」が収録されているが、数が僅かであることと、内容が重複していることから収録しなかったとする。

²²各人物伝の史料的价值については、その価値を高く評価するものと、『隋書』経籍志史部雜伝序・『史通』雜述の評価により、問題のあるものとする考えがある。前者として、矢野氏(前掲論文)は「別伝」を「正史に比して劣るものではない」とその価値を高く評価している。これに対し、渡部武(「先賢伝」「耆旧伝」の流行と人物評価の関係について)、『史観』八二、一九七〇年・松浦崇(「逸民伝・高士伝を通してみた隠逸思想の展開(上)」、『福岡大学 人文論叢』二〇-二、一九八八年)両氏は、『隋書』経籍志史部雜伝の「史官の筆のすさび」という評価を踏襲している。

のことに起因するものとしている²³。これは、非常に示唆的で興味深い指摘である。確かに史官に任官するときに編むべき「名臣伝」であれば、作者の名が不明であるのも頷ける。ただ、小林昇氏が、「別伝」は後漢期、史官による制作により、三国以降は私人による編纂が行われたと推測している²⁴ように「別伝」の編纂をすべて史官に帰すのも難しい。

そもそも、「別伝」については漢晋期の歴史叙述にあれほど多弁である『史通』がまったく言及していないだけでなく、全く異なる「別伝」認識を持っていること²⁵、また『隋書』経籍志が収録していないことから、書物としての体裁をとっていないかと思えることができる。

では、『隋書』経籍志史部には一書も収録されておらず²⁶、『史通』でも言及されていない「別伝」は、なぜ漢晋期の人物伝として重視されるにいたったのであろうか。漢晋期の人物伝のなかで「別伝」に注目した先駆ともいえるべきは、清の考証学者である湯球と章宗源であろう。湯球は、『晋諸公別伝輯本』で「別伝」の佚文を収録している。そこで湯球は「別伝」について、「夫別傳者何、蓋別乎正史而名之也」と、正史とは異なることから「別」と名付けられたとの考えを示している。

また、章宗源は、『隋書経籍志考證』（『二十五史補編』開明書店原版重印、中華書局、一九五五年、所収）で『隋書』経籍志史部雑伝に収録されていない「別伝」一八四家を史部雑伝に収録している。この『隋書』経籍志史部雑伝に「別伝」を収録するという考え方は、その後、侯康『補三国藝文志』（『二十五史補編』所収）や姚振宗『隋書経籍志考證』（『二十五史補編』所収）らに踏襲されることとなる。これが、「別伝」を『隋書』経籍志史部雑伝に収録し、「別伝」が漢晋期の人物伝の一つとして認識されるようになる画期となったといえる²⁷。

以上、『隋書』経籍志史部雑伝に収録されている人物伝についての先行研究について概括を加えてきた。そこで、気づいたいくつかの問題点を整理しておきたい。

まず人物伝研究全体についていえることは、後漢末に郷里社会を中心に流行した人物評にその淵源をもとめていること、また、人物伝の編纂が魏晋期の社会において、その編者、および関係者の社会的地位向上をはかるものであったという点において共通しているということである。

²³船木勝馬「晋朝における史官・修史をめぐる」（『日野開三郎博士頌寿記念 論集中国社会・制度・文化史の諸問題』中国書店、一九八七年）参照。

²⁴小林前掲論文参照。

²⁵本文に引用した『史通』雑述第三四の「別伝」の項にあるように、劉知幾は、劉向『列女伝』・梁鴻『逸民伝』・趙采『忠臣伝』・徐広『孝子伝』といった人物類伝を「別伝」としてあげている。

²⁶『隋書』経籍志史部雑伝は、『東方朔伝』八卷、『毋丘儉伝』三卷、『管輅伝』三卷を収録するが、「別伝」の名は見えない。

²⁷なお「別伝」については、別稿（「漢晋期流行的別伝」未刊行）で詳述している。

後漢後期、郷里社会を中心に行われた人物評（郷評）が、政治的社会的に規制力を有し、当該社会に大きな影響、すなわち、政治的社会的地位の浮沈を左右したことについてはつとに先学の指摘するとおりで²⁸。これをうけ渡邊義浩氏は「九品中正制度施行後の人物伝は、制度の根幹である人物評価に係わる著作となるだけに、大きな政治的影響力を有した」²⁹とする。

確かに人物評は、生きている人士を対象として行われるものであり、それが任官の際に重視され、大きな影響力を持ったことについては理解しやすい。しかし、その人物評をもとにしているとはいうものの、被評価者の没後に記された人物伝がいったいどのようにして、またいったい誰の社会的地位の向上に役立つのか、という点については疑問が残る。たとえば人物伝が人物評をもとに編まれたとしても、素材を同じくすることが、その社会的目的をも同じくするとはいえないのではなかろうか。これまでの研究では、故人の事蹟を人物伝として編纂することが、いかにして当該社会において社会的地位の向上に結びつくのか、という点を明確に意識していなかったように感じる。人物評と人物伝の関係を明らかにするためには、両者を区別し、互いが当該社会にいかなる役割を担っていたかを再検討する必要があると考える³⁰。

つぎに「別伝」については、『隋書』経籍志、『史通』に記載されていないにも関わらず、章宗源が『隋書経籍志考證』に「別伝」を採録して以降、魏晉を代表する人物伝であるとの認識が自明のこととして議論されているように感じる。しかし、「別伝」をはじめ、これまでの人物伝研究では、その内容から導き出されたというよりも、当該社会の状況から導き出された結論、という印象を受ける。

²⁸東晋次『後漢時代の政治と社会』第五章「地方社会の変容と豪族」第三節「豪族社会の構造と選挙」（名古屋大学出版会、一九九九年）参照。

²⁹渡邊前掲論文参照。

³⁰人物伝の再検討については、拙稿「「先賢伝」「耆旧伝」の歴史的な性格—漢晋時代の人物と地域の叙述と社会」（『中国—社会と文化』二一、二〇〇六年）、状と「先賢伝」「耆旧伝」の編纂—「郡国書」から「海内書」へ」（『東洋学報』九一—三、二〇〇九年）、「汝南先賢傳」の編纂」（『立命館文学』六一九、二〇一〇年）、「漢晋期における「家伝」の流行と先賢」（『東洋学報』九四—三、二〇一二年）、「上計制度と「耆旧伝」「先賢伝」的編纂」（『古代長江中游社会研究』上海古籍出版社、二〇一三年）等を参照。なお、人物伝については、同じく当該時代に現れた墓誌との関わりに注目する研究がある。たとえば、胡宝国氏（前掲論文）は、墓誌を「石上の別伝」と呼ぶようにその関係に注目する。確かに墓誌の素材もまた一族・郷里における記録が中心となったと思われる。しかし、素材が同じであることが、その社会的役割（目的）をも同じくすることを意味しない。同じ素材であったとしてもその素材がどのような意図をもって記録されたか、が重要となる。それが、福原啓郎氏（「西晋の墓誌の意義」『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所、一九九三年）が述べるように、定義が曖昧で、その起源が明らかでない墓誌であれば、なおさら慎重に議論する必要があると考える。

いったいなぜこのような問題が生じたのであろうか。以下、次節では問題の所在をより鮮明にするために、漢晋期に流行した人物伝を研究するうえで欠くことのできない『隋書』経籍志についてみておきたい。

二 人物伝研究における『隋書』経籍志の位相

1、歴代書目と『隋書』経籍志

『漢書』藝文志が成されてから『隋書』経籍志成著まではおよそ六百年。『隋書』経籍志は『五代史志』（梁・陳、齊・周・隋）の一部として編纂され、高宗顯慶元（656）年に上梓される。その間の代表的な書目には、（魏）鄭默『中経』・（西晋）荀勗『新簿』・（東晋）李充『晋元帝四部書目』・（宋）王儉『元徽元年四部書目録』『今書七志』・（梁）阮孝緒『七録』等がある。

なかでも後漢末から魏晋期にかけては、その書目分類に大きな変化が興った時代であったことについては、すでに述べたとおりである。しかし、その変遷過程の詳細については現在『七録』序・目録以外はすでに散逸しているためあきらかにしがたい。そのため、『漢書』藝文志以降に編纂された書物を研究するにあたっては、唐初に、『五代史志』として『七録』を土台に成ったといわれる『隋書』経籍志³¹による他なく、その地位を相対的に高めている。これについて清水凱夫氏は、「従来の南北朝期の文献研究に於いては、往々にして『隋書』経籍志の記事が確実な立論の根拠として採用されていることが多く、既に一種の権威ある規準と化している傾向が強い」³²と指摘している。

では、漢晋期に編纂された書物を研究するうえで、『隋書』経籍志が「権威ある基準と化」することでどのような問題が生じるのであろうか。

たとえば、『隋書』経籍志と『隋書』経籍志のもとになったとされる阮孝緒『七録』の分類を比べてみると、『七録』で国史と一括してされていた紀伝体と編年体の書籍が、『隋書』経籍志では正史（紀伝体）と古史（編年体）にわけられている。また、『七録』では雑伝と鬼神にわけられていたものが、『隋書』経籍志では雑伝に一本化されていることが看取できる。このように『隋書』経籍志よりも漢晋期に近い梁の時代に編まれた『七録』の分類とであってもこのような違いが生じている。

このように、漢晋期の「史」書を分析するうえで基本となる『隋書』経籍志史部の分類が、その収載対象となっている時代の書物に対する認識を反映するものとはいえないこと

³¹従来、『隋書』経籍志は、梁阮孝緒『七録』を土台に作成されたものとの見解が一般的であるが、金文京氏（「中国目録学史上における子部の意義—六朝期目録学の再検討—」『斯道文庫論集』三三、一九九八年）は、隋の秘書丞許善心が編纂した七部分類である『七林』が、『隋書』経籍志に最も近い目録であろうと推測する。

³²『隋書』経籍志の位相と改訂復元法（『日本中国学会報』通号五一、一九九九年）参照。

がわかる。『隋書』経籍志史部の分類をもとに漢晋期の書籍に分析を加えることについて、「東漢末、魏晋期の、史籍の、さらには著述一般の、制作の実相をことさらに把握しにくいものとなしてしまっている」³³とする、戸川芳郎氏の指摘は示唆的である。

さらに、注意すべきは、後漢初に成った『漢書』藝文志から魏晋期に「史」部が独立するまでに編まれた後漢時代の書物が、「史」部に分類されているという点である。このことから、書目分類で「史」が意識される以前の書物（後漢期）と、明確に意識されたあとの書物（魏晋期）では、同一の書名であってもそこには違いがあるのではないか、という疑念がわいてくる。

たとえば、さきにみた『隋書』経籍志史部雑伝に収載されている「耆旧伝」「先賢伝」は、後漢の光武帝の詔により編纂がはじまったとされ、後漢初期から東晋末までのおよそ四百年にわたり編纂が行われた。この「耆旧伝」「先賢伝」なる人物伝は、はたして「史」が確立する前の後漢時代のものと「史」が確立した後の東晋時代のものでは、その名が同じというだけで「史」書とし、一括してよいのか、という疑念である³⁴。

この疑念を明らかにするには、魏晋期に先立つ後漢の位置づけを明確にすることが必須であり、本稿が考察の対象を「漢晋」期とするゆえんはここにある。魏晋を「史」学史上での画期ととらえることは重要な視点であるが、それに先立つ後漢期の位置づけ、およびその連続性を、より明確に意識する必要があると考える。

2、『隋書』経籍志史部雑伝の検討

つぎに漢晋期に流行した人物伝に検討を加えるうえで欠かすことのできない『隋書』経籍志史部雑伝について分析を加えたい。

『隋書』経籍志史部雑伝序には、

又漢時、阮倉作列仙圖、劉向典校經籍、始作列仙・列士・列女之傳、皆因其志尚、率爾而作、不在正史。後漢光武、始詔南陽、撰作風俗。故沛・三輔有耆舊節士之序。魯・廬江有名德先賢之讚。郡國之書、由是而作。魏文帝又作列異、以序鬼物奇怪之事。嵇康作高士傳、以敘聖賢之風。因其事類、相繼而作者甚衆、名目轉廣、而又雜以虛誕怪妄之說。推其本源、蓋亦史官之末事也。載筆之士、刪採其要焉。魯・沛・三輔、序贊竝亡、後之作者、亦多零失。今取其見存、部而類之、謂之雜傳。

とあり、雑伝書に対する認識が示されている。ここでは、前漢の阮倉が『列仙図』を成し、劉向が『列仙伝』、『列士伝』、『列女伝』を作るも、それは各々の好むところにより性急に作成されたもので、正史には入らないとする。また、後漢の光武帝の詔により編纂がはじ

³³ 「四部分類と史籍」（『東方学』八四、一九九二年）参照。

³⁴ 古勝隆一氏（『隋書』経籍志史部と『史通』雑述篇（『東方学報（京都）』八五、二〇一〇年）は、魏晋以降に発展した史学と漢代以前の「史」による著作とを同一に「史学」として扱うこととの問題について言及する。

まった郡国の書や、魏の文帝の『列異伝』、嵇康の『高士伝』を継いで編まれた種々の書には、怪しげな説もまじっており、その起源をたどれば「史官の筆のすさび」であろう、とする。また、その作品の多くは散佚してしまったので、現存しているものをあげて分類し、「雑伝」としている。では、ここでいう「雑」とはいかなる意味で使用されているのであろうか。雑伝の「雑」の意を明らかにすることで、『隋書』経籍志のなかにある人物伝に対する意識を顕在化させ、そのうえで、『隋書』経籍志史部雑伝収載の書を「雑伝書」として研究対象とすることの有効性を確かめておきたい。

そこで、この「雑」に検討を加えるにあたり、同じく『隋書』経籍志史部で「雑」の字を関する「雑史」をみておきたい。その序には、

自秦撥去古文、篇籍遺散。漢初、得戰國策。蓋戰國遊士記其策謀。其後陸賈作楚漢春秋、以述誅鋤秦・項之事。又有越絶。相承以爲子貢所作。後漢趙曄、又爲吳越春秋。其屬辭比事、皆不與春秋・史記・漢書相似。蓋率爾而作、非史策之正也。靈・獻之世、天下大亂、史官失其常守。博達之士、愍其廢絶、各記聞見、以備遺亡。是後羣才景慕、作者甚衆。又自後漢已來、學者多鈔撮舊史、自爲一書、或起自人皇、或斷之近代、亦各其志、而體制不經。又有委巷之説、迂怪妄誕、眞虛莫測。然其大抵皆帝王之事、通人君子、必博采廣覽、以酌其要、故備而存之、謂之雜史。

とあり、「雑伝」（「率爾にして作り、正史に在らざるなり」）と同様に、「率爾にして作り、史策の正に非ざるなり」と、性急に作成されたものであり、正史ではないとの見解が示されている。つぎに、これも「雑伝」（「雑うるに虚誕怪妄の説を以てす」）とよく似た評価として、「委巷の説有り、迂怪妄誕」と、巷間の説が含まれており、その内容には怪しげなものが混じっているとす。

このことから、「雑伝」・「雑史」としてさまざまな書を収載した理由をみると、「雑伝」は、怪しげなものが混じっているとしながらも、「載筆の士は、刪りて其の要を採る」と、そのなかには採るべきものも含まれているとの理由で、「雑史」は、有識者は怪しげなものであっても、「必ずや博采廣覽し、以て其の要を酌む」はずであるから残したと、その収載するにいたった理由が述べられている。このことから『隋書』経籍志は、「眞虚測るなし」とされる書物を分類するにあたり、「眞」・「虚」の判断を「載筆の士」に委ね、「眞」（採るべき説）と「虚」（雑駁な説）を入り混ぜて収載していることがわかる。すなわち「雑」には、「眞・虚」をまぜて収載した、との意³⁵が込められていると考える。

このように『隋書』経籍志史部雑伝が、玉石の入り交じったさまざまな伝をまとめて「雑伝」として収載したとするならば、ここに一つの疑問が生じる。それは、さきにみたように『隋書』経籍志史部雑伝に収載されている人物伝を「雑伝書」と一括して議論することの有効性への疑問である。なぜなら、これまで同様の歴史的性格を持ったものとして研究されてきた「雑伝書」は、うえてみたように、かならずしも同じ歴史的性格をもった書と

³⁵佐野前掲論文は、この「雑伝」という言葉の由来について検討を加えている。

して認識され分類されたわけではなく、それぞれに異なったものであった可能性があるからである。

三 人物伝研究における『史通』雑述の位相

『史通』原序³⁶によれば、劉知幾は長安二年（702）、著作佐郎に任じ、国史の編纂も兼任していた。つづいて左史となり門下省で起居注の執筆を行っている。その後しばらく史官を離れるものの、中宗の即位ののち、著作郎に任じられ再び修史を行っている。劉知幾の回顧するところによると、劉知幾は二帝に仕え、ながらく書籍を扱う役所で、記録を掌る立場にあり、景龍四年（710）に『史通』を成著している。このことから、劉知幾が目にした多くの書籍は、『隋書』経籍志と同じく王朝所蔵の書籍であったことが確認できる。

以下では、『史通』にみえる人物伝への認識に分析を加えたいのであるが、まず、史書に対する劉知幾の考え方をみておきたい。『史通』六家第一には、

古往今來、質文遞變、諸史之作、不恆厥體。權而爲論、其流有六。一曰尚書家、二曰春秋家、三曰左傳家、四曰國語家、五曰史記家、六曰漢書家。

と、古の史体を六種に分類している。つぎに人物伝に対する評価についてみると、『史通』雑述第三四には、

爰及近古、斯道漸煩。史氏流別、殊途并驚。權而爲論、其流有十焉。一曰偏紀、二曰小錄、三曰逸事、四曰瑣言、五曰郡書、六曰家史、七曰別傳、八曰雜記、九曰地理書、十曰都邑簿。

と、うえてみた六つの史書以外のものを10種に分類している。そこでは、

汝・潁奇士、江・漢英靈、人物所生、載光郡國。故郷人學者、編而記之。若圈稱陳留耆舊・周斐汝南先賢・陳壽益都耆舊・虞預會稽典錄、此之謂郡書者也。

と、「郡書」（本稿でいうところの「耆旧伝」「先賢伝」）として周斐『汝南先賢伝』・陳寿『益都耆旧伝』等をあげ、

郡書者、矜其郷賢、美其邦族、施於本國、頗得流行、置於他方、罕聞愛異。其有如常璩之詳審、劉昫之該博、而能傳諸不朽、見美來裔者、蓋無幾焉。

と、「郡書」は郷里の学者の手によるものであり、その編纂の目的は郷里を誇るものである³⁷との認識が示されている。

³⁶長安二年、余以著作佐郎兼修國史、尋遷左史、於門下撰起居注。會轉中書舍人、暫停史任、俄兼領其職。今上（中宗）即位、除著作郎・太子中允・率更令、其兼修史皆如故。又屬大駕還京、以留後在東都。無幾、驛徵入京、專知史事、仍遷秘書少監。自惟歷事二主、從宦兩京、遍居司籍之曹、久處載言之職。昔馬融三入東觀、漢代稱榮、張華再典史官、晉朝稱美。嗟予小子、兼而有之。是用職思、其憂、不遑啓處。嘗以載削餘暇、商榷史篇、下筆不休、遂盈筐篋。於是區分類聚、編而次之。

³⁷夫郡國之記・譜牒之書、務欲矜其州里、誇其氏族。讀之者、安可不練其得失、明其眞僞者乎。至如江東

「家史」については、

高門華胄、奕世載德、才子承家、思顯父母。由是紀其先烈、貽厥後來。若揚雄家諫・殷敬世傳・孫氏譜記・陸宗系歷。此之謂家史者也。

と、富貴・貴族の子弟が代々徳を重ね、徳才を兼ね備えた人が跡を継ぐと、父母を顕彰することを考える。そこで祖先の事蹟を記し後代にその事蹟を残そうとする。それが、揚雄『家諫』・殷敬『世傳』といった書物であるという。また、以下に、

家史者、事惟三族、言止一門、正可行於室家、難以播於邦國。且箕裘不墮、則其錄猶存、苟薪構已亡、則斯文亦喪者矣。

と、その内容は、一族内にとどまる内容であり、全土へ広がる（全国に伝えられていく）ことは難しく、その家が栄えていれば記録は残るが、その家が滅びれば、その記録も亡んでしまうものであるとの認識が示されている。

同じく『隋書』経籍志雑伝に収載されている『列女伝』や『逸民伝』については、

賢士貞女、類聚區分、雖百行殊途、而同歸於善。則有取其所好、各爲之錄。若劉向列女・梁鴻逸民・趙采忠臣・徐廣孝子、此之謂別傳者也。

と、「別伝」として分類し、かかる書は著者の関心により記録されたものであるとする。ここから劉知幾は、本稿でとりあげる「別伝」とは異なった書を対象としていることがわかる。ただ、阮倉の『列仙図』、劉向の『列仙伝』、『列士伝』、『列女伝』に対し、「皆な其の志尚に因り」とする『隋書』経籍志史部雑伝序の評価とは通底する。また、

別傳者、不出胸臆、非由機杼。徒以博採前史、聚而成書。其有足以新言加之別說者、蓋不過十一而已。如寡聞末學之流、則深所嘉尚。至於探幽索隱之士、則無所取材。

と、「別伝」は著者自身から生み出されたものではなく、前史から集めてきて編纂したもので、そこに新たに付け加えられるものは十の一つにすぎないとする。

最後に、劉知幾は正史以外の史書について、

於是考茲十品、徵彼百家、則史之雜名、其流盡於此矣。至於其間得失紛糅、善惡相兼、既難爲覩縷。故粗陳梗概。

と、これらの書のなかには良書・悪書が入り乱れ、評価も定まらず詳しくは述べることができないので、概観だけを述べるにとどめたとする。

以上、『隋書』経籍志史部雑伝と『史通』雑述からおもに漢晋期に流行をみた人物伝に対する評価・認識を見てきたのであるが、ここからは二つのことが指摘できる。

一つは両者とも人物伝を正史に比べ、問題有りとしながらも、見るべき内容もあるため「史」書として収録・認識するという態度である。ただ、『史通』に比べ『隋書』経籍志のほうがよりおおまかにさまざまな書を収載していることが指摘できる。

では、なぜ正史に比べ問題がある「史」書であるとの認識が生まれたのであろうか。こ

五僞、始自會稽典錄、潁川八龍出於荀氏家傳、而修晉漢史者、皆徵彼虛譽、定爲實錄。（『史通』第一五采撰）

れを考えるには、そもそも古来中国では、「史」書とはどのようなものであると認識されていたのかを明らかにしておく必要があると考える。

川勝義雄氏は、「中国の史書に見られる大きな特色は、強烈な倫理的批判であり、執拗なまでの倫理的政治的考察である。伝統的な「史の直筆」の観念そのものが、倫理的動機によるように、いわゆる「春秋の大義」に由来する「義」の追求と強調が、あきあきするほどくりかえされることを、われわれは中国の史書において見るだろう」³⁸と、中国における歴史叙述の特色についてその倫理的な側面（「春秋の大義」）に注目している。また、安田二郎氏は、「現実の政治や社会との受動・能動の緊張関係は、歴史学が有する本来的な特質なのであって、『春秋』の例をことさらひくまでもなく、その人が生きる時代に対する批判精神こそが、歴史著述・編纂へとうながす根底の動機にほかならず、人々にとって著述・編纂はそれが対象とした王朝史なり時代史に仮りた「現代」批判の書なる性格を帯有する。私撰か勅撰か、故人によるか史局体制下のそれか等々、従事する立場や環境に応じて、確かに少なからぬ違いが見出されるが、かかる性格は基本的に一貫し通底しているように思われる」³⁹と、歴史叙述の帯びる批判精神を指摘する。

事実、『史通』曲筆第二五には、「蓋史之爲用也、記功司過、彰善瘴惡、得失一朝、榮辱千載。」と、善を誉め悪を貶めるといふ、春秋の義にそくした史書の倫理的役割が記されており、劉知幾もまた「史」書に倫理的批判としての役割を見いだしていることがわかる。

ただ注意すべきは、川勝氏が、「杜預以前には、『春秋』が史書の模範であるという考え方はない。そもそも史書という観念そのものが明確でなかった。」と述べるように、西晋の杜預以前に、編者のなかに「史」書という明確な意識はなかったと思われる点である。とすれば、杜預以前の編者が「史」書と意識せずに記した書を「史」書として扱うことは、編者が生きた時代の実像と乖離したものになるのではなからうか。すなわち、「史」書という観念そのものが確立していない後漢期に編纂された人物伝を、魏晋以降の人物伝と同列に議論することは問題であるといわざるを得ない。これは従来の人物伝研究において欠けていた視点であると考ええる。

いま一つは、つとに内藤湖南氏が、「劉知幾は従来の歴史の由って起る所により、隋書経籍志は現在ある所の歴史によって分類したのである。勿論劉知幾も正史という語を使用しているが、(古今正史篇)彼の所謂正史は隋書経籍志の正史とは異なり、その中には単に紀伝体のみならず、時としては編年体も含んでいる。隋書経籍志と史通の出来た年代には大差がないが、その分類はかくの如く相違している」⁴⁰と指摘するように、両者の分類・認識には少なからぬ異同があることである。これは、【表】にあるように、『隋書』経籍志で

³⁸川勝義雄『中国人の歴史意識』（平凡社、一九九三年、四一・四二頁）参照。

³⁹安田二郎代表『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』（平成4・5年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告、一九九四年）参照。

⁴⁰『支那史学史』（平凡社、一九九二年、一九八頁）参照。

は「史」部ではなく「子」部小説に収載されている劉義慶『世説』・裴栄期『語林』などが、『史通』では、「史」書的一种である「瑣言」と認識されていることから明らかである。このことは、『隋書』経籍志の書目分類が必ずしも唐代において絶対的な書目分類でなかったこと、と同時に当時すでに人物伝が編まれた本来の意味が正確に認知されていなかったことをも示しているといえる。このことも『隋書』経籍志史部雑伝に収載されている人物伝を「雑伝書」としてとらえる場合に注意すべき点であると考えられる。

むすびにかえて

これまでの各人物伝に対する認識は、その史料性格に起因するものであるが、それぞれの叙述内容から導き出されたというよりは、『隋書』経籍志や『史通』の認識、またすでに明らかにされている漢晋期の政治的社会的状況が前提となって形作られてきたように感じられる。そのうえで王朝史との比較でその史料価値が下されてきた。

本稿は『隋書』経籍志史部雑伝に収載された人物伝が、漢晋期に特徴的な歴史的性格を有していたことに疑義をはさむものではない。漢晋期に集中的に編纂が行われた人物伝が、当該時期に編纂された王朝史と同様、その社会と密接に関わりを持ち記された書であったことは容易に推測がつく。しかし、そこに王朝史と同様の役割（春秋の義・現代批判の書）を見だし検討を加えることが、漢晋期の社会をうかがううえで、はたして有効な手段といえるのであろうか。史書の基準が王朝史（紀伝体・編年体）である以上、かかる人物伝の評価は、たとえば、正史列伝に比べて劣るといって、低い評価にならざるを得ない。これはすでに『隋書』・『史通』のなかに顕在化する意識であるが、「史」書という前提のもとに人物伝を研究する限り、この評価からは逃れることはできない。

いま「特定のジャンルの作品が、ある一つの時代に集中して産み出されるという現象が見られるとき、その根本の原因は、そうした作品に共通する形態とそこに盛られる内容とが、その時代に特有な社会のしくみや人々の価値観を結晶化して表明するのに適合していることにあったと考えることができよう」⁴¹という小南一郎氏の言葉を想起するならば、人物伝もまた当該社会のありようと密接な繋がりを持ち、当該社会の歴史的特質を著すものであったと考えることができる。ここでは、「史」書の優劣という問題設定ではなく、そもそも人物伝が漢晋という時代のなかでなぜ簇出したのかが問われなければならないであろう。

また、漢晋期を通じて当該社会の人士に人物伝が『隋書』経籍志や『史通』の認識と同様に、「史」書として認識されていたとするならば、王朝史でない「史」書のあり方について再検討しなければならないであろう。加えて、当時、「史」書は広汎な人々によって書き記されたものであり、当時の史学を「貴族の史学」であったと、その担い手を世族大族・

⁴¹小南一郎「干宝「捜神記」の研究」上（『東方学報』京都六九、一九九七年）参照。

貴族に一元化することについても再考の余地があると考え。

以上のことをふまえ、各人物伝ごとにその佚文を基礎として、その編纂時期を後漢・三国・西晋・東晋期の四時期に区分し、時期ごとに検討を加えることで、『隋書』経籍志や『史通』で欠落している「史」確立以前の「史」書に対する認識(後漢期に編まれた人物伝の位相)と、「史」が独立したその後の時代との連続性がより明確になる。このような手法をとることで、漢晋期に集中的に編纂された各人物伝は、いまだ可能性を秘めている史料であるといえる。

【表三】『史通』雜述篇と『隋書』經籍志

	『史通』雜述		『隋書』卷三三經籍志	備考	
1	偏記	陸賈『楚漢春秋』	雜史	『楚漢春秋』九卷 陸賈撰	
		樂資『山陽載記』	雜史	『山陽公載記』十卷 樂資撰	
		王韶之『晋安陸(帝)紀』	古史	『晋紀』十卷宋吳興太守王韶之撰	『宋書』卷60王韶之伝「軀自書寫、太元、隆安時事、小大悉撰錄之、韶之因此私撰『晋安帝編年』。」
		姚最『梁昭後略』	古史	『梁後略』十卷 姚勳	『周書』卷47姚僧暹伝、附次子(姚)最伝「撰『梁後略』十卷、行於世。」
2	小録	戴逵『竹林名士』	雜伝	『竹林七賢論』二卷 晋太子中庶子戴逵撰	
		王粲『漢末英雄』	雜史	『漢末英雄記』八卷 王粲撰	
		蕭世誠『懷旧志』	雜伝	『懷旧志』九卷 梁 元帝撰	
		盧子行『知己伝』	雜伝	『知己伝』一卷 盧思道撰	
3	逸事	和嶠『汲冢紀年』	古史	『紀年』二十卷	
		葛洪『西京雜記』	舊事	『西京雜記』二卷	
		顧協『瑣語』	子部小說	『瑣語』一卷 梁金紫光祿大夫顧協撰	
		謝綽『拾遺』	雜史	『宋拾遺』十卷 梁少府卿謝綽撰	
4	瑣言	劉義慶『世説』	子部小說	『世説』八卷 宋臨川王劉義慶撰	
		裴榮期『語林』	子部小說	『語林』十卷 東晋士裴啓撰。亡	
		孔思尚『語録』	雜史	『宋齊語録』十卷 孔思尚撰	
		陽玠松『談藪』	子部小說	『解頤』二卷 陽玠松撰	『隋志』校勘記「陽玠松、原作「楊松玠」。姚考：『史通』雜述篇及『直齋書錄解題』史部傳記類載、陽玠松著『談藪』二卷、此處『解頤』即『談藪』之異名。」
5	郡書	園稱『陳留耆旧』	雜伝	『陳留耆旧伝』二卷 漢魏郡園稱撰	
		周斐『汝南先賢』	雜伝	『汝南先賢伝』五卷 魏周斐撰	
		陳壽『益部耆旧』	雜伝	『益部耆旧伝』十四卷 陳長壽撰	
		虞預『会稽典録』	雜伝	『会稽典録』二十四卷 虞豫撰	
6	家史	揚雄『家諫』			『文選』卷46「王文憲集序」引く『七戲』に「子雲家諫」
		殷敬『世伝』			『旧』譜牒：『殷氏家伝』十卷殷敬等撰、『新』雜伝：『殷氏家伝』三卷殷敬
		孫氏『譜記』			『旧』・『新』譜牒：『孫氏譜記』十五卷
		陸宗『系歴』			『新』譜牒：『吳郡陸氏系譜』一卷 陸景獻
7	別伝	劉向『列女』	雜伝	『列女伝』十五卷 劉向撰、曹大家注	
		梁鴻『逸民』			皇甫廬『高士伝』序・『後漢書』列伝79梁鴻伝「仰慕前世高士、而為四皓以來二十四人作頌。」
		趙采『忠臣』			
		徐広『孝子』			『旧』雜伝：『孝子伝』三卷徐広撰
8	雜記	祖台『志怪』	雜伝	『志怪』二卷 祖台之撰	
		干宝『搜神』	雜伝	『搜神記』三十卷 干宝撰	
		劉義慶『幽明』	雜伝	『幽明録』二十卷 劉義慶撰	
		劉敬叔『異苑』	雜伝	『異苑』十卷 宋給事劉敬叔撰	
9	地理書	盛弘之『荊州記』	地理	『荊州記』三卷 宋臨川王侍郎盛弘之撰	
		常璩『華陽國志』	類史	『華陽國志』十二卷 常璩撰	
		辛氏『三秦』			『後漢書』列伝57李膺伝李膺傳注引く『辛氏三秦記』
		羅含『湘中』			『水經注』卷38、『太平御覽』卷39・49等に『羅含湘中記』の引用有り
10	都邑簿	潘岳『關中』			『旧』：『關中記』一卷潘岳撰
		陸機『洛陽』	地理	『洛陽記』一卷 陸機撰	
		『三輔黃圖』	地理	『黃圖』一卷	
		『建康宮殿』			『太平御覽』卷176に『建康宮殿簿』なる書がある

※空白=未著録

『旧』=『旧唐書』經籍志、『新』=『新唐書』藝文志

【表1】『隋志』により作成

隋志		經	史	子	集
	部数	627	817	853	554
	卷数	5,371	13,264	6,437	6,622
	部数(実数)	644	812	1,177	600
	卷数(実数)	5,456	13,220	11,897	6,624

【表2】『阮孝緒『七録』(上), 『隋志』史部]

七録	記伝録	国史	注曆	旧事	職官	儀典	法制	偽史	雜伝	鬼神	土地	譜状	簿録		計
	種数	216	59	87	81	80	47	26	241	29	73	42	36		1020
	卷数	4596	1221	1038	801	2256	886	161	1446	205	869	1064	338		14888
隋志	史部	正史	古史	雜史	霸史	起居	旧事	職官	儀注	刑法	雜伝	地理	譜系	簿録	計
	部数	67	34	72	27	44	25	27	59	35	217	139	41	30	812
	卷数	3083	666	917	335	1189	404	336	2029	712	1286	1432	360	214	13220

正史・古史以外に魏晉期の書目と『隋志』の間にみえる相違では、「鬼神」が挙げられる。梁阮孝緒撰『七録』で、一分類として存在した「鬼神」の部が、『隋志』で省かれたということから、唐初には「鬼神」が史部の一類目として認識されていないことを示すのではなかろうか。

【表3】『隋志史部雜伝』(佐野誠子「雜伝書としての志怪書」『日本中国学会報』54, 2003, 80頁)

分類	耆旧	高隱	孝友	忠節	名士	雜伝	家伝	童子	交遊	列女	僧侶	神仙	鬼神	合計
数量	39	11	9	6	9	8	30	2	5	13	12	24	39	207

【表4】『隋志史部雜伝』(逸耀東《魏晉史學的思想與社會基礎》97頁)

分類	郡書	家史	類伝	別伝	仏道	志怪	合計
隋志	36	28	63	6	38	36	207
輯補	15	39	24	205	3		286
合計	51	67	87	211	41	36	493

- ・ 小林昇：①先賢・耆旧・高士・列女 ②別伝、家伝 ③列仙・道士・高僧 ④列異・搜神記
(「魏晉時代の傳記と史官」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』7, 1973)
- ・ 重澤俊郎：①地域別有名人を対象とした記録 ②別伝・家伝 ③同一の性格をもつ伝を集めたもの ④列異・搜神記
(「文献目録を通して見た六朝の歴史意識」『東洋史研究』18-1, 1959)

伊藤敏雄(編)

石刻史料と史料批判による魏晉南北朝史研究

平成22～26(2010～2014)年度科学研究費補助金(基盤研究(A))

「石刻史料と史料批判による魏晉南北朝史の基本問題の再検討」

(課題番号22242022)成果報告書

平成27(2015)年3月25日発行

編集・発行：研究代表者 伊藤敏雄(大阪教育大学)

〒582-8582 柏原市旭ヶ丘4-698-1 大阪教育大学

印刷所：アイジイ

〒531-0072 大阪市北区豊崎7-7-2